

新隊員教程

——第一冊——

教範研北全編

斗格劍分 18

新
五

19 器具の操作 展示

人參校

卷八

This image shows a blank, aged, light brown page, likely an endpaper or flyleaf of a book. The paper has a textured, slightly mottled appearance with subtle variations in color and some minor wear or discoloration, characteristic of old paper. There is no text or other markings on the page.

新隊員教程

(改訂版)



教範研究会編

改訂にあたって

国土防衛の意気に燃え、期待に胸をおどらせながら初めて管門をくぐる新入隊員諸君に対して、分りやすく適切で、しかも訓練にかんするすべての教育事項を網らしたポケット版参考書を贈りたいというのが、弊社のかねてからの久しい念願でありました。このため、とくに社内に教範研究会をつくって訓練の基礎事項の研究を進めると同時に、各新隊員教育隊における教育のやり方及びその内容程度を実地に調査研究して参りました。かくて 32 年 9 月ようやく第 1 版上梓の運びに立ち到った次第ですが、上梓と同時に各新隊員教育隊の絶大なる御支援を忝くし、採用の栄を賜わったことは望外の喜びであります。

「新隊員教程」は教範に厳密に準拠しつつ、さきに陸幕が定めた「陸上自衛隊の部隊等における訓練実施にかんする達」及び「訓練課目表」に基づき、陸幕・第 1 管区総監部及び各教育隊の教授計画を参照して、10 週間にわたる全教育(訓練)事項を簡明・適確にまとめたものであります。この度お贈りする改訂増補版第 1 版上梓以来寄せられた各教育隊の懇切なる御助言に基づき、更に一段と内容を充実させたものであります。

この小冊子が、共通基本訓練用として前期の新隊員諸君にとつてはもちろんのこと、後期における本技基本訓練用としても、最も權威ある、かつ最も簡便な訓練必携であることを信じて疑いません。願わくばこの教程が、昇任を目ざして一路前進するすべての隊員諸君のよき伴侶とならんことを！

昭和 35 年 3 月

教 範 研 究 会

新隊員教程（改訂版）目次

第1編 訓練編

第1章 徒歩教練

第1節 基本教練總則	3
第2節 各個教練	5
第3節 部隊教練	16

第2章 戰闘訓練

〔第1〕 昼間各個戰闘訓練

第1節 要 則	
第2節 隱蔽・掩蔽	36
第3節 運 動	36
第4節 射 擊	48
第5節 射撃を伴う発進停止	49
第6節 突 撃	51
第7節 隊員相互の協同連けい	53ノ 2
第8節 監視・観測	53ノ 4

〔第2〕 夜間各個戰闘訓練

第1節 概 説	53ノ 13
第2節 企図の秘匿	53ノ 15
第3節 視覚・聴覚の訓練	53ノ 18
第4節 運 動	53ノ 27
第5節 射 擊	53ノ 29
第6節 突 撃	53ノ 30
第7節 方位の判定・方向の維持	53ノ 33

〔第3〕 分隊戦闘訓練	53/35
第1節 要 則	57
第2節 攻 撃	64
第3節 防 禦	69
第3章 銃剣格闘訓練	69
第1節 要 則	70
第2節 基本動作	73
第3節 応用動作	78
第4節 仮標刺突	78
第2編 火 器 編	
第1章 口径30M1型ライフル	
〔第1〕 通 則	81
第1節 小銃訓練の重要性	81
第2節 概 説	81
〔第2〕 技術訓練	83
第1節 分解・結合	85
第2節 普通分解及び結合	92
第3節 特別分解及び結合	98
第4節 機 能	106
第5節 故障及び故障排除	108
第6節 保存と手入れ	114
第7節 弾薬及び付属品	114
〔第3〕 射撃術訓練	119
第1節 要 則	120
第2節 射撃予習	120

第3節 基本及び応用射撃	156/36
第4節 危害予防	156/56
第2章 口径30M1918A2型ブローニング自動銃	
〔第1〕 技術訓練	157
第1節 要 則	159
第2節 分解・結合	161
第3節 構造機能	168
第4節 故障及び故障排除	172
第5節 保存手入れ	175
第6節 弾 薬	175
〔第2〕 射撃術訓練	177
第1節 照準練習	180
第2節 姿勢練習	183
第3節 撃発練習	184
第4節 照準具測合練習	184
第5節 測合、照準、撃発練習	185
第6節 弾倉交換練習	186
第7節 総合練習	188
第8節 照準具の修正	191
第9節 基本射撃	193
第10節 危害予防	193
第3章 手 榴 弾	
〔第1〕 技術訓練	196
第1節 要 則	196
第2節 構造機能	197
第3節 各種手榴弾の性能	197

6 目 次

第4節 通信機材	333
第6章 衛 生	338
第1節 個人衛生	341
第2節 救急法	347
第3節 野外衛生	350
第7章 対化学	351
第1節 要 則	357
第2節 化学剤	361
第3節 生物剤	365
第4節 放射能剤	366
第5節 特殊科学剤の使用手段	386
第6節 各個防護資材の概要	377
引用した教範と参考書	378
付録1. 小銃分隊の戦闘隊形	381
付録2. 手信号	385
付録3. 本書に出ている教範漢字とよみ方	385
付録4. 体力測定判定グラフ	385
付録5. 自衛隊体操の1例	巻末

第 1 編

訓 練 編

第1章 徒歩教練

第2章 戦闘訓練

第3章 銃剣格闘訓練



第1章 徒歩教練

第1節 基本教練總則

1. 意義及び範圍

基本教練とは、主として戦闘に直接関係のない基礎的な教練をいう。基本教練は徒歩または車両をもつて行すが、新隊員に必要なのは徒歩教練のみであり、そのうち、各個訓練を完成し、部隊教練については、中隊までをほぼ完全に習得する範圍である。

2. 基本教練の目的

基本教練の目的は、隊員及び部隊を訓練して諸制式に熟練させるとともに、精神を鍛練し各種の任務を遂行するための基礎を作るにある。

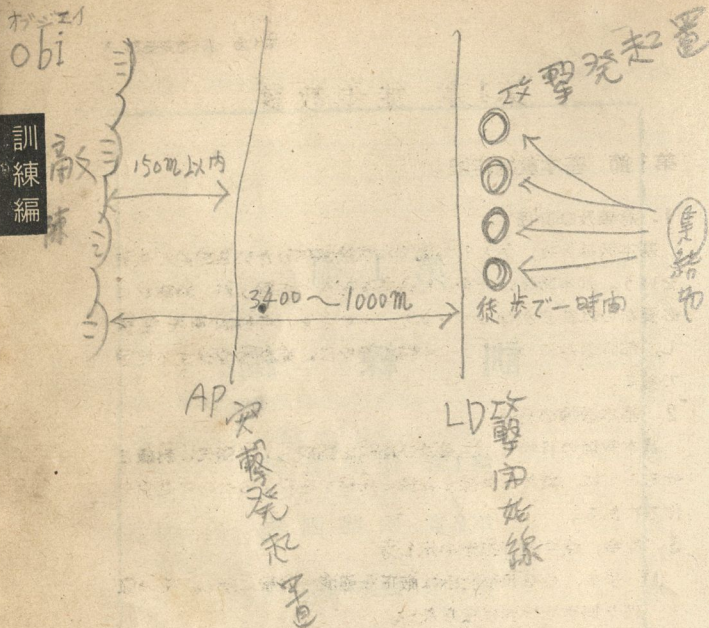
3. 号令、命令及び指示の示し方

(1) 号令、命令及び指示は厳正な態度で明確に示し、その徹底を期さなければならない。

(2) 号令は通常予令と動令とからなる。

a. 予令は、号令の前の部分で、実施すべき行動または隊形等を示し、動令は号令のあとの部分で行動に移るときにかけるものである。たとえば「前へ進め」における「前へ」が予令で、「進め」が動令である。通常予令は明瞭に長く、動令は短切に強く発声する。ただし予令で一斉に動作をさせる場合には、予令も短切に強くする必要がある。

b. 予令と動令の区分のない号令がある。たとえば「集れ」



obi

訓練編

「氣をつけ」「休め」等である。

- (3) 指揮官が命令、指示をあたえ、または号令をかけるときは通常部隊に面して行う。
- (4) 行進間の号令は、足が地につくとき動令をかける。

4. 用語の意義

(1) 単位

部隊の一部を形成する個人または部隊をいう。

(2) 距離

同一線上に縦に並んだ単位間の間隔をいう。隊員の距離は前の者のかかとから後の者のかかとまでを測る。徒歩教練における各列（及び隊員）の距離は約1mである。部隊相互間の距離は、前方部隊の最後の列から後方部隊の最前列までを測る。

(3) 間隔

同一線上に横に並んだ単位間の間隔をいう。隊員の間の間隔は右方の隊員の左肩から左側の者の右肩までである。徒歩教練における各隊員間の間隔は通常片手を水平にあげた長さ（正常間隔）である。また間隔をつめたときは手を腰に上げた長さ（短間隔）である。部隊相互間の間隔は右側部隊の左翼から左側部隊の右翼までを測る。

(4) 歩幅

徒步行進の一步の長さで各人のかかとからかかとまでを測る。速足は約75cmとし、駆け足は85cmを基準とする。

(5) 徒步行進速度

1分間に行進する歩数をいい、速足は118歩、駆け足は170歩を基準とする。

- (6) 銃の前後 銃口のほうを前、床尾のほうを後という。

銃の上下 照準具の側を上、反対側を下という。

銃の左右 照準具を上にして床尾より銃口に向つてい

う。

5. 符号

この教程中の図示に用いる符号は、第1図のとおりである。

●	小隊長	○	小銃手
●	分隊長	○	伝令
○	副分隊長	↑	自動銃手
○	小隊陸曹		

第2節 各個教練

第1図

1. 各個教練の目的及び主眼

- (1) 各個教練の目的は、個人を錬成し、部隊教練の基礎を作るにある。
- (2) 訓練の主眼は、規律心を養い、確實軽快な動作に習熟させ、厳正な態度を身につけさせるにある。

2. 停止間の動作

(1) 不動（氣をつけ）の姿勢

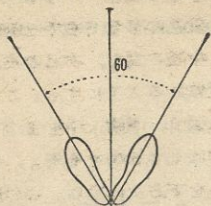
不動の姿勢は隊員の基本姿勢で、正しく、しかも氣勢が充実し、いかなる号令にも直ちに應じられるものでなければならない。

号令……『氣をつけ』

号令で、両かかとをつけて同一線上にそろえ、つま先は約60度に等分に開く（第3図）。ひざは固くしないでまっすぐに伸ばし、体重をかかとと足の親指のつけねのふくらみに平均にかけ、上体を腰の上に落ちつけ、胸を張り、両肩を一樣に下げる。腕は垂直にたれ、手の甲を外にし、親指を人さし指と中指の上にして軽く握り、ひじと手首を軽く体に接する。あごを引き、頭と首をまっすぐに保ち、口を閉じ前方を直視して目を動かさない（第2図）。



第2図 不動の姿勢



第3図 不動の姿勢における足の開き

(2) 休めの姿勢

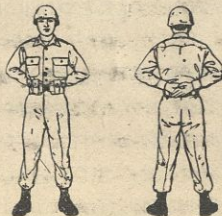
休めの姿勢には「整列休め」「休め」の二つがある。整列休めは気をつけの姿勢からのみ行う。

a. 整列休め 号令……「整列休め」

号令で左足を約25cm左へ活発に動かし、両ひざを軽くのばし、体重を左右の足に平均にかける。同時に手は後で弾帯の上に重ねて組む。この際手のひらは後に向けて開き、左手の親指と四指で右手を軽く握る。この姿勢は通常儀式等に用い、話をしたり動いてはならない(第4図)。

b. 休め 号令……「休め」

号令でまず整列休めの姿勢をとり、その後は足を動かしたり、手をたれてもよいが、片足は常に元の気をつけの姿勢の位置におき、許可なく話をしてはならない。

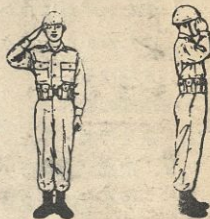


第4図 整列休めの姿勢

(3) 敬礼

a. 挙手の敬礼 号令……「敬礼」「直れ」

敬礼の号令で右手を軽快に直路を経てあげ、人さし指と中指の間を、右目の右上と帽子のひさしとの交差点付近になるようにする。この際上腕は、おおむね水平に横に張り、下腕と手をまつすぐに伸ばして五指をそろえ、手のひらを下方に向ける。この動作と同時に頭を受礼者(受礼点)に向け、受礼者の目または受礼点に注目する(第5図)。「直れ」の号令で手を元の位置にもどすと同時に頭を正面に復す。



第5図 挙手の敬礼

b. 頭右(中)(左)

号令……「頭右(中)(左)」

頭(右)(左)の号令で、目を動かすことなく、頭を右(左)へ約45°軽快に回し受礼者(受礼点)に注目する。「直れ」の号令で旧に復する。「頭中」にあつては各人適宜の角度で頭を回し、受礼者(受礼点)に注目する。

(4) 方向変換

a. 右(左)向け 号令……「右(左)向け右(左)」

第1挙動で左(右)かかとと右(左)つま先きをわずかに上げ、左(右)足の親指のつけねのふくらみに力を加え、右(左)かかとで右(左)へ90度回る。第2挙動で左(右)足を右(左)へ引きつける。

b. 半ば右(左)向け

号令……「半ば右(左)向け右(左)」

号令で右(左)向けの要領に準じて、体の方向を45度か

える。45度以外の方向変換の場合は、目標を示したのち
号令をかける。要領は「目標〇〇、半ば右(左)向け右(左)」
である。

c. 回れ右 号令……「回れ右」

号令で右足をその方向に、体重が前に残らぬように足
先をわずかに左かかとより離れるように引き、体重をか
けた両かかとでうしろに回り、右かかとを左かかとに引
きつける。

3. 行進間の動作

(1) 速足行進・停止

a. 前進 号令……「前へ進め」

号令で体重を目立たないように右足に移し、動令で左
足から約75cmの歩幅で前進する。腕は前方へ約30cm、
後方へ約15cm自然に前後にふる。

b. 停止 号令……「分隊止れ」

号令で更に一步踏みだし、次に後の足を引きつけて停
止する。

(2) 右(左)向け前進 号令……「右(左)向け前へ進め」

これは停止間より行進を起すと同時に右(左)へ方向変換
する動作である。

右に発進する場合は、左足先を内側にして約半歩踏みだ
し、ついで右足を新行進方向に踏み出す。

左に発進する場合は、左足を1歩前方に踏みだし、次に
第2歩目(右足)を、足先を内側にして約半歩踏みだし、左
足を新行進方向に踏み出す。

所望の方向(目標)に向つて発進する場合は、方向目標を
示したのち、上記の号令をかける。

(3) 右(左)向け停止 号令……「右(左)向け止まれ」

これは停止と同時に右(左)に向く動作であるが、まず号
令で左(右)足先で新方向に向けて約半歩前に踏みだし、つ
いで右(左)足を引きつけて停止する。

所望の方向目標に向つて停止する場合は、方向目標を示
したのち、上記の号令をかける。

(4) 方向変換

a. 右(左)向け前へ

号令……「右(左)向け前へ進め」

左(右)足先を内にして約半歩踏みだし、次に右(左)足を
新行進方向に踏み出す。

b. 半ば右(左)向け前へ

号令……「半ば右(左)向け前へ進め」

前項「右(左)向け前へ」と同じ。45度以外の方向変換
には、目標を示したのち、この号令をかける。

c. 回れ進め 号令……「回れ進め」

左足先を内にして約半歩前に踏みだし、両足の親指つ
けねのふくらみを軸に回れ右をし、直ちに左足で踏みだ
す。

(5) 駆け足行進

a. 前進 号令……「駆け足進め」

(a) 停止間から行うときは、号令で手を握り、甲を外に
して両手を腰に上げ、体重を右足へ移し、動令で駆け
足の歩調で踏みだし、腕を前後に自然にふる。

(b) 速足行進中から駆け足に移るときは、号令で両手を
腰に上げ、動令でそのまま1歩踏み出したのち駆け足
にうつる。

b. 駆け足から速足行進にうつるとき

号令……「速足進め」

号令で更にそのまま2歩前進し、両手をおろすと同時に速足行進に復帰する。

c. 停止 号令……「分隊止まれ」

この号令で更に2歩前進し、次に、うしろの足を1歩踏みだし、次の足を引きつけてとまり、次に手を下す。

註 駆け足行進間の諸動作は、速足行進における要領と同じ。ただし速足におけるよりも2歩多く行進したのち動作する。

(6) 足踏み

号令……「足踏み進め」「駆け足足踏み進め」

a. 行進中のときは1歩(駆け足中のときは3歩)前進して足踏みを行う。足は親指のつけねのふくらみを地面から約5cm上げる。腕は行進の場合に準じてゐる。

b. 停止間のときは、左足から速足調または駆け足調で足踏みを行う。

c. 駆け足足踏みの場合は予告で手を腰に上げる。

d. 足踏みからの停止は速足(駆け足)行進の場合と同様である。

e. 足踏みから速足(駆け足)に移るときの号令は「前へ(駆け足)進め」である。

(7) 半歩行進

a. 前進 号令……「半歩に進め」

速足調で速足の半分の歩幅で前進する。

b. 半歩行進から速足行進にうつるとき

号令……「速足進め」

c. 停止 号令……「分隊止まれ」

速足行進のときに同じ。

(8) 足の踏みかえ

号令……「足を替え」

a. 速足行進中は、号令で右(左)足を1歩踏みだし、右(左)かかとの近くに左(右)足先をつけると同時に、右(左)足で踏みだす。

b. 駆け足行進中は、左(右)足はあげたまま右(左)足で更に1回跳躍して、地についたら次の左(右)足から駆け足行進にうつる。

4. 執銃動作

(1) 共通の規定事項

a. 「前へ」「駆け足」「縦隊右」「(左)」等の行進を起すときは、その予告で、別命なくになえ銃を行い、停止のときは「止まれ」の動令で別命なく立て銃をする。

b. 立て銃の姿勢をとっているときの右(左)向け、回れ右、整頓、距離間隔の開閉等は下げ銃で行う。予告で下げ銃をし、停止したら別命なく立て銃に復する。

c. 上記a, b以外の場合は、すべての動作に移る前に武器は、になえ銃、下げ銃、^つ吊れ銃または負え銃の姿勢をとる。このための号令または指示は、次に行う動作の前にかける。

d. 装填をしたとき、またはこれと同じ状態にしなければいけないときは、必ず安全装置をする。それ以外のときは引金ばねの破損を防ぐために常に引金を引いておく。

e. 小銃、自動銃は必要ある場合は吊れ銃の姿勢をとることができる。この際の動作は、カービンの操作に準ずる。負ひもの調節はライフル射撃の場合に準ずる。

f. 小銃操作の各動作は速足行進に対する歩調と同じ歩調で行う。

g. 銃の負ひもは必要のないときは、通常緊張させておく。この場合小指が引金室部の前端に一致するように負ひもとともに握る。(第10図)

h. 銃の操作はとくに規定されない場合には、頭を正面に保つたまま行う。

i. 銃を携行して長時間行進中、肩をかえるときは指揮官の指示による。ただし道足行進中は指示なく肩をかえてもよい。

(2) 不動の姿勢(立て銃の姿勢)

床子を前に向け、床尾板を地上に置き、床尾のかかとを右足先のかたわらにおく。このとき右手首をやや前に出し、親指と四指で前部止め環付近を確実に握り、銃をおおむね垂直に保ち、左手は不動の姿勢の位置に保つ。



第6図 不動の姿勢

(3) 休めの姿勢

号令で左足を活発に約25cm左に動かし、脚をまつぐにして体重を両足へ等しくかける。同時に腕をのばして銃を前に倒す。腕をのばしながら手をすべらせて又銃環の直下を握る。左手は背中にまわし、掌を開いて後方に向け指をそろえて弾帯の上におく(第7図)。



第7図 休めの姿勢

(4) 下げ銃、立て銃

a. 立て銃から下げ銃をさせるとき

号令……「下げ銃」

右腕を曲げて銃を地上約10cm上げて腰にささえ、自然に保つ(第8図)。

b. 下げ銃から立て銃をさせるとき

号令……「立て銃」

静かに銃を地上におろし、立て銃に復する。



第8図 下げ銃

(5) 控え銃、立て銃

a. 立て銃から控え銃をさせるとき

号令……「控え銃」

第1挙動で銃を右手で体の前方約10cmの所に斜めに運ぶ。この際右手が顔の左前にくるまで上げ、銃の左側面を体と並行にし床尾を右腰前におく。同時に左手の指をそろえて引金室部の前を下から握る(第9図①)。



第9図 控え銃

第2挙動で、銃把を右手で上から四指をそろえて握り、右前腕を水平にする。このとき両ひじは身体に接する(第9図②)。

b. 控え銃から立て銃をさせるとき

号令……「立て銃」

第1挙動で右手を銃把からはなし、前部止め環付近を握る。第2挙動で左手をはなし、銃を下げ銃の姿勢に復して左手の指をのばし、銃の剣止め付近に当て、銃を動かさないよ



第10図 引金室部の前端

うにする。この際前腕部及び手首をまつすぐにする。第3拳動で、銃を左手にそえたまま静かに地上へおろし、第4拳動で左手を不動の姿勢の位置へ復する。

(6) になえ銃、立て銃

a. 立て銃からになえ銃させるとき

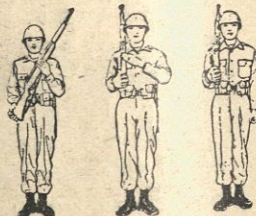
号令……「になえ銃」→43

第1拳動で控え銃の第1拳動の姿勢をとる。第2拳動で右手の人さし指と中指の間に床尾のかかとを入れ、親指と四指で確実に床尾を握る(第11図①)。第3拳動で右手の位置をかえることなく、両手を用いて銃を右肩に上げる。この際左手はその親指と四指をまつすぐのばし、人さし指を尾筒部最後部に接する。銃は照準具を上にして体と平行にし、右腕前腕は水平にし、右ひじを脇腹につけ、左ひじは下げる。この際銃は約45度の角度とする(第11図②)。第4拳動で左手を銃より離し、不動の姿勢の位置に復する(第11図③)。

b. になえ銃から立て銃させるとき

号令……「立て銃」

第1拳動でになえ銃の第2拳動の姿勢をとる。以下控え銃から立て銃を行う要領に同じ。



第11図 になえ銃

(7) 敬礼

a. 銃礼

号令……「敬礼」「直れ」

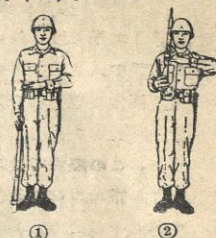
(a) 立て銃または下げ銃のとき

「敬礼」の号令で左手の手のひらを下にし、指はそ

えてのばし、手首と下腕をまつすぐにし、おおむね水平にのばし、人さし指の第一関節を銃口に接触させ、受礼者に注目する(第12図①)。「直れ」の号令で左手を不動の姿勢の位置へおろし、頭を正面に復する。

(b) になえ銃のとき

「敬礼」の号令で左前腕を水平に、手のひらを下に向け、親指と四指はそろえてのばし、人さし指の第一関節を尾筒部最後端に接触し、同時に受礼者に注目する(第12図②)。「直れ」の号令で左手を不動の姿勢の位置におろし、頭を正面に復する。



第12図 銃礼

b. 捧げ銃の敬礼 号令……「捧げ銃」

(a) 第1拳動で、銃を右手で体の中央前へ上げ、同時に左手で、銃の引金室部の前方を握り、前腕を水平にし、身体につけ、銃を垂直に保つ。銃は体より約10cm 離す。第2拳動で右手をおろし、親指と人さし指の間で銃把を握る。第3拳動で頭と眼の関係位置を正しく保つたまま頭を受礼者(受礼点)に向けて注目する(第13図)。



第13図 捧げ銃

(b) 「立て銃」の号令により、第1拳動で頭を正面に復

すると同時に右手を銃把よりはなし、前部止環付近を握る。第2挙動以下は控え銃から立て銃の要領に準じて行う。

- (c) カービンを携行している場合の敬礼は、「捧げ銃」または「敬礼」の号令で、第1挙動でまず左手で右手上部の負ひもをにぎり、第2挙動で右手をおろし、第3挙動で徒手におけると同様の方法で敬礼を行う。

(8) 着け剣、取れ剣

a. 着け剣 号令……「着け剣」

立て銃の姿勢で着け剣するには、右手で銃をやや左に回しながら、銃口がおおむね体の中央にくるまで左に傾けるとともに左手の甲を(内側にしてから)後に回し柄を握り(第14図①)左手人さし指でボタンを押して銃剣を抜く。次に銃口部に注目して確實に銃剣をつけ(第14図②)、頭を起すと同時に立て銃の姿勢に復する。



第14図 着け剣

b. 取れ剣 号令……「取れ剣」

第15図に示すように銃を右手で握り、ボタンを押えながら左手で銃より剣を脱する。ついで銃剣の柄を握り、さやの口に注目して剣をさやに収めて、立て銃の姿勢に復する。

(9) 銃点検、元へ銃

a. 銃点検 号令……「銃点検」

控え銃の姿勢をとり、左手の指をとじ、親指で横桿を横桿止めまで押して開き、同時に頭を下げて薬室がからであるかどうかを確かめる。残弾があるときは、これを抽出する。ついで頭を正面に起し、同時に小指が引金室部の前端に一致するよう、負ひもとともに銃を握り直す。



第15図 取れ剣

b. 元へ銃 号令……「元へ銃」

予令で横桿に注目し、床尾を右腰につけ、右手の四指をそろえてのばし、小指側の端で横桿を少し後方へ動かし、同時に右親指で押上板をおし、遊底をわずかに前へ動かす。動令で親指を押上板から離すと同時に横桿からも右手を離す。引金を引いて控え銃から立て銃になる動作に準じて不動の姿勢に復する。

第3節 部隊教練

1. 部隊教練の目的及び主眼

- (1) 部隊教練の目的は部隊活動の基礎を錬成するものである。
- (2) 訓練の主眼は、部隊の団結力、規律、士気及び協同動作を向上し、正確で斉々軽快な部隊行動を演練するとともに、指揮官の指揮掌握能力を向上するにある。

2. 共通の規定事項

- (1) 正規の距離よりつまっているとき行進する場合は、半歩行進により、前の者から逐次距離をとって前進する。
- (2) 行進間距離が開閉した場合は徐々に回復する。
- (3) 基準隊員は、通常最前列 最右翼の者とし、これを左に

しようとする場合は「基準隊員左」と示す。

また所要に応じて適宜他の者を基準隊員とすることができ、小隊以下においては、基準隊員は集合の際とくに指示しないかぎり指揮官の前方約6歩に位置する。

(4) 各隊は、通常先頭または右より建制順に集合する。

(5) 部隊の敬礼及びその要領

a. 捧げ銃の敬礼

(a) 執銃部隊は「捧げ銃」の号令によつて行ふ。

(b) 捧げ銃の敬礼を行うように規定された場合の徒歩隊員のみの部隊の敬礼は、「敬礼」の号令で拳手の敬礼を行う。

b. 頭右(中)(左)を行わせるときの号令は、「頭右(中)(左)」である。動令で示された受礼者に頭を正対し注目する。「直れ」の号令で頭を正面に復する。

c. 頭右(中)(左)の敬礼中、受礼者または敬礼を行う者が移動するときは目迎目送する。この際頭を回す限度は左右各々約45度とする。

(6) 2列以上の隊形において番号を呼称する場合は、通常横隊においては前列、縦隊においては最右翼の者が呼称する

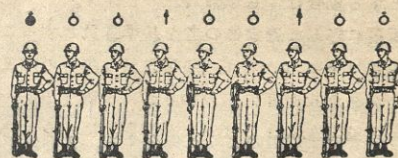
3. 分隊教練

(1) 停止間の動作

a. 分隊の隊形 分隊の基本隊形は1列の横隊または1列の縦隊である(第16図、第17図)。



① 正常間隔の場合



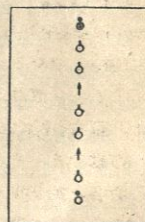
② 短間隔の場合

第16図 分隊の1列横隊

b. 集合

(a) 号令……「集れ」

第16図①の1列横隊の隊形をとる。集合の際は最左翼の者を除き、左腕を肩の高さに上げ、手のひらを下に向け、指はそろえてのばす。各人は最右翼者を除き頭を右に回し、自己の右肩先が右隣りの者の指先とわずかに触れるようにならう。



第17図 分隊の1列縦隊

最右翼者を除き各員は正しい間隔をとり、右にならつたならば直ちに号令をまつことなく右の者より逐次腕をおろし、頭を正面に復する。この際最右翼の者は前方を直視したままである。

(b) 短間隔に集合させるとき 号令……「短間隔集れ」

第16図②に示すように腰に左手をあげて短間隔をとる。四指をそろえてのばし、手のひらを下にして親指と他の四指の間に腰をはさみ、手首を軽く下げ、右の

者にわずかにふれるまで間隔をとり、これにならう。
ひじは体と一線になるように外側に張る。その他は前
項に同じ。

- (c) 縦隊で集合させるとき 号令……「縦隊**集れ**」
この号令で第17図のように集合する。2番以下は前
の者から距離(約1m)をとり正しく重なる。

c. 番号の呼称

- (a) 号令……「番号始め」

横隊においては、この号令で最右翼者を除き、全員
頭を予告で右に回す。右翼の者は頭を前方に保つたま
ま1という。各人は右から左へと順次自己の番号を呼
称しながら頭を正面に復する。

- (b) 縦隊のときは「始め」の動令で各人は番号を呼称し
ながら頭を右に回し、ついで元へ復する。

- (c) 分隊長が教官となり分隊教練を行う場合は、編成の
2番より1, 2, 3の番号を呼称する。

d. 整頓

- (a) 横隊の整頓 号令……「右(左)へ**ならえ**」

最左翼の者を除き、全員が左腕を上げ(短間隔の時
は左手を腰に位置し)、最右(左)翼の者を除き、全員
は頭を右(左)へ回して右(左)隣の者にならう。整頓が
終れば「**直れ**」と号令する。この号令で全員不動の姿
勢に復する。

- (b) 縦隊の整頓 号令……「前へ**ならえ**」

各人は前の者との距離を約1mに保ち前にならう。
整頓が終れば「**直れ**」と号令する。この号令で全員不
動の姿勢に復する。

e. 横隊の間隔の開閉

- (a) 正常間隔の横隊より短間隔をとるとき

号令……「間隔を**つめ**」

集合時と同じ方法で基準以外の者は迅速に間隔をつ
める。

- (b) 短間隔の横隊より正常間隔をとるとき。

号令……「間隔を**開け**」

集合時と同様の方法で基準以外の者は迅速に間隔を
開く。

f. 横隊の方向変換

号令……停止間の方向変換にとどまるとき、その場に
と指示し、「右(左)に向きを変え**進め**」

旋回軸の者は右(左)向けを行い、他の者は近道をして
連足で行進し、新線について整頓する。
この動作でとくに示されない場合は下げ銃で行う。

g. 解散 号令……「別れ」

隊員は分隊長に対し、各個の敬礼をして別れる。

h. 又銃及び解け銃

- (a) 又銃 号令……「**組め銃**」

ア. 横隊で又銃をさせるには、小銃以外の者は通常左
翼に移したのち行う。又銃は通常3名一組で行い、
中央の者が又銃手となる。

イ. 号令で又銃手の左の者は、その銃(すなわち又銃)
の左銃の引金装置の前の個所を右手で握り、それを
垂直に持ち上げ注目して又銃手に渡す。又銃手は、
左手で前部止め環と又銃環の間を握つて受け取る。

ウ. 又銃手は左銃の床尾を両足の間に置き、照準具を

前にし、銃口をわずかに前方へ傾斜させて、左手の親指と四指で又銃環を起す。ついで自己の銃（基準銃）の照準具を後方に向け、右足先の前方約 60cm 右方約 15cm の所におく。同時に右手を又銃環に移し、左銃の又銃環に組む（第18図①）。

エ. 又銃手の右の者は、左手で前部止め環と又銃環の間を、右手でその銃の銃把を握る。左足を前方に約 1 歩踏みだし、照準具を上にして銃を左前方に出し、左手の指で又銃環を持ち、基準銃の又銃環に組む（第18図②）。銃を右へ回し、他の 2 銃によつて作られた角の中で、左銃の銃剣止めの上に銃身をおき、銃が他の銃とともに安定するように地面におき、気をつけの姿勢に復する。

オ. 余分の銃を手渡ししたり、又銃から銃を取る際は右手は常に前部止め環と又銃環の間を、左手は銃の引金室部の前の個所を握る。又銃手は余分の銃の照準具を又銃のほうに向け、又銃の安定を保つため十分な角度を持たせて又銃環を組まずに又銃する（第18図③④）。

(b) 解け銃 号令……「解け銃」
組め銃の動作を逆に行う。又銃環を組まずに又銃と



①



②

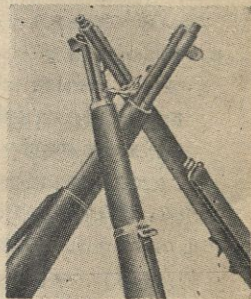


③

第18図 又銃

してある銃から先に手渡しして戻す。余分の銃を受けとるときは、又銃のときと同様の個所を握る。銃を受け取つたならば、立て銃の姿勢に復する。

又銃環を組み合わさずに又銃した銃をとつたのち、又銃手の右隣りの者は、又銃のときと同様に



第18図④ 又銃

左足を踏み出して、又銃から自分の銃をとり、気をつけの姿勢に復する。この際又銃手は自己の銃と左隣りの銃を握り、右隣りの者の銃が取りはずされる際、倒れないようにする。ついで残りの 2 銃をとる。又銃手は、左隣りの者へ銃を手渡し、ついで又銃手は、自己の銃をとり、気をつけの姿勢に復する。

(2) 行進間の動作

a. 縦隊の方向変換

号令……「縦隊右(左)へ進め」

先頭の者は、この号令で、行進間の方向変換または右(左)向け発進の要領で動作する。2番以下は先頭の者が行つたほぼ同じ場所で動作する。

b. 縦隊半ば方向変換

号令……「縦隊半ば右(左)へ進め」

先頭の者は、この号令で行進間の半ば方向変換または(右)左向け発進の要領で斜行進し、2番以下は先頭の者が行つたとはほぼ同じ場所で動作する。45度以外の方向変換には、目標を示したのち、この号令をかける。

c. 横隊の方向変換

号令……「右(左)に向きを変え進め」

旋回軸の者は右(左)向け行進を行い、外側の者は予め駆け足の準備姿勢をとり、動令で、駆け足で近道を通り、右(左)に方向を変え、新線についたら速足行進にうつる。停止間から方向変換ののち新方向に続いて前進しない場合は、その場にと指示し「右(左)に向きを変え進め」と号令する。(以下同上)この動作でとくに示されなければ下げ銃で行う。

d. 道足 号令……「道足」

この号令で話をし、あるいは歩調をそろえなくてもよいが、正規の距離間隔を保持する。道足から速足にうつらせるには「速足進め」と号令する。

4. 小隊教練

(1) 隊形

小隊の基本隊形は第19～22図である。



第19図 小隊の縦隊

小隊長は、小隊が横隊に整列し

ている場合は、その中央前約6歩に位置する。縦隊の場合は、前列中央前約1mの所に位置する。

(2) 集合

a. 横隊

号令……「集れ」

基準となる分隊長は小隊長の

前方約6歩のところに位置し

て、2列め以下は先頭分隊また

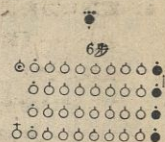
は班の後に、各列間の距離が約

1mになるように整列する。小隊員は各個に間隔を規正するために腕を上げてならうが、前列の者にならつたのち右方に整頓し、整頓が終れば別命なく右より腕をおろす。

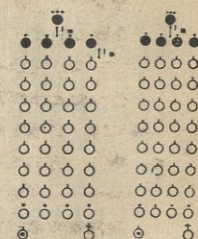
小隊を短間隔横隊に集合させるには、短間隔と指示して「集れ」と号令する。

b. 縦隊 縦隊と指示し「集れ」と号令する。この号令で小隊は、横隊に準じて縦隊に集合する。

小隊を短間隔の縦隊に集合させるには、縦隊短間隔と



第20図 小隊の短間隔縦隊



第21図 小隊の縦隊

第22図 小隊の短間隔縦隊

指示し「集れ」と号令する。

- c. 小隊長が所要の指示(隊形、基準隊員の位置、集合方向、時刻、場所等)を与えて集合と命令したときは、各分隊長は各々の位置に分隊を集めて人員を掌握し、それぞれ小隊長に報告する。ついで小隊陸曹、伝令は各個の敬礼を行う。

(3) 整頓

号令……「右(左)へならえ」「直れ」

前列は分隊のときの要領で、第2列以下はまず前に整頓したのち、第1列に準じて右(左)に整頓する。

「直れ」の号令で腕をおろすと同時に頭を正面に復する。縦隊の場合も上記に準ずる。

(4) 縦隊の開閉

- a. 間隔を開く 短間隔縦隊で行進中、正常間隔の隊形を形成するときの号令は「間隔を開け」である。

基準分隊は半歩行進を行い、基準分隊以外は各列間の間隔が正常間隔になるまで斜行進を行い、基準分隊に並列したならば半歩行進を行う。小隊全部が整頓し終つたならば、小隊長は「速足進め」の号令をかけ、小隊は速足行進に移る。

- b. 間隔をつめる 正常間隔の縦隊で行進中、短間隔の隊形をつくるときの号令は「間隔をつめ」である。

基準分隊以外は、各列の間隔が短間隔になるまで斜行進を行い、基準分隊に並列したならば半歩行進を行い、小隊全部が整頓し終つたならば、小隊長は「速足進め」の号令をかけ、小隊は速足行進にうつる。

- c. 停止間においては、それぞれの号令で基準列以外は迅

速に間隔を開閉する。

(5) 縦隊の方向変換

号令……「縦隊右(左)へ進め」

- a. 行進間 先頭列は小さな円形を作るように内側の者は歩を縮め、外側の者は正規の歩幅で行進し、常に旋回軸のほうに整頓しつつ右(左)に向きを変えて前進する。この際各横列は前の列と同じ場所にきてから向きを変える。

- b. 停止間 号令で行進を起すと同時に、以上の動作を行い、つづいて行進する。この際各横列は前の列と同じ場所にきてから向きをかえる。

(6) 縦隊半ば方向変換

号令……「縦隊半ば右(左)へ進め」

縦隊の方向変換に準じて、約45度右(左)へ向きをかえて前進する。45度以外の方向変換は目標を示したのち、この号令をかける。

(7) 横隊の方向変換

- a. 行進間 号令……「右(左)に向きを変え進め」

第1列の動作は分隊の横隊の方向変換に準ずる。第2列め以下は第1列と同じ場所まで前進し、第1列に準じて動作する。

- b. 停止間 横隊の向きを変え、その後前進させない場合には、その場にと指示し、前項の号令をかける。この号令で前項に準じて動作し、部隊の深さだけ前進し、停止して整頓する。必要があれば指揮者は停止の指示を与える。

- c. 第1列が5人以上の部隊においてはa及びbを適用す

る。

(8) 横列の開閉

号令……「列を開け」「列をつめ」

号令で最前列は3歩、第2列は2歩、第3列は1歩前進して停止し、第4列はその場において、それぞれ整頓する。

「列をつめ」の号令で、最前列はそのまま、第2列は1歩、第3列は2歩、第4列は3歩前進して停止し、前項に準じて動作する。

(9) 2, 4列縦隊の形成

a. 停止間

(a) 4列縦隊から2列縦隊へ

号令……「右(左)より2列縦隊作れ進め」

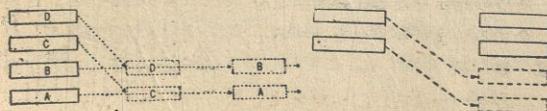
先頭となる2個分隊は前進し、残余の2個分隊は右列分隊長の指示号令によつて、先頭分隊につづいて行進する(第23図)。

(b) 2列縦隊から4列縦隊へ

号令……「右(左)へ4列縦隊作れ進め」

先頭分隊の右(左)へ隊形を作り停止する(第24図)。

b. 行進間において前項の動作を行うときには、停止の代りに足踏みを行うほかは前項に同じ。形成が終つて部隊が足踏みをしているときは、小隊長の「速足進め」の号令で引きつづき前進する。



第23図 4列縦隊から2列縦隊

第24図 2列縦隊から4列縦隊

(10) 解散

a. 小隊長が解散を命じたときは各分隊長、小隊長陸曹、伝令は小隊長に対し各個の敬礼を行い、分隊長は分隊に「別れ」と号令する。

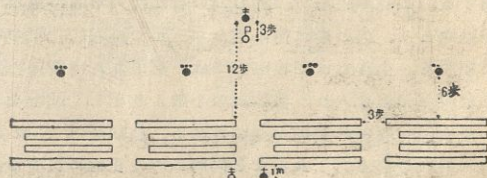
b. 小隊長が「別れ」と号令したときは、隊員は小隊長に対して各個に敬礼して別れる。

5. 中隊教練

(1) 中隊の基本隊形は第24図の①～⑤図である。

中隊長は中隊が横隊及び横隊縦隊の場合は、部隊の中央約12歩に位置し、縦隊、密集並列縦隊及び並列縦隊の場合は、部隊の中央約6歩前に位置する。

中隊旗手はどの隊形でも中隊長の後方約3歩である。



第24図の① 中隊の横隊

(2) 集合

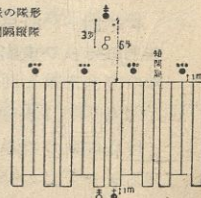
号令……「集れ」

集合させるには隊形のほか、所要の指示をなし「集れ」と号令するかまたは集合を命ずる。

(3) 整頓

号令……「右(左)へならえ」

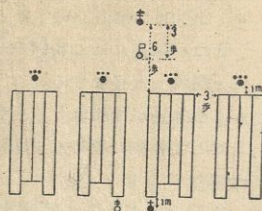
注 小隊の隊形は短間縦隊



第24図の② 中隊の密集並列縦隊

「直れ」

この号令で小隊の要領に準じて動作をするが中隊の横隊中隊の密集並列縦隊及び中隊の並列縦隊においては整頓を的確にするため基準隊員を出して行くことがある。



第24図の(3) 中隊の並列縦隊

この場合は、通常目標を示し、あらかじめ所用の基準隊員を整頓線につけ、号令によつて中隊は銃を下げた吊れ銃の者はそのままの姿勢で整頓線まで前進し、頭を右(左)最右翼列の者はそのままに向け整頓する。この際最右(左)翼の列の者は前列の者に重なつて距離をとり、他の者は前に重なり、かつ最右(左)翼の者に整頓する。小隊長は密集隊形では、必要あれば後尾の陸曹を縦の整頓線に入れ、整頓翼の小隊より正しく間隔をとり、最右(左)翼列の整頓を補助させる。整頓ができれば「直れ」の号令で腕をおろすと同時に顔を正面に復する。

4) 方向変換

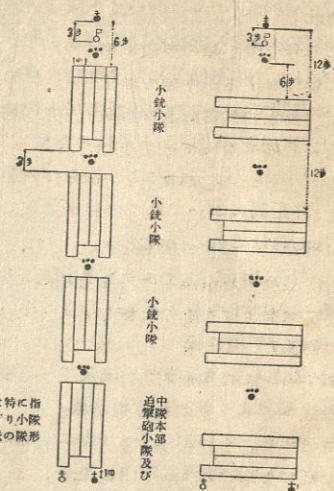
- a. 号令……「右(左)に向きを変え進め」

停止間及び行進間において、中隊の密集並列縦隊、並列縦隊及び横隊縦隊より方向変換するとき。要領は小隊の方向変換と同じ。

- b. 号令……「縦隊右(左)へ進め」

停止間及び行進間において中隊の縦隊より方向変換をするとき。この号令で先頭小隊の動作した位置まで前進して先頭小隊に準じて動作する。

- c. 停止間において中隊の横隊より方向変換するときは、



第24図の(4) 中隊の縦隊

小隊の隊形は特に指示のないかぎり小隊の短間隔縦隊の隊形をとる。

第24図の(5) 中隊の横隊縦隊

右(左)向きをしたのち(行進間はいつたん停止し)中隊の縦隊を形成し、中隊の縦隊方向変換に準じて動作し、この縦隊が完全に方向を変換したのち停止し、左(右)向きをする。

5) 隊形変換

- a. 縦隊より密集並列縦隊、及び密集並列縦隊より縦隊の形成

(a) 縦隊より密集並列縦隊の形成

号令……「左(右)へ密集並列縦隊作れ進め」

停止間においてはこの号令で正常間隔の場合は、基

準小隊はその場において小隊長の補足号令で短間隔の縦隊を形成し後続小隊は行進をしながら短間隔の隊形を作り、第24図②に示す位置に移動し停止整頓する。行進間ではいつたん停止して上記に準ずる。

(b) 密集並列縦隊から縦隊の形成

号令……「右(左)より縦隊作れ進め」

停止間においてはこの号令で基準小隊から前進を開始し他はこれに続行する。

行進間はこの号令で基準小隊以外の小隊は、隊形変換するまで小隊長の補足号令に従い、足踏を行つて逐次前方小隊に続行する。

b. 縦隊から並列縦隊の形成及び並列縦隊から縦隊の形成

(a) 縦隊より並列縦隊の形成

号令……「左(右)へ(特に間隔に変更あるときは何歩という)並列縦隊作れ進め」

停止間においてはこの号令でa, (a)項に準じて第24図③に示す位置(歩数をとつた位置)に移動し停止整頓する。行進間ではa, (a)項に準じて行う。

(b) 並列縦隊から縦隊の形成

号令……「右(左)より縦隊作れ進め」

この号令でa, (b)項に準じて行う。

(6) 解散

a. 中隊長が解散を命じたときは、各小隊長は中隊長に対し部隊の敬礼を行う。この際副中隊長、先任陸曹等は各個に敬礼を行う。次いで小隊長は小隊の解散を行う。

b. 中隊長が「別れ」と号令したときは隊員は中隊長に対し各個に敬礼し別れる。



第2章 戦闘訓練

4.25 第1. 昼間各個戦闘訓練

第1節 要 則

1. 各個の戦闘訓練の目的

各個の戦闘訓練においては、隊員が戦闘間その任務を遂行するために必要な基礎的戦技を修得させるとともに、戦闘員として必要な精神要素をかん養して、部隊訓練の確固たる基礎を確立する。

戦闘間隊員一般の心得

(1) 任務の遂行

戦闘は、困苦の連続であり、その様相は悲惨激烈をきわめ、部隊は連続数昼夜にわたり不眠不休で活動しなければならぬことが多い。この困難を克服して全員が戦勝獲得の一途にまい進できる原動力は、一に自衛隊の使命の崇高なことに對する徹底した認識と、任務の遂行により、この使命を達成しようとする強い責任観念である。隊員はきわめて困難な状況においても使命観に徹し、所属部隊及び自己の任務を自覚し、おう盛な責任観念をもって堅忍持久、たとへ小人数又は単独となってもあくまで任務の遂行に努めなければならない。

(2) 規律の維持

隊員は部隊の一員としてつねに厳正な規律を維持しなければならない。各員が進んで諸法規命令等を遵守して

はじめて統一ある行動をとることができる。

(3) 士気の高揚

隊員は常に士気おう盛であることが必要である。士気おう盛ならば行動は活気を帯び、清新はつらつ進んで難局にあたり、自己の任務を完遂できるものである。隊員は自己の使命と任務に誇りを持ち、また各自が一員となつて構成している所属部隊の精鋭に自信をもつて上下左右相信じ相はげまし士気の高揚・維持に努めなければならない。

(4) 進んで掌握にはいること

隊員はつねに自ら進んで指揮官の掌握にはいるように努めることが大切である。所属を離れるときは必ず申告し、帰隊後は復命する。戦闘中命令によることなく負傷者を介抱または後送し、あるいは任務復帰に遅れるようなことがあつてはならない。もし所属部隊の所在がわからなくなつたときには、直ちにもよりの部隊に合し、速かに幹部に届け出て、その指示に従わなければならない。

(5) 協同連携

戦闘の様相はますます複雑化し、各隊員の役割はいよいよ分業化しているので、戦闘の目的を達成するためには各隊員相互の有機的な協同連携がきわめて必要である。協同連携は組織を構成する各員がそれぞれ指揮官の統制のもと自己の役割を忠実に遂行するとともに、他の役割を十分に理解し長短相補うことによつて達成される。

(6) 創意工夫

何事も創意工夫すれば打開の道はある。隊員は任務達成のためおう盛な企図心を発揮し創意工夫に努めなけれ

ばならない。さ細な創意工夫でも戦勝の原動力となることがある。

(7) 警戒心の充溢

敵の各種行動に対し部隊の安全を確保するため、警戒はきわめて重要である。隊員は警戒任務に服していると否にかかわらずつねに警戒心を充溢し、警戒規律を厳守しなければならない。このため携帯武器、防護マスク等を身辺から離すことなく、敵の奇襲に対しても直ちに対応できなければならない。またつねに隠蔽・偽装に留意し、時間があればすぐ工事を行い、夜間は灯火の使用に気をつけ静粛に行動しなければならない。また敵は絶えずわが情報を得ようとし、謀者はつねに身辺にいる。隊員は秘密保全に関する規定をよく守り言動を慎み、不用意の行動によつてわが企図を暴露しないように努めなければならない。

(8) 個人衛生と負傷時の心得

隊員はつねに節制を重んじ、強健な身体の維持に努めなければならない。戦闘間負傷したときは自ら応急の処置を行い、任務を続行する。所属幹部より後退を命ぜられたときは、自己の任務に関し所要の処置を講じたのち個人用武器及び防護マスクを携行してさがる。

(9) 武器・資材の愛護節用

戦場においては武器資材の円滑な補給は必ずしもつねに望まれないのが通常である。隊員は装備する武器資材の構造・機能に精通し、取扱・保存に習熟し、あらゆる機会を求め、点検、手入れ、調整等を行つて、これらの性能を完全に保持するとともに節用に努める。

第2節 隠蔽・掩蔽

1. 要旨

(1) 隠蔽 敵の空地からする視察から防衛すること。

掩蔽 敵の空地からする射撃から防護すること。

遮蔽 敵の地上からする視察、直射火器の射撃から防護。

隊員はつねに隠蔽、掩蔽、遮蔽に注意して行動すること

(2) 赤外線、レーダーに対しても防護する必要がある。

2. 隠蔽の要領

(1) 被発見防止上の基礎的手段 つねに偽装する。よく地形地物を利用する。地形地物との調和。

(2) 被発見防止のための行動上の考慮事項 できるだけ隠蔽物を利用し、敵眼等に暴露しない。不必要な移動をしない。姿勢をできるだけ小さくし、姿勢を急に変えない。特徴のある色彩を作り出さない。光の反射を少なくする。発見されやすい場所をさける。

3. 掩蔽

敵火による損害を極力防止するため、自然の地形地物の巧みな利用に習熟し地形の改修、掩体の構築につとめる。

第3節 運動

1. 要旨

a. この教範でいう運動とは、戦闘間任務遂行のため、目標または、指示された地点に速足、駆け足、早駆け、屈身、はふく等で前進する行動をいう。

b. 運動の主眼 損害をさけ、速かに所望の地点に前進し得ること。

訓練を要する事項

(1) 前進好機の看破。

(2) 地形・地物、陰影を利用する運動。*1mの土以上になれば弾は*

(3) 適切な姿勢、速度の選択。*慣通しない*

(4) 各種地形・地物の踏破。

(5) 隣接隊員との連けい協同。

c. 運動の方法特に速度の選定

(1) 敵の射撃をうけるとき 通常早駆けをもって躍進するかあるいは地形・地物を利用し屈身またははふく。

(2) 射撃をうけないか、受けても有効でないとき 駆け足または速足

(3) 早駆けによる一躍進する距離 地形、敵火により一定し難い。敵火の効力著しいときは、早駆けをもって通常約15メートル程度である。(約4秒を越えないことがのぞましい)

d. 運動の訓練の段階

(1) 最初は簡単な状況下で号令をもって行うこと。

(2) 逐次複雑、困難な戦況、地形において自ら判断し、隣接する隊員の行動と連けいし、心手期せずして適切な運動ができるようになること。

(3) 体育訓練との連けい 体力・気力の養成、野外運動技術の向上をはかること。

2. 伏せ及び坐れの姿勢

	伏 せ の 姿 勢	坐 れ の 姿 勢
号 令	「伏 せ」	「坐 れ」

小銃手	姿勢のとり方	「伏射ち」に準じ姿勢をとる。	すわり射ちの応用姿勢（両脚交叉）に準じ姿勢をとる。
	注意事項及び銃の保持	1. 頭はつとめて低くするが眼は敵方あるいは分隊長を注視する。 2. 銃は、右手で銃の中心部付近を握り、銃口に土砂が入らぬよう銃を左手の甲の上に托する。	銃は右膝に接して立て銃。
	自動銃手・機関銃手	姿勢のとり方 1. 小銃手に準ずる。 2. 両手の手のひらは右手を上にして互に合わせる。	銃を置いたのち、小銃手に準じて姿勢をとる。
	銃の位置	体の右側におくか、体の前方に銃口を左にしておく。	同左

3. 発進

要旨	方法・要領は状況地形に適合。実施は迅速確実に。とくに伏射ち（伏せ）の姿勢から早駆けに移る動作に習熟すること。
区分	動作（伏射ち＜伏せ＞からの発進）
号令	「早駆け（駆け足）」 「前へ」

小銃手	1. 銃を確実に安全装置にする。 2. わずかに頭をあげ、次の停止地点または前方の地形等を視察。 3. 頭を下げ、銃を右手に保持し両腕を内側に引きつけると同時に右足を深く曲げ、爪先をしっかりと地面につける。	一挙に左手で体をおこし、左足を大きく前に踏み出して飛び出す。
自動銃手	1. 自動銃を肩から下ろし、安全装置にする。 2. 右膝をまげ発進の準備	1. 両手で一挙に体を起し、左足を一步前に踏み出すとともに 2. 右手で銃の提把を握り前進。
軽機関銃手	1. 銃を肩から下ろし「弾抜け」の動作を行う。 2. 右膝をまげ発進の準備	1. 両手で一挙に体を起し、左足を一步前に踏み出す。 2. 右手をもって銃の提把を要すれば左手をもって銃の左脚を握り前進する。または左手で銃の提把、右手で銃把を握り、銃を体の左側に、銃口を後に保持。

すべき
注意事項
す

1. 発進準備を迅速にすること。
2. 発進準備のため著しく姿勢を大きくしないこと。
3. 体を迅速に起し踏切を確実に行うこと。
4. 前進方向を誤らないこと。
5. 銃口を地面に突込まないこと。

4. 早駆け

a. 要領及び注意

新地点に最も早い速度で疾走する。とくに前進方向の敵情に注意。

b. 銃の保持法

小銃手 通常控え銃、状況により右手をもって銃口を上にして腰で支えることがある。

自動銃・機関銃

発進時の銃の保持要領による。

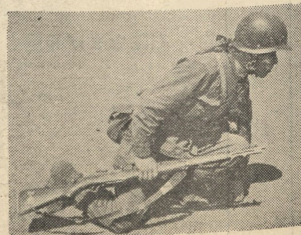
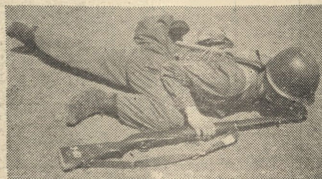
5. 停止

号令 「止れ」

動作 「止れ」の号令で通常伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。

a. 小銃手

(1) 控え銃のとき



第25図 発進要領

左足を大きく左前に踏み出し、その前進を制すると同時に両膝をやや内側にまげて地につけ伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。

(2) 右手に小銃を保持しているとき

左足を踏み出したのち、左膝ついで左手を地につけ、

左半身より上記の姿勢をとる。

b. 自動銃手・軽機関銃手

(1) 軽機関銃を体の左側に保持している場合

布置訓練の要領により、銃を布置しその後方に伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。

(2) 提把を右手で保持している場合

右足を大きく一歩前に踏み出し、右膝をついたのち銃を正確に目標の方向に

指向し、要すれば左手をもって脚の振動をとめ、左足の



第26図 停止の動作

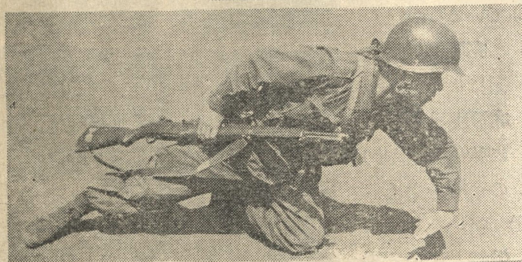
右側に据えたのち、その後方に伏射ち（伏せ）の姿勢をとる。

(3) 注意

とくに銃の脚部を破損しないように留意する。

c. 訓練の重点

とくに早駆けより速やかに伏射ちの姿勢に移ることに習熟させること。



第27図 停止（片手保持の場合）

d. 訓練上の着意

- (1) 停止位置を迅速・適切に選定すること。

- (2) すぐ低い姿勢に移ること。
- (3) 地形・地物に適合し、かつ確実な射撃姿勢をとること。
- (4) 姿勢をとりおわれば、すぐ敵情を視察、分隊長等に注意

6. 屈身

a. 用いる場合

小起伏の我方斜面、地隙内、土堀等の後方、交通壕内等の小移動。

b. 訓練すべき事項

- (1) 敵火、地形・地物の状況に応じ輕易、適切に実施できること。
- (2) 地形・地物に応じ屈身の高さを変えること。
- (3) 前進方向の維持
- (4) 移動速度の増大
- (5) ある程度持続できる能力

c. 銃の保持

早駆けに準ずるが、銃口を地面等にふれないようにすること。

7. ほふく

a. 用いる場合

- (1) 敵に気づかれないように接近する場合。
- (2) 味方部隊の砲弾等に近迫する場合等。

b. 実施上の着意

- (1) つとめて低い姿勢で敵眼・敵火に遮蔽できること。
- (2) なるべく早く移動できること。
- (3) 前進方向の維持
- (4) 武器・防護マスク等装備品の保護。

動作		着	
区分	要領	小	銃
は ふ く	特に速度を要求する場合	腕を伸ばし体を支える	 第一はふく
		上体を起して行う要領	
		肘をつき体を支える	
	四つんばいの要領	 第二はふく	
		 第五はふく	
	特に低い姿勢を要求する場合	 第三はふく	
く	両肘を交互に出す要領	 第四はふく	 第六はふく
	両腕を伸ばす要領		
	特に隠密を要求する場合	尺取虫の要領	

眼		
手	自動銃手	軽機関銃手
1. 要領は図の通り 2. 頭は十分左へ向ける 3. 右膝を立てない 4. 床尾を引きすぎらない	右手で右脚上部を握り、床尾を地に托すか、または銃の中心部を右大たい部に支える 	小脚部または右脚をもつて、銃口を持ち上げ肩当てを地に托しつつ搬送 
上に同じ	同上	
1. 四つんばいの姿勢をとる 2. 銃は前進に伴い逐次前へ移す	同 左	同 左
1. 銃の保持法 床子を前にする 2. 腹を地につける	通常小銃手のみ行う	同 左
1. 銃に遊底部を地面にあてない	左脚のつけ根を右手でもち、脚を地面からはなし肩当てを地に托し前方に引く	右脚を右手でもつか、小脚部を右手で下からつかむ
1. 両足を合わせ爪先を立てる 2. 銃口を左に下から保持 3. 体を地面よりはなし、音をたてない	1. 銃を体の右側におき前進に伴い逐次銃を前の方に置く 2. 音を立たないように注意	同 左

8. 各種地形の通過要領

a. 適時適切に敵情、地形を判断し、確実かつ適切に通過することが大切。

b. 各種地形・地物の通過のための要領と着意

(1) 錯雑地の通過

- (a) 前進方向の維持を確実にすること。
- (b) 四周及び上空に対し警戒を厳にすること。
- (c) 隣接隊員との協同連けいに注意すること。
- (d) 敵の行動、障害物を早期に発見すること。
- (e) 錯雑地内の道路に注意すること。
- (f) 不意の敵に対する射撃を準備しておくこと。

(2) 丈の高い草地、成長した麦畑の通過

- (a) 草が動いて発見され易いので風を利用すること。
- (b) たびたび方向を変換すること。

(3) 開濶地の通過

- (a) 特に敵情に注意し敵の射撃の間断を利用すること。
- (b) 我が射撃による制圧の瞬間を利用すること。
- (c) 他方面の射撃、爆音等によって敵の視察が中止、または注意力が他に指向されていると予想される時期を利用し迅速に移動すること。
- (d) 利用できるすべての地形・地物を効果的に使用することが著明な地形・地物はさけること。

(4) 溝、壕の通過

準備された敵火、地雷等の有無に注意

(5) 道路横断 最も遮蔽された場所をできるかぎり迅速に横切る

9. 鉄条網の通過

a. 鉄条網の位置、種類、敵の火力、地雷、電流が流れているかをよく確認し報告すること。

b. 電流・対人地雷のない鉄条網の通過法

(1) 隠密にくぐり抜ける方法

(2) またぐ方法

(3) 鉄線鉋で切断しながら通過する方法

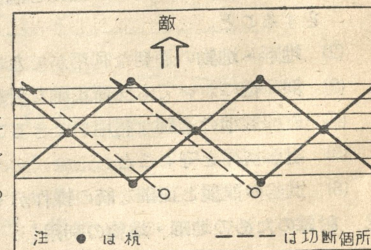
(4) 人員、木材等により蛇腹鉄条網をつぶして通過する方法

(5) 鉄条網の上
に、板、むしろ
等をおきその上
を通過する方法

c. 鉄条網に電流が
流されている場
合の徴候。



第28図 片膝着地切断



第29図 2人協同して同時に切断



第30図 約3メートルの間隔で2人協同して蛇腹式鉄条網をつぶして通過する要領

- (1) 杭は木を用い、通常絶縁物をつけている。
- (2) 鉄条網に近づくばうなりを発している。
- (3) 下の草は通常変色している。
- (4) 鉄条網に草等を投げれば変色するかまたは煙を出す。

第4節 射撃

1. 要旨

- a. つねに好機をとらえて、正確、迅速に射撃を行うことが重要である。
- b. 戦闘間適切な射撃を実施するためとくに習熟すべき事項
 - (1) 速かに目標を発見し、機先を制して正確、迅速な射撃をすること。
 - (2) 地形・地物の適切な利用ができること。
 - (3) 激動後においても沉着正確な射撃を行うこと。
 - (4) 戦闘照準の適切な利用ができること。
 - (5) 射撃規律を守ること。
 - (6) 武器の愛護と正確な銃の操作ができること。

2. 射撃のための地形・地物の利用

a. 主眼

- (1) つねに射撃効果を最大限に発揚すること。
- (2) 隠蔽、掩蔽により射撃準備を容易にすること。
- (3) 射手自身の防護に留意すること。

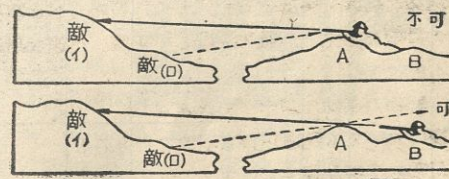
b. 利用上の注意

- (1) 状況に即応すること。隠蔽、掩蔽に腐心し、射撃姿勢の堅確を害したり戦闘の気力を鈍らせないこと。
- (2) 著名な地形・地物は避けること。

c. 訓練上着意すべき事項

- (1) まだ堆土ボサ等について利用改修の要領を示し、その利害損失を理解させる。
- (2) 次に各種地形・地物の価値を判別し、目標、敵火の状態に応じて利用する要領を会得させる。
- (3) 隊員自ら状況に応じて各種地形、地物の価値を判別し、必要に応じて改修する等、適切に利用して射撃できるように訓練する。

d. 敵の状況に応ずる地形・地物の利用法



第31図 稜線の利用

第5節 射撃を伴う発進・停止

1. 要旨

訓練の順序は運動及び射撃の基礎的戦技の訓練を終了した後、運動と射撃を接続するための訓練を行う。

主要な訓練事項

- a. 停止後速やかに射撃準備を整えて射撃に移る動作
- b. 射撃から前進に移る動作

上記の動作を迅速、確実、円滑に実施できるようにする。

2. 射撃を伴う発進停止の動作 (巻末折込別紙2参照)

射撃を伴う発進停止において訓練すべき動作

			射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退
射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退	射撃姿勢 (左) 停止 前進 後退 発進 停止 前進 後退

第6節 突撃

1. 要旨

a. 突撃は、攻撃における戦闘の成否を決する重大な段階である。隊員は必勝の信念と旺盛な攻撃精神をもって勇敢に突撃し、つねに敵を撃滅し、圧倒しなければならない。この際、指揮官や他の隊員に遅れて突撃することがあってはならない。

b. 訓練内容

- (1) まず銃剣格闘；突撃射撃等について演練する。
- (2) 次に突撃の要領（突撃の三方式特に突撃射撃方式）を演練する。
- (3) 各種状況下の突撃の要領に習熟させて自信を持たせる
- (4) 隣接隊員と適切に協同連けいする突撃を演練する。

c. 突撃の要領において習熟させる事項

- (1) 特に突撃射撃を行い突撃する要領を重視する。
- (2) 各種火器の支援のもとにこれに肩接する突撃。
- (3) 手榴弾の投擲に連けいして行う突撃。
- (4) 装面して行う突撃。

自信をもって自ら実施できるように練成する。

2. 突撃準備

a. 突撃準備の要領

- (1) 突撃発起位置に近づいたら、相互に連けいしてますます火力を発揚しながら逐次に行う。
- (2) 突撃発起位置に到る迄に完了し分隊長等に報告する。
- (3) 突撃発起位置に無意味な停止をして、突撃発起の氣勢

をさかないこと。

- (4) 火力との協調に支障をきたさないこと。

b. 突撃準備において隊員が実施しなければならない事項

- (1) 着剣、突撃射撃のため必要な弾薬の準備及び装填。手榴弾要すれば小銃擲弾の投擲発射の準備。
- (2) 分隊長の命令を承知。突撃方向、目標、突撃発起位置の確認。
- (3) 地形・地物を利用し、ほふく等により鋭意前進の統行。
- (4) 敵情について適時分隊長に報告。

(2) 分隊長の命令を承知。突撃方向、目標、突撃発起位置の確認。

(3) 地形・地物を利用し、ほふく等により鋭意前進の続行。

(4) 敵情について適時分隊長に報告。

(とくに、敵の陣地、敵兵、障害物、側防火器の状態)

3. 突撃の要領（次頁参照）

4. 突撃のための着意

a. 一般的着意

- (1) 状況（敵情とくに敵兵の配置、敵との距離、敵火、障害物の状況、味方部隊の火力支援の状況、地形、地物等）に適合すること。
- (2) 好機をとらえ主動、奇襲的に実施すること。

(2) 好機をとらえ主動，奇襲的に実施すること。

b. 砲弾に膚接する突撃においてとくに着意する事項

- (1) 味方砲彈の彈着の状況を確認し、地形・地物を利用して、ほふく等により極力その濃密部に近迫する。
- (2) 味方部隊の特科迫撃砲等の最終弾が落下せば、敵に立直る時間の余裕を与えてはならない。(機を失せず一挙に突入するか、突撃射撃による)

(2) 味方部隊の特科迫撃砲等の最終弾が落下せば、敵に立直る時間の余裕を与えてはならない。(機を失せず一挙に突入するか、突撃射撃による)

c. 手榴弾を投擲して行う突撃において特に注意する事項

- (1) 極力敵に企図を秘置しつつ近迫、遮蔽された地点において投擲の準備を行う。

卷之四

[illegible]

(2) 手榴弾の投擲距離内より不意急襲的に投擲爆裂効果を
利用して一挙に突入する。

つとめて敵の側方に進出して投擲するか、数人同時に投擲すれば有利である。

第7節 隊員相互の連けい・協同

1. 要 旨

a. 目的

隊員相互の戦闘行動を調和し、緊密な協同を行って、部隊の戦闘目的達成を容易にする。

b. 訓練の順序

(1) 各戦技に関する訓練の段階より逐次演練する。

c. 訓練の要領

(1) 第1練習

総合訓練を完了した隊員相互間の連携・協同について
訓練する。

(2) 第2練習

分隊内の一員として分隊長の指揮下に隣接する隊員と
 連けい、協同して戦闘する要領に習熟させ、各個の戦闘
 訓練を完成する。

d. 連けい・協同動作を訓練する相手

(1) 小銃手、自動銃手は主として隣接する小銃手、自動銃手との間の連けい協同動作。

(2) 機関銃手(2脚架)は副射手、弾薬手との間における
連けい協同動作。

2. 隊員相互の連けい協同の要領

隊員相互の連絡の要領

[illegible]

第8節 監視・観測

1. 要旨

隊員は、戦闘間、敵情及び地形を詳細に把握するとともに、敵の奇襲を防止するため、常に不断の監視を行わなければならない。また、隊員は、戦闘間、正確な射撃を行い、弾着を修正し、発見した敵情等を正確に報告または指示したり、あるいは方向の位置を適確にするため、常に正確な観測が必要である。

訓練上の着意

- (1) 基礎的事項について徹底した訓練をすること。
- (2) 他の訓練と密接に連け、常にその練度の向上をはからなければならない。

2. 目測による距離の判定

目測は距離判定のためしばしば用いられる方法で、これに熟達せねばならない。

目測には、「100メートル単位法」と、「物の見え方を基準とする方法」の二つがある。

a. 100メートル単位法

各人の頭の中に100メートルの長さのものをさし(100メートル尺)を想い浮べ、これを単位として目測する。

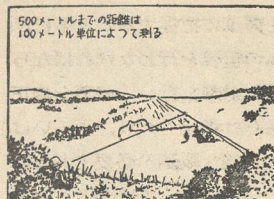
(1) 500メートル以下の場合

500メートル以下の場合には、100メートル尺をそのままあてはめて、観測地点から100、200、300…等と100メートルごとの各地点を次々と設定して目測する。100メートル未満の端数は適宜あん分する。

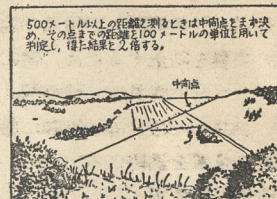
(2) 500メートル以上の場合

500メートル以上の場合には、まず、観測地点と目標

の中点を選定し、この地点までの距離を(1)の要領で目測しこれを2倍する。



第32図① 100メートル単位法
500メートル以下の場合



第32図② 100メートル単位法
500メートル以上の場合

b. 物の見え方を基準とする方法

観測地点と目標との間に、丘、森林その他の事物があって地面の大部分を目視できない場合は、100メートル単位法を適用することができない。しかし、各距離に応ずるものの見え方をおぼえておけば、このような場合にも距離の判定ができる。即ち、この方法は、距離の遠近に応じて、各種のものの見え方がいかに変わるかを、あらかじめ記憶しておき、これに基いて判定する方法である。

c. 目測に影響する諸要素

距離の目測判定は、光線、天候、地形等により変動する。ものの見え方を基準とする法を用いる場合は、これらの影響を考慮し、適切な修正を加えねばならない。

・次に示す事項を理解すれば、正確な目測を行う一助になる。

(1) 実際より近く見える場合

(a) 一様な面を見渡す場合。 (b) 物体がはっきりと見える場合。 (c) 大部分見えない低地を見下す場合。 (d) 高

所から見下す場合。

(2) 実際より遠く見える場合

- (a) 光が弱いとき、また霧のあるとき (b) 物体の一部が見えないとき (c) 大部分が見える低地を見下す場合
(d) 低地から高地を見上げる場合

3. 目測以外の方法による距離の判定

a. ミル公式による方法

目標の幅、高さがあらかじめわかっている場合は、双眼鏡等適宜の測角用器材を用いて、幅、高さのミル数を測定し、ミル公式によって距離を算出できる。

b. 音速による方法

これは、敵火器の火光を見た瞬間、または弾丸の飛行音を聞いた瞬間から、その発射音のきこえる瞬間までの時間差によって距離を求める方法である。

(1) 敵火器の火光、発射音を利用する方法

無風状態における音速は、3秒間に約100メートルである。故に3秒間に1から10までの数を数えることに習熟しておけば、敵の火光を見て数え始め、発射音を聞いた時の数を倍することによって敵火器の距離がわかる。たとえば、発射音を聞いた時、7ならば700メートルであり、10まで数えて更に2であれば1200メートルである。

(2) 弾丸の飛行音と発射音を利用する方法

弾丸の飛行音は、飛行する速度が速い時はバンときこえ、遅い時にはシュンときこえる。よって、飛行音がバン、またはシュンと、続いてきこえる発射音との時間間隔を測定し、これに基いて距離を判定する。

時間間隔が0.8秒の時は、その距離は800メートルである。

この方法を用いる距離の判定は誤差が大きく、かつこれを用いるには熟練を要する。しかし、敵火器の火光の発見が困難な時、または壕内等に掩蔽した時においても利用できる。

c. 射弾による方法

曳光弾または普通弾を発射して、その弾着を測定すれば距離を測定できる。

この法は、自分の処在が敵に判明している時、または射撃による奇襲効果がそれほど必要でない時に使用される。距離を測定する目標に射弾が命中した時、照準の目盛を見て決定する。

d. 歩測、巻尺による方法

歩測、巻尺により距離を測定することができる。また、針金やひも等に長さを示すしをつけて巻尺のかわりに用いることができる。

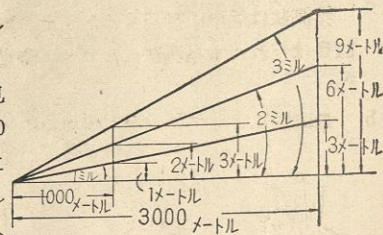
e. 地図による方法

地図または航空写真(写真地図)の縮尺が大きく、自己の位置と目標の位置をともに地上に標定できる時は、その二点間の距離を求めることができる。その要領は

- (1) 自己の位置と目標の位置を図上に標定する。
- (2) 標定した自己の位置と目標の位置を定規で結び、定規の上に自己の位置と目標の位置を標示する。
- (3) これを図上の縮尺にあて二点間の距離を出すか、または、縮尺のない時は、梯尺により算出する。

4. ミル及びミル公式

- a. ミルとは、角度測定単位で、1ミルは円周(360度)の6400分の1弧に対する中心角である。したがって円周は6400ミルで、1度は約17.8ミルである。実用上1ミルは1000単位距離において1単位の幅を見る角であるといえる。すなわち1ミルは1000メートルの距離において1メートルの幅を見る角、または、3000メートルの距離において3メートルの幅を見る角である(第33図参照)



第33図

b. ミル公式

上記a項の関係は、ミル公式で表わされる。ミル公式は射撃諸元の計算等に用いるが、これによつて出された数値は400ミル以内では正確であり、600ミルまでは有効である。

注 600ミル以上においては、ミル公式では誤差が著しく大きくなり、実用上適用できないので方向量換算表を使用する。

ミル公式

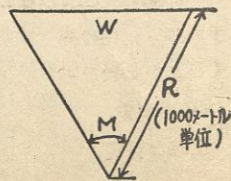
$$\frac{W}{RM} = 1 \text{ (または } W = RM, \text{)}$$

$$R = \frac{W}{M}, \quad M = \frac{W}{R},$$

いずれでもよい)

M=角度のミル数

R=距離の1000メートル

第34図 ミル公式 $\frac{W}{RM}$

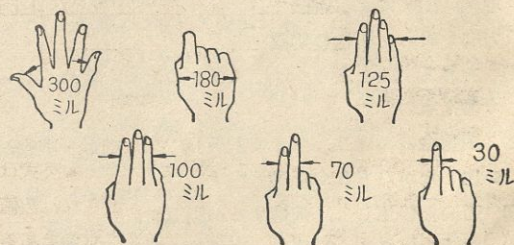
ル単位の数

(たとえば1200メートルならば1.2)

W=幅のメートル数

5. ミルの測定方法

- a. ミルを測定するには、測角器材(双眼鏡等)や指測法を用いる。双眼鏡では比較的に正確に測定できる。指測法は簡単に行われるが、その数値は概略的である。隊員はだれでも指測法によりミル測定ができなければならない。
- b. 指測法によってミルを測定するには、肘をのばし、指を



第35図 指測法

目から一定の距離にささえて、角を測る。

この場合、各人の体格差により角度が異なるので、自分の手で測った角は何ミルかを、あらかじめ測っておぼえておくことが必要である。

6. 方位の判定

- a. 正確な判定

地図、磁尺による。

b. 磁尺、地図のない場合の判定

- (1) 時計と太陽による方法
- (2) 樹木の繁茂、年輪、家屋の建て方による方法
- (3) 既知の地点と自己の関係位置による方法

7. 方向の維持

a. 磁尺、地図を携行しないで方向を維持するための留意

- (1) 出発前の地図による地形、研究、暗記、特に川の流れ道路の方向について綿密に調べる。
- (2) 著名な地形・地物を覚えておく。

b. 地図、磁尺による方法

c. 方向を失った場合の処置

- (1) あわてず腰を落ちつけ、まず北の方向を定め、じっくり考える。
- (2) 展望台にのぼり、今まで前進して来た地形・地物を想い出しながらどれかを探し出す。
- (3) 方向を修正して、前進するか引返す。
- (4) 味方の信号や、鉄砲声、車両等に注意して判断する。

8. 目標の発見

隊員は速かに敵を発見しなければならない。特に戦闘間は個人、部隊の安全及び戦闘に重大な影響を及ぼす。

9. 要旨

- a. 戦場目標は、通常隠蔽、掩蔽され、たやすく発見することは困難である。このため、目と耳を利用し、周到に敵のいそうな地域を視察して、迅速、正確に発見することに習熟させなければならない。

b. 訓練の順序

- (1) まず監視の要領について訓練する。
- (2) ついで、静止または移動する人員、車両の発見要領を訓練する。

訓練の内容

- (1) 発見の根拠、手口となる地形の判断、及び徴候の発見
- (2) 発見した敵兵等については、その行動を正確に見極め、以後の行動を予想して監視を継続できる能力
- (3) 発見した敵兵等に関しては、すぐに距離を判定し、迅速、正確に報告できること。

c. 訓練上留意する事項

- (1) 目標はつとめて実員をもって行い、偽装の程度も教育の段階により異なるが、つとめて実戦的に行う。
- (2) 敵兵等の行動、隊形等は常に実戦的な状況を現示する特に、近距離に行動させる敵兵等においては、その現出を至短時間にする。
- (3) 目標発見の糸口となる徴候の発見については、各種の要領を理解させるとともに、体得させなければならない特に狙撃手・自動銃手・機関銃手等には、発見した敵兵等と地形の判断を基礎として、逐次敵部隊の全様をつかみ、特にこの間、敵の指揮官、自動火器、特科等の観測員、無線手等の発見ができるよう訓練しなければならない。

10. 目標（地点）の指示

- a. 的確に示すことが必要である。
通常、地形・地物を的確に指示することによって行う。

あらゆる状況下に、短時間に、しかもだれにも容易に理解できるよう指示できなければならない。

b. 目標（地点）の指示の順序

多くの目標を逐次指示する場合

- (1) 地域は北より（時によっては著名な地点から）時計の針の廻る方向に、まず遠くのものより近くのものに及ぼす。
- (2) 部隊の位置は敵に面して左から右へ。
- (3) 境界線等は我方より敵方へ。
- (4) 指示すべき地形・地物・敵については、その状態・方向・距離を明らかにする。

c. 目標指示の要領

現地現物の持ちようを巧みに利用し、創意工夫をこらして、明確にこれを示さなければならない。

指示の方法

- (1) 指測法を用いる方法（指測によるミル数）
- (2) 時計式を利用する方法
- (3) 磁針方位をもって示す方法
- (4) 曳光弾、小銃擲弾による方向、または概略の位置を示す方法
- (5) 写景図による方法
- (6) 銃等により目標を照準し、固定して他のものにこれを見せる方法
- (7) 弾着等を利用して示す方法

第2. 夜間各個戦闘訓練

第1節 概説

1. 夜間戦闘訓練の重要性

- a. 部隊及び各隊員は、与えられた任務を達成するため、夜間においてもしばしば戦闘しなければならない。このため隊員は夜間の特性をよく把握するとともに、夜暗に慣れ、夜暗の隊員に及ぼす心理的の諸要因、及び行動に伴う各種の困難を克服し、つとめて企図を秘匿して敵を奇襲し、これを撃滅するかまたは撃退することが必要である。
- b. 夜間戦闘の成否は、訓練の成果、特に隊員の勇敢、沈着な行動に負うところが大きい。故に平素より夜間の訓練を向上し、指揮官以下の強固な団結の下に、各隊員は責任観念と必勝の信念をもって任務を達成できるように訓練しなければならない。

2. 夜間における隊員の心理

不安、いらだち、恐怖感、敏感、さ細な事象の過大視、驚愕、錯誤の状態に陥り易く、行動は受動、消極に陥り易い。敵火のもとにおいては地形、地物等を見ること少く、異状に鋭敏化した聴覚とあいまって、ますますこの心理的傾向を増大する。

3. 夜間の戦闘訓練

a. 付与すべき能力

- (1) 夜間において特に必要な近距離の戦闘に習熟させる。
- (2) 隊員の戦闘に及ぼす不利を克服して戦闘できる能力を付与すること。

能力向上のための手段

- (1) 夜間視力の増進
- (2) 夜間の行動、感覚に慣れさせる。
- (3) 精神要素の涵養をはかる。
- (4) b項の事項を重視して訓練する。

夜間の戦闘訓練において重視して訓練すべき事項

- (1) 夜間においてもすべての戦闘動作ができ、特に不斉地障害を克服して運動し、突撃できること。
 - (2) 夜間においても適時火力発揚ができるように、標定設備による射撃に習熟させる。また標定設備によらない無照明の射撃にも習熟させること。
 - (3) 防音装置を施し静粛に行動し、指揮官の無声指揮に従い、迅速に行動することに習熟させる。
 - (4) 至近距離より一挙に突入し、白兵力のみによっても敵を撃滅できること。
 - (5) 特に警戒を嚴重にし、個人、部隊の安全と行動の自由を確保しなければならない。このため各人は警戒を嚴重にするとともに誰何、合言葉の使用に習熟させること。
 - (6) 一般的に消極的になり易いので、特に積極的に行動させ、すすんで指揮官の掌握下に入ること、及び隊員相互の連けい協同する部隊の行動に習熟させること。
- b. 夜間の戦闘訓練の指導において、訓練を効果的に行うため着意すべき事項
- (1) 夜暗のため訓練の統制指導がきわめて困難であるので正確な動作を必要とする基礎的戦技の訓練は、昼間実施する。この際夜間の感覚をもって動作させることが必要

である。

- (2) 夜間視力増進のための訓練は、特定期間連続し、徹底した訓練を実施しなければならない。
- (3) 夜間訓練を行うにあたっては、特に夜間における明度を考慮し、訓練を行う場所、時刻の選定を適切に行わなくてはならない。

第2節 企図の秘匿

1. 要旨

奇襲的效果をうるため、一隊に至るまで、計画的に準備を周到にし、細心の注意と努力をもって企図を秘匿することに留意しなければならない。

隊員として企図を秘匿するため着意すべき事項

- a. 移動間音をたてないこと。

防音装置の実施

行動を静粛に行い、無用なことを発しない。

- b. 火器はみだりに発射しない。
- c. 喫煙、灯火は使用しないこと。

やむをえず使用するときは、敵に発見されないよう注意すること。

夜間においても敵眼、特に敵のレーダー、暗視装置等により発見されるのを防止する。

2. 防音の処置のため一般に着意すべき事項

- a. 火器の防音装置は負ひも、前部止め環、又銃環等の動くものを固定し、または布をまきつけ、木部及び金属部は他の物体と触れても音の出ないようにする。

- b. 金属製のものは布でおおう。
- c. 装具類の装着は確実にする。
- d. 雑のう、作業服のポケットの収容品中、音の出そうなものはあらかじめ紙か布で包む。
- e. 偽装網につける草や木はなるべく音の出ないものを選定する。
- f. 作業服の衣ずれを防ぐためひもでしばる。
- g. 新しい靴で音を出すものはあらかじめぬらしておく。

3. 行動間の防音の処置

a. 行動間音を発しない注意

隊員は、行動間音を発しないように注意しなければならない。このため前進に当っては静粛に行動して足音を出さないようにするとともに、音の出そうな所はなるべく避ける。また身体等が板等に触れないようにする。停止して地に伏せる時も同じく静粛に行う。行動間、特に、足をすべらせたり、転倒しないよう注意し、もし転倒しても音を出さないようにするとともに声をたててはならない。

b. 隊伍内の隊員相互の接触による音の発生に対する注意

隊員が隊伍内で行動する時は、下を見ることなく、前後及び隣接隊員によく注意し、ぶつかったり、相互に触れたりしてはならない。

c. 命令、指示等を伝達する時は、手信号を多く使用し、口頭で行う時は、相手に近より、耳もとで小声を用いる。

d. 円び等を使用する際は音が出ないよう慎重に使用しなければならない。

4. 武器の使用

a. 夜間の射撃

- (1) 一般に確実に効果が期待できる距離に入るまで射撃をひかえると共に、射撃は通常指揮官の命令で開始する。
- (2) 敵の脆計により味方の射撃を誘発することが多いので乗ぜられないように注意すること。

b. 無音武器の使用

無音武器として使用できるもの

銃剣、手おの、こん棒、円び、銃の床尾、蛮刀、網等



左手で素早くあごをつかみ
口をふさぎ頭を後に引戻し
て声を立てないようにする。



手おのの脊で脊骨を強打
し騒ぎ出す前に捕える。



ぬれた砂を袋につめこめか
みや首のつけ根を強打する。



約1メートルの縄の両端に
棒をつけ両手で輪をつくり
ひざを背にあてしめる。

第3節 視覚・聴覚等の訓練

1. 要旨

夜間は特に視覚が制限されるので訓練により各種の感覚能力を増進させるとともに、これらを総合し、常に適切な判断及び行動がとれるようにしなければならない。

2. 夜間における感覚の変化

a. 夜間の明かるさは、暗夜から満月の夜まで、種々の明かるさがあり、これらが視覚に影響を及ぼす。またこれらによって照らし出される自然物、陣地、敵兵等の状態も一様ではない。

b. 色彩感覚の変化

夜間における色彩は、昼間におけると全然異なる。明度が逐次低下するに従って、すべての色は灰色に見え、更に明度が低下した時は黒ずんで見える。

c. 形態の感覚

夜間、明度が変化する場合においても、事物の形態に対する感覚は変化しない。従って、形をぼかさないう敵兵の姿は比較的容易に発見できるが、もし、形をぼかすか、草や木を利用した敵兵等は発見が困難である。

d. 聴覚による知覚

夜間においては、視覚は弱められるが、聴覚は一般に鋭敏となる。

3. 視覚の訓練

夜間は昼間と同様の知覚を得られるように照明が行われ、または暗視装置等の技術的手段を利用する事もあるが、隊員はこれらを利用しない時でも十分な戦闘行動ができるように暗調応及び周辺視により眼の生理的機能を十分に発揮できるように訓

練し、夜間の視力を増進しなければならない。

4. 夜間視力増進の訓練

訓練によっては2倍以上に増進できる。

訓練実施上の着意

- (1) 個人の素質、訓練進度に適應すること。
- (2) 逐次各種の照明、暗夜に應ずる訓練を行うこと。
- (3) 不斷に練成すること。

5. 眼の構造

眼の構造と眼球の働き。

6. 暗調応

a. 意義

明かるい場所から急に暗い場所に入ったときには何も見えない。しかし時間の経過に従って暗さに慣れ、周囲が見えるようになる。このことを暗調応という。

b. 眼が暗さに慣れて機能を発揮するまでの時間

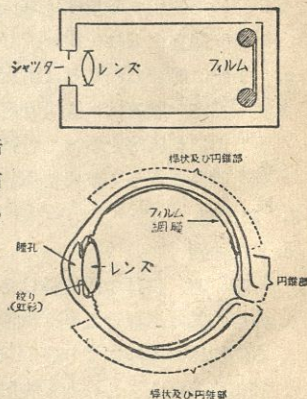
最少限20分より最大限2時間。

c. 暗調応の破壊の防止法

- (1) 赤色眼鏡を使用する方法
- (2) 片眼をつぶる方法

7. 暗調応の訓練

a. 暗調応訓練の目的



第39図 眼鏡とカメラ

円柱体の機能を活発にするとともに、明度に応ずる眼の生理的機能を体得させ、周辺視による夜間視力の増進を準備する。

- b. 訓練を行うには明度の低い場所を選ぶ。
- c. 当初暗い場所に入れ、教官の示す指標（直径2～4センチ）の位置・形状・動き等を報告させる。
- d. 野外においては灯火の影響のない場所を選ぶ。
野外で使用する指標は直径約50センチの円または人像、その他適宜のものを、じ後標的使用する。
- e. 上記に熟練したならば附近の地形地物について訓練する
- f. 暗調応の訓練は距離の判定もあわせて訓練する。

じ前に石灰等をもって各種の距離を標示し、無意識に距離を判断できるようにする。

8. 周辺視

a. 意義

暗い時、眼球の円錐体はその機能が低下するので、網膜の中心部は暗点となり、映像を結ばないが、その周辺にある円柱体の機能により夜間見ることができる。このことを周辺視という。このため夜間は色彩を感じなくなる。

- b. 夜間、周辺視を行うには、注視点と注意点とを分離しなければならない。注視点とは、眼球をその方向に向け、視察する点であり、注意点とは、見ようとする目標がある地点である。昼間、目標を見る場合、注視点と注意点は一致するが、夜間、周辺視を行う場合は、発見または識別しようとする目標を、注視点の外におきながら、目標のある地点に注意を集中することが必要である。

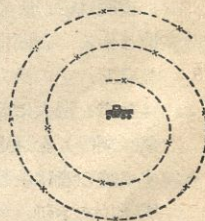
- c. 夜間の視察に最もよい網膜の位置は、明度によって異なる。このため、周辺視の角度、即ち注視点と注意点の角度は、明度に応じて適切に調節し、網膜の最良部に来るようにすることが必要である。

概略の基準は次の通り、

照 度	角 度
0.01～0.005ルクス（半月より三日月の夜の明るさ）	5度
0.002～0.001ルクス（暗い月夜）	7.5度
0.0002ルクス（月がない星夜）	10度
0.0001ルクス（暗 夜）	12度

9. 周辺視による視察

- a. 夜間、隊員が視察する場合あらかじめ視察しようとする自然の各々に注視点を設けることが必要である。
- b. 一視点を視察するに当っては、視察しようとする目標の周囲に注視点を求める。
- c. 一方向に対して視察する場合に、注視点を近いところから、遠い地点に移動して視察するか、または注視点に適した地物を、数力所選定しておき、明瞭なものから逐次注視していく。
- d. 地域を視察するには、上記のb項を併用しつつ、注視点を左または各方向に移動させ、近い地点から遠い地点に対して視察する。



第37図 一地点に対する周辺視

注 夜間、地域を視察するには、周辺視の要領、即ち疑わしい地点に注意し、注視点をその周辺に求めて視線を移動する。

e. 目標発見に関する徴候をとらえたならば、その附近に注意力を集中し、bの要領により視察する。

0. 夜間の視察において着意すべき事項

- (1) 下方より上方に透視し、特に天空に投影させる着意。
- (2) 敵の勢力を過大視することが多い。
- (3) 欺騙に乗ぜられ易いので、敵の行動を確認する習性を養成すること。

1. 聴覚の訓練

a. 聴覚の利用

夜間は音がよく聞こえる。特に空気が湿った場合はよく聞こえる。夜間によく慣れた隊員は、足音等によって敵を発見し、その兵力を判断する。しかし、敵を発見する場合は兵力を過大に判断し易い。敵兵が障害(地隙、水流、柵、鉄条網等)を通過する場合は、特殊な音を発し、特に跳躍する時の音は明瞭である。また、敵の近接を察知するため鳴子、あき缶、マイクロホン等を障害と同時に設置し、あるいは動物の鳴き声等を適切に徴候として利用することが有利である。しかし、音は、風の方向、風速、地形・地物の状態、霧等により影響をうけ、聞こえない場合もあり、また敵は飛行機の爆音、砲爆撃音等をもって欺騙する場合があるので警戒が必要である。一方こちらがたてた音は、敵に対して自分の处在を教える。

ある。したがって、隊員または部隊が移動する足音、移動間または停止・発進の際に発する武器・装具等の衝突音、火器の操作音、築城作業の場合の音等を各種の距離、方法について発生させ、その感覚を体験させる。

2. その他の感覚の利用

- a. 視覚が減殺されるので、触覚その他を補助的手段として有効に活用すること。
- b. 臭覚もまた非常に役にたつものである。調理、ガソリンの特有のにおいに敵の存在を教える。

3. 地形地物の識別と価値の変化

変化の主なもの

- a. 昼間開潤地は、敵の射撃によって前進が困難であるが、夜間は狙撃効果が減少し、かつ行動が容易であるので開潤地を利用することが多い。
- b. 地隙、河川は昼間に比し、著しく障害の度が増加する。
- c. 錯雑地は方向を誤り易い。
- d. 昼間、視界良好な高地も、夜間は単に火光の発見を容易にするだけで、かえって敵に天空に透視される不利がある。

第4節 運動

1. 要旨

夜暗に慣れ、特に耳目を有効に使用し、大胆かつ沈着に運動できることが必要である。

運動にあたって訓練すべき事項

- a. 静粛前進の要領
- b. 果敢前進の要領

- c. 手信号に応ずる行動
- d. 照明を受けた場合の動作
- e. 不斉地の通過要領

2. 夜間の運動において考慮すべき事項

a. 速度と警戒の調和

夜間の前進速度は、状況、地形に適合させるが、企図の秘匿を要する度合が多くなるに従い、一般にその速度は遅くなり、その際、前進間はもちろん、適時前進を区切って停止し警戒することが必要である。

b. 地形の利用

丘、河、沼等の地形縮図は進路の維持に役立つ。しかし、これらを使用したため、敵の作ったわなにおちこまないように注意しなければならない。他に適当地形・地物のない場合は、磁尺を使用して一地点から次の地点へと直進する。

- c. できる限り開闊地を歩くこと。森林、灌木地帯、または峡谷等の錯雑地を通過すると、音をたてて、敵に発見され易い。開闊地を歩けば、地形・地物もよく見える。

d. 音の利用

風、雨の音、砲声、航空機の爆音等は、敵の注意、警戒心を乱し、またその方に注意をひきつける。これらは味方の行動を秘匿するので、この間を利用して迅速に移動する。

- e. むやみに走ってはならない。

夜間走れば音をたて、またころび易い。敵の射撃をうけ、たとえ、弾丸が近くにとんで来ても、地上に伏せて、静かになるまで待機すべきである。

f. 信号に応ずる軽快な行動

夜間は、手信号によって指揮されることが多い。このため隊員は指揮官の各種の信号に応じて、軽快に行動できることが必要である。

3. 歩 行

a. 夜間の歩行の種類と、行う場合

静粛前進 企図を秘匿して前進する場合

敢為前進 迅速に前進しなければならない突撃等の場合

b. 静粛前進の要領

踵より足を下して前進するものと、爪先より足を下して前進するものがある。特に近距離を隠密に前進する場合は後者を用いることがあるが、一般には前者を用いることが多い。

- (1) 踵より足を下して前進する要領 踏み出す足は草等にかからない程度にあげ、体重を後足にかけながら静かに踵より足を地面に下し、体重を後の足より前の足に移す。

- (2) 爪先より足を下して前進する要領 踏み出す足は草かん木にかからないよう高くあげ、爪先より静かに足を下す。爪先が地についてから踵を静かに地におろす。

c. 敢為前進の要領



第38図① 爪先から足を下す方法左より(1)(2)(3)

踵より足を下す静粛前進の要領により前進するが、その間迅速に実施するとともに、前進間安定を得るため腰を落し膝をやや曲げる。

d. 不斉地の前進要領

留意すべき事項

- (1) てん倒する恐れが多いので、装具の装着を確実にする。
- (2) 必要の場合は銃を腕にかかえる。
- (3) 足下を見ることなく前の頭を注視する。
- (4) 長い草が生えている場合は、足を低く運び踵から地につけ、足で草を踏み倒す。
- (5) 降り坂の場合は踵に力を入れ地面を圧する。
- (6) てん倒しても声を出さない。



第38図④ かかとから下す方法(1)(2)は①に同じ

4. ほふく

- a. 企図を秘匿することなく、単に低い姿勢で前進するためにはほふくする場合は、屋間の要領を用いる。隠密に前進するときは下記の要領による。

b. 夜間のほふくの要領

敵との距離、地形等によって異なるが、一般にそれらが許すとき四つんばいの要領による。

(1) 四つん這いの要領

銃の位置、手をつく位置をさぐりつつ前進する。

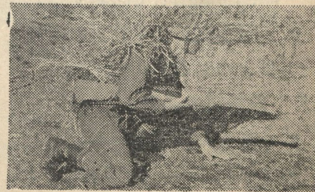
(2) 尺取虫の要領

伏せの姿勢において、両脚をあわせ足は爪先立てる。小銃は銃口を左にし、両手をもって下から保持する。前進するには両肘、両爪先で体をもち上げ前方に推進する。この際音を出さないよう留意する。自動銃・機関銃は銃を体の右側においてほふくし、前進に伴い逐次銃を前の方に置く。

5. 停止及び発進

- a. 夜間において静粛に停止する場合、屋間の停止の要領は音を発するので使用しない。

停止の要領 まずそつとうずくまり、小銃を右手に抱えこみ、左手で地面を探り、右膝を地面につける。左足は静かにあげて後に引き地面を下ろす。ついで右足を同じ要



第39図① 夜間伏せの動作(1)

領で左足にそそえて伸ばし、静かに伏せる。

b. 発進は屋間に準ずる。

6. 照明に対する行動

速かに低い姿勢となるか、または行動を続行するかは指揮官の命令によるが、号令に応じて〔伏せ〕の動作は迅速

・適切に行う

着意すべき事項

a. 〔伏せ〕の動作は最も機敏に行いかつ音を出さないよう

注意する。つとめて陰影を利用し、伏せたのちは身体を動かさないようにする。

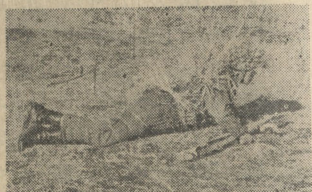
b. 照明弾は発射音から照明までに時間があるのでこの時間を利用して隠蔽する。

c. 暗調応がくずれるので片目をつぶる。

7. 鉄条網の通過

a. まず存在を確める。

b. 屋間に用いる方法のほか、鉄条網を隠密に鉄線鉄をもって切断しながら通過する方法があり、特にこの



44-9図③ 夜間伏せの動作(2)(3)



第39図④ 切断した鉄線の末端の処理要領(1)

方法に習熟しておかなくてはならない。

c. 隠密に鉄条網を切断して通過する要領

第5節 射撃

1. 要旨

a. 夜間は火器の操作が困難となり、射撃の精度及び射撃の速度が低下する。特に個人携行のものは脚の固定されたものに比し、射撃の精度が低下する。

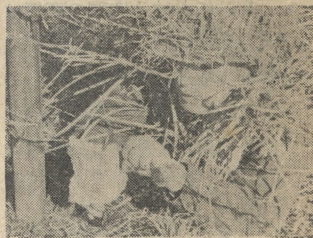
b. 適切な方法を講じるときは、その効力を有効に発揮することができる。

方法 標定設備の準備
訓練された適切な射撃姿勢による射撃曳光弾の使用

照明との適切な連けい等

c. 隊員は周到な訓練により夜暗を克服して正確、奇襲的な射撃ができなくてはならない。

射撃を行うにはつとめて目で敵を確認して射撃を行わなければならない。



第39図④ 鉄線に布をまきつけて切断する要領(2)



第39図④ 2名協同して鉄条網を切断する要領(3)

第6節 突撃

1. 要旨

a. 夜間における突撃の要領は、基本的に、昼間における突撃の要領に同じである。実施に当っては、夜暗においても各種の地形、障害を克服して、果敢な突撃が実施できるように訓練するとともに、状況の変化により、指揮官が突撃の実施要領を変更した場合においても、ただちに信号等に応じて、命令に即応する行動ができるようにしなければならない。

b. 夜間の突撃の特性

- (1) 一般に敵陣地に近迫して奇襲的に突撃することが多くなる。
- (2) 突撃射撃は昼間のような効果を期待するのは一般に困難となる。
- (3) 白兵力に依存する度合が多くなる。
- (4) 隊員相互の連けい、協同も困難となる。

c. 特に暗夜の突撃においては、彼我の識別に注意し、味方部隊の相撃について厳に注意することが大切である。

d. 夜間における突撃の訓練において演練すべき事項

- (1) まず基礎的動作を演練したのち、主として突撃射撃を行って、突入距離まで前進する要領
- (2) 敵に近迫し、突撃発起位置より一挙に突入する要領
- (3) 基礎的動作において特に演練すべき事項
 - (a) 「腰射（応用姿勢を含む）」による突撃射撃の動作
 - (b) 確実迅速な装填の動作及び射撃、速度の発揮
 - (c) 迅速な敢為前進の動作

(d) 隊形の維持

(e) 突入及び刺突動作



第39図⑥ 腰射(自動銃)



第39図⑦ かかえ射ち(腰射の応用姿勢)

2. 夜間の突撃要領

a. 照明および支援射撃が行われる場合の突撃の要領

- (1) 通常昼間の要領を用いて突撃し、かん声は発しない。
- (2) 照明の度が大きいときは昼間と同じ要領によって実施するが照明の度が小さくなるに従い突入距離まで敢為前進または速歩で前進し突入は敢為前進をもって行う。

着意すべき事項

- (1) 突入点の敵兵をよく確認
- (2) 照明によって生ずる地形地物の蔭影を巧みに利用
- (3) 突撃射撃の効果を判定し弾着を修正しつつ前進
- (4) 照明の度に応じ、隊員の間隔を適切に保持し、相互に連けい、協同して前進すること。
- (5) 敵の陣前または突撃方向にある探照灯・照明弾等を直

接見ないように注意

b 照明及び支援射撃が行われない場合の突撃要領

- (1) 奇襲効果を期待し、かつ突撃発起予定位置まで敵に発見されなかった場合に実施される。敵との距離が近い場合においては突撃射撃を行いつつ一挙に突入するが、時として突撃射撃を行わず突入することがある。敵との距離が遠い場合においては通常突撃射撃を行いつつ突入距離まで前進し、後突入する。このため分隊長の号令に従い迅速に命令に即応する行動をとること。
- (2) 敵との距離が遠い場合において隊員が突撃するには、通常かん声を発しないであらかじめ発見した突入点の目標に対して「腰射」またはその応用姿勢による突撃射撃を行いながら、敢為前進または速歩をもって突入距離まで前進する。その後敢為前進をもって腰射による射撃を行いつつ突入し、最後は突き射ちを行う。この際、自動銃手は小銃手とともに前進し、突撃間短連射をくり返し敵を射殺する。
- (3) 敵との距離が近い場合において、隊員が突撃射撃を行いながら突入する要領は、前項の突入の要領に準ずる。
- (4) 敵との距離が近い場合において、隊員が突撃、射撃を行わず突入するには、敢為前進によりできるだけ迅速に前進し、格闘距離に入る前に銃を構える。自動銃手は、小銃手の後方をいつでも射撃できるように、腰射の姿勢をとって前進する。
- (5) 照明及び支援射撃が行われない場合の突撃において、特に着意しなければならない事項

- (a) 突撃方向を確実に維持し、突入点の敵兵をつとめて早く発見する。
- (b) 分隊が整々と突撃隊形を維持しながら突入できるように、隣接隊員との間隔を通常5歩以内に保ち、分隊の基準となる隊員の行動を基準として行動する。特に突撃射撃を実施して突撃する場合においては、隣接する隊員等に危害を加えないため、隊形の維持に注意しなければならない。
- (c) 突撃間、突撃方向以外に対しても警戒し、特に不意に現出する敵は迅速に射殺するかまたは刺殺しなければならない。
- (d) 隊員相互の協同は緊密に行い、特に小銃手は自動銃手を防護し、自動銃手が近接格闘に陥る前に、敵を射殺するか刺殺しなければならない。

第7節 方位の判定・方向の維持

1. 要 旨

- a. 夜間行動する場合は、地形、障害、灯火等に惑わされ、方向を誤り易い。隊員は、正しく方向を判定し、自信をもって正しい前進方向を維持することが必要である。方向を維持する場合は、各種の手段を併用して、その確実を期することが必要である。

方位を判定する方法は、天体を利用する方法、磁石を利用する方法、地形、地物による方法等がある。

b. 方向の維持

上記のほか、誘導員、標示、射撃照明の利用等

地図、コンパスの使用

2. 方位の判定

- a. 天体を利用する方法 この方法は簡単であり、雲がない場合において実施することができる。方位の判定にあっては、特に北極星の価値が大きく、また月及びその他の星によっても概略の方位を判定することができる。

- (1) 北極星による方法 これを発見するには、北斗七星及びカシオペアとの関係を十分理解しておかねばならない。北極星の位置を求めるには、次の方法を用いる。

北斗七星の2星(a, b)を結んで更に延長し、a, bの距離の約5倍の所を求めれば北極星がある。

北斗七星が地表面に接して発見できないときは、反対側にあるカシオペアより、



第39図⑧ 北極星の位置

北極星を求めることができる。この星座は「W」を横たえた形をしており、このWの末端の星から北斗七星により北極星を求めたときと同じ距離に北極星がある。

- (2) 月による方法 月がみちたりかけたりする状態によって方位の判定に利用する。

- (3) その他の星による方法

星の運動は、季節と時刻とによって差があるが、そのうちおもなものを記憶しておけば概略の方位を判定することがで

月令	時刻	方位
満月	18時	東南
	24時	西
上弦月	18時	南
	42時	西

きる。オリオン星座(三ツ星)は、冬だけ空に存在し夏は認めることはできない。

- b. 磁石による方法
c. 地形・地物による方法

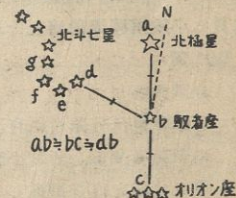
- (1) 家屋の構造、土地の風習、恒風、地形全般の関係等によって概略の方位が判断できる。

- (2) 樹木、雑草は一般に南方に繁茂する。

- (3) 主要な部落の関係位置をあらかじめ知る。

第39図⑨ オリオン星座と北極星の関係

下弦月	24時 6時	東南
考. の運動は太陽の運動と異なり、1日約52分遅れていくので、その他の月令にあつてはその時刻によつて概略の方位を判定することができる。		



3. 方向の維持

- a. 地形について十分研究して暗識しておく。
b. 夜間経路の選定は、確実に到着できる経路を選定する。
c. 現在位置の確認と方法の測定のため停止してよく四周を観察すること。
d. 方向を維持するための方法
(1) 地図と磁石を用いる。地図判読、磁石の使用法に習熟。
(2) 機関銃等の発射音、火光等の時刻、場所、射撃の方向等をあらかじめ承知しておく。
(3) 照明弾による現在地確認。

第3. 分隊戦闘訓練

第1節 要 則

1. 小銃分隊の使命

分隊は分隊長以下一体となり、警戒、射撃、運動、突撃、並びに陣地の占領に任ずる。

2. 編成

分隊は分隊長、小銃手（1, 2, 4, 5, 7番）自動銃手（3, 6番）副分隊長（8番）より成る。分隊長、1, 4, 5, 7, 8番は小銃を、3, 6番は自動銃を、2番は狙撃銃を、分隊長、1, 7, 8番は更に小銃擲弾発射筒をそれぞれ携行する。

3. 職責

(1) 分隊長

- a. 分隊長は分隊員に自己の火器及び装具の使用、手入れに習熟させる。通常小隊長の命令によつて号令・手信号等で分隊を直接指揮し、自己分隊の指揮、行動について責任をもつ。
- b. いかなる状況でも分隊が一致団結して、戦闘部隊の一部として戦闘行動を遂行できるように訓練する。

(2) 副分隊長

- a. 分隊長を補佐し、分隊長不在のときはその指揮を代行する。
- b. 分隊長より指示された職責を遂行する。
- c. 通常命ぜられた組の組長として行動する。

(3) 分隊員

- a. 自動銃手（3, 6番） 分隊長（または組長）の命を受け目標に適時適切な火力を指向して分隊火力の骨幹を形成する。
- b. 4, 5番 戦闘間小銃手としての任務のほか、必要に応じて自動銃手を援助する。

- c. 1, 2, 4, 5, 7番 小銃手として運動と火力をもつて行動し、特に突入に際しては分隊の主体となつて戦闘する。

(4) 狙撃手

- a. 2番がなる。狙撃手は特別に訓練された小銃手で、射撃に熟練しているとともに有能な普通科隊員であること。
- b. その任務は敵の重要人員（指揮官、監視観測者、狙撃手、重要火器要員、通信連絡員等）を射殺して抵抗力と士気を弱めることで、ときには敵の活動状況を適時報告して情報機関を援助する。

- c. 狙撃手は分隊内で使用されるか、または中小隊長の直接指揮下に他の狙撃手とともに通常二人組として使用される。

- d. 曳光弾を射撃して有利な目標を指示し、他の射撃を要求または修正する。

註 目標は夜明け、薄暗、月明の夜、食事等敵が警戒をゆるめたときに最も多く現われる。

- e. 狙撃手は2人組で固定位置に行動するほか広い地域や移動がはげしいときは単独に行く。射撃位置は射界と、隠蔽、掩蔽に注意して選定する。
- f. 斥候や巡察と同行を命ぜられた場合はその防護に任ずる。

- g. 射撃位置からの敵情観察の際、任務の第1義は敵の射殺であり、情報活動は第2義である。

4. 組の区分

- (1) 分隊長は主として分隊の指揮を容易にするとともに、また要すれば単一の任務の付与、遂行に適するように、分隊

を適宜の組に区分しこれを活用する。分隊長は直接分隊員を指揮するが、直接指揮が困難な場合は組長に組の指揮を命じ、小範囲の継続的任務を与える。

- (2) 組区分は、分隊の任務、状態、敵情、地形等に適應させ分隊の戦闘力を十分に發揮できることを主眼とし、とくに分隊長の指揮統制を容易にするよう考慮する。
- (3) 組長は分隊長の指揮を補佐するとともに、分隊長の企画に基き率先して行動する。組長は分隊長から命ぜられた場合は組を指揮し組長の指揮は分隊長が行う。
- (4) 組区分は通常自動銃を基幹とする第1組(1, 2, 3, 4番)、第2組(5, 6, 7, 8番)に区分し、組長(1, 8番)を指命する。

5. 火力の發揮

(1) 分隊の火力

- a. 分隊の火力は白兵力とともに分隊の最も大きな戦闘力である。
- b. 分隊の火力は他の支援火力と調和させ有効に火力を發揮するように、分隊長は適切に分隊員の射撃を指揮する。
- c. 戦場の射撃目標は通常不明瞭である。分隊長は標点の利用、曳光弾射撃等の手段によつて、正確、輕易に目標を指示し、分隊員が目標を確認して正確な射撃を行うよう適切に指揮する。

(2) 射撃指揮

- a. 射撃指揮とは、適時に射撃を開始し、(通常小隊長の命令に基く)射撃目標に対する自己分隊の射撃を修正し、一射撃目標から他の射撃目標へ射撃を变换し、射撃速度を規正し、また適時に射撃を停止することである。
- b. 分隊長は射撃を指揮するにあつては号令、手信号を

使用し、組長または所要の分隊員によつて伝達を補佐せる。

- c. 分隊長は、適時射距離を判定し、つとめて射距離を示して射撃を命ずる。分隊員は示された射距離により射撃を行うが、それによりがたい場合は戦闘照準により射撃を行う。

- (3) 射撃規律 分隊の射撃規律は、各隊員の火器使用、射撃号令の確實な実行等の訓練により維持する。このため各隊員は照準具の測合、照準、撃発等の動作に熟練するとともに分隊長に対する注意心の維持により号令に即した射撃目標、射撃速度、射距離の変更等が直ちに実行できること

第2節 攻 撃

1. 要 旨

攻撃は、敵に対し主動性を維持し、かつ物心両面にわたるわが戦闘力を集結しうるものであつて、決定的な勝利を収め勝利を獲得する唯一の手段である。

2. 小銃分隊の攻撃任務

攻撃における分隊は、通常小隊戦闘力の一部分として、戦闘を行い、分隊長以下の総合した火力及び白兵力により敵を撃破する。分隊長は分隊をあたかも一体のごとく指揮し、運動、射撃、及び突撃をもつて与えられた攻撃任務を達成する。

3. 攻撃準備

(1) 攻撃目標

- a. 小隊攻撃目標の明確な一部の地形・地物または敵。
- b. 限界が地形・地物等によつて明瞭に示される。
- c. 攻撃開始当初目視されるもの。状況によつては攻撃開

始後示される。

(2) 攻撃方法

- a. 分隊長は隣に分隊長及び支援部隊の指揮官との調整
- b. 偵察の実施
- c. 攻撃開始線より前方の偵察は、命令を受領した場所またはその付近からの視察。
- d. 攻撃開始線より後方の偵察は遮蔽に留意しつつ綿密に実施する。
- e. 攻撃目標への経路、隊形、射撃陣地前進要領、目標奪取後の行動等の決定。

(3) 攻撃準備

攻撃前分隊は上級部隊の集結地に停止し、戦闘準備を行う。示された地域到着後、分隊長は直接警戒の処置を講じ分隊員を分散させ、地形、地物を利用して掩蔽及び隠蔽させる。集結地においては、(1) 状況及び命令等を徹底する。(2) 火器やその他の装備品の機能を点検する。(3) 示された装備品を残置する。(4) 戦闘用弾薬、糧食、及び特殊装備品等を受領し配分する。(5) 示された場合は攻撃予行を実施

(4) 攻撃発起位置

攻撃発起位置は攻撃発起の態勢を完成する位置であり、分隊の攻撃発起位置は小隊長から地域で示される。分隊は攻撃発起位置で戦闘準備を完成し、通常展開する。

4. 攻撃実施

- (1) 攻撃開始時機 通常事前に時刻をもつて予告される。
- (2) 小銃分隊の隊形

攻撃に（戦闘のための前進間）用いられる分隊の基本的隊形は、分隊縦隊、分隊菱形及び分隊横隊である。（付録

1 参照) 分隊は、射撃を開始するまでは通常分隊横隊以外の、掌握及び急速な前進に適した隊形をもつて前進する。

a. 分隊縦隊 分隊縦隊は、分隊長の掌握が容易であり、各方向に対して監視ができ、また側方への急速な行動が可能である。分隊縦隊は、通常掌握が重大な要素である森林、煙、霧の中及び夜暗の移動、狭い小径及び隘路を前進するに適する。

b. 分隊菱形 分隊菱形は、どの方向にも戦闘準備を要する状況において用いる。たとえば分隊が単独、または小隊の先頭部隊として行動する場合等。この隊形は掌握容易で、よく全周警戒ができ、融通性に富み、またよく散開しているので、敵との接触のおそれがあるときに用いる。

c. 分隊横隊 分隊横隊は、分隊が火力を発揮する場合または突撃を行う場合に使用する。またこの隊形は、開闊地特に敵の射撃に暴露した地域を突破するには有効である。

d. 行進縦隊 分隊の行進縦隊は、敵部隊との接触のおそれが少ない場合に使用する。

(3) 小銃分隊の運動

a. 分隊は分隊長の号令に従つて、分隊長が企図するように軽快、機敏に運動（機動）する。

b. 分隊長は敵火及び地形の状況に適応して前進要領を適切に選定する。

c. 分隊を同時に発進させる場合、分隊長は発進・停止の号令によつて律する。

d. 組ごとに前進する場合、組ごとの区分前進が命ぜられ

る。各組は通常組長の直接指揮により、組相互の連携に留意する。

- e. 分隊を各個に前進させる場合、各個前進を命じ分隊長はこれを指導する。分隊員は敵火の状態、地形等に注意するとともに相互の連携を保ちつつ発進の時機、停止地点を自ら選定して前進する。

(4) 号令

- a. 各種隊形をとらせるには分隊長は1番の位置または前進方向及び隊形を示し「作れ」と号令する。
- b. 分隊の隊形は1番の位置またはその行動を基準とし、各隊員の距離・間隔は、5~10歩とする。(行進縦隊の距離は通常2歩とする。) 各隊員の警戒方向は、別命なければ分隊菱形における警戒方向を基本的方向としてその他の隊形においても準用する。(付録1参照)
- c. 分隊員は指示を受けるため行動間しばしば分隊長(組長が指揮している時は組長)に注意する。
- d. 戦闘間発進のための号令には5つの基礎的な要素があり、この5要素のうち必要な事項を号令中に含ませる。その要素は次のとおりである。
 - (a) 注意かん起 この要素はこれから指示せんとする事項に関し注意をうながし分隊員に受令の態勢をとらせる。たとえば「分隊」「第1組」等。分隊(組)長が分隊(組)を前進させる場合はこの要素をはぶくことができる。たとえば分隊長が分隊を早駆けで前進させる場合、「分隊 早駆け 前え」と号令せず「早駆け 前え」のみ示せばよい。
 - (b) 統制 前進にあたって統制すべき事項を示す。た

たとえば「あの稜線まで」「経路」「じ後」等。

- (c) 区分 前進の区分を示す。たとえば「組ごと」「各個に」等。分隊(組)が同時に前進するときは示されない。

- (d) 速度 この要素は前進の速度を示す。たとえば「早駆け」「駆け足」等。速足の場合は示さない。

- (d) 動令 この要素では「前へ」の動令を示す。

- e. 停止させるときは、「止れ」の号令または信号、「集れ」の号令または信号は、展開した分隊を集めるときに用いる。

(5) 小銃分隊の射撃

- a. 分隊の射撃は通常小隊長の命令によつて開始する。
- b. 敵の射撃をうけ、敵を確認したとき、または推定位置の敵の制圧のとき。
- c. 射撃の要領
 - (a) 通常分隊同時に開始、もしくは自動銃が先に射撃してのちに小銃。
 - (b) または組ごと。小銃は通常300m以内で開始する。
- d. 目標
 - (a) 自動銃は分隊の攻撃射撃目標中有利なもの
 - (b) 小銃手は自己の対向する部分の比較的明瞭なもの
 - (c) 狙撃手は敵の指揮官、観測所、監視、重火器
 - (d) 小銃擲弾は有効射距離内にある敵の人員、火器の制圧、目つぶし
- e. 新目標が現出したら、分隊長は必要に応じ火力の配分を変更する。
- f. 分隊長は分隊の火力が全目標に有効に指向されるよう

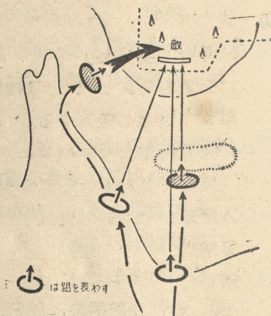
に射撃を指揮する。

(6) 射撃と運動

分隊は味方の支援火器と調整し、また自隊の射撃と運動との併用により一意突撃発起位置に前進する。

射撃を開始した分隊は、通常組ごとの区分による交互の支援により、敵を拘束、制圧しつつ前進する。

組ごとの区分前進には、分隊長は通常先頭の組とともに前進する。他の前進支援組に対しては支援の要領、自動銃の射撃する位置、また要すれば正確な射撃陣地を指示する。前進する組に対しては、前進要領、方向及び経路等を指示する。敵に近迫しますます火力を発揚する場合、分隊は通常各個に前進する。



第40図 分隊の射撃と運動

(7) 突撃準備

分隊長はますます火力を発揚し、各隊員(組)に突撃発起位置、突撃方向、突撃要領を適確に指示し、敵情とくに側防火器、障害、地形等について小隊長に報告、分隊員は指示を確認し、別令なく着剣・装填・手榴弾を準備し、分隊長に突撃準備完了を報告する。

(8) 小銃分隊の突撃

分隊長以下の積極果敢な突撃精神、とくに分隊長は小隊長の企画に基き、その号令または命令により、あるいは自ら好機を発見して突撃を発起し、敵に近迫して率先先頭に

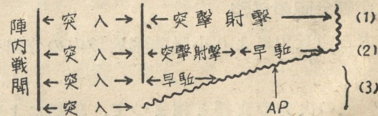
立って突入する。

- 分隊は支援射撃を利用し突撃発起位置に近迫する。
- 可能な時更にはふくをもって砲弾の濃密部に近迫する
- 突撃を発起する場合所要の指示がなされ、ハの号令が下りる。

d. 「突撃に 進め」

(9) 突入

- 号令「突込め」
- 突撃を発起したら突撃射撃を実施せず、一挙に突入距離まで近迫し突入する。
- 突入距離まで突撃発起位置を近迫させるときもある。
- 突撃を発起したら突撃射撃と早駆けとを併用しつつ突入距離まで近迫し突入する。たとえば当初早駆けで前進、突撃射撃を行いつつ突入距離に至る。



第41図 突入の要領

- 陣地に突入したら突撃を反復しつつ突進する。

- 組内はよく相互に支援し合う。

- 分隊長は分隊員をよく掌握し前進方向を正しく維持し敵の



第42図 突射の姿勢

突射時……行進間(とくに早駆け)においても速度をおとさずに射撃が可能であり、両足が地面をはなれたとき空間における姿勢は比較的安定があり命中精度も比較的良好的である。ただし自動銃は実施できない。

弱点に乗じて攻撃する。

註 突撃射撃及び突入に関しては第1編、第2章、第1・第5節参照

(10) 再編成

攻撃続行しないとき、防禦の要領で再編成を行う。

- 分隊の損害、火器、弾薬の状態の点検
- 弾薬の再配分、火器の損害、残弾数の報告
- 要すれば人員の再編成

第3節 防禦

1. 要旨

防禦とは、各種の手段と方法を用いて敵の攻撃を妨害、防止、もしくは破砕するため、あらかじめ準備した場所により交戦する戦術的行動である。

2. 小銃分隊の任務

火力と白兵力により小隊防禦地域内の分担した部分を防禦する。

- 他の火力の支援と相まつて、射撃により敵を主抵抗線の前面に阻止する。
- 敵が主抵抗線に到達したら近接戦闘で撃退する。
- 分隊員は防禦地域内の支援火器を防護し、隣接部隊と相互に射撃を交換する。
- 分隊（またはその一部）は命令により補足陣地に移動し、小隊防禦地域の側面または後方を防禦する。

3. 分隊の戦術的編成と陣地配分

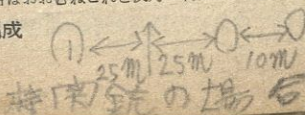
- 分隊は通常小隊防禦地域の一部として、陣地を編成し、おおむね同一線上か、または各分隊が分離して縦深に（鋸型または梯次）配置される。

註 分隊陣地の正面幅は掩体間の間隔（5～20m）を基準として火力の編成、地形等を考慮して決定する。

- 防禦においては、先ず火力編成を重視して最も適した装備の分隊員を必要な位置に配置し、次いで相互に連絡が可能な数名をもつて組を作り、組長を指名する。
- 分隊長は、分隊員の掌握並びに小隊長との連絡に便利であり、良好な視界が得られる所に位置する。
- 分隊長は射界、陣地の広さ、築城の程度、視界、士気等を考慮して個々の掩体を1人用とするか、2人用とするかを決定する。掩体間の間隔は通常5mから10mまでが適当である。開濶地においては、1人用は10m、2人用は20mの間隔とすることができ錯雑地においては、1人用は5m、2人用は10mの間隔まで縮少することがある。
- 分隊陣地内に重火器が同線に配置される場合は、1銃（門）につき約25mの間隔をあげ、重火器を防護できるように分隊員を配置する。
- 分隊は人員の掩護等のため状況の許す範囲において掩蔽部（または掩壕）を構築する。これは通常数人用の大きさとし、小隊防禦地域内で分隊陣地から適宜離隔させ、地形を利用し、防護の容易な位置に選定する。
- 分隊は小隊から示された位置に補足陣地を編成する。補足陣地の編成の要領は主陣地の場合に準ずる。

註 2人用掩体は警戒が交互にでき、1人の事故により陣地間に間隙を生ぜず、心理的及び管理的に有利であるが、地形によつては小銃による火力編成が困難であり、敵火に対して同時に損害を受けやすい。1人用の場合はおおむねこれと反対の利害がある。

4. 火力の編成



分隊長の射撃区域は敵の接近経路の火制
 其の仲 = 敵の接近経路の火制
 TK

分隊長は示された射撃区域内に最も有効な火力が指向できるように分隊の火力を編成する。

(1) 射撃区域

- 各火器の射撃区域は互いに重ねて死角の消滅を図り、かつ重要な敵の接近経路には多くの火力を指向する。
- 自動銃の（2銃）射撃区域は互いに重複させ、かつ敵の接近経路はいずれか1銃によって火制できるように選定する。
- 小銃手の射撃区域は30～60度が適当である。状況によっては、翼側に配置する小銃手等には異つた射撃区域の二つの陣地を与えることがある。2人用掩体は各人ごとに射撃区域をもつ。
- 狙撃手には分隊長はできるだけ広い射撃区域を与え、必要な場合は2個の陣地を準備させることがある。陣地は分隊長の近くに位置させる。

(2) 陣地

- 自動銃の陣地は示された主射撃方向に対して最もよい射界をもち、かつ分隊射撃区域の主要な部分を射撃できることが望ましい。
- 小銃手の陣地は、隣接する隊員の射撃区域が互に重複しかつ最もよい射界を持つように選定する。地形によっては、斜射により小銃手の射向を交差させることが有利な場合がある。

(3) 小銃擲弾その他

- 分隊長の小銃擲弾は、通常射撃指揮、射撃要求の信号の補助、及び夜間の照明用使用する。
- 副分隊長及びその他の分隊員の小銃擲弾は、敵の接近

経路を火制するために使用する。

- 破片榴弾、黄燐弾は敵の小集団に対して有効であるので、小火器の補足として直接照準火器の死角の消滅に有効に使用する。

註 小銃擲弾を有する小銃手の掩体の位置を選定するとき、小銃の射撃区域とともに所望の地域を小銃擲弾によって射撃できるかを合わせて考慮する。

5. 築城編成

(1) 陣地構築

- 掩体構築の予定場所に伏し射撃区域を確認する。
- 掩体を構築した場合に十分な射界が得られ、射撃区域が相互に重複しているかを確める。
- 小銃掩体の主線はおおむね与えられた射撃区域の中央
- 自動銃掩体の主線は主射撃方向及び区域の中央
- 分隊長及び自動銃の掩体はつとめて掩蓋を構築する。
- 各人の掩体はそれぞれ自己が偽装する。

(2) 偽装上の注意

- 陰影を利用できるときはつねに利用する。
- 個人、火器及び装備品の輪郭をぼかすように枝葉を利用する。
- 特異な色彩を避け自然の環境に適合させる。
- 目立ちやすいものまたは光るものを隠蔽する。また敵の狙撃手によつて発見されないように顔や手を暗くする。
- 構築間、掘土は逐次偽装するとともに掩体の外形を環境に適合させることに努める。

(3) 偽装規律

陣地の秘匿を確実にするため常時厳格な偽装規律を守り、

とくに次のことに注意する。

- a. 示された経路を使用し、交通跡の除去または隠蔽。
- b. 新しい土や糧食や弾薬容器等の廃物は埋めるか、隠蔽する。
- c. 土地の全般の外観を変化させない。

(5) 築城作業間、分隊長は自ら作業を実施することに以上のことを指揮監督する。

6. 防禦戦闘

(1) 射撃開始

- a. 分隊長の号令により開始する。
- b. 自己の射撃区域内の明瞭に確認できる敵を、あらかじめ示された射距離を装して正確に射撃する。
- c. 敵が陣内に近接し突撃準備のために強力な砲撃を行う際はつとめて射撃を実施するが、暴露した掩体内の人員は掩蔽する。監視員は監視を続行する。
- d. 敵が到着する前、火力を増大し破砕射撃で突撃を破砕する。
- e. 戦車攻撃に際しては、戦車に歩兵が随伴しているときは分隊の全火器（小銃擲弾を除く）のおもな射撃目標は敵の徒歩兵または他の暴露した人員であり、極力徒歩部隊と戦車部隊との分離をはかる。

(2) 陣内戦闘

敵が突撃して陣地に侵入しても、射撃、手榴弾及び銃剣により戦い、たとえ最後の一人になつても断固として陣地を固守する。

第3章 銃剣格闘訓練

第1節 要 則

1. 目的

銃剣格闘の訓練においては銃剣の使用法に習熟させるとともに、旺盛な士気及び体力を練成して近接戦に対する自信を与える。

2. 重要性

戦闘における銃剣格闘の効果は次のとおりである。したがってたえず訓練を行い、その習熟につとめなければならない。

- (1) 強固な意志を有する敵に対しては、火力のみをもつてこれを駆逐することができない。敵はしばしば近接戦闘に至るまで、その陣地にとどまるので、銃剣の威力は敵を撃破する最後の重要な手段の一つである。
- (2) 企図の秘匿を要する場合、とくに夜間または潜行任務において、銃剣は企図を秘匿し敵を奇襲することができる。
- (3) 小銃弾を射ちつくし、あるいは彼我接近し、小銃、射撃及び手榴弾が使えない場合には銃剣は最も重要な戦闘手段である。

3. 区分

銃剣格闘は実銃を使用して行う訓練（以下実銃訓練と称する。）と防具を使用して行う訓練（以下防具訓練）とに区分し、実銃訓練をもつて基礎として防具訓練をもつて応用とする。

4. 斬突部

銃剣格闘における斬突部は次のとおりである。

- (1) 刺突部 のど、胸、腹
- (2) 打撃部 顔面、こめかみ、肩、水月、側腹、上頭、鞞丸
- (3) 斬撃部 頸部、肩

第2節 基本動作

1. 目的

基礎訓練は実銃訓練の基礎であり、格闘の基礎的動作を訓練するのを目的とする。

2. 構え銃

- (1) 実施内容……構え銃の姿勢は銃剣格闘における基礎の姿勢である。故に相手を圧倒するの氣勢が充実し、しかも心身共に凝ることなく堅確かつ進退が自在であり、銃剣の使用が容易でなければならない。

- (2) 実施要領

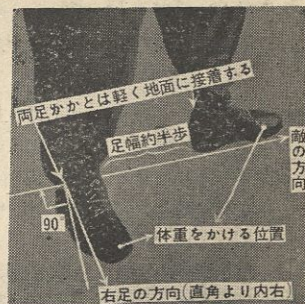
- a. 立て銃より構え銃 号令……「構え銃」

頭を正面にし眼を相手の眼に注いだまま右足先をもつ



第43図 構え銃

て半ば右に向きながら左足を約半歩前に踏み出し、その足先を大体正面に向け、同時に右手で銃を挙げながら前に倒し、左手でおおむね前方止環付近を木被の上方から握り、右手で銃把を右上方から握り、その拳を腰骨付近におき、左ひじを僅かにまげ、剣尖をおおむね敵ののどに向ける。



第44図 構え銃

剣尖をおおむね敵ののどに向ける。

- b. 構え銃より立て銃 号令……「立て銃」

構え銃と反対の順序で右足を左足に引きつけ、右手で前方止環付近を握り、不動の姿勢にかえる。

- c. 構え銃より控え銃 号令……「控え銃」

控え銃の姿勢をとるには、構え銃の姿勢から、足の位置及び銃を握り変えることなく、銃口を左上方に斜めに保持し、左手首はおおむね左肩と同じ高さとし、負ひもを正面に向け銃を体より、約10センチはなす。



3. 前へ、後へ

- (1) 実施内容……「前へ」「後へ」は相手に対して進退する場合に行う動作で、いかなるときでも敏捷軽快な足さばぎが必要である。前へ

及び後へは習熟するに従い数回連続し、あるいは諸方向に行つてその足さばきを自由に行えるようにならなければならない。

(2) 実施要領 号令……「前へ」「後へ」

「前へ」は後足の足先部で軽く踏み切り、前足を移動する方向に出し、直ちに後足を定位置に送る。「後へ」は「前へ」の反対に行う。このときの移動距離は通常一足長。

4. 突 き

(1) 実施内容……突きは相手の刺突部に向い刺突する動作で刺突部の指示がないと

きは、敵の心臓部に向つて刺突する。

(2) 実施要領

号令……「突け」

a. 突く動作 突き

は、構え銃の姿勢より、右足で十分に踏み切り、左足より迅速に進出すると同時に、右拳をおおむね

左乳の前下方に、左拳をその運動に従わせて、前やや上方に進め、両手で銃を握りしめながら敏活に前方に突き出す。この際両足は地に近く運び左足は平に踏みつけて体重を左足にかけ、右足は敏活に定位置に送る。

b. 引き抜きの動作 突いたのち引き抜くには、両手に新たに力を加え、刺突した方向と反対にまっすぐに引き抜き、構え銃の姿勢になる。



第46図 突 き

c. 防具を着けた教官に対して突く動作 防具を着けた教官に対して突く場合は、交叉している側より教官の上胴に向つて突く。

この場合交叉は通常木銃の先が互にその右側で相ふれる程度とする。

第3節 応用動作

1. 応用動作の種類

連続つき、長突追打ち、払い突き等がある。

2. 連続つき

(1) 実施内容……連続突きは突きを数回連続して、或は長突を加えて数回連続して突く動作である。この動作は身体の凝固を解いて技術を円滑にさせ、かつ機敏性を養成するのに効果が大である。

(2) 実施要領

号令……「つづいて突け」(長突を入れる場合には所要の指示を与えた後に号令を下す。)

突きを敏活に反復実施する(防具訓練において、たとえ間合いがやや遠いと感じても断固として刺突することにつとめ、やむを得なければ機を失せず間合をつめ直ちに果敢な刺突を行わなければならない。)

3. 長 突

(1) 実施内容……体を前方にのぼし、右足を前に出して刺突する動作であ



第47図 長 突 (側面より見た図)



第48図② 長突（引き抜く動作）

る。敵との距離がやや遠くともだんことして刺突する。

(2) 実施要領
号令……

「長突突け」

a. 左足を交点として右足を十分前へ踏み出すと同時に体を前方にのぼしつつ、両腕にて銃をやや前上方に敵のど或は胸または隙をねらつてまっすぐに刺突する。突いた瞬間銃床は右手の前膊に、上膊は脇につける。右足はひざをまげて体重をこれにうつし、上体を適度に前に倒す。左足はおおむね一直線となる。

b. 引き抜くには左足を右足の約一步前に踏みだし、全体重を利用してまっすぐに引き抜く。この際体重を右足にかけ、引き抜き終れば右足を速かに定位に送り、構え銃にもどす。



第49図③ 長突（引き抜き終つた動作）

4. 追い打

(1) 実施内容……追い打は最初の刺突に失敗したとき、或は隙のある場合に行う動作である。追打には縦打（垂直床尾打撃）、横打（水平床尾打撃）、銃床打撃と斬撃がある。

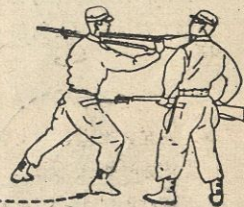
(2) 実施要領

号令……「縦（横）打——打て」「打撃——打て」「斬撃——斬れ」

a. 縦打 後足を迅速に約一步前に踏み出し、床尾で相手の臍丸・みぞおち・下顎に対して垂直に弧を描くように前上方に打撃を加える。



第50図① 縦打



第51図③ つづき

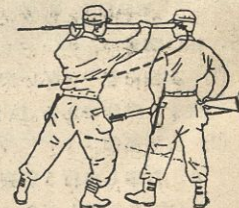
b. 横打 後足を迅速に約一步右前もしくは所要の方向に踏みだし、床尾で相手のこめかみ（頭部）、肩、側腹に

対し、水平に弧を描くように右半身とな

りながら打撃を加える。



第52図① 横打



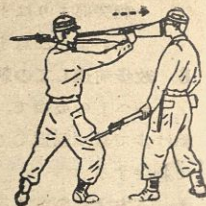
第53図③ つづき

c. 銃床打撃 縦・横打に失敗した時、更に攻撃をつづける動作で、左足で十分踏み切り、進出すると同時に敏速に両腕をのぼし、床尾板で敵の顔面・みぞおちを打撃する。

d. 斬撃 縦横打に失敗した時更に攻撃をつづける動作で、左足を前方もしくは所要の方向に約1歩踏みだし銃を大きく振り上げ、左斜め上方より相手の頸部または右肩を斬撃する。



第55図① 斬撃



第54図 銃床打撃



第55図② つづき

5. 払い突き

- (1) 実施内容……払い突きは敵の銃を払って隙をつくり、刺突する動作である。払うためには打撃または押圧を加える。
- (2) 実施要領
 - a. 打撃して行う刺突 進出しながら、または体を左(右)に転じながら、剣をもつて敵の銃の左拳に近い部位を右(左)前下方に打ち払い、機を失せず刺突する。
 - b. 押して行う刺突 銃を接触したまま敵の銃の左拳に近い部位を右(左)前下方に押圧して刺突する。
 - c. 打撃または押圧するには、敵の剣先を自分の正面よりはずす程度に行い、過度に力を加え自分の剣先が相手の

刺突部よりはずれることのないよう注意する。

6. 数歩前進しての刺突

「前へ」の要領で、或は連歩・駆け歩で数歩前進して突き(長突)で刺突する。

7. 下方より刺突する場合

刺突部——下腹部

姿勢を堅確に保ち、機を見て刺突する。敵がもし刺突し或は体当りしてきたなら、速かに体転して刺突するか或は速かに上方に位置する。



第56図 下方より刺突する場合

8. 上方より刺突する場合

刺突部——のど、胸

機を見て猛烈な刺突を敢行し、つづいて体当りを行い、敵の転倒するか、または姿勢のくずれると



ころに乗じて更に刺突する。上方に位置すれば敵を見下して、精神上有利なばかりでなく運動の自由を有するから、常に上方に位置するようにつとめるべきである。

第57図 上方より刺突する場合

第4節 仮標刺突

1. 目的及び区分

仮標訓練は斬突の実感を体得させるとともに、各種状況地形に応じ、連続して数個の仮標及び縦深数線の仮標を刺突する要

領に習熟させるのを目的とする。仮標訓練は基本刺突、応用刺突、総合刺突に区分する。

2. 基本刺突

基本刺突は平坦地において、その場斬突、踏み切って行く斬突、数歩前進して行く斬突があり、これらは基本動作及び所要の応用動作の要領を習得したのち開始し、臂力の用法、手の握りしめ方、剣先の方向、下腹部における力の充実、及び刺突距離の判定等を習得させる。訓練進歩に伴い逐次疾走して行く。

3. 実施要領及び注意

仮標刺突の要領は、基本動作の突きの要領と同じであるが、次の著意が必要である。

- (1) 刺突した際、体重を仮標に托したら、左手に過度に力を入れ過ぎないように注意する。
- (2) 引き抜きは「後へ」の要領で後退しながら、新たな力をもってまっすぐに引き抜く。
- (3) 控え銃で疾走中銃を構えるのは、平坦地においては仮標前約10m付近において行くを適当とする。
- (4) 最辺は軽装で行い、漸次課目の進度に応じて逐次武装を完全にし、とくに教練と密に連繫して実施する。
- (5) 不済地の仮標刺突にあっては、いたずらに足場の選定にとられて果敢な刺突をためらってはならない。

第 2 編

火 器 編

第1章 口径・30M1型
ライフル

第2章 口径・30M1918
A2型ブローニ
ング自動銃

第3章 手 榴 弾

第4章 3.5 吋ロケット
弾発射筒

第1章 口径. 30 M 1 型ライフル

第1. 通 則

第1節 小銃訓練の重要性

小銃は普通科部隊の基本火器である。訓練における目標は黒点であるがそれは直ちに戦場の実敵に通ずるものである

戦闘間、自己及び僚友の生命は一に各人の正確な射撃能力に左右されるので射撃においては「おおむね正確」ということは許されない。戦場においては「命中」か「否」かのいずれかである。

2. 戦場目標に対する射撃要領が、隊員の射撃訓練中最も重要である。訓練はまず技術訓練より始める。すなわちその性能、作動要領及び取扱法等を習得し、次いで射場で固定目標に対する射撃要領を練習、最後の段階で戦闘状況下の射撃を習得する。

3. 各射撃は正しい射撃訓練より生れる。小銃手は単に2級射手の資格で満足することなく、特級射手となるよう努める。

第2節 概 説

1. 特 性

M 1 型ライフルは、挿弾子給弾式、ガス利用式、半自動式、空冷式の肩射ち銃である。

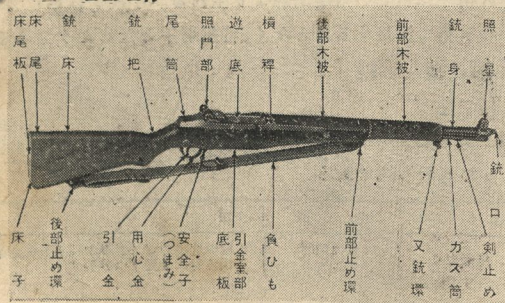
区 分	型 式	説 明
1. 作動方式	ガス利用、半自動式	既発実包のガス膨脹を利用し引金を引く毎に1発ずつ発射する

2. 給弾方式	挿弾子給弾	8 発入金属性挿弾子を尾筒に装填する
3. 冷却方式	空 冷 式	銃身を空気により冷却する
4. 操作方式	肩 撃 銃	射撃する際に床尾を肩に当てて撃つ銃である

ライフルの照準具は照星部と照門部より成る。照星部は照星と照星覆より成り、銃身の前端付近に固定されている。

照門部は照門、上下転輪、照門座等より成る。照門は上下転輪及び左右転輪によって上下左右に動かすことができる。照門を上下左右に動かすとカチリという1クリック刻む音がある。クリックとは照門移動量の測定単位である。上下転輪は200, 400, 600, 800, 1, 000 ヤードの射距離に相当する数字目盛とこれらの目盛の間に100, 300, 500, 700, 900及び1, 100ヤードに相当する目盛がある。尾筒隆起部の左側には上下指標線、照門座の中央には、左右目盛に合わせる左右指標線がある。左右転輪に示した矢印は、照門の回転方向を示している。

2. 外部の各部名称



第60図 外部名称

2. 諸元

全重量 (銃剣を除く) 4.30kg

全重量 (銃剣付) 4.76kg

銃の全長 (銃剣を除く) 1.11m

銃の全長 (銃剣付) 1.36m

引金を引く力 (最小) 2.04kg

引金を引く力 (最大) 3.22kg

銃身の長さ 59cm

照準半径 (射距離 100 において、照星頂より照門の後端までの距離) 7.1cm

腔 線 4 条 等 齊 右 転 (約 25cm につき 1 回転)

初 速 約 840m/秒

持続発射速度 16 発/分

実用最大発射速度 32 発/分

有効射距離 500m

貫徹力 100m で約 1.3cm の装甲、厚さ 約 25cm の板を貫徹する。

注 「実用最大発射速度」とは、射手が挿弾子を装填してしかもなお所望の射撃効果が得られる最大の速度である。
「持続発射速度」とは、銃身を過熱させることなく長時間にわたって射撃を続行できる速度である。

最大射程距離 3000m

第 2. 技術訓練

第 1 節 分解結合

1. 要 旨

銃の取扱い及び手入れのためには、分解及び結合に熟達した

なければならない。またこれは夜間においても実施できることが必要である。

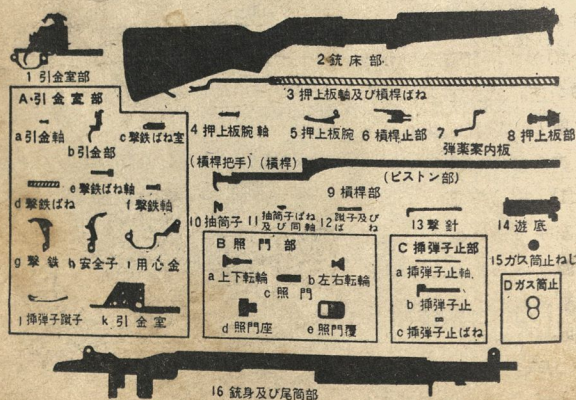
分解には「普通分解」と「特別分解」がある。普通分解とは日常の手入れに必要な範囲内で各機能部を取りはずすことをい、特別分解とは、各機能部の構成部品を細部にわたって取りはずすことをいう。

「機能部」とは部品が集つて、一つの単位としての機能を果たすものをいう。

2. 分解上の注意

ライフルは分解がしやすいように作られている。分解結合にあたっては、次の注意を守らなければならない。

- (1) 分解前に必ず薬室及び銃腔の点検を行う。
- (2) むりな力を加えないこと。
- (3) 適切に工具を使用し、順序を正しく分解すること。
- (4) 分解した部品は、分解図上に正しく置く。分解図がない



第61図 各部の名称

ときは、ほこりがつかないところできれいな平らな面に左から順序正しく並べること。

(5) 結合は分解のおおむね逆順に行うこと。

3. 名称

通常部品には、その機能に応じた名称がつけてある。習技者は、分解結合の教育間に、各部品の名称を習得しなければならない。教官の部品名の呼唱にしたがつて、各自はこれを復唱しかつ分解結合のつとその部品名を呼唱すれば理解が容易である。この際分解図を使用すれば教育効果は大である。

第2節 普通分解及び結合

1. 普通分解 = 3主要部分

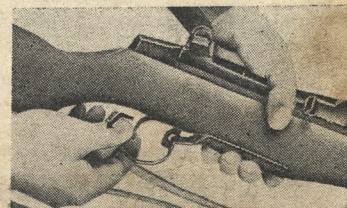
分解前に薬室及び銃腔の点検を行う。このため左手で後部木被の部分を握り、右手で横桿を一杯後方に引き遊底を開いたままにして止め、薬室及び銃腔を点検する。次に床尾を右腰につけ右手の四指をそろえて伸ばし、小指側の端で横桿を少し後方へ動かし、同時に右親指で押上板を押し、遊底をわずかに前に動かす。次に右親指を押上板からはなすと同時に横桿から右手を離し、遊底を前進させ

次の要領で分解を行う。

(1) 引金室部

左手で遊底部の上から握り、右太もも部に床尾をあてて照準具を左にむける。

右手の親指と人差指で用心金の後端を下方



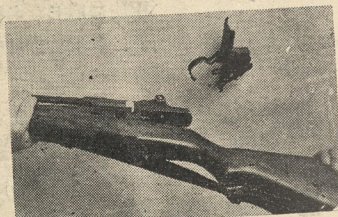
第62図 引金室部の取はずし

かつ右側に十分ひき、引金室部を取り出す。

注 この際必ず引金を撃発準備の状態におかなければならない。

(2) 銃身及び尾筒部と銃床部

銃口を左にむけ照準具を下にして机上におき右手で床尾をつかみ左手で前部木被部を上から押え、右手で銃床を持ち上げて、銃身及び尾筒部と銃床部を分離する。



第63図 銃身及び尾筒部と銃床部の取はずし

この場合照準具を損傷しないよう注意しなければならない。

注 これまでに分離した引金室部、銃身及び尾筒部、銃床部の3つの部分を「3主要部分」という。



第64図 3 主要部分

(3) 槓桿ばね軸及び槓桿ばね

左手の親指と人差指で槓桿ばね軸をつかみ、銃口の方へ圧力を加え、押上板腕からはずす。この際押上板部を持ち

上げると分解が容易である

(4) 押上板腕、槓桿止部、弾薬案内板

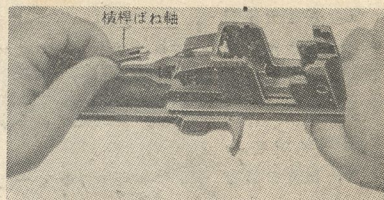
組合せ工具

または擬製弾

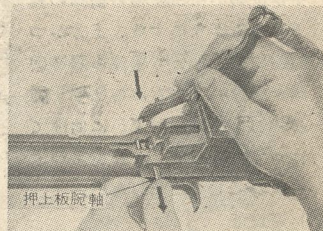
の先端を使用して押上板腕軸を尾筒の外側から手前へ向い押し出す

押上板腕、槓桿止部、弾薬案内板をつかみ、これらを同時に尾筒から持ち上げ、次の順序で取りはずす。

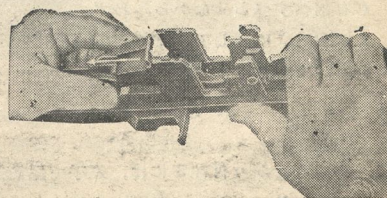
- a. 押上板腕
- b. 槓桿止部
- c. 弾薬案内板



第65図 槓桿ばね軸の取りはずし



第66図 押上板腕の取りはずし



第67図 弾薬案内板、押上板腕及び槓桿止部をいっしょにとりはずす

(5) 押上板部

尾筒の中に手

を差し込み取出す(押上板からスライドをはずしてはならない)。

(6) 槓桿及びピストン部

照準具を上にして、銃口が前方に向くようにおきかえ

る。左手で尾筒の後端を持ち上げ、右手の親指と人差指で槓桿把手をつかんで、槓桿を後方に引き、槓桿把

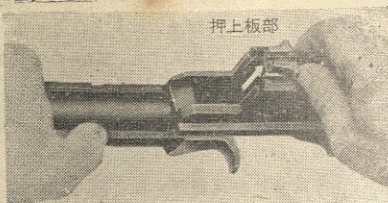
手の後端が左右転輪の前縁の真下にくるようにする。上方かつ右側に力を加えて槓桿の誘導突起を尾筒の切込みからはずす。ピストン部は、わずかに曲げて作つてあるので、これをまっすぐにのばしてはならない。

(7) 遊底部

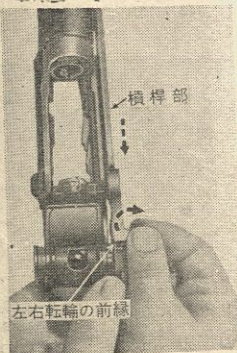
遊底の作動突起をつかみ、これを前へすべらせながら、わずかに左向きに回して、右前方へ持上げて取りはずす。

2. 結合

- (1) 遊底部を取り付けるには、左手で尾筒部の後端を持ち上げて、銃口を前方に照門を上にする。右手で遊底の作動突起をつまみ、遊底の前端を尾筒内における閉鎖位置



第68図 押上板部を取りはずす



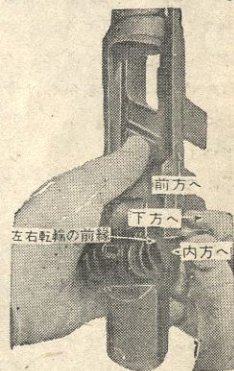
第69図 槓桿部を取りはずす

のわずかに右側上方にあるようにし、後端を尾筒の梁部の撃針受けに挿入する。撃針の舌状部が尾筒梁部の頂点からはずれるように遊底を左に回し、遊底の閉鎖突起を尾筒左側の溝にはめ込む。作動突起を下げて最後端の位置に遊底をすべらせる。

- (2) 銃身及び尾筒部を左に回し、右手で槓桿把手をもつてピストンの頭を約1cm ガス筒内に差し込み、槓桿を調整して隆起部の作動カムを遊底の作動突起にはめる。



第70図⑩ 槓桿をとりつける



第71図⑪ つづき

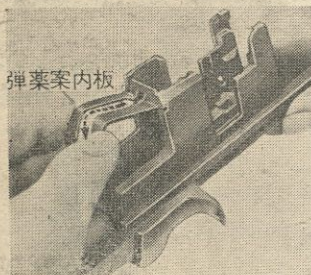
槓桿把手に対して力を下方に加えつつ槓桿を前進させて誘導突起を誘導溝に入れる。遊底が閉鎖するまでこれを前進させる。

- (3) 銃身及び尾筒部を回して照準具を下に、銃口を左にする。押上板部のスライドを下にし、方形の穴を後にして尾筒内の溝に挿入する。

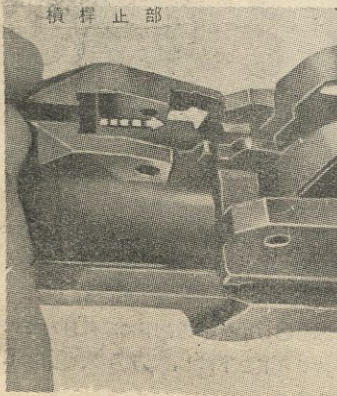
- (4) 左手で弾薬案内板の肩部を尾筒内のそれぞれの切り込

みにはめ、弾薬案内板の突起部の孔が尾筒の孔と一致するようにして弾薬案内板を取付ける。

右手で弾薬案内板の下部を少し持ち上げ、左手で横桿



第72図 弾薬案内板を取りつける



第73図 横桿止部を取りつける

止部のL型腕を弾薬案内板の切込みに差込み、L型腕の後端を尾筒の中に突き出ている挿弾子止めの方突起の下側からかけるようにする。

g. 押上板腕の端にある突起部を、弾薬案内板の切開部を通して、押上板の溝に差し込み、押上板腕の分岐端を弾薬案内板の突起にまたがらせ、横桿止部、押上板腕及び弾薬案内板のそれぞれの孔を尾筒の孔に合わせて、押上板腕軸を手

前より前方に挿入する。

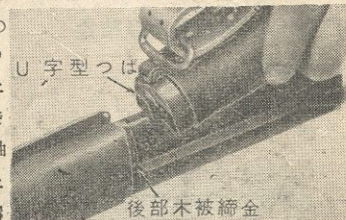


第74図 押上板腕を取り付ける



第75図 横桿ばね軸と横桿ばねを取り付ける

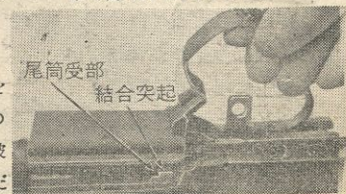
(5) 横桿ばねをピストン軸の穴に入れ、横桿ばね軸を左手の親指と人差指とでつかむ。横桿ばね軸の隆起部を、銃身の方に向け、横桿ばねを押しつつ銃口に向って圧力を加え、横桿ばね軸の突起にはめる。この際押上板部を持ち上げると容易に結合できる。又横桿ばね軸の隆起部は、横桿止部の両前腕の間の溝に合わせなければならぬ。



第76図 銃床部を取り付ける

(6) 3 主要部分の結合

a. 照準具を下に銃口を左にして置き、銃床のU字型つばを後部木被帯金の中に差し込んだ後、銃床部を銃身及び



第77図 引き室部を取り付ける

尾筒部の上へ押し下げる。

- b. 用心金を下方に 開いた位置にして撃鉄をかけ引金室部をまつすぐに尾筒の中にはめ込み、確実に用心金の前部に いる二個の結合突起が尾筒の受部に入るようにする。そして用心金を閉じる。

3. 結合後の点検

- (1) 槓桿を一杯引くと遊底は開放した状態で止まらなければならない。
- (2) 遊底を閉鎖して安全子を後方に十分引いて引金を引く。このとき安全装置となり撃鉄が作動してはならない。
- (3) 安全子を戻して引金を引く。このとき撃鉄が正しく作動し撃針が突起しなければならぬ。

第3節 特別分解及び結合

1. 要 旨

特別分解及び結合は以下述べるような要領で実施するが、ガス筒部、照門部の分解は幹部又は陸曹の指導下において行う。また押上板からスライド、槓桿止部から山型てこ、照星部、引金から逆鉤の分解は行つてはならない。

2. 遊底部の分解

- (1) 作動突起を右に向けて遊底を左手でつかみ、小指を撃針の舌状部の下側に親指を蹴子の上に当て次の要領で分解する。この場合もし蹴子に親指をあてないと、抽筒部を取りはずす際に蹴子が飛び出して紛失するおそれがあるので注意する。



第78図 抽筒子の取りはずし

- (2) 抽筒子と遊底前面の間に組合せ工具のねじ回しの刃を差し込み、刃をねじつて抽筒子をこじり出す。
- (3) 抽筒子ばねと抽筒子ばね軸を取りはずす。
- (4) 蹴子と蹴子ばねを取り出す。

注 蹴子と蹴子ばね、抽筒子ばね軸と抽筒子ばねはそれぞれ分離してはならない。

- (5) 撃針を遊底の後端から取り出す。

3. 遊底部の結合

遊底部の各部品は、通常組合せ工具の薬室手入ブラシの鉛製の端が、組合せ工具の抽筒子取付具を用いて行うが、組合せ工具がなくても擬製弾の弾頭でもできる。

- (1) 薬室手入ブラシの鉛製の先端を使用する方法

- a. 撃針を遊底に差し込みその舌状部が溝にはいつたかを確かめ、左手の小指を舌状部の下側に当てたまま遊底を左手でつかみ、遊底前面を上向きに、作動突起が右側になるようにする。

- b. 蹴子と蹴子ばねを遊底に取り付ける。その際蹴子ばねを下にして差し込み、蹴子を回してその切込みが遊底の作動突起と同じ方に向くようにする。

- c. 抽筒子ばねと抽筒子ばね軸を遊底



第79図 組合せ工具の薬室手入ブラシ鉛製の先端を利用する方法

内の穴に取りつける。

- d. 抽筒子の突起を遊底の孔に差し込み、左手の親指で抽筒子の上を軽く押え、これが抽筒子ばね軸に乗りかかった所でやめる。

薬室手入ブラシを右手でしっかりと握り、その先端で蹴子を遊底面内に押し込んで左手の親指で抽筒子を遊底に完全に押し込む。擬製弾の底部又は弾頭を使用する場合は上記に準ずる。

注 実包の底部を使用してはならない。

- (2) 組合せ工具の抽筒子取付具を使用する方法。

- a. 撃針、蹴子及び同ばね、抽筒子ばね軸及び抽筒子ばねを前項に述べた要領で取りつける。
- b. 組合せ工具の軸抜きを遊底の左溝にはめて、遊底の閉鎖突起と作動突起を連ねる線に対して直角に組合せ工具を当てる。組合せ工具を下へ押して蹴子を遊底面内に押し込み、同時に左手親指で抽筒子を内方へ押し込んで完全に結合する。

注 遊底を結合する際は、蹴子が工具の下から飛び出すことがあるので、いかなる方法を用いる場合でも顔を遊底からそむけておかなければならない。

4 引金室部の分解

- (1) 引金と逆鉤 右手で用心金をかけ、引金を引いて左手の手ひらで撃鉄を押え静かに撃鉄をおこす。右手の人差指を引金にかけ親指を逆鉤にあてたまま引金室部を保持し、引金室部の底部の前端を机上にあてて人差指で引金を引き、親指で逆鉤を前方に押す。同時に組合せ工具又は擬製弾の弾頭で引金軸を左から右に押し、引金軸を抜く。引金

と逆鉤を上に取りはずす。

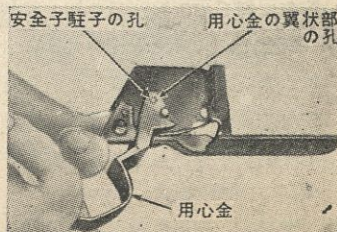
- (2) 撃鉄ばね、撃鉄ばね軸、撃鉄ばね室を同時に取りはずし別々に分離する。
- (3) 撃鉄 組合せ工具 又は擬製弾の弾頭で撃鉄軸を左から右へ押し出す。撃鉄をわずかに後方へ動かして取りはずす。



第80図 撃鉄ばね・撃鉄ばね軸・撃鉄ばね室の取りはずし

- (4) 安全子 用心金止をはずす。引金室の右側を下にして置き、組合せ工具の軸抜き又は擬製弾の弾頭で安全子の駐子をその孔から押し出す。引金室の底部にある安全子の長方形の孔から安全子を持ち上げてはずす。
- (5) 用心金 左手で引金室の後端を、右手で用心金を持ち、用心金を開いた位置に回転する。用心金を後方へすべらせて、用心金の翼状部の孔を安全子の駐子孔とはぼ一致させ、右手で用心金を右上方に回して、右翼状部内側の撃鉄止めが引金室の底部からはずれるようにし用心金をはずす。

- (6) 挿弾子蹴子 引金 室の右側を下にしておく。組合せ工具のねじ回しの刃又は擬製弾の弾頭で、挿弾子蹴子を押し下げこれをはずす。



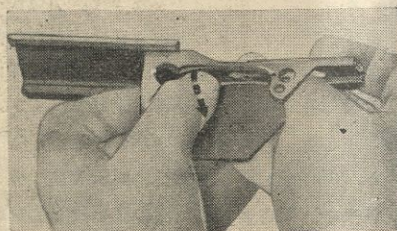
第81図 用心金の取りはずし

5. 引金室部の結合

- (1) 挿弾子蹴子 引金室の左側を下にし、尾端を右にして左手で保持する。挿弾子蹴子の短片を体の方に向け、長片の先端を引金室の前部の切込みにはめる。挿弾子蹴子の彎曲部を引金室の左側にある駐子の先端に当て、右手の親指で挿弾子蹴子の彎曲部を、その駐子に押しつける。左手の人差指で引金室の前部の切込みに長辺を押しつける。長辺と底部の中間に左親指の先端を置き体の方へ長辺を動かし、同時に下方へ力を加えると、挿弾子蹴子の長辺は引金室の切込みにはまる。

(2) 用心金

用心金を取りつけるには、第81図のように引金室を持って、用心金の翼状部を引金室の底部に



第82図 挿弾子蹴子の取り付け

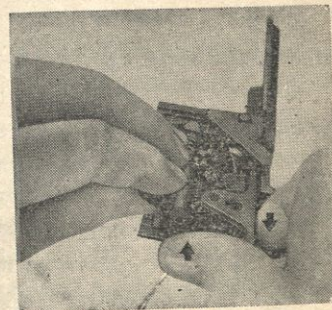
またがるように横からはめ、用心金を右下方に回して翼状部の孔が安全子の駐子孔の下にくるようにする。用心金を前方に押して、翼状部の孔と撃鉄軸の孔とを一致させる。

- (3) 安全子 安全子のつまみを引金室の底部の長方形の孔に入れる。安全子の駐子を引金室の駐子孔にはめるには、安全子のすぐ下にある段部で挿弾子蹴子の短辺を下方へ押して安全子を押し下げる。安全子のつまみを前方へ押し出す。

- (4) 撃鉄 撃鉄を撃発前の位置と撃発後の位置との中間に保持したまま、その位置にはめ、撃鉄の下部突起が用心金

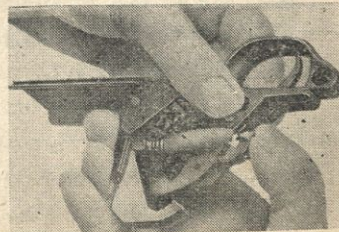
の右翼状部の撃鉄止めの前方にあるようにする。撃鉄軸の孔を引金室と用心金の孔と一致させる。この場合用心金を掛けないよう注意しなければならない。撃鉄軸を右側から挿入し、撃鉄を撃発後の位置に動かし用心金を掛ける。

- (5) 撃鉄ばね室、撃鉄ばね、撃鉄ばね軸 一体に結合する。撃鉄ばね軸を撃鉄上の定位に置く。この際撃鉄ばね室の切開部を必ず安全子の方に向けねばならない(そうしないと安全子及び逆鉤の機能を妨げる)。これらの3部品を左手の親指と人差指で起した位置に保つ。



第83図 撃鉄ばね、撃鉄ばね室、撃鉄ばね軸の結合

- (6) 引金及び逆鉤 右手で引金を引金溝に差し込んで、引金の彎曲部の上にある後部上面の切込みを引金室の溝の後端に向かい合わせ、撃鉄ばね室の翼状部が逆鉤軸にまたがるようにはめる。右手の人差指を引金に、親指を逆鉤にあて、逆鉤を前方へ押すと同時に引金を引き、引金軸を頭の所まで差し込む。



第84図 引金軸の結合

引金軸の頭部をはめるには第85図に示すように引金室部を持ち、親指及び他の指で押し、引金軸と引金軸の孔をそろえ、左親指で頭部を押して引金軸をはめる。

第4節 機能

1. 要旨

- (1) 戦闘間に銃の最大能力を発揮するためには、分解結合とともにその機能についても理解しなければならない。機能を理解すれば故障も排除することができ、またライフルを自信をもつて取り扱うことができる。
- (2) ライフルは半自動、ガス利用式の火器である。すなわち発射薬の爆発によって生じた火薬ガスは、銃弾を発射させるとともに、その一部はガス筒内に入り、ピストンの頭にあつて作動部（遊底槓桿）を後退させる。この後退運動間において遊底の開放、撃針の引き下げ、抽筒、蹴出等の作用が行われ、撃鉄は後方かつ下方に返つて撃発準備が行われる。後退運動は槓桿鉤の後方肩部の後端が、尾筒の前端に接触したときに終る。この様に後退運動が終ると圧縮された槓桿ばねの張力によって前進運動が始まり送弾等が行われ、遊底の閉鎖が行われる。これで銃は引金を引けばいつでも発射しうる態勢となるのである。
- (3) これらの運動は、ライフルの各機能部により、互に関連して行われるが、後退運動間の機能、前進運動間の機能、引金室部の機能、挿弾子（8発入）装填時の機能、最終弾発射時の機能の五つの段階に区分して記述する。

第1款 後退運動間の機能

後退運動間の機能を次の各段階に分けて説明する。

- 後退運動の機能 → 43
- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) ガスの作用 | (5) 抽筒、蹴出 |
| (2) 槓桿及び槓桿ばねの作用 | (6) 撃発準備 |
| (3) 開放 | (7) 給弾 |
| (4) 撃針の引き下げ | (8) 後退運動の終了 |

1. ガスの作用

撃針が実包の雷管を撃つと、発射薬の燃焼によつて発生したガスは、約3600 k / 1 平方センチの薬室圧力で銃弾を前進させるが、またこのガス圧の一部は作動部（槓桿、遊底）の後退運動のエネルギーとなる。すなわち銃弾がガス孔を通過するとき、ガス圧は約150 k / 1 平方センチに低下し、このガスの一部はガス孔よりガス筒内へ拡散して、衝撃的な力でピストンの頭を打つので、槓桿を後方へ押し返し、遊底を後退させる。

2. 槓桿及び槓桿ばねの作用

槓桿が8 mm後退して作動突起に接触するまでの間に、閉鎖位置にある遊底を後退させる力を生ずる。またこの8 mmの間は遊底は全然後方に下げられず、ただ槓桿のみが下がるのである。これによつて銃弾が銃口を離れ、ガス圧を低下するまでは遊底は完全閉鎖の状態にあり、射手の顔面に対するガスの吹き返りを防止している。すなわちこの8 mmの遊びは一種の安全機構である。

3. 開放

槓桿が更に後退を行くと、槓桿の隆起部の前方カム表面が遊底の作動突起と接触して、遊底を左右へ回転させ後方に下げ開放する。

4. 撃針の引き下げ

遊底が開放し始めると同時に、撃針の引き下げが行われる。すなわち遊底が左転すれば、撃針の舌状部は尾筒梁部のカム斜

面に接触し、カム作用を後方へ受けて、撃針の先端を遊底内へ引き込ませる。

5. 抽筒及び蹴出

a. 抽筒とは薬室から空薬莢を引き抜くことである。抽筒子は薬室内にある薬莢の起縁部を常時つかんでいるので、遊底が後退すると空薬莢は薬室から引き抜かれる。すなわち遊底は最初徐々に後退するので、まず薬莢は薬室内における密着を解かれ（この際遊底が急激に後退すると薬莢切れを生ずる）遊底が後退を続けると、遊底が打ちから薬莢を薬室から引張り出す。

b. 薬莢の前端が薬室の後端をはなれると、薬莢の底部で常に押しつけられていた蹴子ばねの弾発力により尾筒から薬莢を蹴出する。

6. 撃発準備

遊底が後退するに伴い第3款で述べるような要領で、撃鉄を後方かつ下方に押し返して撃発位置にする。

7. 給弾

後退中の遊底が、挿弾子内の最上部実包の上を通過し終ると、槓桿ばねの槓桿ばね軸並びに押上板腕に対する弾発力により、最上部実包を遊底の通路にまで押し上げる。

8. 後退運動の終了

後退運動は槓桿鈎の後方肩部の後端が、尾筒の前端に接触したときに終る。

第2款 前進運動間の機能

前進運動間の機能を次の各段階に分け説明する。

(1) 送弾

(2) 閉鎖

(3) 撃針の整置

(4) 前進運動の終了

1. 送弾

槓桿と遊底が圧縮された槓桿ばねの力で前進するとき、遊底は挿弾子内の最上部実包を押し出し薬室へ送り込む。遊底が最前方位置に達すると、抽筒子が薬莢の起縁部をのりこえてつかみ、薬莢底面は蹴子ばねを圧縮して、蹴子を遊底内へ押し込む。

2. 閉鎖

遊底が一杯に前進したとき、槓桿隆起部のカム面は遊底の作動突起を押し下げて、遊底を右回りに回転させ、その両側にある閉鎖突起と作動突起を尾筒の閉鎖受溝にはめ込み、遊底を閉鎖する。

3. 撃針の整置

遊底が最前端の位置に達する直前に、撃針の舌状部が尾筒梁部のカム斜面に接して、撃針の前進を停止させる。

遊底が右転して完全に閉鎖したとき、撃針の舌状部は尾筒梁部の溝と一致して、撃鉄により前に押し出されうる状態になる。これは安全機構の一つで、遊底が完全に閉鎖されなければ、決して撃発ができないようになっている。遊底が完全に閉鎖しないうちに撃鉄が落ちると、撃鉄の遊底カム突起は遊底の撃鉄作動カムを打つて、遊底を右転させ完全に閉鎖させる。

4. 前進運動の終了

遊底が完全閉鎖位置に達しても、槓桿は更に約8mmだけ前進し、槓桿の後方カム面が、遊底の作動突起と接触して前進運動は完了する。

第3款 引金室部の機能

1. 引金装置の機能

(1) 引金を引いたとき、ライフルは引金室部より作動を開始

する。引金室部の機能は次のとおりである。

a. 引金室部を取りはずし用心金をかけ、撃鉄を圧縮すると、撃鉄は前部撃鉄鉤にかかっている引金突起により、撃発位置に保たれる。撃鉄に左手の親指を当て引金をゆっくり引いて見ると、引金突起が前進して前部撃鉄鉤からはずれ、撃鉄は圧縮された撃鉄ばねの力により前進する。この状態は実包を発射した後、引金から指を放し、次に引金を引くたびごとに起る。

b. しかしまた、1発発射した後、引金を引いたままにしている、撃鉄は前進しない。これは逆鉤と後部撃鉄鉤の、次のような作用によるものである。すなわち引金を引いたままに撃鉄を圧縮すると、撃鉄の後部撃鉄鉤が逆鉤にかかり、止められて前進しない。ここで引金より指をはなすと、後部撃鉄鉤は逆鉤からはずれ、前部撃鉄鉤が引金突起にかかる。この状態で再び引金を引くと、前記aと同じ作用により撃鉄は前進するので連発にはならないのである。

(2) 引金を引くと、引金は引金軸を支点として動く。この移動は「第1段」(遊び)と「第2段」(絞り)との2段階に分けられる。撃鉄を撃発位置にして引金を静かに引けば、逆鉤が後部撃鉄鉤に接触するまでのこの動きを「第1段」といい、逆鉤が後部撃鉄鉤に接触してから、引金突起が前部撃鉄鉤からはずれるまで引金を動かすには、更に力を要する。この第2番目の動きを「第2段」という。

2. 安全装置の機能

安全装置の作用を見るために、撃鉄を撃発位置にし、安全子のつまみを後方「安全」位置に引けば、安全子の撃鉄安全子止

めが撃鉄の安全突起にかかり安全装置となる。これは撃鉄を撃発位置に固定することになる。この場合前部撃鉄鉤は下つており、引金突起にかかっていないので、引金を引いても撃鉄は落ちない。安全子の引金安全止めは、引金突起の左端に当るようになって引金の動きを防止している。このようにライフルでは2つの手段により安全機能を果している。

3. 挿弾子蹴子の機能

挿弾子蹴子はそのばねの力により、挿弾子を尾筒より蹴出する。その作用は、引金室部内に空挿弾子を入れてみれば容易に理解することができる。

第4款 挿弾子(8発入)装填時の機能

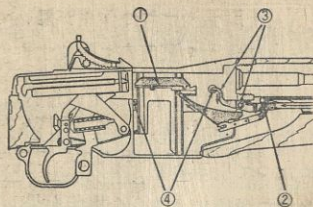
1. 装填前の状態

部品相互の関係は次のようになる。すなわち槓桿と遊底は最後部の位置にある。押上板部は常に尾筒の最上部にある。これは圧縮された槓桿ばねが、槓桿ばね軸と押上板腕を介して押上板に対し、圧力を加えているからである(第85図の①)。槓桿ばね軸の隆起部は槓桿止部の45度の傾斜をしたカム面に接触して、槓桿止部を銃身の方へ押し槓桿止めを槓桿の鉤にかけて、槓桿ばねの圧力に抗して後方に保持している(第85図の②)。このとき槓桿ばね軸の隆起部は槓桿止部の傾斜した、カム面にそつて槓桿止部の前端を突き上げ、槓桿止部は押上板腕軸のまわりを回転するのでL型腕は下降する(第85図の③)。この際槓桿止部のL型腕が挿弾子止めの前方突起に作用するので、挿弾子止ばねが圧せられ、挿弾子止めの後方突起を尾筒内の穴に引き戻す(第85図の④)。

2. 挿弾子(8発入)装填時の機能

(1) 押上板、押上板腕、槓桿ばね軸の作用(第86図の①)。

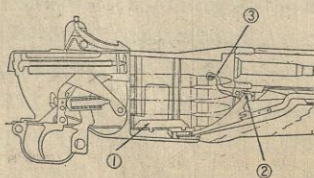
押上板の上に挿弾子を置いて、これを押し下げると押上板は下がる。このとき押上板腕軸を支点として下降運動するので、横桿ばね軸を銃口の方へ押し、横桿ばね軸の隆起部を横桿止部の45度に傾斜したカムの表面からはなす。



第85図 装填前の状態

- (2) 山型でこの横桿止部の作用(第86図の②)。押上板が尾筒内の最底位置に近づけば、押上板腕の方形肩部が山型でこの後縁部に接触して、これを同軸を支点として上方へ回転させ、山型でこの後縁部と同軸の中間に弾薬案内板の尖端が当る。更に押上板が下がれば、山型でこは、弾薬案内板の尖端を支点として下方にてこ作用し、横桿止部の両前腕を下げるので、横桿止めは横桿の桿からはずれ、遊底と横桿は横桿ばねの伸長作用で前進する。山型でこは8発入挿弾子を装填するときのみ作用し、その他はなんらの作用もしない。

- (3) 弾挿子止部の作用(第86図の③)。横桿止部の両前腕が下がるとL型腕は上がり、挿弾子止部の前方突起から離れる。このため挿弾子止部の後方突起を、



第86図 挿弾子(8発入)装填時の機能

そのばねの力によつて挿弾子の切溝の中へ押し込み、挿弾

子蹴子のばねの作用が働いても、挿弾子止部の後方突起が挿弾子を尾筒内に保持するのである。挿弾子止部の前方突起はそのばねの力により、L型腕を常に押し上げているので、横桿止めは横桿の鉤にかからない。それで遊底は最終弾が発射されるまで自由に前進後退する。

第5款 最終弾発射時の機能

1. 最終弾発射時の機能

- (1) 押上板、押上板腕、横桿ばね軸の作用 各実包が遊底の通路へ送り出されるたびに、横桿ばね軸の隆起部は、横桿止部の両前腕にある45度に傾斜したカム表面に次第に近づく。最終弾が薬室内にある間は、押上板は遊底の底部に密着している。最終弾発射後遊底が後退すると、障害のなくなつた押上板は、横桿ばね軸を押している横桿ばねの作用により、押上板腕を介して、尾筒の最上位まで押し上げられる。同時に横桿ばね軸の隆起部は、横桿止部の45度に傾斜したカム面に接触し横桿止部を上方へ押し上げる。
- (2) 横桿止部の作用 横桿止部の前端が、カム作用により押し上げられると、その横桿止めは横桿の鉤に結合されるので横桿を後方に引き止めて、遊底を開いたままにしておく。
- (3) 挿弾子止部の作用 横桿止部の前端が押し上げられると、押上板腕軸を支点として回転し、L型腕は挿弾子止めの前方突起を押し下げる。挿弾子止めは捻転して後方突起を挿弾子の切溝からはずす。
- (4) 挿弾子蹴子の作用 空挿弾子は挿弾子止めの後方突起から解放され、挿弾子蹴子の弾発力により尾筒より蹴出される。

第5節 故障及び故障排除

1. 故障の種類と原因

通常起りうる故障の種類と原因及び排除要領は下表のとおりである。

故障の種類	原因	処置
送弾不良	(1) 薬室の汚損 (2) 汚損又は作動部の給油不週 (3) 挿弾子の変形 (4) 薬莖切れ	(1) 薬室の手入れ (2) 銃の手入れと給油 (3) 挿弾子の交換 (4) 切れ薬莖の除去
発射不良 (撃鉄は作動するが発射しない)	(1) 遊底の不完全閉鎖 (2) 撃針の不良又は折損 (3) 弾薬不良	(1) 槓桿を前にたたか又は途中まで引いて放し、閉鎖を確実にする (2) 撃針の交換 (3) 弾薬の交換
抽筒不良	(1) 薬室の汚損 (2) ガン孔のつまり (3) 弾薬の汚損 (4) 抽筒子ばね軸及びばねの結合不良 (5) 抽筒子の不良及び破損	(1) 薬室の手入れ (2) ガス孔の手入れ (3) 弾薬の手入れ又は交換 (4) 抽筒子ばね軸及びばねの交換 (5) 抽筒子の交換
第7弾で挿弾子がとび出す	ばね軸の彎曲	戻りばね軸の交換
2又は3発の連発となる	(1) 逆鉤の破損又は摩耗あるいは開いたままになっている (2) 撃鉄ばね室の結合不良	(1) 引金室部又は撃鉄ばね室の交換 (2) 引金室部に正しく結合する
引金を引いたとき安全装置がはずれる	安全子の引金安全止めの摩耗又は安全子の破損	安全子の交換
引金を引いても撃鉄が前進しない	(1) 撃鉄又は引金の変形、引金の摩耗 (2) 引金が引金室に当たる	(1) 不良部品の交換 (2) 火器係に渡す
引金突起が前部撃鉄鉤にくい込む	引金突起又は撃鉄鉤の打痕	引金が撃鉄のいずれか又は両方ともに交換する

2. 故障排除

故障排除には「故障排除の第1段階(応急処置)」と「故障排除の第2段階」の二つの段階がある。

(1) 故障排除の第1段階(応急処置)

銃、挿弾子、弾薬等を綿密に点検手入し、故障の予防に注意してもなお射撃

間に機能が停止することがある。これらの故障を速かに排除するため、故障の原因を探究することなく直ちに応急処置を施せば、大部分の故障は排除することができる。ライフルの応急処置は次のように行う。故障が生じたならば、射手は直ちに「引く、離す、狙う、うつ」の四つの動作を行う。これを「応急処置」という。

a. 「引く」槓桿をいっぱい後方に引く。

d. 「離す」槓桿を後方に引いたならば離す。この場合槓桿が完全に前進しないときは、槓桿を前に押す。

c. 「狙う」正しく照準する。

b. 「うつ」引金を引く。

この操作で大部分の故障を排除することができる。それでもなお故障を排除できず半自動式に発射しない場合には、故障探究に十分な時間を取り得るまで、とりあえず槓桿把手で動かして単発射撃を継続すべきである。

(2) 故障排除の第1段階応急処置によつて故障がなお排除できないときは、さらに次の処置「はずす、見る、引く、探す、排除」を行う。これを「故障排除の第2段階」という。

a. 「はずす」銃を肩からはずす。

b. 「見る」遊底の閉鎖状況を見る。

c. 「引く」槓桿を静かに引きながら、尾筒、薬室の状態を観察し、故障の種類を判断する。

d. 「探す」槓桿を静かに引きながら、尾筒、薬室の状態を観察し、故障の種類を判断する。

e. 「排除」故障を排除したのち照準して射撃する。

(3) 応急処置により排除し得ない主な故障は、下記のような場合である。

a. 送弾不良 遊底が実包を完全に送弾するのを妨害する

原因によるもの。

- b. 発射不良 撃針の雷管衝撃不能及び撃針衝撃時雷管の点火不良に起因するもの。
- c. 抽筒不良 薬室及び実包の甚しい汚損若しくは抽筒子抽筒子ばねの折損に起因するもの。
- (4) もし遊底が閉鎖位置の少し前で停止したときは、これを十分前に押し進めれば、故障は排除できることがある。

第6節 保存と手入れ

1. 要 旨

銃及び付属品の手入れのために支給される材料には次に述べるものがあり、制式以外の洗浄剤は使用してはならない。

(1) 洗浄剤

- a. 「銃腔洗浄油」は、射撃後の銃腔手入れのために、支給されるものである。この油は防錆用として用いられる。銃腔洗浄油の使用後には、銃腔及びその他の部品をよくふいて、保存用の軽防錆潤滑油を薄くぬる。
- b. 「ソーダ灰」は銃腔洗浄油のない場合に使用する。大さじ1杯半のソーダ灰を約0.5lの水に溶かして用いる。
- c. 「せっけん水」は銃腔洗浄油又はソーダ灰のない場合に使用する。すなわちせっけんの細片約100gを水（できれば熱湯）3.5lに溶かす。せっけんがないときは水（できれば熱湯）を使用する。使用後は銃腔をよくふいて軽防錆潤滑油を薄く塗る。
- d. 「ドライクリーニング溶液」は、銃に付着したグリース又は軽防錆潤滑油を除去するために用いられる非腐蝕性溶剤である。

e. 「除毒剤」は毒ガスを除去するために用いる。

(2) 潤滑油剤

a. 「中防錆潤滑油」は、高度に精製された非凝固性鉱物質の潤滑油で、防錆性を有する。これは比較的厚い油膜を形成し塩水の直接しぶきに対して防護する。このような特性を有するので、上陸作戦の前には火器の全部品に塗る。

b. 「軽防錆潤滑油」は、薄い油で、常温における潤滑油及び一時的防錆用として通常の手入れに使用される。

c. 「ライフル用グリース」は、水に対してきわめて抵抗力があり、温潤季や水陸両用作戦間等において、非常に摩耗しやすい部品に使用する。

d. 「エンジン油 (SAE10)」は上記の各種の油が手に入らない場合に使用する。

(3) 保存用油

a. 「格納油」は銃を長期にわたって格納する場合に、金属部品を防護する場合に使用する。

b. 「保革油」は青黄色の動物性の油である。革製品の手入れに使用する。

c. 「亜麻仁油」は銃の木被に塗り、湿気に対して保護する。

2. 日常の手入れ

- (1) 銃腔及び薬室 手入れ棒に裁断布をつけて銃口から挿入し、前後に数回反復する。更に新しい布と交換して、これを繰り返し裁断布に汚れがつかなくなるまで続ける。次いで裁断布に軽防錆潤滑油を浸ませ、薬室及び銃腔を通す。この手入れは射撃しないときでも、最小限5日に1回は行

わなければならない。天候の状況によつては、更に回数を増す。制式の裁断布のないときは、適当な布片を約6cm平方に切つて用いる。

- 注 (1) 銃腔の過度の摩耗を防止するため、手入れ棒は注意して使用しなければならない。特に銃口付近に手入れ棒を押しつけてはならない。
 (2) 手入れ棒を使用する場合には、棒によつて押上板や遊底面がき損しないように注意しなければならない。
 (3) 薬室や銃腔内に布片を残さないように特に注意しなければならない。
 (4) 銃口に栓をつめてはならない。湿気呼んで錆を生じ、また射撃時にこれを取り除くのを忘れることがあるからである。

(2) 尾筒遊底等の可動部は少くとも5日に1回は分解し、塗油しなければならない。ねじの頭や小さい溝等は、小さなけ又は小さい木の棒で手入れする。金属面は、まずかわいた布片でふいて、水分やほこりを除去したのち、軽防錆潤滑油を薄く塗る。外面は潤滑油をわずかにつけた片布でふき、次に柔かい乾布でぬぐい、潤滑油を塗油する。油が凝固して付着した場合にこれを除去するには、銃腔洗淨油又はドライクリーニング溶剤を用いてふき取つたのち、潤滑油を塗る。

(3) 木被及び革製負ひも 木被はきれいな布片でふき、少なくとも月に1回、少量の亜麻仁油を手のひらですり込む。木被が湿っているときは、よくかわかしてかつ速かに亜麻仁油を擦り込む。この際亜麻仁油は木被がかわくまで擦り込む。革製負ひもは手入れし、保革油を適度に塗る。

(4) その他 手入れは銃のみにかぎらず、予備品及び付属品についても行い、弾薬は清浄にして保存しなければならない。

3. 射撃前及び射撃間の保存手入れ

射撃前にはライフルの機能を十分發揮させるため、次の要領で手入れを行う。

- (1) 普通分解を行う。
- (2) 銃腔、薬室の油をふき取り、きれいにする。
- (3) ガス筒止ねじとピストン頭に付着しているカーボンを除く。
- (4) 直接弾薬と接触しない金属部品は、完全に手入れして、その面に薄く軽防錆潤滑油を塗る。

4. 射撃後の手入れ

(1) 銃腔の手入れ 銃腔を徹底的に手入れすることは、なるべく射撃の直後が望ましいが、できなければ遅くも、射撃当日の夕刻までには確実に行わなければならない。引き続いて3日間は同一要領で銃腔の手入れを行わなければならない。

a. 手入に使用する器具資材は下記のとおりである。

- (a) M3型手入れ棒 (b) 銃腔洗淨油 (c) 布片(細断布)
 (d) 軽防錆潤滑油 (e) 組合せ工具

b. 銃腔の手入れは次のように行う。

- (a) 銃腔洗淨油又は石けん湯に浸した布片を通す
 (b) 銃腔ブラシを通す (c) aの布片を通す (d) かわいた布片を通す (e) 点検(銃腔中に通したかわいた布片が、汚れなくなり、銃腔に異物がなくなるまでくりかえす) (f) 軽防錆潤滑油を浸した布片を通す

(2) 薬室の手入れ 薬室の手入れを行うには、まず組合せ工具についている薬室手入れブラシを使用する。すなわち左手の手のひらに入れた布片に手入れブラシをのせる。布片とブ

ラシをいつしよにして左手を握り込み、ブラシを右へ回して、工合よくブラシを巻きつける。右手で手入ブラシを持ち薬室にねじ込んで、薬室の全部を確実に手入れする。布片で包んだ手入れブラシをねじつて、薬室内を掃除する。手入れが完了したら、小指を薬室に入れて点検し、指先に汚れがつかなければ薬室に薄く塗油する。

(3) ガス筒止ねじの手入れ 弁に付着したカーボンを取るには、銃腔洗浄油に浸した布片の上で良くこすり取る。止ねじ及びピストンの頭に付着したカーボンは、銃腔洗浄油に浸した布片でこすり取り、きれいにふき取り、かわかしから、軽防錆潤滑油をそれぞれ薄く塗油する。

(4) 遊底の手入れ 布片と銃腔洗浄油を用いて遊底面を手入れた後、乾燥させ薄く塗油する。

(5) その他全金属部品と表面の手入れ かわいた布で全部品とその表面をよく拭き、湿気、ほこり、ちり、汗を除去した後軽防錆潤滑油を用いて金属部品全部に塗る。木被には亜麻仁油を、革製負ひには保革油を塗る。

5. 戦闘間の保存手入れ

戦闘間においては銃の使用は激しくなり、整備用資材器具が不足するか、又は全然ないことがあり、その整備修理は更に困難となる。ゆえに各自は創意、努力、不断の注意により環境を克して、機能を最良の状態に維持しなければならない。

6. 格納準備

短期間(30日以内)の格納のためには、中防錆潤滑油が最も適する。しかし4~5日ごとに点検して必要あれば塗油する。長期間保存のためには格納油で銃を防錆する。銃を格納箱に入れる前に遊底を閉鎖し、引金を引いてあるかを確認する。いか

なる場合でも銃を包んだり布片その他で覆ったり、銃口に栓をしたまま格納してはならない。このようにすると湿気を呼び銃に錆が出るからである。

7. 格納を解いたときの手入れ

格納を解いた銃は、中防錆潤滑油もしくは格納油が塗つてある。この格納油又は中防錆潤滑油を取り去るには、ドライクリーニング溶剤又はペンキ用シンナーを使用する。特にばね軸のはいる個所は、すべて徹底的に手入れをする必要がある。

8. ガスに汚染されたときの手入

敵のガス攻撃が予期される場合、又は散毒に遭遇した場合は、銃及び付属品全部に軽防錆潤滑油を塗る。しかし、弾薬に塗つてはならない。

- (1) びらん性及びG系以外のガスで汚染された装具は、通気によつて除毒することができる。これらのガスを迅速に除毒して装具の腐蝕を防ぐには、銃腔洗浄油、変性アルコール又はせつけん水を使用して銃や付属品を手入れする。
- (2) びらん性ガス、G系ガスで汚染された装具は、次のようにして除毒する。

- (a) ごみ、泥土、グリースを除去し、布でふいて塗油する。
- (b) 全表面を空気にさらす。
- (c) 銃腔以外の全金属面を、非腐蝕性の除毒剤で除毒する。熱いせつけん水又はガソリンを浸した脱脂綿を使用すれば有効である。
- (d) 除毒軟膏M5(防毒面の袋にはいつている)は、応急的の除毒に有効である。
- (e) 検知紙又は検知クレオンで検査し、除毒が完了したか否かを確認する。
- (f) 検査後、装具をよくふき塗油し、使用可能の状態にしておく。

読むはうに

第7節 弾薬及び付属品

1. 種類及び識別

ライフルに使用する各種弾薬を用途に従つて大別すれば下記のとおりである。

- (1) M2 普通実包—対人用, 一般射撃訓練用 塗装してない。
- (2) M1 曳光実包—射撃観測及び焼夷, 信号用 弾頭に赤色塗装
- (3) M2 徹甲実包—対軽装甲車, 対防護掩蔽物, 対人用 弾頭に淡青色塗装
- (4) M1 焼夷実包—焼夷用 弾頭に黒色塗装
- (5) M14 焼夷徹甲実包—徹甲実包及び焼夷実包の兼用 弾頭にアルミニウム塗装
- (6) 口径30火器用狹弾—訓練用 銃弾が実包に比し短い
- (7) M1909 空包—演習用, 信号用 銃弾がなく薬莢頭部にひだがない
- (8) 擬製弾—訓練用 薬莢に縦ひだが6本あるのと孔が3個あけてあるのと2種類ある。

2. ロット

弾薬製造の際, 各弾薬には「ロット」が与えられる。このロットは弾薬箱や, これを包装した木箱にすべて標示するとともに, 弾薬箱に入れてある識別表にも標示されている。ロットは, 弾薬の用途等を記録し, また弾薬の状態機能及び事故等の報告用として必要なものである。各実包にロットを記入することは不可能なので, 箱を開いたときには, ロットが不明にならないように十分注意しなければならない。取り出した実包のロ

ットがわからなくなったときは, その実包は第3級として取り扱い, 射撃してはならない。

注 第1級は戦闘用, 第2級は演習用の弾薬であり, 第3級は射撃してはならない弾薬である。

3. 取扱上の注意

- (1) 弾薬箱は使用するまで開いてはならない。特に湿気の多い所では弾薬が変質して, 使用不能となるおそれがある。
- (2) 弾薬には, 砂, ごみ, 水等が付着しないように注意し, 漏れたり, 汚れたりしたときは, 直ちにきれいな乾布でふき取り, 軽度の錆は発見しだいふき取らなければならない。発錆のはなはだしい実包は返納する。
- (3) 射撃においては, 弾薬の等級やロットを注意せずに射撃してはならない。弾薬を直射日光にさらしてはならない。
- (4) 弾薬に油やグリースを塗つてはならない。

4. 貯蔵

弾薬は放熱器具, 熱湯パイプ, その他の熱源から隔離して貯蔵しなければならない。貯蔵の際にはできるかぎり覆いをし, また露天に集積しなければならないときは, 少なくとも地上から15cm 高い所に置き, 二重のタール塗防水布で覆いをする必要がある。

5. 弾道諸元

最大射距離と平均初速はおおむね次のとおりである。

種 類	最大射距離 m	平均初速 m / 秒
M2 普通実包	約 3,200	約 850
M1 曳光実包	約 3,000	約 840
M1 焼夷実包	約 2,600	約 920
M2 徹甲実包	約 2,900	約 840
M14 徹甲焼夷実包	約 3,000	約 860

6. 口径30火器用狭搾彈

- (1) 狭擁弾は下記に示すような目的のために使用する。

- a. 経済的
- b. 軽易な射撃訓練の実施
- c. 基礎的段階的な射撃訓練の実施
- d. 興味心の喚起

(2) 特性

- a. 半自動（連発）は不可能である。
- b. 射撃距離は25メートルに限定される。
- c. 反動及び発射音が実包に比し小さい。
- d. 弾着点が実包と異なる。

(3) 使用法

- a. 狹弾は実弾をもつて実施する時間に制限のない25メートル射撃を代用して行うことを通常の使用法とする。これには風景的射撃及び移動目標射撃が含まれる。
- b. 射場は基本的には25メートル射場において使用するが、基本射場においても標的と射撃位置との距離を25メートルにすれば射撃することができる。
- c. 照準点の修正弾着点は、実弾に比べ若干下位となり、その値は平均約1～2cmである。したがってM1ライフルをもって25メートル射場で射撃する場合は9クリック（実弾における25m射撃における基本のクリック数）に約2クリックを加えて射撃する。通常の場合、射撃習会に先だつて零点規正を行うので、当初前述の修正を行つて零点規正を行えば、実弾の場合の零点規正と同一の要領で実施できる。

8. 装着武器

- (1) 銃 剣 銃剣は下縁の全長と上縁の一部に付刃してある。剣身はさやの中に収められ、または銃口端にしっかりとまるようになっている。根本は柄がついているので武器として携帯し、または工具としても使用できる。

- (2) 擲弾発射筒 擲弾発射筒は各種の擲弾を発射するため銃口に装着する管状の装置である。

7. 付属品

付属品にはライフルの分解結合及び手入れに要する工具や負ひも、予備品入れ、銃覆い、銃架、その他これらの類似品を含んでいる。付属品はその本来の目的以外には使用せず、すべて所定の場所に保存しておく。

- (1) 銃腔反射鏡 小さいL型の器具で薬室へすべり込む短い筒があり、鏡によって銃腔を反射してよく見えるようになっており、銃腔の点検及び銃腔照準等に使用する。

- (2) 手入ブラシ 手入ブラシと塗油ひもは洗矢のない場合、銃腔手入れに用う。注油器は銃床の穴に入れて携行するが、仕切りがあって片方には油と油差しを入れ、他方に光革、錘、塗油ひも、手入ブラシを入れる。

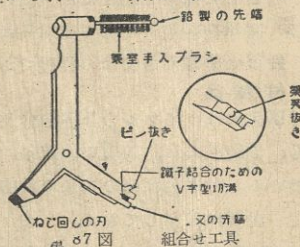
- (3) M3型矢欠 押上板や遊底面をき損しないよう適当な長さに作ってある。一端に握りがあり、他端にねじがきつてあり、布(毛)洗頭をつける。布洗頭には孔があき手入布を挿入、毛洗頭は射撃後の銃腔手入れに使用する。

- (4) 組合せ工具　これは薬室手入ブラシ、又状部、ねじ回しの3部分よりなる。ねじ回しの刃はガス筒止めねじの緊締、遊底の分解、各種ねじの調整に使用する。又状部の二又の先端は照門止ねじの調整に、小さい円筒状の突起はピ

ン抜きである。これは又状部の根本へV型に切り込んだ溝と併用して、抽筒子と蹴子を遊底に結合するのに使用。裏面にある半円弧状の突起または鉤は葉莢抜きと呼ばれ、抽筒子機能不良の場合、葉室から打ちながら葉莢を抜き取るのに使用する。

(5) M1907型負草

これはライフルに装着するもので、(1)上部遊び草に長草の先端を通し次に、長草の先端に近い第3または第4の孔に上部ホックをかけ、上部ホックの下方の孔にこれをはめる。この様にしてライフルに付ける。負草を締めるには左手は引金室部付近で内側の草を、右手は両ホックの中間で外側の草をつかみ、銃口の方へ、左手は床尾の方へ引張る。下部遊び草を銃口の方へすべらせ長草の先端を通す。携行には、長草の先から下方へ下部遊び草をすべらせ、左手は内草を、右手は両ホック中間で外草を、内側の草を銃口へ、外側の草を床尾の方へ同時に引張る。



(6) M1型負ひも 止金に負ひもの先端を通し、止め金と負ひもの先端を床尾の方に引き締め、止め金を閉じる。

(7) 切れ葉莢抜き 口径30実包と同じ形で軸、套管、頭の3部分から成り、使用するときは挿弾子と実包をライフルから抜いておく。

(8) M2型照準監査鏡 射撃予習訓練及び射撃用。

第3. 射撃術訓練

第1節 要 則

1. 要 旨

a. 射撃術訓練の目的は、正確迅速に目標を照準し、正確な火力を指向しうるように、その基礎的な動作を演練するにある。

b. 射撃に熟達するための基礎的な要素は次のとおりである。

- (1) 正しい照準
- (2) 正しい姿勢
- (3) 正しい撃発
- (4) 正確な連続射撃
- (5) 適切な照準具の修正

c. 戦闘間適切な射撃を実施するためには、次の事項に習熟しなければならない。

(1) 速かに目標を発見し、機先を制して正確迅速な射撃をすることは極めて重要である。戦場目標は隠蔽・掩蔽し通常目視困難である。これがため予想される敵の位置を判断し、目標発見につとめ目標を発見したならばその距離を正確に判定し、照準具を測合し、堅確な射撃姿勢で迅速正確な射撃を行う。しかし照準具に測合する余裕のない場合には、戦闘照準で射撃する場合がある。

(2) 煙・光・砂塵・音及び移動等により暴露した目標は通

常瞬時見えるだけである。これらの目標は照準点として付近の地形地物を利用して射撃しなければならない。

- (3) 目標の性質・目標地域の地形、また防御時の掩体等を考慮した場合、伏射の姿勢で射撃できる場合は極めて少なく、各個掩体内の立射ちあるいはひざ射ち、しゃがみ射ち等で依托射撃を行う方が有利な場合が生ずる。ゆえに射手はこれらの射撃要領にも習熟しなければならない。
- (4) 地形地物を適切に利用して射撃する要領に習熟しなければならない。
- (5) 戦場においては激動後において射撃する場合が極めて多いので激動に耐える体力を練成するとともに、呼吸を沈静する方法等その射撃要領を体得しなければならない。また装面して射撃する要領にも習熟しなければならない。

② 射撃術訓練の段階

- a. 射撃術訓練は、次の二つの段階に分れる。

① 射撃予習

② 基本及び応用射撃

- b. 射撃術訓練の全段階は漸進的に行うことが特に必要である。またこの訓練は技術訓練を習得したのちに行い、基本及び応用射撃は、各々の射撃予習を修了したのちに行う。

③ 第2節 射撃予習

第1款 要 説

1. 要 旨

- a. 射撃予習の目的は、射撃の要領を基礎的に習得させ、実

弾射撃の基礎を作るにある。射撃予習を十分に行うことによって射撃における自信を得させるとともに、射撃における時間と弾薬を節約することができる。

基本射撃実施前には、必ず次に示す基本的の射撃予習を実施しなければならない。その段階は次のとおりである。

- 射撃予習**
- (1) 照準練習
 - (2) 姿勢練習
 - (3) 撃発練習
 - (4) 連続射撃練習
 - (5) 照準具の修正及び採点帳の用法

上記各練習は通常この順序でかつ既習課目の原則を適用しつつ重複しながら教育するが、天候、その他の状況により(1)~(4)のいずれかの練習ができない場合は(5)の練習を実施してもよい。

- c. 応用射撃実施前には、上記射撃予習はもちろん、距離の判定(教範「各個の戦闘訓練」参照)について訓練し、下記に述べるような事項にも習熟しなければならない。

- (1) 目標発見
- (2) 地形地物の利用法
- (3) 激動後及び装面時の射撃要領
- (4) 突撃射撃練習
- (5) 夜間射撃練習(この事項は部隊射撃訓練において記述する)
- (6) 地上移動目標に対する射撃練習
- (7) 空中目標に対する射撃練習

2. コーチ

射撃予習訓練において、コーチの任務は極めて重要である。射手の射撃技術の進歩は、コーチがいかにその任務を果たしているかによる大きい。基本的射撃予習におけるコーチの点検事項は次のとおりである。

- (1) 照準具は黒くなっているか。
- (2) 負ひもを使用した場合はその調節は適当か。
- (3) 姿勢は正しいか。
- (4) 照準は正しいか。
- (5) 照準して引金を引く間、息を止めているか。
- (6) 引金の第一段を一举に引いたか。
- (7) 引金の第二段を正しく徐々に引いたか。
- (8) 照準線の見送りをを行い、い縮しなかったか。
- (9) 弾着の予告を行ったか。

④ 第2款 照準練習

1. 要 旨

照準は常に正確迅速でなければならない。このため絶えず演練を重ねることが必要である。不正確な照準は固癖になりやすく、この矯正には多大の時間を浪費することになるので教育の当初から特に厳密に指導しなければならない。

a. 照 準

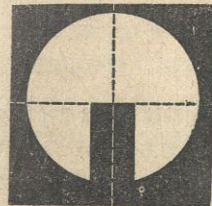
- (1) 「正しい見出し」とは、照星頂を照門の中心に正しく見出すことである。(第89図①)。

この見出した線を「正しい照準線」という。

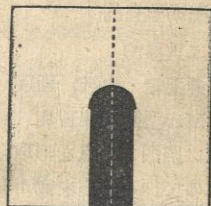
- (2) 「正しい狙い」とは、照星頂を黒点の中央下際に正し

く導くことである(第89図②)。照星頂は黒点の中央下際にあり、かつ黒点がかろうじて接触して見えることが必要である。

- (3) 「正しい照準」とは、正しい照準線を黒点の中央下際に正しく導くことである。すなわち正しい見出しによって正しく狙うことである。(第89図③)。



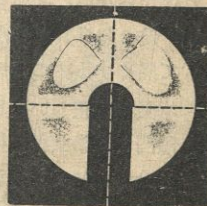
第89図① 正しい見出し



第89図② 正しい狙い

- (4) 照準を行うには、まず照門の中心に照星頂を正しく見出し、次に標的をねらい、再び見出しを確かめて、最後に目の焦点を照星頂に合わせる。このため黒点はいくぶんばやけて見える。

- (5) 「見出し」と「狙い」とともに重要であるが、見出しは特に重要である。すなわち、某距離において見出しが正しい場合、狙いに誤りがあってもその狙いの誤差の範囲内に誤りを局限できるが、見出しの誤差は、距離の増大に従って増加する。



第89図③ 正しい照準

- b. 照準練習は次の三つの練習より成る。

- (1) 第1練習(照準練習具による練習)

(2) 第2練習(実銃による練習)

(3) 第3練習(三点監査による練習)

c. 本練習を行うには、次の器材を準備する。

(1) 照準練習具

(2) ライフル及び3点監査用托架

(3) 照準監査的

(4) 二重標的

(5) 弾薬箱・白紙、画紙、鉛筆

(6) M15型照準練習具 M15型照準練習具はライフルの照星、照門と黒点を形取ったものであり、いづれも可動するので、これらを動かして正しい照準を学ぶことができる。

射撃予習間において副課日として、この教材を使用して正しい照準の教育を行う。

d. 照準練習を実施する場合には、常に照準具は黒くしなければならない。その要領は次のとおりである。

(1) 銃の照準具と黒点を明視するため、照準具を手入れして黒くする。このやり方が悪かったり、又はよごれた照準具では正しい照準をすることは不可能である。照星・照門と照準具付近の銃身に対し、炎の先端を数秒間当てて金属面に黒い等斎被膜を作る。

(2) 照準具を黒くするには、カーバイトランプが最もよい。これがないときは石油ランプ、ライター、ろうそく、靴墨、松の小枝、マッチ等を使用する。長持ちさせるには粉状のすすに希薄な透明ワニスを加えて混合すればよい。使用するすすの量は、ワニスの量よりも少なくする

が、その比率は経験により決定し、小さいワニスだけで塗る。

2. 照準の第1練習

a. 目的 この練習の目的は、正しい照準の基礎的教育を行うにある。

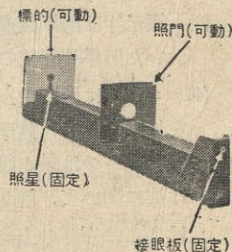
b. 実施要領

(1) この練習には、照準練習具(第90図)を使用する。照準練習具の照星・照門は、銃の照星・照門を形どったものである。照準練習具の照門は動くので、これを動かして照準像を自由に調節することができる。照準練習具には、接眼板がついているが、実銃にはない。これは照準する者の眼の位置を表わしており、接眼板をのぞけば、実銃と同じ照準の状態を見ることができる。また可動標的が取り付けられており、細かい調節ができるようになっている。

(2) 教官は、まず模型又は黒板等を使用して、正しい照準の状態を習技者に作って見せる。次いで習技者は、各グループごとにこの練習を実施する。

(3) コーチは、照準練習具を使用し、正しく見出してから、習技者に正しい照門・照星の関係位置を見せる。

(4) 次にコーチは照門を動かして、見出しを狂わせてから、習技者に正しい見出しを行わせる。習技者が正しい



第90図 照準練習具

見出しができるようになったならば、コーチは、わずかな誤差を作り、習技者にこれを指摘矯正させる。

- (5) 正しい見出しに慣熟したならば、コーチは黒点を加えて正しい照準の状態を作り、これを習技者に見せる。

次にコーチは、黒点を動かして正しい照準を習技者に行わせる。正しい照準を行ったならば、コーチはわずかの誤差を作る。習技者はその誤差を指摘し矯正する。

3. 照準の第2練習

- a. 目的 この練習の目的は、第1練習において実施した事項を実銃を用いて教育するにある。

- b. 実施要領 教官は展示を行いながら、次のように説明した後、各グループに分けて実習させる。

- (1) 1名はコーチとなり、体と手は銃に触れずに伏せの姿勢をとる。
- (2) 習技者は銃の近くでコーチの動作を観察する。
- (3) 標示手は照準監査的を持ち、銃から15メートルの所にいた照準監査箱のところに位置する。
- (4) コーチは照門を上9クリック、左右0に測合する。銃を托架に載せ、負ひもを使用してしっかりと固定する。次にコーチは銃の後に伏射ちの姿勢と同様に伏せ、両足は楽に開いて、両かかとを地につける。両ひじを地につけあごは左手の上ののせる。右ほは及び目の位置は実際の射撃の場合と同じような関係位置におき、右ほはは銃床に軽くのせ、照準間は息を止める。
- (5) コーチは右手で標示手に信号を送り、照準的を動かさせ正しい照準線に正しく的の中央下際を導いたときに

「よし」と唱える。

- (6) 標示手は照準的をその場に保持する。
 - (7) コーチは習技者にその姿勢をとらせ、正しい照準の状態を見せる。
 - (8) 次にコーチは標示手に命じて照準的をわずかに移動させ、習技者と交代し、習技者が正しい照準を行うまで、これを演練する。
 - (9) 第2練習の最終段階において、コーチはわずかの誤差を作り、習技者にこれを指摘し修正させる。
- c. またこの練習において、二重標的を使用すれば、射手は自らその照準の正否が確認でき、かつ矯正することができるので極めて有効である。
- (1) 二重標的の作り方
 - (a) 直径11.7センチの円を画き十字の直径を書く。
 - (b) 別の紙に直径3センチの黒点を画く。
 - (c) 十字の交点が黒点の中央下際に一致するように両方の紙を貼り合わせる。
 - (2) 実施要領
 - (a) 標的は銃より5メートルの距離におく。
 - (b) 射手はbと同じように銃を固定し姿勢をとり、標示手に標的を固定させる。
 - (c) 次に標示手に標的の上の紙をめくらせ、黒点を見る。
 - (d) 射手は照門、照星・黒点の関係位置を見れば、正しい照準の感じを体得することができる。
 - (e) また黒点を先に照準して次に十字の交点を照準すれ

ば射手は自分で照準の正否を確認することができる。

4. 照準の第3練習

- a. 目的 この練習の目的は、三点群を作らせることにより、照準の正確性と斉一性とを演練する。
- b. 実施要領 教官は、正確で斉一な照準の重要性を強調し、次の要領で展示を行いながら説明したのち、各グループごとに分けて実習させる。
 - (1) 習技者は、銃の後で第2練習と同じ姿勢をとる。習技者は、照門・照星を見通し、正しい照準ができるまで標示手に信号して照準的を動かさせ「よし」という。
 - (2) 標示手は、照準的を三点監査用紙の上に保持する。
 - (3) コーチは、照門・照星を見通して、その正否特に見出しを点検し、その状態を覚えておく。コーチは、誤りについては何もいわず、また修正も行わせない。コーチはそこで「標示」という。
 - (4) 標示手は照準的を動かすことなく、照準的の中央の孔に鉛筆を通して用紙上に黒点をしるす。そしてこの点に「1」と記入する。
 - (5) 次に照準的を動かし、同じ要領で2回これを繰り返して各黒点に「2」、「3」と記入する。標示手は点を直線で結んで標示し、習技者の氏名を記入する。
 - (6) コーチは全員に対して三点群の大きさと形を説明し、かつ照準を点検したときに気のついた誤りを指摘する。
 - (7) 三点群は、鉛筆の削ってないほう（直径約6mmの円）でかくれるくらいの大きさ以下でなければならない。

c. 不良な三点群となる原因

- (1) 上下に長い三点群のできるのは、見出し方が垂直方向に関して不正確であるか、又は黒点の関係位置が照星頂より高すぎるか低すぎるかである。
 - (2) 左右に長い三点群のできるのは、見出し方が水平方向に関し不正確であるか、又は黒点の位置が照星頂より右又は左に寄りすぎているからである。
 - (3) 上下、左右ともに長い三点群のできるのは、上記両誤差の総合による。
- d. 正しくない照準と弾着点 照準が正しくない場合の弾着点は第51図のとおりである。ゆえに射手は常に正しい照準を行って射撃しなければならない。

e. 光線による影響

- (1) 要旨 光の明暗・強弱は弾道そのものには影響しないが、照準には下記のような影響を及ぼす。しかしその影響は人によって常に同じではない。射撃で最適の条件は空が一樣に曇って、目標を明瞭に目視しうだけの光線があるときである。
- (2) 太陽が上方又は、斜方向より照星を直射しているときは照星が光線の側にふくれて見えるので、照準線をその反対方向に導きやすい。
- (3) 黎明・薄暮等光が弱く視度不十分のとき又はかげろうが立つとき等は、目標の輪郭が不明瞭となり小さく見えるので、照準線を上方に導きやすい。その結果弾着点は上方に偏しやすい。

第3款 姿勢練習

1. 要 旨

射撃予習の第2段階は姿勢練習である。不安定な姿勢で射撃すると、目標に命中させることは困難である。ゆえに姿勢は常に堅確でなければならない。射撃姿勢の教育にあたっては原則事項をよく理解させあくまで個人教育に徹底し、各自の体格に適應させることが必要である。ライフルの射撃姿勢には、伏射ち、中間姿勢(すわり射ち、しゃがみ射ち、ひざ射ち)、立射ち、突撃射撃姿勢(肩射ち、突射ち、腰射ち)空射ち等があるが本款においては伏射ち、中間姿勢立射ちについて記述する。姿勢練習においてはこれらの姿勢の練習はもちろん、負ひもの用法、照準・正しい息の止め方についても習得しなければならない。

2. 負ひもの用法

負ひものは銃を携行するために使用するが、状況により姿勢を堅確にするため各種射撃姿勢に使用する場合もある。しかし突撃射撃姿勢及び空射ちにおいては使用してはならない。

a. 調節には2つの方法、すなわち「輪式調節」「応急調節」がある。一般に輪式調節は銃の保持が良好であり、応急調節は迅速容易に行うことができるので、戦闘間速度を要求する場合に有利である。

b. 負ひものを調節させるには、次の号令を下す。

「負ひもの調節・輪式(応急)、姿勢・伏射ち(すわり射ち)(しゃがみ射ち)(ひざ射ち)(立射ち)」この号令で両足を楽に開き、以下各条に述べる要領で調節する。

3. 布製負ひもの輪式調節(伏射ち、すわり射ち、しゃ

がみ射ち、ひざ射ち)

- a. 床尾を右腰に当て、照準具を右に向け銃を右前腕の内側に抱き、両手は負ひものを調節できるように自由にして置く。後部止め環からホックをはずし、バックルを通してひものをひっぱり、腕のはいる大きさの輪を作る。
 - b. 輪を左手で持って左へ半回転し、バックルを右手で持って左手を輪に通し、上腕の上部(二頭筋の上端)に来るようにして腕に締めつける。
 - c. 右手で負ひもの末端をつかみ、床尾の方へ負ひもの末端を引き、負ひものを正しく調節して止め金を締める。
 - d. 通常負ひもの先端は用心金のところにとどく長さにし止金を床尾の方へ動かして左手に当たらないようにする。左手で前部止め環の手前を握り、負ひものが左手の甲に当たるようにして銃を保持する。
 - e. すわり射ち、しゃがみ射ち、ひざ射ちの姿勢で輪式負ひもの調節をする場合には、通常伏射ちの姿勢におけるよりも若干短い。
4. 布製負ひもの応急調節
- a. 床尾を右の腰に当て、銃を右腕に抱き込む。右手で止金を持ち、左手で負ひもの先端を引金室底板のところまで動かして、負ひもの先端付近で止金を止める。
 - b. これは中位の隊員に適する負ひもの長さである。負ひものを左へ半回転する。次いで左腕を負ひもの内側に入れ、上腕のなるべく上部に来るようにする。
 - c. 左手を負ひもの下からくぐらせ、手の甲を負ひものに当て、銃の重心の前方付近を持つ、調節が完了するまで負ひ

もの止金の先端を動かして、自分に合った正しい長さを各人ごとに決めておかねばならない。

5. 息の止め方

射撃において息の止め方はきわめて重要である。正しい息の止め方を行わない場合は、腕や背が上下に動き、したがって銃も上下に動揺する。これを防止するには、空気を吸ってから少し吐き出したのち、息を止める。最大限4～5秒以内に発射できないときは、数回呼吸をしてから再びこれを繰り返す。この場合固くなったり、むりに呼吸を止めることなく、自然に呼吸を調整できるように演練しなければならない。この訓練に際して、コーチは習技者の背中を注視する。もし射撃中に背中が動けば、習技者は息をしている証拠である。

6. 射撃姿勢

a. 要 旨 射撃姿勢はb項に述べる要素をよく理解して各自の体格に適應させなければならない。これがため特に個人教育に徹底しなければならない。

射撃姿勢において重要なことは、次の2つである。その第1は、ゆっくりとして凝らないこと。第2は銃を骨で支えることである。すなわち筋肉が柔軟でないと正しい姿勢はとりにくいが、数日間適度な練習をすれば姿勢は楽にとることができる。楽で安定した姿勢は骨で支えることにより得られる。

射撃姿勢の教育にあたっては、先ず無依托姿勢を教育し、これに習熟したならば、次に依托姿勢についても演練しなければならない。

b. 射撃姿勢の細部の要素は各姿勢において異なるが、姿勢を

堅確にする全般に共通な要素は次のとおりである。

(1) 左腕と左手

(a) 射手は銃を左手の親指と他の指との間のV字形の中におき、手のひらに密着させ、かるくつかむ。

銃を支える点は各自の体格に適し、かつ目標の高さに応じた点を持つ。すなわち目標が高い所にあれば左手は銃の重心に近い所を、目標が低い所にあれば前の方を支える。

(b) 左手首はなるべく曲げ、左ひじはなるべく銃の真下にあるようにする。

(c) 身体と銃軸線のなす角度を増すと、左ひじの正しい位置をとるには楽である。

(d) 依托姿勢の場合においては、その依托物が堅ければ左ひじの位置はさほど重要ではない。

(2) 肩のくぼみと床尾 銃の床尾は右肩のくぼみにしっかりと圧着しなければならない。すなわち確実に圧着することにより、銃の反動を減少し、銃を安定させるとともに射撃間銃が肩から滑り落ちるのを防ぐことができる。

(3) 右手の握り 右手で銃を握るには、小指に力を入れて確実に握る。また右手で銃を後方に引き右肩のくぼみにしっかりと圧着する。親指はほほづけが確実にできるように銃把の上に回すか又は親指を伸ばして銃把の頂部におき、人差指は銃床にふれることなくなるべく第1関節付近を引金にかけける。こうすれば引金を真直ぐ後方に引くことができる。

(4) 右ひじ 右ひじの位置は姿勢を安定するために重要で

ある。依托姿勢においては特に重要である。またひじの位置は肩のくぼみを作るにも重要である。右ひじの正しい位置は各射撃姿勢によって異なるので、各種射撃姿勢において述べる。

- (5) ほほづけ ほほと右手の親指か又は銃床をしっかり接触させることを「ほほづけ」という。ほほづけは照準を確実にを行うため、すなわち照門と目の関係位置をいつも同じくするために必要であり、なるべく親指に密着させる。

また銃が反動で後退するとき親指ではほを打つことを防ぎ、撃発の反動後銃を迅速に照準することに役立つ。このほほづけを確実にを行うためには、射手は頭を低くしてほほと親指の肉質部か又は銃床でしっかりと両者を接触させる。ほほづけは立射ちの場合は若干変ってくる。

- (6) こらないこと 射手はあらゆる姿勢においてゆったりとしてこらないことが必要である。筋肉を固くしたり、緊張させると震える原因となり銃は安定しない。

7. 伏射ち（伏姿勢）

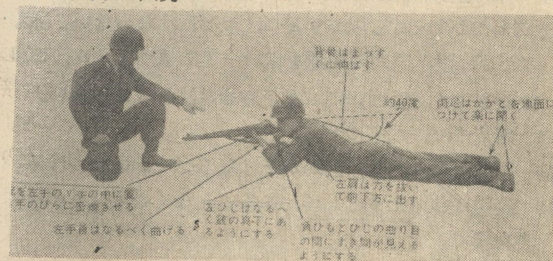
この姿勢は安定した姿勢でとり易く初期の訓練に適している。伏射ちの姿勢をとらせるには、目標を示した後「伏射ち」と号令する。

a. 姿勢

- (1) 射手は左手で前部止め環の手前付近を、右手で床尾の後部を持ち、目標に正対して立つ。頭を目標の方向に保ち、左足を約1歩左前方に踏み出すと同時に上体を半ば右に向ける。体重を少し後方にかけて両ひざをつく。床子を右ひざの前方約70cmのところに置き、銃を目標の

方向に倒しながら、左ひじを床尾と目標を通ずる線上に置く。

- (2) 次に床尾を右肩くぼみにあて、右手で銃把をしっかりつかみ、右ひじを地面につける。右ひじは身体から十分はなして若干前におき、両肩はほぼ水平にする。右手でしっかりと銃を後方に引きつけ、ほほづけをしっかりと姿勢を完成し、ゆったりとして必要な所以外は力を抜く。両脚は楽に開き、できるだけ両かかととは地面につける（第91図）。



第91図 伏射ち

b. 伏射ちにおける要点

- (1) 銃を左手の親指と他の4本の指との間のV字形の中におき手のひらに密着させる。
- (2) 左手で銃を支えている点は、各自の体格に適し、目標の高さに応じた点を持つ。
- (3) 左手首はなるべく曲げ、左ひじはなるべく銃の真下にあり、筋肉に無理を生じてはならない。
- (4) 銃と体の角度は発射のつど銃口が定位に戻り、またその反動を身体全体で支えるには角度は浅い方がよい。し

かし銃の保持を安定させるため左ひじを銃の真下に位置させるためには、角度を増した方がよい。この両方を考慮した場合、銃と体の角度は通常40度位が適当である。

- (5) 銃把を右手でしっかり握り、その親指は銃把の上に回すか又は親指を伸ばし銃把の頂部におき、右手で銃を後方に引いて右肩のくぼみに圧着する。
- (6) 人差指は銃床にふれることなく、なるべく第1関節付近を引金にかける。
- (7) 右ひじの位置は身体から十分離し、若干前を出す。
- (8) ほほは銃床にしっかりとつけないければならない。発射のたびに眼と照門の距離を常に一定に保つように、ほほはなるべく右手の親指に密着させなければならない。
- (9) 両肩はほぼ水平にする。
- (10) 両脚は楽に開き、両かかととはなるべく地面につける。
- (11) 姿勢はゆったりとして、こることなく必要以外の所は力を抜く。
- (12) 負ひもを使用した場合はその調節を適当にする。

c. コーチは上記事項を点検する。

d. 伏射ちの姿勢における誤りやすい点及び矯正法

- (1) 銃に対する身体の角度が大きすぎるとき この誤りは体の上部が地面に対し高すぎたり、眼が尾筒に近よりすぎていることでわかる。また射撃方向に対する身体の角度を点検すると簡単にわかる。この誤りはよくありがちであるが、この姿勢では射撃の反動を全身で受け止めずに肩だけで受けることになる。負ひもを使用した場合は、その調節が短かすぎるとこうなりがちである。こ

れを直すにはコーチは負ひもを伸ばし、射手の体を動かして正しい角度をとらせる。

- (2) 右ひじが体に接近しすぎるとき 右の肩が左の肩よりも高く背中曲って見える。この誤りを直すには肩付の位置を先ず修正し、ひじを右前方にずらせ、右肩と左肩とが同一の高さになるようにする。
- (3) 左のひじが銃の真下にないとき このような姿勢では射のつど元の姿勢に戻り得ないので、正確かつ斉な連続射撃は困難となる。これを直すには左肩を楽にし、肩から床尾を離してひじを銃の真下にずらせる。当初からこの姿勢をとるのはやや困難であるが、体のこりを去りかつ練習を積み重ねれば、銃の真下にひじを持ってくることができるようになる。
- (4) 不正なせ方のとき これは手首でなく、指の方で銃を支えている場合に生ずる誤りなのである。その原因は親指と人差指の間のV字型と手のひらに銃をのせずむしろ指の方にのせたことによるものである。これを直すには銃の床尾を肩からはなし、銃をV字型の中に入れて手のひらに密着させる。

3 すわり(坐)射ち(中間姿勢)

この姿勢は、伏射ちの姿勢をとる余裕や地積のない場合、又は伏射ちでは視界が遮ぎられたような場合及び敵方斜面の地形において使用する。この姿勢には応用姿勢もあるので、各自の体格に合致した姿勢で射撃を行う。すわり射ちの姿勢をとらせるには、目標を示したのち、「すわり射ち」と号令する。

- a. すわり射ちの姿勢をとるには、伏射ちの姿勢に準じて銃

を持ち、目標に正対して立つ。頭を目標の方向に保ち、左足を前方に楽な幅だけ踏み出すと同時に上体を半ば右に向ける。右手を後方についてすわり、次いでしりを後方へ動かして両ひざの下側が地面からほぼ手の幅の2倍位離れるようにする。上体は腰から前に曲げて左上腕を十分前に出し、すねの平らな部分に接触させ、ひじの先が向うすねの骨に当たるようにする。次いで銃を正しく保持し、床尾を肩のくぼみに押しつけて、右ひざの内側に右上腕部を固着させる(第92図①②)。

b. すわり射ちにおける要点

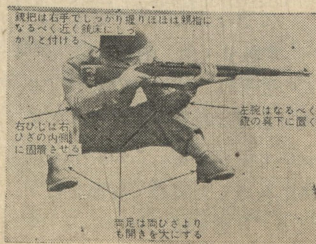
(1) 左手の銃の保持、左手首及び左ひじの位置、ほぼつけ右手の銃把の握り方、人差指の位置は伏射ちの場合に準ずる。

(2) 左上腕を十分前に出し、すねの平らな部分に接触させひじを先に向うすねの骨に当てる。

(3) 両足の開きは両ひざの開きよりも大きくし、足首を楽にし



第92図① すわり射ち



第92図② 銃き

て足先は内側に向けて前に倒す。

(4) 上体を前方に倒し、体重を両足にかける。この場合銃は筋肉でささえず骨でささえる。

(5) 右腕は右ひざで固定する。

(6) 負ひもを使用した場合は、負ひもの張力を利用して右肩のくぼみに床尾を押しつける。

c. コーチは上記事項を点検する。

d. すわり射ちにおける誤りやすい点及び矯正法

(1) 左ひじとひざとが銃の真下になくとき これを矯正するには、射手は肩から床尾をはずし、体全体を若干右にずらせる。

(2) 左ひじの先がひざがしらに乗っているとき この誤りは銃の支持が不安定となり、上体は起きすぎ発射のつど姿勢がくずれる。これを矯正するには、ひざを低くし上体を前方に倒して、左上腕と左すねを接触させ右ひじは右ひざの内側に固着させる。

(3) 両ひざの開きが、両足の開きより広いとき この誤りは筋肉を緊張させる結果になる。これを矯正するには両ひざを低くして両足を広げ、またつまさを少し内側に向け、両ひじを正しい位置に接触させる。

(4) つまさが上に向くとき この状態では筋肉が緊張するのが通常である。これを矯正するには足の筋肉をゆるめて楽にする。

(5) 不正なせ方 この矯正法は伏射ちの場合に準ずる。

e. 両脚交叉の姿勢(応用姿勢) この姿勢においては、射手はその左の脚を右の脚の上に交叉させてすわる。片方の

脚のふくらはぎの外側を反対の足の内側にのせるようにして、両足を体近くきつめる。上腕部の背面を向うずねの骨にのせはば直交させる。その他はすわり射ちの姿勢と同様である。

f. 足首交叉の姿勢（応用姿勢）

- (1) この姿勢においては左の足首を右の足首の上に交叉させ、両ひざを起し両足は体から適度に離す。この場合、足を交叉させる場合と同様に、上腕部は向うずねで支える。その他はすわり射ちの姿勢と同様である。
- (2) この姿勢は2点で支えるのであるから、前述aの姿勢ほど安定しない。足首交叉の姿勢は、できるだけ避けるべきである。足の伸ばし方は射手の足に適応して決める。

しゃがみ（踞）射ち（中間姿勢）

この姿勢は安定し、かつ急速にとりうる姿勢である。この姿勢は足が地面についているだけであるので、浅い水中、泥土中、雪中、ガス汚染地帯又は敵方斜面等の射撃に適した姿勢である。しゃがみ射ちの姿勢をとらせるには、目標を示したのち「しゃがみ射ち」と号令する。

- a. しゃがみ射ちの姿勢をとるには、伏射ちの姿勢に準じて銃を持ち、目標に正対して立つ。頭を目標の方向に保ち、左足を、左前方に楽な幅だけ踏み出すと同時に上体を半ば右に向ける。次いで、両足を地面に密着させてできるだけ低くしゃがむ。射手は左ひじを左ひざの前方にだし、右ひじは右ひざの内側にあって右手で銃把を正しく握り、右肩のくぼみに圧着する（第93図）。

b. しゃがみ射ちにおける要点

- (1) 左手の銃の保持、左手首及び左ひじの位置、ほぼつけ右手の銃把の握り方、人差指の位置は伏射ちの場合に準ずる。
- (2) 左ひじは左ひざの下前方に位置させる。
- (3) 両肩は水平にする。
- (4) ももとふくらはぎを完全に密着させるように努める。
- (5) 両足は地上に平らにつける。



第93図 しゃがみ射ち

- a. 右ひじを右ひざの内側に固着させる。
- b. 上体は力を抜いて前に倒し、体重を左脚にやや多くかける。
- c. コーチは上記事項を点検する。
- d. しゃがみ射ちにおける誤りやすい点及び矯正法
 - (1) かかとが地面より離れているとき このため姿勢は不安定となり、発射のつど身体の平衡を失う。これを矯正するには、両足を十分に広げかかとを地面につける。
 - (2) 体がこり上体が起き、また体重が左足にかかっているときは、上記と同じ結果となる。これを矯正するには

体の力を抜いて体重を左足にかけ、上体を十分前に倒す。

(3) 左ひじが銃の真下になくとき これを矯正するには、体の向きを右にかえる。

(4) 不正なせ方のとき この矯正法はすわり射ちに準ずる。

0. ひざ(膝)射ち(中間姿勢)

これは安定した姿勢の一つである。伏射ちの姿勢をとる余裕や地積のない場合、又は伏射ちでは視界が遮られるような特別の理由がある場合及び上り勾配の地形ではひざ射ちの姿勢が適当である。またこの姿勢は高さある程度調節することもでき、依托射撃にも適している。ひざ射ちの姿勢をとらせるには、目標を示したのち「ひざ射ち」と号令する。

a. ひざ射ちの姿勢をとるには伏射ちの姿勢に準じて銃を持ち、目標に正対して立つ。頭を目標の方向に保ち、左足を前方へ約半歩踏み出し右足を左へ引きながら、右でん部を右かかとの外側にのせる。左ひじを左ひざの十分前方に出し、上体を前に倒し、体重は左足にかけ、床尾を肩のくぼみにあて右手で銃把を正しく握り、右ひじは肩のくぼみがよくできるように水平か又はやや下げる。

注 (1) 右かかとの外側に右でん部をのせるのが通常の姿勢であるが困難なものは、かかとの内側に右でん部をのせてもよい。要するに自分に適合した姿勢を決定すればよい。しかしかかとの外側に右でん部をのせた場合は左足を後方に引き、体重を十分前にかけ、左足のふくらはぎと左ももが密着することが望ましい。またかかとの内側に右でん部をのせた場合は、左足のつま先が地面から離れない程度にできるだけ左足を前に出し、体重を十分前にかける。

(2) しかし各自の体格又は目標の高低により、自己の射撃姿勢の

高さを加減するには、左足を前方に出すか又は体に引きつけるかによって、左ひざの高さを調節する。この場合左足の位置は自分の体格に適するように決めなければならない。

b. ひざ射ちにおける要点

(1) 左手の銃の保持、左手首及び左ひじの位置、ほぼつけ右手の銃把の握り方、人差指の位置は伏射ちの場合に準ずる。

(2) 右でん部と右かかとの外側をできるだけ密着させる。最初は柔軟性に欠けて足の甲に力はいるので、この場合は



第94図① ひざ射ち



第94図② 銃き

地面に足先のはいる小さい穴を掘って安定を助ける。

(3) 左足は前から見て垂直に保つ。

(4) 左脚先は、おおむね目標の方向に向ける。

(5) 右ひじは、右ももが射線に対してほぼ90°になるよう

にする。

注 右足は、ひざからつまさきまで地面と接触しているのが望ましい。

- (6) 左ひじは、十分左ひざの前方に密着させ、体重を前にかけ、その大部分を左足にかける。

- c. コーチは上記事項を点検する。
d. ひざ射ちにおける誤りやすい点及び矯正法

- (1) 左ひじとひざとが銃の真下でないとき これは銃を筋肉で支え骨で支えないことになる。これを矯正するには射手は肩から床尾をはずし、左足を右へずらせる。
(2) 左ひじの先がひざ頭に乗っているとき これを矯正するには、射手はひざの前下方へひじを出し、体重を前にかける。
(3) 右ももが目標の方向と直角になっていないとき これを矯正するには、射手はひざを動かして直角にする。
(4) 不正なせ方のとき この矯正法はすわり射ちに準ずる。

11. 立射ち

この姿勢は地形地物の関係上伏射ち又は中間姿勢で射撃できない場合に使用する。またこの姿勢は迅速にとれるので不意に現出する至近距離の目標に對し用いることがある。立射ちの姿勢をとらせるには目標を示したのち「立射ち」と号令する。



第94図③ 続 き

- a. 立射ちの姿勢をとるには、伏射ちの姿勢に準じて銃を持ち、目標に正対して立つ。頭を目標の方向に保ち、約85度右に向きつつ左足を25~35センチ前に踏み出す。腰を水平にして体重を両足に平等にかける。

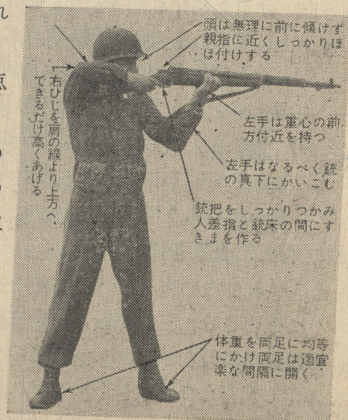
銃把を右手で正しく握り、照準具がおおむね目の高さになるように床尾を右肩のくぼみにあてる。また右ひじは右肩のくぼみがよくできるように肩の線よりもできるだけ高く上げ、床尾をしっかりと肩に引きつける。これにより床尾板の約半分が後から見えるようになる。左手は銃を支え安定させるために、引金室部の底部の前端付近におき、右手で銃の重量の大部分を支えるようにする。

ほほづけが右親指にできなければ銃床にしっかりとつける。しかしなるべく前方にはほほをつけ、その位置はしっかり記憶しておかなければならない(95図)。

- d. 立射ちにおける要点

- (1) 左手の銃の保持、左手首及び左ひじの位置、右手の銃把の握り方、人差指の位置は伏射ちの場合に準ずる。
(2) 体の向きは銃視線と約85度の角度にする。

- (3) 両足は25~35センチ



第95図 立射ち

チに開くが各自の体格に適するように楽に開く。

- (4) 腰を水平にして体重を両足に均等にかける。
 - (5) 左手は引金室部の底部の前端付近を持つ。
 - (6) 床尾板の約半分が後から見えるようにする。
 - (7) 左ひじは肩の線よりもできるだけ上げ、右腕と右手で銃の重量の大部分を支え、左腕は銃を支え安定させる。
 - (8) ほほづけが親指にできないときは、なるべく銃床の前方にしっかりとす。ほほづけの位置は常に同じ位置でなければならない。
- c. コーチは上記事項を点検する。
- d. 立射ちにおける誤りやすい点及び矯正法
- (1) 両脚を開きすぎるとき 両足は持久性のある楽な幅だけ開く。
 - (2) 体重が両足に均等にかかっているとき 両かかとを上げてこれを同時に静かに地につける。
 - (3) 首を前に伸ばし又は横に曲げて銃床にほほをつけるとき 首を直立させ、照準具を目の高さまで上げる。
 - (4) 負ひも使用した場合には負ひもが短かすぎると、銃が下にひっぱられやすい。負ひもを伸ばし、床尾板が後からみえるようにする。

12. 依托による各種姿勢

- a. 依托しない姿勢と同じ姿勢をとり、利用できる地形地物に適合させ、左前腕と手首を依托物におく。左ひじの位置は銃の重量を依托物で支えるのでさほど重要ではない。しかし伏射ちの場合においては、両ひじは必ず固い地物の上におかねばならない。また依托物の状況により、左前腕と

手首の横の部分のみを依托物に依托する場合がある。銃を依托する場合は姿勢の融通性及び銃の命中精度を減少させるので銃を少しでも依托物に触れささないように注意しなければならない。また依托物が低すぎると、両ひじを極端に広げなければならず姿勢が不安定となり、依托しない場合よりも命中精度は悪くなる場合がある。各種地形地物の利用法については第8款参照。

- b. 砂袋依托姿勢。砂袋依托姿勢は、各種地形地物を依托して行う射撃の要領を基礎的に習得させるものである。また撃発練習の初期の段階において、この姿勢で撃発の要領を演練する場合がある。砂袋依托の要領は次のとおりである。
- (1) 砂袋依托の姿勢は伏射ちの姿勢とほとんど同じであるが、ただ異なるのは砂袋で左の前腕部及び手首を支える点である。砂袋で直接銃を支えたり、銃を砂袋に触れさせてはならない。
 - (2) 砂袋には半分より少し多く砂を詰め上端をくくり、袋の中に相当の余裕を残して置く。
 - (3) 砂袋の高さは習技者が規定の伏射ちの姿勢をとりうる程度とする。陥りやすい傾向として、砂袋が低すぎるとひじを広く広げなければならず、かえって砂袋を使用しない場合よりも命中精度が悪い。砂袋の置き方を誤るとむしろ弊害を生ずる。
 - (4) コーチは砂袋を次の要領で調節する。
 - (a) 習技者に伏射ちの姿勢をとらせ、標的を照準させる。
 - (b) 砂袋の口を上にして置き、習技者の左の手の甲より

少し高いくらいにする。

(c) 習技者に面して銃身をまたぎ、砂袋を習技者の左の前腕部に向つて押しやり、砂袋が習技者の前腕部及び手首を支え、手の甲が袋の上に乗るようにする。

(d) 砂袋を適当な高さに調節する。

第4款 撃発練習

1. 要 旨

a. この練習の目的は正確な撃発の要領を教えるにある。しかし照準、姿勢の既習事項も併せて演練しなければならない。

b. 撃発は射撃訓練中最も重要な要素である。姿勢や照準が正確であつても、撃発特に引金の引き方が正しくない、良好な弾着を期待することはできない。引金の引き方は簡単に習得できるものではなく、綿密慎重に演練を重ねなければならない。更に撃発の好機を求めようとする結果、急激に引金を引き、あるいは発射の反動を予期して身体を動かし命中を不良にさせる誤りを冒す。前者を「ガク引き」といい、後者を「い縮」という。引金の引き方は無意識の間に発射しようように引かなければならない。

未熟な射手と熟練した射手との差異は、引金の引き方いかんによる場合が多い。

c. 本練習を行うには次の器材を準備する。

- (1) 照準抗
- (2) 照準監査鏡
- (3) 照準点検的

- (4) 振幅測定器
- (5) 模擬弾練習器
- (6) 引金測定器
- (7) 砂 袋

2. 引金の引き方

a. 引金の引き方 引金を引くには、姿勢を完成した後息を吸い込み、その一部を吐き出して息を止め、見出しと同時に引金の第1段を一挙に押し、狙いつつ第2段を等斎なる力を加えて自然に撃発するようにする。

d. 引金の引き方の要点

- (1) 引金指のみをもって力を加える。
- (2) 第1段を引いた後、等斎なる力をまっすぐ後方へ連続的に加えて第2段を撃発する。力をまっすぐに後方へ加えないと銃が振れる。しかし第1段を引いてから4~5秒内に撃発できなかったら、初めからやり直す。
- (3) 全注意力を照準に集中し、引金指はひとりで動くように訓練せねばならない。引金を引くときも、引金指を元の位置に戻すときも引金指以外の指に力を入れたり、又は弛めたりしてはならない。
- (4) 撃発は無意識のうちに行為ねばならない。すなわち撃発の時期を予期していれば、発射の反動が来ることを意識して身体をい縮させ、照準を狂わせる結果となる。
- (5) 引金の引き方は時間に制限のない射撃の場合も、連続射撃の場合も同じである。
- (6) 射撃を行う場合、命中させたいという意欲のため、狙いが定まつた瞬時に撃発しようとしてガク引きしやす

く、かえって銃の動揺を大きくする。いかなる姿勢においても正しく引金を引き、銃の動揺を最少限に止めるようにしなければならない。

3. 照準線の見送り

射手の姿勢、照準の誤りを矯正しうる最も効果的な方法は、照準線の見送りと次に述べる弾着予告を確実にを行うことである。「照準線の見送り」とは発射時並びに発射後数秒間、射手は息を止めたまま照準線を見通し正しい照準線を保持することである。

- a. 照準線の見送りを行うときは、撃発及び撃発後の一瞬間、全心を照準に集中して、弾着に及ぼすすべての現象を知らなければならない。これより発射時照準の指向されていた点を記憶することができ、弾着を予告することができる。
- b. 射撃後過早に肩から銃を離したり、ほほを銃床から離しやすい傾向がある。ときにはこのような動作を撃発前に行うものがある。かかる動作は照準線の見送りによつて抑制することができる。

4. 弾着予告

弾着予告を行うことは、正しい照準及び引金の引き方を体得する最良の方法である。

弾着予告とは撃発の瞬時に照準線の指向されていた点に注意し、その銃弾が命中したと思うところを直ちに呼唱することである。弾着予告をし得ないのは、発射時照準線がどこに指向されていたかを知らない証拠であり、目を閉じるか又は縮したことになる。優秀な射手にはなれない。弾着予告は、黒点の中

央下際を基準として呼唱する。たとえば、「よし」、「右」、「下」、「左上」等である。

5. 撃発練習の実施要領

撃発練習の教育にあつては、「引金の引き方」、「照準線の見送り」、「弾着予告」等の事項を説明したのち次の要領で実施する。

a. 引き金の引き方練習

- (1) この練習では、射撃姿勢をとることなく楽な姿勢で習技者は人差指を引金にあて、コーチは習技者の人差指の上に自分の指を重ね、引金を除々に引く。これにより習技者は、コーチの引金の引き方の要領を感知しうる。次にコーチは人差指を引金にあて、習技者はコーチの人差指の上に自分の指を重ねる。習技者が引金を引けば、コーチは習技者の引金の引き方の理解度、及びその可否を知ることができる。
 - (2) 習技者は引金の引き方が理解できたならば、尻を地につけて据銃することなく楽な姿勢で要すれば目をつむって各自引金の引き方のみを練習する。
- b. 撃発技習 引き金の引き方を習得したならば、姿勢をとり照準、撃発の要領を演練する。この練習においては先ず伏射ちの姿勢で演練し、これに習熟した後他の姿勢で練習する。

またこの練習の初期段階においては、伏射ちで砂袋に依托して行わせてもよい。引金の引き方の悪い者の教育には、砂袋依托が適している。

(1) 依托した場合の実施要領

- (a) 照準杭を銃の位置から約25メートルの位置に立てる。
- (b) 射手は第85条の要領で砂袋に依托した伏射ちの姿勢をとる。この場合引金に草、引金測定器を装着して実施させれば、コーチは引金の引き方の良否を容易に見ることができる。
- (c) コーチは射手の右側に位置し「用意」「初め」の号令を下す。
- (d) 射手は「初め」の号令で息を止め、見出しと同時に引金の第1段を一挙に押し、狙いつつ第2段を等斎な力を加えて撃発し、照準線の見送りを行い、弾着予告を行う。射手は「初め」の号令から4～5秒以内に撃発を行わなければならない。
- (e) 撃発後コーチは射手にその所要時間を知らせるとともに、撃発動作の不良の点を指摘し矯正する。
- (2) 依托しない場合の実施要領
- (a) この練習は姿勢、照準、撃発の総合的な練習で依托しない伏射ちの姿勢で練習し、これに習熟したならば中間姿勢でも練習を行う。
実施の要領は(1)に準ずる。
- (b) この練習において照準点検的、照準監査鏡、53式照準練習具、振幅測定器等を使用すれば、撃鉄の落ちる瞬間における照準の可否、照準線の見送り及び弾着予告の可否等を点検することができる。
引金の引き方の可否を点検するには、前述の引金測定器・草等を使用する。また模擬弾練習器を使用すれ

ば弾着が直ちに判り、誤りを自分で確認することができる。

c. 撃発練習におけるコーチの点検要領

コーチは既述した教材の使用法をよく研究し、活用し射手の誤りを指摘し矯正しなければならない。コーチの点検個所は次のとおりである。

- (1) 照準具は黒くしてあるか。
- (2) 射手の姿勢は良好でかつ安定しているか。
- (3) 照準と撃発間の息の止め方は正しいか。
- (4) 引金の第1段は、一挙に引いているか。
- (5) 引金の第2段は、正しく徐々に引いているか。
- (6) 照準線の見送りを正しく行い、弾着の予告を正しくしたか。
- (7) 撃発に要する時間は適当であったか。

第5款 連続射撃練習

1. 要 旨

- a. 連続射撃練習においては、今までの段階で習得した事項はすべてこの練習に適用され、併せて演練する。すなわち姿勢、照準、撃発の要領は全く同じである。

連続射撃練習の目的は、迅速かつ遅滞なく再装填して短時間に継続的かつ正確多量の銃弾を発射する要領を演練するにある。しかしながら装填、弾抜きの動作も併せて習得させる。この教育にあたっては特に迅速のために正確さを犠牲にしてはならない。

- b. 連続射撃練習の段階は次のとおりである。

- (1) 第1練習 この練習は連続射撃のためある一定の時間間隔で射撃する要領を習得させる。
- (2) 第2練習 この練習では迅速に姿勢をとり第1弾を射撃する要領を習得させる。
- (3) 第3練習 この練習では迅速に再装填して1発を射撃する要領を習得させるとともに装填、弾抜きの要領も習得させる。
- (4) 第4練習 この練習では迅速に姿勢をとり、木製挿弾子及び擬製弾入りの挿弾子をもって再装填し、50秒間に9発を発射する要領を習得させる。
- c. この練習は先ず伏射ちの姿勢で練習を行い、これに習熟したのち中間姿勢でも演練する。連続射撃練習において、照準、撃発の要領を点検するには照準監査鏡等の教材を使用する。

2. 第1練習

a. 要 旨

- (1) 連続射撃において最も重要なことは、正しい時間間隔で射撃することである。初歩の間は1発ごとに発射の所要時間が区々である。しかし演練すると1発ごとの所要時間は同一となり、落ちついて射撃することができる。
- (2) 正しい時間間隔の習得は、正しい姿勢によって得られる。姿勢が正しければ、発射ごとに照準線は自然に照準点に帰って来る。照準線が照準点に帰って来れば射手は直ちに照準ができ、間髪を入れず発射できる。この方法を発射ごとに繰り返す。

b. 実施要領

- (1) 銃位置から25メートルの所に照準杭を立てる。
- (2) 教官の「目標前方の的伏射ち」「木製挿弾子装填」の号令で射手は姿勢をとり木製挿弾子を装填する（装填要領は第5項参照）。これはコーチが槓桿を後方に強打した場合に遊底が後方に止まらないようにするためである。コーチは射手の右側で、右手を槓桿把手の前方数センチのところにおく。
- (3) 射手の準備が完了したならば教官は「用意」「始め」と号令する。
- (4) 射手は目標を照準し1発を射撃する。
- (5) 教官は始めの号令から5秒毎に「槓桿」と号令するか又は笛で反復合図する。
- (6) コーチは「槓桿」の号令で槓桿把手を後方に単切に強打する。これにより実際の発射とほぼ同様な効果を与えることができる。すなわち照準は狂い、銃は反動を生じ撃鉄は撃発位置になる。射手は息を止め、照準しつつ引金を引く。

また撃鉄の落るたびに1語分の発声をして息をつくため、その発射弾の番号を呼唱する。たとえば1, 2, 3, 4等の要領で各射弾を呼唱すると、再び息を吸い込まねばならない。またその既発射弾数を数えると残弾の数を知ることができる。

- (7) 「槓桿」という号令はいずれの姿勢においても、初期の練習では5秒ごとに反復する。習技者はあわてることなく、この時間間隔で正しく発射ができるように至ったならばその時間を4秒に減ずる。1発当り4秒で射撃で

きるようにならなければならない。

(8) 中間姿勢の場合は上記に準じて行う。

3. 第2練習

a. 要 旨

(1) この練習では立姿から迅速に示された姿勢をとり、第1弾を正確に射撃する要領を演練する。

最初の間は速度を要求せず、正確を要求して各動作をゆっくりと練習させる。正確にできるようになったならば速度を要求する。

(2) 姿勢をとって第1弾を発射するまで、10秒以内でできるように訓練しなければならない。

b. 伏射ちの実施要領

(1) 銃位置から25メートルの所に照準杭を立てる。

(2) 射手は教官の「姿勢点検」の号令で伏射ちの姿勢をとり目標を照準する。両眼を閉じ、そのまま体をゆったりと楽にする。次いで眼を開き、照準線が目標に指向されていたら（もし照準線が狂っていたら姿勢をとりなおして再び点検する）肩から床尾をはずし床子を地面についた点を標示する。次に両ひじの位置も標示してから、両足先の位置を動かさないようにして立ち上る。

(3) 教官は「安全装置」、「1発弾を込め」と号令する。射手は安全装置にして槓桿を後方に引き、再び前進させ撃発準備にする。

(4) 教官は射手の撃発準備が完了したならば「射撃用意」と号令する。

射手は安全装置を解き姿勢をとる準備をする。

(5) 教官の「うて」の号令で、射手は次に示す要領で姿勢をとり1発射撃する。

(a) 自分の体重をやや後につけ、ひざをつく。

(b) 床子を前に出し、標示した点に静かに置く。

(c) 銃を支点として左ひじを標示した位置につく。

(d) 床尾を右肩のくぼみに押し付ける。

(e) 右手で銃把を握り、右ひじを標示した点に置き、姿勢を完全にとる。

これで点検のときの姿勢と同じ姿勢をとったのであるから、照準線は目標の方向に向いていなければならない。

(6) コーチは適當の位置で射手を指導する。

c. すわり射ちの実施要領

(1) 正しいすわり射ちの姿勢をとり、目標を照準する。次いで両足の位置を動かすことなく起立する。

実施要領は伏射ちの場合に準ずる。

(2) 両脚交叉点は足首交叉の姿勢をとるには下記の方法による。

(a) 両脚交叉 両脚交叉のまま起立する。その他すわり射ちの場合に準ずる。

(b) 足首交叉 両かかとの位置を地上に標識し、両肢をもどして両脚交叉の姿勢にする。両脚を交叉したまま起立する。その他すわり射ちの場合に準ずる。

d. しゃがみ射ちの実施要領 正しいしゃがみ射ちの姿勢をとり、目標を照準する。両足を動かさずに起立する。その他すわり射ちの場合に準ずる。

- e. ひざ射ちの実施要領 正しいひざ射ちの姿勢をとり、目標を照準する。右ひざの位置を地上に標識し、両足先を動かさないようにして立上る。その他、他の姿勢の場合に準ずる。

4. 第3練習

a. 要 旨

- (1) この練習では迅速に再装填して1発を正確に射撃する。しかしこの教育の実施前に装填、弾抜きの要領を実施しなければならない。

- (2) 再装填して第1弾を発射するまでに約10秒のできるように訓練しなければならない。

- b. 8発入挿弾子の装填要領 連続射撃のときのほか、ライフルに8発入挿弾子を装填するには、ライフルを安全装置にして行う。左手でライフルの重心付近を持ち、右手で槓桿把手を迅速に後方に引いて、槓桿の釣をかけ、遊底を開放したまま、床尾を右の太もも部につける。右手で8発入挿弾子を押上板の上に置く。親指をのばして他の指は握る。ひじを高く上げ親指の腹を挿弾子の上部前端（最上部の実包のはぼ中央）に当て、親指の先は銃口に向けて挿弾子を尾筒に押し込み、挿弾子止めの後方突起にくわえさせる。親指を右方へ寄せて遊底の前進運動に支障ないようにする。

次に槓桿把手を右手の手のひらで強くたたいて、遊底の前進と閉鎖を助ける。装填は擬製弾で数日練習すれば、その技術を習得することは容易であるが、危害予防止c項で述べる方法を用いてもよい。

- c. 単発装填の要領 槓桿を後方に引いて槓桿止めにかけ、

右手で薬室に1発入れ親指でそれを薬室におさめる。右手の手のひらを尾筒の右側にあて後端を槓桿把手にかけ、指はそろえて伸ばし、銃を下方に向けたまま槓桿把手をわずかに後方へ押し、右手の親指で押上板を押し下げ遊底を前進させて押上板の上に約2cmのせる。次に親指を押上板からはなす。槓桿はそのばねの弾発力によって前進する。手を触れてその前進運動を遅滞させてはならない。槓桿を速かにはなさない、遊底は完全閉鎖しないので引金を引いても発射しない場合がある。

d. 小数弾の装填要領

- (1) 片弾で行う場合 射撃姿勢のまま小数弾を装填するには左手で銃をもち、床尾はしっかりした面（太もも部又は地上）に押しつける。右手で槓桿把手を最後端まで引き、遊底を開いたままにして止める。空の挿弾子を尾筒に挿し込み右手で挿弾子の中の、しかも押上板の上に最初の実包を入れる。2番目の実包を右手の親指で、挿弾子の中央に向って下向きに回すようにして押し込み、実包を適所におちつかせる。同様にし残りの実包を装填し、最後の実包を挿弾子に込めたら右親指で最上位の実包を少し押し付け、同時に右手の手のひらの後端で槓桿把手をやや後方に引き、前述で述べた要領により装填を行う。

注意 実包を挿弾子の中へ押し込む間、右手の手のひらを尾筒に当て槓桿把手の前に置くが、これに触れないようにする。これは挿弾子に弾を込めている間に遊底が前進して右親指を傷めないためである。

(2) 両手で行う場合 空の挿弾子の両側を、右手の親指と中指でつかんで、面上に置く、左手で実包を挿弾子にはめ込み、右の人差指で適所に落ち着かせる。所要の実包（8発未満）を挿弾子に入れたら、右手につかんだまま、挿弾子を押上板の上に持って行く。実包を適所に落ち着かせたら、挿弾子の上縁が最上位の実包と一致するようにする。次に右手の手のひらは銃床にあてその手のひらの後端で槓桿把手を少し後方に引き、右親指で頂上の実包を押し下げる。挿弾子が挿弾子止めの後方突起に掛ったら、遊底を約2cm前進させ、右手を離して槓桿を前進させる。片手で行う場合も、両手で行う場合も、実包の底面は必ず挿弾子の後壁につける。

e. 弾抜きの要領

(1) 薬室から弾を抜くには右親指を槓桿把手にかけ、槓桿を最後方に引くと、第1弾は蹴出する。弾を地上に跳び出させないようにするには、(2)の要領に準じて行う。

(2) 弾の入った挿弾子を尾筒から抜くには、右手で銃を持ち、床尾を右太もも部に当て親指は槓桿把手にかけ他の指は用心金の周囲にかける。左手の手のひらは尾筒の上にのせ、左手の親指で挿弾子止めを内に向かって押すと、挿弾子は尾筒から上方に向かって跳び出し左手の中にはいる。この操作中遊底を前方に動かしてはならない。そうしないと一番上の実包を前へずらせ、挿弾子の蹴出を妨げるからである。

f. 再装填の実施要領 この練習は先ず木製挿弾子で練習を行い、次に擬製弾8発入挿弾子により練習を行う。

(1) 銃位置から25メートルの所に照準抗を立てる。

(2) 射手は挿弾子を弾帯に収納し、射撃姿勢をとる。

コーチは射手の右側で第1練習と同じ姿勢をとる。

(3) 教官は「再装填用意」と号令する。

コーチはこの号令で遊底を開いてやる。

(4) 次に教官は「始め」と号令する。

射手はこの号令で伏射ちにおいては、地面に、中間姿勢では右ももに床尾をつけてbの要領で速かに装填して目標に正しく照準して1発射撃する。

(5) 射手は弾帯より挿弾子を取り出し再装填して1発射撃するまで、10秒以内でできるように訓練しなければならない。

5. 第4練習

a. 要 旨

(1) この練習は第1～第3練習の総合的な演練であり、迅速に姿勢をとり再装填して9発を射撃する要領を演練する。

(2) 本練習のための時間は50秒であり、「うて」の号令から時間を計る。

すなわち正しく姿勢をとり第1発を発射するのに10秒、再装填と第2発を発射するのに10秒、その後は各発射ごとに4秒の時間を許され、総計48秒になる。残り2

連續射擊時間間隔

発数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	予備時間計
秒時	10	10	4	4	4	4	4	4	4	2 50

秒は応急処置をとらねばならない場合の予備である。

- (3) 射手は正しい時間間隔、迅速な姿勢のとり方及び再装填の要領に習熟しなければならない。正しい時間間隔で射撃する調子を会得することにより、連続射撃における正確度を向上させることができる。一度姿勢をとったならば照準に注意を集中し、引金の引き方は自動的になければならない。姿勢は安定していて、発射のつど照準が自動的に黒点の中央下際に指向されていなければならない。また1発ずつ数えることにより、各発の間で息をつくことができる。

- (4) 本練習の初期は木製挿弾子で練習し、次に擬製弾入挿弾子で練習する。

b. 実施要領

- (1) 銃位置から25メートルの所に照準杭を立てる。
 (2) 射手は木製挿弾子又は擬製弾入挿弾子を点検し、弾帯の第3ポケットに収納する。
 (3) 次に教官の「姿勢点検」の号令で、第2練習で実施した要領で射撃姿勢をとり、姿勢を点検した後足の位置を動かさずに立つ。

- (4) 教官は「安全装置1発弾を込め」と号令する。

射手は銃を安全装置にして1発を装填する。コーチは先ず射手の右側で装填要領を指導し、射手が完全に装填したならば、射手の後方2歩に位置し準備完了を合図する。

- (5) 教官は「射撃用意」と号令する。

射手はこの射撃用意の号令で安全装置を解く。

- (6) 次に教官は「うて」と号令する（時間はこのときから計る）。

射手は速かに姿勢をとり、第1弾を射撃し次いで再装して8発を射撃する。この場合射手は1,2,3,……と撃発後、発射弾数を呼唱する。

コーチは射手の姿勢を点検したのち第1練習と同じように姿勢をとり、射手の撃発後槓桿を強打する。

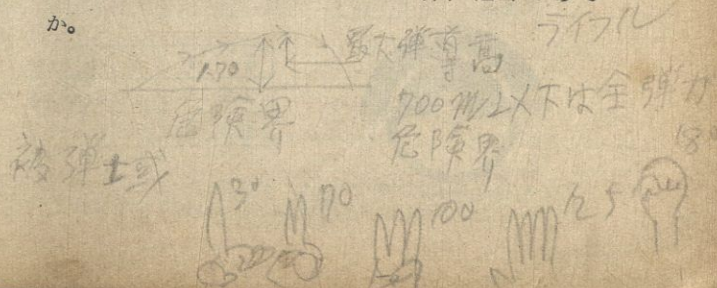
- (7) 教官は「うて」の号令から50秒経過したならば、「うち方止め」、「弾を抜け、安全点検」と号令する。

射手は床尾を肩からおろし、安全装置して（もし残弾のある場合はこれを抽筒したのち）薬室を点検する。

6. 撃発練習におけるコーチの点検要領

撃発練習におけるコーチの点検要領は次のとおりである。

- a. 射手の姿勢のとり方はよいか、またその姿勢は正しいか。
 b. 1発ごとに呼吸をし、息を止めて撃発しているか。
 c. 発射のとき左右のひじの位置が動いていないか。
 d. 発射のつど照準線が自動的に黒点に向いているか。
 e. 第1発の射撃時間は適当であるか。
 f. 再装填してから1発射撃するまでの時間は適当であるか。



第6款 照準具の修正及び採点帳の用法

1. 要 旨

この段階では弾着による照準具の修正、風の修正、零点修正、採点帳の用法等射撃において必要な事項を教育する。

2. 照準具の修正

a. 弾着を修正するには、射手は弾着を移動させたいと思う方へ照門を上下左右に移動させる。すなわち上下転輪で照門を上方に動かせば弾着を上げ、下方へ動かせば弾着を下げることができる。また照門を左に動かせば弾着を左方へ、右へ動かせば弾着を右方へ動かすことができる。

b. 1クリックは照門移動量の最小単位であり、上下左右に照門を1クリック動かせば、銃口の向きは約 $\frac{1}{4}$ ミル変化する。ゆえに100メートルでは約2.5センチ、200メートルでは約5センチ、300メートルでは約7.5センチである。

c. 基本射場においては小黒点的(A的)を用いる。

この標的の各寸法を記憶しておけば、照準具の移動量(クリック数)は前記法則を応用して簡単に求めることができる。

例題 射距離 100メートルでA的を射撃中である。その弾着点を5点圏の下際から、黒点の中央下際に導くためには何クリック修正すればよいか。また200メートル、300メートルではいくらになるか。



現在の規格の太さ同一

区 分	a	b
小黒点的(A的)	7cm	6cm
大黒点的(B的)	9cm	8cm

第96図 黒点的

3. 弾着の示し方

弾着を示すには、標的を時計の文字盤と仮定し、弾着を示す。これを使用すれば弾着点の指示が容易であり、その後の修正に便利である。

4. 風の修正 風及び光線の影響

a. 要旨 500メートル以下の射距離で射撃する場合には、弾道に影響するものは風だけと考えてさしつかえない。風のある場合には、これに対する所要の修正を行わなければならない。②光の影響

b. 風向 風向を示すには、弾着の示し方に準じて時計方式を使用する。②風の影響

c. 風速の決定 風速を決定するには、次の二つの方法を用いる。風速

(1) 第1法 射手は、吹流し又は警戒旗とさおとの角度を目測する。これを8で割った値が、m/秒で表わした風速である。

例題 警戒旗のなす角を40°とすると風速は

$$40 \div 8 = 5 \text{ (m/秒)}$$
となる。

$$\text{風速} = \frac{\text{角度}}{8} \text{ m/秒}$$

(2) 第2法 かわいた草や紙片等を利用して風速を決定することができる。これらを肩から、風をさえぎらないようにして落す。腕を伸ばし、これが着地した地点を指し、腕と体とのなす角を推測し8で割る。この値をm/秒で表わし、風速として使用する。

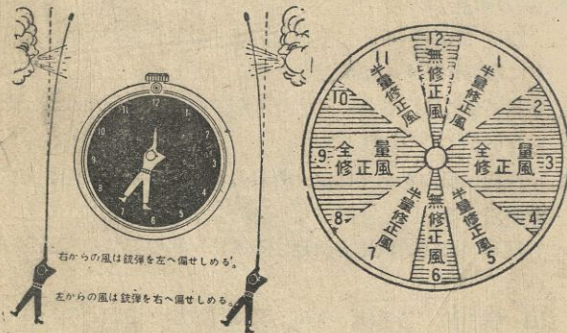
注 1. 風速の測定に使用する材料のうち、最も正確度の高いものは新聞紙、ザラ紙等の軽い紙を柔かくまるめたものである。

2. かわいた草は(2)に近い状態にすればよい。

例題 ちり紙を飛ばしたときの角度を60°とすると風速は

$60 \div 8 = 7.5$ (m/秒) となる。

- d. 風の弾道に及ぼす影響 風が弾道に及ぼす影響は風向、風速及び射距離によって異なる。風の修正量は、風向によって次の3種に分ける。(第97図)



第97図 風の修正

- (1) 全量修正風 2時～4時及び8時～10時の方向の風。この風に対しては、後述の法則による修正量の全量を修正する。
- (2) 半量修正風 1時・5時・7時・11時の方向の風、この風に対しては、(1)の半量を修正する。
- (3) 無修正風 12時及び6時の風。この風に対する修正は考慮しない。

e. 風の法則

風向及び風速を決定したならば、次の公式を応用してクリック数を算出し、左右目盛を修正する。

$$\frac{R \times V}{5} = \text{全量修正風に対するクリック数}$$

R = 射距離の100メートル単位

V = 風速m/秒

半量修正風に対しては全量修正風のクリック数の半量を用いる。

例題 射距離200メートル、風速10m/秒、風向3時の場合の修正量を求めよ。

$$R = 2 \quad V = 10$$

$$\frac{R \times V}{5} = \frac{2 \times 10}{5} = \frac{20}{5} = 4 \text{ クリック}$$

この場合の修正量は、右4クリックである。もし1時又は5時の風の場合は半量を修正する。すなわち右2クリックとなる。

注 左右目盛に半クリックを装することはできないのでクリック数が分数で表した場合、修正量は切り上げて整数をとる。たとえば $7\frac{1}{2}$ は8に、 $1\frac{1}{2}$ は2に、 $5\frac{1}{2}$ は6にする。

5.2 零点規正

銃には各々上下左右に若干の固癖がある。この固癖を修正するために、照準具を調節する必要がある。これを「零点規正」という。

換言すれば照準点と弾着点を一致させることである。

銃の零点規正をするには、その予期するところに命中するまで、上下、左右を修正しなければならない。

a. 「銃の零点」とは、任意の射距離において風のない普通の日に、標的の黒点の中央下際に命中するように調節した場合の照準具の上下左右の目盛の値である。

b. 零点規正を行うには、次の二つの方法がある。

- (1) 第1法 照準具の目盛を同一のままにし、同一照準点に対して3発発射し、その弾痕群を黒点の中央下際に導くように所要の修正を加える。

次に前回同様に射撃して第2の弾痕群を作り、かつ要

すればこの弾痕群の中心を黒点の中央下際に導くように照門の目盛に修正を加える。次に同様に3発発射する。この弾痕は黒点の中央下際にこなければならない。このようにして決定した諸元が、当該距離に応ずる自分の零点である。しかしもし風による修正を行った場合は、この修正量を加減したものが零点である。詳細は第135条で述べる。

- (2) 第2法 1発をまず発射する。次発の弾着点を黒点の中央に下際に導くように、照準具に所要の修正を加える。次に第2発目を発射する。このように1発毎に修正し、銃弾が黒点の中央下際に命中するまで射撃を継続する。最後に照準具に得た目盛の値が、その射距離におけるその銃の零点である。

風による修正を行った場合は(1)と同様に修正する。

注 第2法は必ずしも適当とはいえないが、熟練した射手ならば実施してよい。初心者に対しては第1法が適している。

6. 採点帳の用法

- a. 採点帳は基本及び応用射撃に関する正式記録であり、またこれは銃歴簿の資料ともなる。採点帳は通常次のような目的で使用される。

- (1) 教習射撃においては、各射距離ごとに正確な零点規正を行い、各表の射撃について個人の成績及びそのときの諸条件等を記録し、射手の射撃技能の向上を図る。

すなわち教官、助教はこれによって弾痕を分析し射手の技能を判定して、個人指導の指針とすることができ

- (2) 記録射撃においては、特に射撃結果について正確に記

録し射手の資格を決定する。

- b. 零点記録カード 200メートル、300メートルに応ずる零点を零点記録カードに記録し、そのカードを採点表から切り離して引金室底板の内側にワニスではりつける。
- c. 採点帳は通常基本及び応用射撃の実施に先だてて各人に支給され射撃間射手自ら携行し、教習射撃においては射撃姿勢をとった場合には簡単に使用できる位置において、射撃間射手自身が記入し、記録射撃においては採点手によって記入される。

したがって教官は採点帳の用法についてはあらかじめ十分教育しておかなければならない。

- d. 各射手は採点帳を受領したならば、まず表の氏名・階級・認番・所属の欄を記入する。

次に示す例は射距離 200メートルで零点規正を行う場合における採点表の記入要領について述べる。他の射撃の場合の採点の記入要領はこれに準じて行う。

- (1) 射手はまず射場名・標的番号・月日・時間・天候・光線の各欄を記入する。
- (2) 次に風速修正の欄を記入する。たとえば風向3時、風速5m/秒と推測したならば、風速「5m」その下の時計の文字板に風向を矢印で記入し、計簿欄で風の公式による計算を記入する。
- (3) 零点規正は通常9発を射撃するので番号欄の「1~9」を使用する。まず最初の3発は初めて射撃する銃にあっては上下転輪を9クリック上げて射撃するため、上下の欄の最初の三つの欄に「9」と記入する。また左右転輪

左=L
右=R

による風の修正量を記入する。この例では左右の欄は「右2」である。

- (4) 射手は照準具を測合して号令に応じて3発の射撃を行う。
- (5) 各発射ごとに弾着予告を行ってこれを予告の欄に記入する。この場合予告は、射弾が命中したと思われる点を番号を付して記入し、い縮・ガク引き等をした場合にはその旨空欄に注記しなければならない。
- (6) 次いで射手は銃を安全装置にして標的に示点されるのを待つ。標的に弾痕鋳をはめて上げ、示点棒で弾着の順序に弾痕を示されたならば、各弾着の正しい位置を弾痕の欄の標的図上に番号を付して記入し、得点の欄を記入する。
- (7) 射手は弾痕群の中心を黒点の中央下際に導くため照準具の修正量を判定する。修正量を決定するには、標的の寸法を利用すればよい。この例では「上へ2クリック」「右へ3クリック」である。射手は番号4～6の上下の欄に「12」、左右の欄に「5」と記入する。この間標的は再び下げられ、治痕紙をはって現出される。
- (8) 射手は照準具の修正を行ったのち、次の3発を射撃する。同様に弾着予告を行い、これを記入する。次に弾痕が示されたならばこれを記入して、次に射撃する3発を黒点の中央下際に導くための修正量を判定する。今上へ「1クリック」左へ「1クリック」と判定したとすると上下欄は「13」左右欄は「右4」と記入する。
- (9) 射手は照準具の修正を行ったのち、次の3発を射撃す

る。第7発はい縮したとする。そのときは弾着の予告不可能だから「い縮」と書く。第8、9弾は発射のため引金を正しく引き、両弾とも「よし」と予告したら、それを予告欄に記入する。3発目を発射し終わったら銃に安全装置をかける。標的に弾痕が標示され、5点の中央2発、1発弾痕不明であったとする。2発の弾着を示点するが、第7弾はい縮して予告不可能であったから、弾痕不明は第7弾であったはずである。そこで5点の2発には8、9と番号をつける。点数を記入し、所要の場所へ記入する。

- (10) 黒点の中央下際に命中させるに要する照準具目盛は上13クリック、右4クリックであった。風の修正は射撃の開始前右2クリックであったから、零点を求めるにはこの銃に装してある左右目盛から右2クリックだけ減じなければならない。照門には右4クリックが装してあるから、2クリックを引けばよい。すなわち右2クリックはこの左右目盛の零点である。200メートルに應ずるこの銃の零点は上下13クリック、右2クリックとなった。これを採点表の所定の場所に記録する。零点記録上所要の場所に200メートルの零点を記入し、かつ銃の番号を併記する。

第7款 目標発見

1. 要 旨

- a. 戦場の目標は通常隠蔽掩蔽され、目視は極めて困難である。これらの目標を速かに発見し、その距離を判定し正確

な射撃を行うことは極めて重要である。

本款においては射手の射撃に必要な目標発見の要領について記述する。

b. 目標発見の訓練においては下記事項を演練する。

- (1) 目と耳による敵人員等の目標位置の発見と迅速な射撃
- (2) 地物を利用する目標位置の確認
- (3) 目標までの距離判定

c. 隊員に対し目標発見の訓練の実施前に地域搜索の方法について教育しなければならない。地域搜索の方法については教範「各個の戦闘訓練」参照のこと。

2. 単一目標の発見と確認要領

この段階においては次の事項を展示説明する。

a. 我々が戦場において移動する場合は、変化のある移動を行い、敵をあざむかなければならない。すなわちあるときは短距離を又は長距離を走る。あるいは移動の時間間隔に変化をつけるとか、又は一地に隠蔽して止まり、横転して移動するとか、はふくで移動する等の方法により敵眼敵火を避ける。敵もまたこのような手段によりわれをあざむき、目標発見は極めて困難である。このような瞬時暴露する目標に対しては、近くの地形地物を標点として利用して目標を確認し、この標点を利用して射撃を行わなければならない場合が多い。

b. 移動目標に対しては、この目標が消滅した地点に射撃するか、又は再び現出するまで待機するかはそのときの状況による。この場合消滅した地点に射撃する場合は、目標の消滅した地点の掩護物、隠蔽物等の状況を考慮しなければ

ならない。その目標が掩護物等で防護され射撃しても効果のない場合においては、その付近に特に注意して監視を行い目標が暴露すると同時に射撃を行わなければならない。

3. 複数移動目標の発見と確認要領

この要領は既に記述した単一目標の要領に準じて行うが、その差異点について記述する。

a. 目標の数 数個の目標が同時に現出して消滅した場合は、注意して監視していないと、その目標の1個も確認できない場合がある。

b. 目標の現出 移動目標は迅速に移動し、数秒以上の長い間現出していることはほとんどない。数個の目標が同一時期に長く現出したならば大部分の目標は、その消滅地点を確認できるであろう。しかしその現出時間が短時間であれば、確認できる目標は少なくなる。いずれにしてもこの場合、正確な火力を指向するためには、少くとも1個の目標は確認しなければならない。

c. 目標の分散範囲 目標と目標との間が相当に離隔している場合は、1個か2個の目標を正確に確認し、他のものはその概略の地域を記憶し、じ後の監視を便ならしめなければならない。しかし数個の目標が群をなして現出した場合はきでるだけ多くの目標を確認し、正確な射撃を行わなければならない。

d. 照準点 通常目標は現出したならば直ちに消滅するので、目標を確認したならば直ちに照準点を選定して迅速な射撃を行わなければならない。もし利用しうる照準点のない場合は、標点からの関係位置で記憶しておく。照準点を

適切に選んだ場合は、正確な射撃を行うことができる。ゆえに照準点の選定について熟練しなければならない。

第8款 地形地物の利用

1. 要 旨

射撃にあたっては地形地物を最大限に利用し、姿勢を堅確にし正確な射撃を行うとともに敵火による損害を避けなければならない。これがため隊員は目標及び敵火の状況等に応じて各種の地形地物の価値を判断し、適切にこれを利用して射撃できるよう習熟しなければならない。特に適切な地形の改修は、更にその利用を効果的にするので常にその着意が必要である。しかし地形地物の利用は状況に即応することが緊要であって、徒らに遮蔽の効果を収めるためにかえって射撃姿勢の堅確をそこね、あるいは戦闘の気力を鈍らせたりすることはいましめなければならない。また著明な地形地物は敵の好目標となり易いので、これを避けなければならない。

2. 小銃手・狙撃手の地形地物の利用法

- a. 射撃にあたっては、たとえ小起伏、土塊のようなものでも利用して、射撃姿勢を堅確にして射撃効果を発揚しなければならない。銃は地物に直接依托することなく、前腕部を依托する。この場合地物の高さが低すぎると、地物を利用しない場合よりも命中精度は悪くなることがある。また両ひじの位置が安定するように利用する場合もあり、軟かい土地等の場合は、若干改修を行いひじの位置の安定を計る着意が必要である。
- b. 立射用掩体による射撃は体の全部又は左側を内斜面に接

- し、両ひじ又は左ひじをひじ台に置き左前膊を陶土の内側斜面に托する。体格及び掩体の構造によって、両脚の開き度、足、ひじ等の位置の改修を行う。
- c. 立木を利用する場合は、左前膊をこれに托し、樹木の右側より射撃を行う。また根の張った大きな樹木等は上記に準じて利用する。
- d. 傾斜地又は屋根等における伏射ちでは体の角度を増減し、又は片ひじを開閉しあるいは片脚を曲げる等の手段により、体を安定させ射撃姿勢を確実にする。この際特に乗り出さないよう注意する。
- e. 射撃にあたっては努めて陰影を利用する。たとえば窓から射撃する場合には、射手は体を露出しないように陰影を利用し、窓の後方より射撃を行う。
- f. 地形地物より体を乗り出して射撃すると、体の輪郭が空際又は背景に浮び上るので、努めて避けなければならない。やむを得ず乗り出す場合は、背景物をよく考慮しなければならない。
- g. 円匙がない場合でも、足場を強固にしひじの位置を安定させ、又は射界の清掃等を行い簡単な遮蔽物を設け、射撃効果の発揚に努める。また必要に応じ工具を使用し地形地物を改修し得るように熟練しなければならない。
- h. 射撃は通常右肩射ちを本則とするが、市街戦等において、建物を利用して射撃する場合には、左肩射ちを適当とする場合がある。

第9款 激動後及び装面時の射撃要領

1. 要 旨

戦場においては、激動後において射撃する場合は極めて多い。ゆえに激動に耐えうる体力を養成するとともに、激動後直ちに呼吸を沈静し、正確な射撃ができるように演練しなければならない。また敵のガス攻撃等の場合を考慮し、装面して射撃する要領にも習熟しなければならない。

2. 射撃要領

a. 激動後の射撃要領 激動後の射撃においてはある程度の激動では呼吸の切迫をきたさないこと及び呼吸が切迫した場合において如何にこれを沈静するかを教育しなければならない。これがため次の事項を着意する。

- (1) 呼吸の切迫をきたさないためには、激動に慣れさせ激動に耐えうる体力を養成することが必要である。
- (2) 呼吸が切迫した場合には、これを速かに回復させるため早い速度で呼吸を早く2~3回行う。しかし、それでも呼吸は絶対に平静にはならないので、なるべく呼吸を静かに行いつつ吸気中の一瞬好機を捉えて撃発し撃発後は荒い呼吸を行う。
- (3) 激動後射撃位置につく前に、前述の早い速度で呼吸を早く2~3回行い呼吸を平静にし、射撃位置につくや直ちに正確な射撃ができることが必要である。
- (4) またライフルは半自動の火器であるから、呼吸の時機については特に注意しなければならない。
- (5) これらの教育はまず平坦地で状況を設けずに行い逐次

状況を設け練度の向上を図らなければならない。

b. 装面時の射撃要領 装面して射撃を行う場合には次の事項に着意する。

- (1) 目標がよく見えるようになるべくガスマスクの眼ガラスを目標に対し垂直に保持する。
- (2) ほほづけを確実にするためガスマスクを若干左にずらせる。
- (3) ガスマスクの眼ガラスが呼吸のため曇るおそれのある場合には、曇止めを使用する。また呼吸をはいて止めると眼ガラスが曇る場合があるので、この場合は息を吸い込んで止めて撃発する着意が必要である。

第10款 突撃射撃練習

1. 要 旨

a. 突撃射撃姿勢には、肩射ち、突射ち、腰射ちの3姿勢がある。これらの姿勢は通常突撃時に使用するが、何れを使用するかは状況により異なる。また近接戦闘特に近距離で不意に敵と遭遇した場合等においてもこれらの姿勢を準用する。

突撃射撃姿勢においては負ひもを使用しない。

b. 突撃射撃姿勢の訓練にあたっては、下記事項に着意しなければならない。

- (1) 射撃姿勢は堅確でなければならない。
- (2) 撃発は姿勢が完成した時機をとらえ、一挙に引金を引かなければならない。このため特に撃発時機と引金の引き方に習熟しなければならない。

- (3) 突撃射撃においては、前進速度に射撃動作が調和しなければならぬ。
- (4) 急速に多数弾を射撃する場合が多いので、各種姿勢での迅速な再装填の要領に習熟しなければならない。
- (5) 特に危害予防に注意を必要とする。

2. 肩 射 ち

- a. 要 旨 この姿勢は迅速に敵に射撃を加えることができ、腰射ちに比し正確である。しかし姿勢は高く損害を受け易い欠点がある。この姿勢は一般に突撃射撃の初期の段階等、目標までの距離も遠く、命中精度を期待する場合において用いる。
- b. 姿 勢 この姿勢は立射ちの姿勢とほとんど同様であるが、射撃時に瞬時停止すると同時に据銃して射撃し、必ずしも照準を確実にすることなく、銃を目標の方向に向けて射撃してもよい。また姿勢は、状況特に敵情・地形・地物等の状態に合致させ、適時姿勢の高さを加減しなければならない。

3. 突 射 ち

- a. 要 旨 突射ちは、銃剣格闘における直突の姿勢で射撃する射撃姿勢である。この姿勢は駆歩又は疾走中に射撃ができるが姿勢は高くなり、急な登斜面や足場の悪い所ではやりにくい欠点がある。またこの姿勢は銃剣格闘訓練と連けいして訓練も容易である。

この姿勢は最も機敏な動作を要する突入距離内の射撃、平坦に近い地形、陣内戦等で数方向に射撃を要するとき等の場合において使用する。

4. 腰 射 ち

- a. 要 旨 腰射ちは、至近距離で不意に現出する目標を射撃する場合に使用し、立姿のまま銃を目標に指向しつつ腰に構えて射撃する方法である。

この姿勢は最も安定した姿勢であり、射撃し易くまた迅速な射撃が可能である。しかも足場の悪い所でも射撃し易く、射撃から刺突への転移も有利である。

- b. 姿 勢 この姿勢をとるには構え銃(第6項)の姿勢で目標に対して立つ。腰は水平にして上体をわずかに前方に倒し、腰はわずかに曲げ、左足先はおおむね目標に向ける。右手で銃把を握り、床尾を若干上げしっかり腰につけ前腕は床尾の上面に沿わせる(右ひじに床尾をひきつける気持)。左手は前部止め付近を左ひじを曲げることなく十分伸ばして上からおさえるような気持で握る。

前進間は右足を出しつつ銃を構え着地の瞬間に引金を一挙に引き、左足の着地ごとに発射する。要すれば右足の着地のときでも発射することができる。

- c. 抱射ち(腰射ちの応用姿勢) 腰射ちの応用姿勢として抱射ちがある。この姿勢は主として夜間の突撃射撃に用いられる。この姿勢は左手で銃を下から支え、右腕で床尾を右脇下にかかえこみ上体にひきつけ、右前腕は銃床の外側にそえる。上体はわずかに前かがみにする。前進しつつ左足が着地するごとに1発宛発射する。この姿勢は射弾が高くなり易いので特に注意を必要とする。

5. 訓練の段階及び内容

- a. 訓練の段階 突撃射撃訓練を大別すると次のとおりであ

る。

(1) 基礎訓練

- (a) 各個訓練
- (b) チーム訓練

(2) 射撃訓練

- (a) 空砲射撃訓練
- (b) 実弾射撃訓練

b. 訓練の内容 訓練の内容の一例を示せば次のとおりである。

(1) 基礎訓練

(a) 各個訓練

- 1 構え銃
- 2 その場射撃
 - a 肩射ち
 - b 腰射ち
 - c 突射ち
- 3 数歩前進射撃
 - a 肩射ち
 - b 腰射ち
 - c 突射ち
- 4 跳躍突射ち
- 5 突進射撃
 - a 肩射ち
 - b 腰射ち
 - c 突射ち
- 6 射撃刺突

a 腰射ちより刺突

b 突射ちより刺突

(b) チーム訓練

1 分隊訓練

2 小隊訓練

(2) 射撃訓練

(a) 各個訓練

1 停止間における射撃

2 前進間における射撃

a 数歩前進射撃

b 突進射撃

(b) 分隊射撃

(c) 小隊射撃

6. 基礎訓練

a. 各個訓練 銃剣格闘訓練に準じた実敵射撃の気迫と一発必中の技能を養成するとともに、正しい姿勢動作の教育に徹底し併せて発射時機を体得させる。

訓練は先ず姿勢の正確、動作の確実を重視し、進度に伴い迅速性を要求する。また発射時における銃の目標指向には特に注意を要する。銃の指向を点検するには、コーチは床尾の後方か又は目標付近に位置し、銃身軸と目標との関係を確認すればよい。

(1) 構え銃 これは訓練を行う場合の基本の姿勢であり、号令は「構え銃」である。

姿勢は銃剣格闘訓練の「構え銃」に準じて行いが、その差異点は次のとおりである。

(a) 銃口を相手(敵)の腹部に向ける。実敵は状況により種々の姿勢をしているが、基本訓練においては立姿と考えて訓練する。

(b) 右手の人差指を引金にかける。

(2) 其の場射撃

(a) 肩射ち 号令は「其の場肩射ち うて」である。

動作・姿勢は第2項のとおり実施するが、構え銃からの迅速な据銃、照準、撃発を重点的に演練しなければならない。また撃発の時機は堅確な姿勢が完成し、銃が静止する瞬時に引金を一挙に引く。すなわち「ガク引き」である。

(b) 突射ち 号令は「其の場突射ち うて」である。

1 銃を突き出す要領は銃剣格闘訓練の「突き」と同じ要領で行い、第3項で述べたような姿勢をとり射撃を行う。この場合銃口は必ず目標に向つていなければならない。すなわち訓練の初期においては相手の腹部付近に銃口を向け、練度が進むにつれて、どこでも自由に射撃できるように演練する。この場合着眼としては必ずこぶしを目標に向け、銃口の向きを固定することである。

2 この訓練の目的は刺突ではなく射撃である。故に撃発時機に特に留意しなければならない。撃発は姿勢の完成と同時に引金を一挙に引くように、その練度の向上に努力しなければならない。

3 この射撃は照準射撃ではないのであるから、堅確な姿勢と銃の保持による目標指向の感覚を体得させ

ることが必要である。またいかなる目標(上下左右)に対しても射撃ができなくてはならない。

4 当初は徒手で跳躍の要領のみを教育し、次いで執銃で跳躍の要領、最後に執銃で助走を加えた跳躍の要領へと段階的に教育することが望ましい。

(c) 腰射ち 号令は「其の場腰射ち うて」である。

姿勢、動作は第4項で述べたとおりを実施するが、特に銃口の高さを目標に応じて変化し得るよう留意しなければならない。すなわち右手では銃を腰に緊定したまま、左手の位置によって射向を決めるのである。左こぶしの指向及び引金を引く時機等は突射ちに準じて体得させる。

(3) 数歩前進射撃 この訓練は停止間における動作に習熟した後に行う。号令は「〇歩前進腰射ち(突射ち・肩射ち)うて」である。習熟者は示された歩数だけ前進し腰射ち(突射ち・肩射ち)を行う。この動作は突進射撃の基礎であり、特に注意を要する点は如何に移動しても姿勢をくずさないことである。停止間の動作さえ完成していれば、姿勢がくずれないかぎり、銃は目標に指向できるはずである。

(4) 跳躍突射ち

(a) この訓練は「構え銃」の姿勢より実施し、当初は徒手で跳躍の要領のみを教育し、次いで執銃で跳躍の要領、最後に執銃で助走を加えた跳躍の要領へと段階的に教育することが望ましい。号令は「跳躍突射ち うて」である。

1 左足を1歩前進すると同時に地を蹴つてできるだけ低く遠く跳ぶ（空中時間を長くする）。空中間の姿勢は右足を後方にのばす。すなわちハードルの跳躍の要領と同じである。

2 右足で地を蹴ると同時に迅速に突射ちの姿勢をとり、銃口を目標に指向し左足が地につく寸前迄に発射する。

3 左足が接地すると同時に右足を1歩前進し、銃を元に復し左足を前進させて構え銃に戻る。

(b) 跳躍突射ちにおける要点

1 跳躍はなるべく地面に近く、遠く跳ぶようにする。（ことさらに高く跳び上らないこと）

2 撃発の時機は、跳躍の場合の最高点より若干前方へ移行した位置が最も適当である。この時機が姿勢が最も安定しており、この時機に撃発を合致させると、命中精度は良くなる。

(5) 突進射撃 この訓練は今までに習得した跳躍突射ち、腰射ち、肩射ちを連続して駈歩又は急歩で演練するのである。号令は「突進突射ち（腰・肩射ち）うて」である。

(a) 約30メートルの所にE(f)的を立てる。

(b) 習技者は、駈歩又は早駈で前進しながら連続して突射ち（腰射ち・肩射ち）を実施する。

(c) 練度の向上に従い助手をして時間を計らせるとともに射向、姿勢を点検させ、反復演練につとめる。

(d) 射撃姿勢が運動のためくずれないように特に注意し

なければならない。

(6) 射撃刺突訓練 敵前においては、射撃・刺突は関連連して使用される場合が多い。これがため射撃後直ちに刺突する動作の演練が必要となる。この訓練も突撃射撃と同じように、その場における射撃刺突の要領を演練し突進中の射撃刺突へと逐次練度を向上しなければならない。

(a) 其の場射撃刺突 号令は「その場突射ち（腰射ち）うて突け」である。

習技者はその場突射ち（腰射ち）を実施し、銃を元に復すると同時に右足を1歩前進し、銃剣術の直突を行う。この訓練は刺突と射撃が迅速に連けいされなければならない。

(b) 突進射撃刺突 号令は「突進突射ち（腰射ち）うて突け」である。

要領は前述(a)の要領を駈歩又は早駈において連続して実施する。

(c) また刺突を行つた後射撃する要領等、基礎動作の完成とともに逐次応用段階へと練度の向上につとめる。

b. チーム訓練 各個訓練が完成したならばチーム訓練に入る。この訓練にあたっては、基礎訓練で既述した着眼事項にも留意することはもちろんであるが、特に協同動作、すなわち各人の連けい等について注意しなければならない。

(1) 分隊訓練

(a) 分隊訓練は通常2ヶ分隊をもって実施する。1ヶ分隊を実施させ、他の1ヶ分隊を対抗軍に使用し、相対するものの発射時の銃口、姿勢等を矯正させる。

- (b) 最大の速度で前進し、多量の射撃を行わせる。
- (c) 隣の隊員との関連を常に念頭におかなければならない。これは危害予防上からも重要であるので、特に強調して教育しなければならない。
- (2) 小隊訓練 上記に準ずる。

第11款 地上移動目標に対する射撃

1. 要 旨

- a. ライフルは有効射距離内にある移動人員・軽装甲車両・機械化部隊等に射撃することがある。

普通の状況では、400メートル以内の地上移動目標に対しては命中効果を期待しうるが、400メートルをこえた場合には有効な効果を期することはまれである。したがって地上移動目標射撃の訓練は、一般に400メートル以下の距離において行う。

- b. 移動目標に対しては、迅速正確に照準具を測合し、未来修正量を決定して射撃を行う。しかし戦闘間、移動目標が長時間暴露していることはきわめてまれであり、また目標現出中はその移動が迅速なものと考えられる。これらの条件では射手が、そのつど照準具を測合する余裕はない。このため、移動目標に対しては主として戦闘照準を用いて射撃を行う。また目標を補足するために銃弾と目標が同時に同地点に到達するように適当に未来修正量(リード)を決定しなければならない。

2. 移動人員に対する射撃要領

a. 要 旨

移動する敵兵に対して射撃するには、迅速正確な照準具の測合と適当な未来修正量(リード)を決定することが必要である。しかし目標が不意に現出し照準具を測合する余裕がない場合には、戦闘照準目盛を用い、かつ目標の中心から適度に離れた照準点を選定して射撃する。

b. 照準の要領

- (1) 接近又は後退する立姿目標

- (a) 400メートル以下の場合 小銃の弾道は射距離400メートル以内においては低伸するので、戦闘照準目盛(300メートル)で身体の中心(おおむね弾帯の高さ)を照準点とする。

- (b) 400メートル以上の場合 通常その射距離に応じて照準具を測合し、上記(a)と同様の照準点を用いれば好結果を期待することができる。

- (2) 横行する立姿目標 横行する立姿目標を射撃するには、正しい目標の未来位置を照準する必要がある。この射撃の精度は主として正しいリードの判定・照準・撃発及び戦闘照準の正しい使用等の要素に左右される。各射距離に應ずる正しい照準点の基準は下表のとおりである。

射 距 離	歩行する目標	走横行する目標
300メートル以下	身体の前縁	身体の幅だけ前方
300メートル又はそれ以上	体の幅だけ前方	身体の幅の2倍だけ前方

3. 移動車両に対する射撃要領

a. 要 旨

- (1) 移動車両に命中させるために目標長(目標の見掛けの

長さ)を測定単位として、いくらリードをとるべきかは、車両の大きさと速度、及びその射距離によって定まる。路外を行進する車両は、時速10kmを越えることはまれである。路上を移動する車両はこれより速く移動するが、おおむね時速30kmを越えることはほとんどない。

(2) 戦場に遭遇する大部分の移動車両に対し命中をさせるためには、次のような要領によって射撃する。

(a) 通常目標の前縁を照準して射撃する。

(b) 目標の時速25km以上で射距離300メートル以上の場合には、車両の目標長の半分だけ目標の前方を照準して射撃する。

注 リードを決定するために目標長を利用すれば、実用上照準線と目標行進方向とのなす角によって修正する必要はほとんどない。

b. 射撃の要領 戦闘照準を利用して移動車両を射撃する要領は下記のとおりである。

(1) 接近中又は後退中の目標に対しては、目標の中心を照準して射撃する。

(2) 横行又は斜行する目標に対しては、目標の前縁を照準し(必要な場合には更に目標の移動する方向へリードをとり)、追従しながら発射する。追従の動作は円滑かつ等速に行う。

(3) 照準と未来修正を正確に行うと同時にできる限り迅速に射撃することが必要である。

4. 訓練の実施要領

移動目標に対する射撃訓練には、正規の課程がないので看過

されやすい。この種訓練に当っては、創意と工夫により種々の練習方法を計画して有効な教育を行われなければならない。

この訓練の一例を示せば次のとおりである。

a. リードの取り方及び追従の要領を基礎的に演練するには次の方法で行う。

(1) 適宜の距離に実員を配置し、射距離、移動方向、移動速度に応じ、既述した原則に従い正しい照準点を決定し、標的をその点に保持させて各種の速度で移動させる。

(2) 習技者はこの標的を照準しながら追従して射撃する。これにより習技者は正しいリードの取り方及び追従の要領を簡単に体得することができる。

(3) 以上の動作を体得したならば、次に照準点(標的)はなくして実員のみを各種速度で移動させて演練する。

b. あらかじめ設定した各種の進路及び速度で移動する車両を用いて速度の概測とリードの判定及び追従要領の練習。

c. 訓練場 射撃場付近を走行中の運行車両を利用して上記(1)の練習。

d. 車両が利用できない場合にはへいの線等を利用して行う追従の練習。

注 この訓練は他の訓練又は射撃の際の副課目として実施することもでき、またこれに適している。

第12款 空中目標に対する射撃

1. 要 旨

a. ライフル自動銃の集中射撃は、低空飛行の輸送機及び低空飛行の連絡機に対しその先端をよく照準して射撃すれば

有効であるが、上記以上の飛行機はその速度、装甲、性能の点でライフル及び自動銃の射撃目標としては適当でない。

- b. 降下中の落下傘兵に対して、ライフル自動銃の集中射撃を指向すれば有効である。特に空挺部隊は降下時及び降下後装備を確保し、部隊の再編成を行っている短時間は、小火器による集中射撃の好機である。
- c. 低速飛行機に対するライフル及び自動銃の射撃開始距離は約400メートルであり、落下傘兵に対しては400メートルである。

2. 姿勢及び射撃要領

- a. 射撃姿勢 空射ちの諸姿勢は迅速にとることができ、銃の操作上柔軟性に富み射手を不当に暴露させない姿勢で、ひざ射ち又は立射ちをとるのが普通である。ひざ射ちの姿勢は上記要求に最も適合し、立射ち姿勢よりも被害を受けがたいものである。

- (1) 対空射撃用の姿勢と地上目標射撃用の姿勢との差異は下記のとおりである（第98図）。

- (a) 負ひもを使用しない。
- (b) 両ひじは支えることなく、任意の方向へ体といっしょに自由に動く。

- (c) ひざ射ちの姿勢においてはしりは右かかとにのせることなく、左足を十



第98図 空射ち

分に前方へ踏み出。体重を少し前にかける。

- (2) この姿勢は銃、上体、腕、頭を一体にして動かさなければならない。

- (3) 銃を目標の前方に円滑、等速に左右に動かす。これを完全に行うには腰を軸として体を動かし、腕、肩、頭及び銃を一体として動かす。

- b. コーチの任務 空射ちの姿勢の教育実施間コーチの点検すべきものは下記のとおりである。

- (1) 姿勢は正しいか。
- (2) 円滑、等速な運動により銃を左右に動かしているか。
- (3) 銃を動かすには腰を軸としているか。
- (4) 腕、肩、頭及び銃を一体として左右に動かしているか。
- (5) 目標を追従しつつ引金を引いているか。

c. 射撃要領

- (1) 射撃陣地に対してまっすぐに降下中又は上昇中の飛行機に対しては、直接飛行機を照準して射撃を行う。

- (2) 射線を横断し、かつ射撃開始距離内にある空中目標に対しては、目標の前端を照準して飛行進路に沿い射撃を反復する。飛行機に対して射距離400メートルをこえる場合には、目標の上方かつ前方を照準する。リードを概測するために測定の単位として目標長を利用する。低速飛行中の連絡機等に対しては、目標長の2倍だけ、輸送機やグライダーに対してはその目標長だけリードをとる。落下傘兵に対しては、射距離300メートル以下においてはその足を照準し、300メートル以上においてはそ

の身長だけ下げた点を照準する。

(3) 射撃予習で射撃の基礎を体得したのち空中目標の射撃ができるようにするためには、追従の要領とリードのとり方を練習すればよい。空中目標の射撃は次の要領で実施する。

- (a) リードの判定には目標長を測定単位として利用する。
- (b) まず目標に照準したのち、必要なリードだけ迅速に銃を動かす。
- (c) 目標を追従するには、銃を円滑かつ等速に動かして飛行機の進路に照準点を沿わせ、かつ必要なリードをとり照準を続ける。
- (d) 撃発を正確に行い、照準を狂わすことなくできるだけ多量の銃弾を発射する。
- (4) 敵機近接の警報があったら、速やかに隊員は射撃準備をしなければならない。敵機が射撃開始距離内にはいる前に追従を開始する。これにより敵機が射撃開始距離内にはいったら、これを円滑に追従して、多量の銃弾を発射することができる。

第3節 基本及び応用射撃

第1款 要 説

1. 要 旨

- a. 基本射撃では射撃予習において習得した技術を実弾により体得させ、応用射撃では正確迅速に目標を発見し、自ら

射距離を判定して射撃を行い、かつ修正する要領を演練するとともに、地形地物の利用による射撃、装面、激動後における射撃及び突撃射撃等を行い、戦闘射撃の素地を概成する。

- b. ライフルの基本及び応用射撃には、教習射撃と記録射撃とがある。
 - (1) 「教習射撃」とは、教官の指導のもとに行う実習による演練であり、射撃予習で習得した技術を実弾により体得するのである。
 - (2) 「記録射撃」とは、射撃術訓練の全段階を射手がどの程度習得したかを知るための最終テストであり、その成績によって射手の資格を決定する。
- c. 基本及び応用射撃は、まず教習射撃から行う。射手は各習会の記録射撃開始前に、その教習射撃を完了しなければならない。

第2款 射撃習会表

1 要 旨

ライフルの射撃習会表は基本射撃及び応用射撃に分れ、通常この順序で射撃を行う。しかし弾薬の配当、及び教育配当時間等の関係上、一教育期間において第2項に示す習会表を全部行うことはできないので、この習会表の内から選定して、職種及び要員別、訓練期間別の実施習会表は別途示される。したがって各部隊においてはこれにより、教習記録、射撃を実施しなければならない。なお資格区分もこれに示してある。しかしその射撃の実施要領は本教範による。

M 1 型 ラ イ

習会 順序	射 距 離 (メートル)	姿 勢	時 間	弾 数	標 的
基 本 射	1 25	伏 射	制 限 な し	9(狄)	25mA的
	2 "	" "	" "	8(")	"
	3 "	坐 射	" "	4(")	"
	4 "	踞 射	" "	4(")	"
	5 "	膝 射	" "	4(")	"
	6 "	伏 射	" "	9	"
	7 "	" "	" "	4	"
	8 "	立姿～伏射	50秒	9	"
	9 200	伏 射	制 限 な し	9	A的
	10 "	" "	" "	4(8)	"
射 撃	11 "	坐射又は踞射	" "	4	"
	12 "	踞射又は膝射	" "	4	"
	13 "	膝 射	" "	4	"
	14 "	立姿～伏射	50秒	9	"
	15 "	立姿～坐射・膝射	50秒	9	"
	16 300	伏 射	制 限 な し	6(9)	"
	17 "	" "	" "	8	"
	18 "	坐・踞・膝射	" "	4	"
	19 "	立姿～伏射	50秒	9	"
	20 "	立姿～坐・踞・膝射	50秒	9	"
応 用 射 撃	1 200	伏 射	制 限 な し	3	黒色F的、
	2 "	" "	4秒間隔 4秒現出	4	隠頭F的
	3 "	坐・踞・膝射	" "	4	"
	4 300	伏 射	制 限 な し	3	黒色F的
	5 "	" "	5秒間隔 5秒現出	4	隠頭F的
	6 "	坐・踞・膝射	" "	4	"
	7 200	伏 射	8 秒	10	移動F的
	8 300	" "	制 限 な し	3.6	黒色E No 1 No 2
	200	" "	" "	3.3	黒色F No 1 No 2
	400	" "	" "	3.3	" E No 1 No 2
射 撃	9 125,400	地 物 利 用 各 的	15 秒	4	E F
	150,250	個 個 掩 射 体	" "	4	移動E X 2
	150,300	" "	" "	4	E F
	10 50	肩 射	制 限 な し	9	E X F
	25～50	腰 射	" "	9	"
射 撃	" "	突 射	" "	9	"
	11 50	伏 射	" "	9	黒色E的
	50	" "	" "	8	E 的

注 1 ()印はB課程で実施するものを示す。
2 C課程においてはC印を実施するを本則とするが、射場、時間配当等

フ ル 射 撃 習 会 表

負 ひ も	合 格 基 準	課程別及び実施回数				摘 要
		A 課 程	B 課 程	C 課 程	教 習 記 録	
なし(輪式)						
"	28点					零点規正砂袋依托
"	14"					
"	14"					
"	14"					
"	13点					零点規正砂袋依托
"	28"					
なし(応急)						
"	15(29)"					零点規正砂袋依托
なし	13"					
"	13"					一同姿勢で実施してはならない
"	13"					
"	29(27)点					
"	27点					いづれかの姿勢で実施
なし(応急)						
"	26点					零点規正砂袋依托
なし(応急)	11点					
なし	26(25)点					いづれかの姿勢で実施
"	24点					
"	1 発					
"	"					
"	1 発					零点規正
"	"					
"	2 発					
"	"					
"	"					
"	"					
"	30点					
"	"					
"	2 発					実撃射撃
"	1 発					"
"	"					"
"	2 発					昼間実施 夜間射撃

関係上○印を実施できない場合は×印を実施する。

2. 射撃習会表

射撃習会表は前のとおりである。

3. 射手の資格

基本射撃の成績により射手の資格区分を決定する。その資格区分の決定は次表のとおりである。

	基 本 射 撃	
	A 課 程 (満点) 255 点	B 課 程 (満点) 170 点
特 級 射 手	224点 (88%) 以上	149点 (88%) 以上
1 級 射 手	186点 (73%) 以上	124点 (73%) 以上
2 級 射 手	160点 (63%) 以上	107点 (63%) 以上
級 外	160点 未 満	107点 未 満

4. 採点の記録

基本及び応用射撃における採点の記録は第 89 図に示す型式の採点帳を使用する。記録射撃においては、採点手が採点帳に記入し採点係幹部に提出する。

第3款 基本射撃

1. 要 旨

- 基本射撃は、まず25メートル射場において実施し、発射音や発射の反動になれさせ、射手をして射撃姿勢を完全に習得させ、かつ照準撃発の要領に習熟させることにより実弾射撃の基礎を確立したのち、基本射場において射撃に移るようにしなければならない。
- 射撃を安全かつ整齊に実施し、また射場指揮官が全射場

を確実に監督しうるように、現地の状況に適合して射場を編成しなければならない。射場の構成及び射場勤務に関しては教範「小火器射撃管理」参照。

- 射撃前銃の点検を確実にするとともに、射撃しない銃は常に遊底を開いておかなければならない。その他、射撃における危害予防については教範「小火器射撃管理」参照。

2. 射 撃 係

- 射撃係は記録射撃以外の場合に設ける。射撃係は指導能力のある陸曹、陸士長、又は古年次隊員をもってこれにあて、各種の方法を用いて射手を指導する。なお射撃係は各射手毎に1名ずつ配置することが望ましいが、射撃係に充当できる適任者の少ない場合には射手2～5名に1名の割合で配置する。各射手毎に射撃係を配置できない場合は、相互指導方式により習技者が互に射撃係の助手となり、各射手毎に助手をつけ射手を指導する。この場合射撃係は、射手及び助手を指導しなければならない。

射手は射撃係又は助手の注意に従わなければならない。特に矯正指導を要する射手の指導及び補備教育を行うために、射撃位置の一端に適宜標的を指定して、有能な射撃係を配置して射手を指導することが必要である。

- 基本射撃において、射撃係は射撃予習で定められているコーチの任務のほか、特に次の事項を点検する。なお射撃係が少なく相互指導方式により各射手に助手を配当した場合射撃係は、助手に対し射手の動作を点検すべき事項を具体的に示し、助手を指導しなければならない。

- ガス筒止ねじは締まっているか。

- (2) 照準具の測合は正しいか。
- (3) 弾薬は汚れていないか。
- (4) 挿弾子への装弾はよいか。すなわち弾頭は揃っているか。
- (5) 採点帳の記入は正しいか。
- (6) 危害予防事項を守っているか。

また射撃係の指導は、射手の誤りを発見したら、そのつど機を失せず指摘し矯正するようにするとともに、各段階の射撃終了ごとにその射撃結果について説明し指導することが必要である。

- c. 射撃係は教習射撃においては適宜の位置で射手を指導する。特に射手の引金を注視し、い縮の徴候を見のがさないようにしなければならない。この場合射撃係は射手に準じた姿勢をとる鼓膜を保護するために第90図のような姿勢をとるとともに縮等を耳につめなければならない。また空葉莢の蹴出には注意しなければならない。助手を設けた場合には、助手は射手に準じた姿勢をとる。
- d. 射撃係は射手の弾痕群の状態に注意しなければならない。特に25メートル射撃においては小さな弾痕群を作るように射手を指導する。弾痕の集合状況の良否を点検するには集合弾採点環を使用する。

3. い 縮

- a. い縮の発見と防止 い縮は適切に指導すれば防止することができる。い縮を発見することは射撃係の重要な任務の一つである。い縮の傾向を探知するには、射手が引金を引いているとき、射手の頭を注視する。射手が引金を引い

ている間に目がまたたくか、ほほづけが不確実となり、ほほの位置がだんだん親指又は銃床から離れ、あるいは右肩を前に押出す等の兆候があれば、い縮をしているのである。

射撃係はい縮の傾向を認めたならば、直ちに射撃を中止させその誤りを指摘し矯正する。

い縮の原因は通常下記のとおりである。

- (1) 一挙に第1段を引かない。
 - (2) 引金の引き方が、等斉な力を徐々に加えずにガク引きを行う。
 - (3) 照準に注意を集中せず、銃の発射のみに気をとられる。
 - (4) 銃の発射の反動をこわがる。
- b. い縮の是正 い縮は引金を正しく引くことにより、容易に是正することができる。射撃係は射手に照準させて自ら引金を引き、射撃をして見せる。これによって射手は自己の照準は正しいが、引金の引き方が不正のため、命中が不良となることを納得するであろう。射手を指導するため射撃係自ら引金を引く場合には、右のひじを地につけて手を安定させ、右の人差指を引金に、親指の用心金の後部にあてる。次いで照準線を乱さないように、照準線に平行に両指でつまむようにして引金に力を加える。この場合射手の背中を注視し、射手が息を止めてから4～5秒以内に撃発できるように引金に力を加えることが必要である。射撃係は射手に弾着の予告をさせる。以上の要領で数回射撃した後射手単独で射撃させる。ときとしてこの練習を反復する

必要もあるが、初心者の場合はこの要領で指導すれば簡単に縮の傾向を是正することができる。なお年次の古い者で縮の慣習的傾向がある者に対しては、多くの時間と練習を必要とする。

4. 擬製弾及び狹搾弾の使用

a. 擬製弾の使用

- (1) 擬製弾を実包と混用すれば、引金の引き方、照準線の見送り、特に縮の発見矯正に有効である。
- (2) 擬製弾は通常時間の制限のない教育射撃において使用する。擬製弾を使用するには、射撃係は適時射手に目を銃からそらせ、擬製弾又は実包を一発装填するか、もしくは薬室を空にしたまま遊底を閉鎖する。これにより射手は銃に装填してあるか否かわからない。したがって第131条に述べたい縮の発見矯正には極めて有効である。
- (3) 射撃係は擬製弾の使用目的をよく理解し、これを適切に使用し射手を指導しなければならない。

b. 狹搾弾の使用 狹搾弾を使用して行う教育訓練においては、狹搾弾の特性をよくは握し、教育せんとする課目にその特性を発揮するように努めなければならない。その反面狹搾弾が実弾と異なる点（反動、発射音、半自動不可能等）を十分考慮し、このため射撃姿勢、照準及び撃発動作等に悪習が生じないように指導することが必要である。

5. 25メートル射撃における零点規正

この射撃は25メートル射場において、25メートルA標的に対して行う。

25メートル射撃では、時間に制限のない射撃では狹搾弾を、

連統射撃では実包を使用して射撃するが、狹搾弾と実包の零点は異なるので、この両方で零点規正を行わなければならない。

零点規正の実施要領は次のとおりである。

a. 射撃係幹部は2名1組（射手、射撃係）をそれぞれ射撃位置につかせ、銃の点検を行わせ、採点帳を準備し、所要の事項を記入させる。

b. 点検が終了したならば、射撃係幹部の指示により射手は伏射ちの姿勢をとる。この際照門を上9クリック（狹搾弾を使用する場合は11クリック）左右0に合わせる。

射撃係は通常射手の右側に射手に面して伏せの姿勢をとり射手の動作を指導する。

c. 射撃係幹部は、次の号令を下す。

「安全装置」

「1発 弾を込め」

「目標 A的」 「右方用意 左方用意」

射手は、射撃号令を各段階ごとに復唱しながら、安全装置を確め、槓桿を引き、右手で弾薬1発を確実に薬室内に装填し、目標を確認し、射撃準備を完了する。射撃位置の左右にある安全係は、各射手の射撃準備の完了を確認し手をあげて「右(左)方準備よし」と射撃係幹部に報告する。

この際準備未完了の射手は右手を上げて「第〇的まだ」と報告する。

d. 次に射撃係幹部は「射撃用意」と号令する。射手は安全装置を解き、「うて」の号令により、目標を照準して1発発射し、弾着の予告を行い採点帳に記入する。

同様にして射手は残りの2発を1発ずつ装填して射撃す

る。

- e. 各射手の3発の射撃が終ったならば、射撃係幹部は次の号令をかける。

「うち方やめ」

「弾を抜け」

「安全点検」

射手は弾抜けを行い、銃の安全特に遊底が開いているかを点検したのち、安全装置にし床尾を右肩にのせ安全係の点検を受ける。安全係は担任する各射手の薬室を点検したのち手をあげて「右（左）方よし」と報告する。

- f. 射撃係幹部は、更に射場の安全を確認したのち、「標的 point 点検」と号令する。射手及びコーチは、標的の位置に到るか又は眼鏡により、弾痕を点検し、採点帳に記入する。

射手は、まず弾痕群の中心を決定する。弾痕の中心が黒点の中央下際にあれば零点は正しい。もし中央下際になければ上下、左右の修正量を判定する。次いで銃の位置にもどり、クリック数を決定し照準具を修正する。25メートル射撃では上下、左右の1クリックの修正は、標的上弾着を約0.6センチ移動させる。

- g. 上記c~fの要領を繰返して実施し、第2、第3弾痕群によって照準具を修正する。もし風のある日であったならば、風の法則（公式 $\frac{R \times V}{5}$ ）を適用した風の修正値を、最後に得た照準具を修正値から加減して銃の零点を決定し、採点帳に記入する。

6. 25メートル射場における教習射撃

時間に制限のない射撃においては、主として小さな弾痕を作

る能力を養成し、連続射撃においては制限時間内に正確な射撃の要領を完成するように着意しなければならない。射撃の実施要領は次のとおりである。

射撃係幹部は、2名1組（射手、射撃係）を射撃位置につかせ、各射撃の段階ごとに、その課目（射撃姿勢・発射弾数・制限時間等）を示す。次に銃の点検を行わせ、採点帳を準備させ所要の事項を記入させる。照準具は零点規正で決定した零点に測合する。

- a. 時間に制限のない射撃は次のごとく実施する。

- (1) 射撃係幹部の指示により示された姿勢をとる。射撃係の姿勢は零点規正の場合に同じ。

- (2) 射撃係幹部は、その課目に応じて次のように号令する。

「安全装置」

「1発 弾を込め」

「目標A的」

「右方用意 左方用意」

射手及び安全係は第5項cのごとく動作する。ただし擬製弾を使用して教育する場合は、第5項の要領で指導する。

- (3) 次いで射撃係幹部は「射撃用意」と号令する。射手はこの号令で安全装置を解き、「うて」の号令で、射手は目標を照準して1発発射し、弾着を予告し、採点帳に記入する。以後は示された弾数を同じ要領で射撃する。

- (4) 射手の射撃が終ったならば、射撃係幹部は次の号令をかける。

「うち方やめ」

「弾を抜け」

「安全点検」

射手及び安全係は第5項eのごとく動作する。

- (5) 射撃係幹部は、更に射場の安全を確認したのち、「標的点検」と号令する。射手及び射撃係は、標的の位置に到るか又は眼鏡により、弾痕を点検し、採点帳に記入する。

射撃係は弾痕を調査し、射手の射撃要領を指導する。

- b. 連続射撃は次のごとく実施する。

- (1) 射撃係幹部の指示により、示された姿勢を第93条の要領で点検し、両足を動かさないようにして立ち上る。

射撃係は通常射手の右側に位置する。

- (2) 射撃係幹部は、その課目に応じて次のように号令する。

「安全装置」

「1発 弾を込め」

「目標A的」

「右方用意 左方用意」

射手は号令を復唱しながら、安全装置を確め、1発を装填する。残りの8発入挿弾子は弾帯に収納する。射撃係は射手の右側で射手の動作を監視し、射手の装填が完了したならば射手の後方2歩の所に位置する。射撃位置の右(左)にある安全係は各射手の準備を確認し、手をあげて「右(左)方準備よし」と射撃係幹部に合図する。この際準備未完了の射手は左手を上げ「第〇的まだ」と報

告する。

- (3) 次いで射撃係幹部は「射撃用意」と号令する。

射手はこの号令で安全装置を解き、姿勢をとる準備をする。

- (4) 射撃係幹部は「射撃用意」の号令から5秒経過後「うて」と号令するか又は笛で合図する。射撃係幹部は、この「うて」の号令より射撃の規定時間の測定を始める。

射手は「うて」の号令で迅速に姿勢をとり、目標を照準し1発射撃し、直ちに再装填して規定弾数を射撃する。

射撃係は射手が姿勢をとるや、射手の右側で姿勢をとり、射手の動作を監視する。

- (5) 射撃の規定時間の終了と同時に、射撃係幹部は「うち方やめ」の号令を下す。

射手は直ちに射撃を中止し、銃の安全装置をかける。射撃係幹部は、故障その他の理由で射撃できなかった射手に対して射撃を行わせる。安全係は、必ず各故障を点検してその原因を探求し、射撃係幹部に報告しなければならない。

- (6) 全射手の射撃が終わったならば、射撃係幹部は「弾を抜け」「安全点検」と号令する。射手並びに安全係は、第5項eのごとく動作する。

- (7) 射撃係幹部は、更に射場の安全を確認したのち「標的点検」と号令する。射手並びに射撃係は、標的の位置に至るか又は眼鏡により弾痕を調査し採点帳に記入する。

7. 基本射場における零点規定

この条においては、基本射場において200メートル及び300メートルで零点規正を行う要領について記述する。

- a. 第5項 aに同じ。
- b. 第5項 bに同じ。ただし200メートルにおいては、射手は25メートル射撃で決定した零点に照準具を測合し、300メートルにおいては200メートルの零点から照門を3クリック上げる。
- c. 第5項 cに同じ。
- d. 第5項 dに同じ。
- e. 射手は3発を射撃し終ると、銃を安全装置にして標的の弾痕標示を持つ。弾痕が示されたならば、射手は採点帳にこの3個の弾着の位置を記入し、その弾痕群の中心が黒点の中央下際からどのくらい離れているかを決定し、上下・左右のクリック数を算出して次の弾着を黒点の中央下際に導くように照準具を修正する。
- f. 射手は上記 d, e の要領を繰返して実施し、第2, 第3の弾痕群によって照準具を修正する。もし風のある日であったならば、風の法則（公式 $\frac{R \times V}{5}$ ）を適用した風の修正値を、最後に得た照準具の修正値から加減し銃の零点を決定し、採点帳に記入する。
- g. 全射手の射撃が終ったならば、射撃係幹部は次の号令を下す。
「うち方やめ」
「弾を抜け」
「安全点検」
射手並びに安全係は、第133条 e のごとく動作する。

h. 200・300メートルの零点が決ったならば次の要領で照準具を調整する。

- (1) 300メートルの零点に正しく照準具を合わせ、上下転輪止ねじをゆるめ、上下転輪を少し左側に引いて回わし、300の指標線を正しく上下指標線と合わせ上下転輪止ねじをしめる。調整する間は照門の位置が上下しないように注意しなければならない。
- (2) 次に200の指標線を上下指標線に合わせ、200の零点にクリックが正しく合っているかを点検する。もし合致していない場合は、300の位置から何クリックであるかを記録しておく。
- (3) 左右目盛は修正できないので記録する。

8. 基本射場における教習射撃

射撃係幹部は2名1組（射手、射撃係）を射撃位置につかせ、各射撃の段階ごとにその課目（射撃姿勢、射距離、発射弾数、制限時間等）を示す。次に銃の点検を行わせ、採点帳を準備させ所要の事項を記入させる。

照準具は零点規正で決定した零点に測合する。

- a. 時間に制限のない射撃は次のごとく実施する。
 - (1) 射撃係幹部の指示により、射手は示された姿勢をとる。射撃係は通常射手の右側で姿勢をとる。
 - (2) 射撃係幹部は、その課目に応じて次のように号令する。
「安全装置」
「弾を込め」
「目標A的」

「右方用意 左方用意」

射手及び安全係は第 5 項 c のごとく動作する。

- (3) 次に射撃係幹部の「射撃用意」の号令で、射手は安全装置を解き、「うて」の号令により1発発射ごとに弾着の予告を行い、採点帳に記入する。また弾痕及び点数は1発ごとに示されるので、弾痕点数が示されたならば採点帳に記入する。

射手は弾痕不明があったり、点数に疑問がある場合には、そのつど射弾について射撃係に申し立てることができる。

- (4) 全射手の射撃が終ったならば、射撃係幹部は次の号令を下す。

「うち方やめ」

「弾を抜け」

「安全点検」

射手並びに安全係は、第 5 項 e のごとく動作する。

- b. 連続射撃は次のごとく実施する。

- (1) 射撃開始前には、標的は全部上げられているので、射手は射撃係幹部の指示により姿勢をとり点検を行い、足の位置を動かさないようにして立ち上る。射撃係は射手の右側に位置する。

標的は射手の準備が完了したならば中央に下げられて、監的壕の中央に赤旗が掲げられる。

- (2) 射撃係幹部はその課目に応じて次のように号令する。

「安全装置」

「1発 弾を込め」

「目標A的」

「右方用意 左方用意」

射手、安全係は 25メートル射撃 (第 6 項 b(2)と同じように動作する。

- (3) 次に、射撃係幹部は「射撃用意」と号令する。

射手はこの号令で安全装置を解き、姿勢をとる準備をする。

監的壕では、この号令で赤旗を左右に5回ゆっくりと振って降ろす。赤旗を降ろしてから5秒後に標的を一齐に上げ、規定の時間標的を上げたままにする。この時間は標的を上げ始めた時間から測る。射手は標的が上がると同時に迅速に示された姿勢をとり、目標を照準し1発発射し、再装填を行い、規定の弾数を発射する。

注 基本射場における連続射撃では、標的が一齐に上がるのが「うて」の合図であり、「うて」の号令はかけない。

- (4) 規定の時間が終れば、監的壕において標的を同時に下げ、射撃係幹部は「うち方やめ」と号令する。射手は直ちに射撃を中止し、銃の安全装置をかける。故障その他の理由で射撃できなかった射手に対して、射撃係幹部は射撃を行わせる。安全係は必ず各故障を点検してその原因を探究し、射撃係幹部に報告しなければならない。

- (5) 全射手の射撃が終ったならば、射撃係幹部は「弾を抜け」、「安全点検」と号令する。射手並びに安全係は第 5 項 e のごとく動作する。

- (6) 監的壕においては、標的を下げた後、通常全弾痕に弾痕銃をはめて上げ、点数を上位から順序に示点桿で1発ごとに標示するので、射手は採点帳に弾痕と点数を記録

する。

9. 記録射撃

記録射撃も教習射撃の要領に準じて行。しかし記録射撃は資格決定のための射撃であるから、教習射撃とは異なる次のような事項が規定されている。

- a. 射手の氏名通報禁止 射手の氏名を監的手に知らせはならない。
- b. 採点手 記録射撃においては射撃係は設けず、各射手に1名宛採点手を設ける。
- c. 採点帳 記録射撃においては、採点手は射手が規定どおり射撃を行っているかどうかを点検するとともに射手の採点帳を保管し、通常各射手の後方に位置して記録する。射撃が終ったならば、採点係幹部は、全採点帳を集めて点検し、かつ署名して部隊長(中隊長)に送付する。また記録射撃の間、監的においては弾痕表(第 図)を保管し記録する。各射撃の終了ごとに射撃位置における採点帳と監的における弾痕表とを照合することが必要である。もし両方の記録が異った場合には、監的における弾痕表が優先する。
- d. 故障及び再射、補射
 - (1) 連続射撃においては、射手は自ら応急処置を行って、その射撃を規定時間内に終了するごとく努めなければならない。もしこの処置で故障の排除ができないときは、手を上げて「故障」と呼ぶ。

採点係幹部は射撃係幹部の意見を求め、その原因を探究し、補射を許可するか否かを決定する。もし故障が射手の過誤又は怠慢によるものであったら補射を許可せ

ず、その得点は発射済みの弾数のみによって与える。射手の過失又は怠慢ではなく銃又は弾薬の不良が基因すると判定したときは、残弾1発につき4秒、再装填は6秒の割合で射撃時間を与え補射を許可する。

- (2) 「射撃用意」の号令があってから「うて」の号令が下される前に不用意に発射した射弾及び誤って他の標的に射撃した場合の補射は、一切認めず自己の標的上の弾痕のみにより採点する。
- (3) 標的に規定弾数以上の弾痕があった場合は、再射又は補射を行う。ただし時間に制限のない射撃においては二つ(又はそれ以上)の弾痕の点数が同位の場合、また連続射撃においては全弾痕が同位点数の場合にはその必要がない。
- (4) 標的の操作不良のため射手が規定の射撃を行い得なかった場合には、時間に制限のない射撃においては補射を連続射撃の場合には再射を許可される。
- e. 弾痕不明 弾痕不明に異議がある場合には、射手はその射弾について異議を申し立てることができる。
 - (1) 時間に制限のない場合の射撃においては、監的手は弾痕不明を標示する前に標的を下げ十分点検する。したがって標的が上がり、弾痕不明の標示があったならば射手はその点検が十分行われたものと見なさなければならない。もし射手が、弾痕不明について異議の申し立てをしたならば、監的手は標的を再び下げ、監的係長の再点検を受け、標的を上げてその結果を再標示する。それでもなお異議のある場合には、射手は更に採点係幹部に対し

て採点手を通じ異議の申し立てをすることができる。

- (2) 連続射撃において示点後射手が異議の申し立てを行ったときは標的を下げ、監的係長によって再点検し、その結果を電話手を通じ射手に知らせるとともに、所要に応じ標的を上げ弾痕を再標示することがある。

10. 採点要領

射手の射撃の技術を向上させ、その技能を判定するために習会表には合格基準が設けてある。

採点は次の要領で行う。

- 得点は標的上の得点圏によって決定する。
- 弾痕が黒点の周縁にふれるか又は各得点圏の限界線に違った場合にはそれぞれ上位の点数として記録する。
- 残弾は採点しない。
- 採点表の記録と弾痕表の記録に相違があるときは、弾痕表の弾痕を照合の上、弾痕表の点数を優先させる。

11. 監的勤務

監的勤務員が標的をうまく操作することは、射撃の能率をあげるために極めて重要である。

勤務員の編成、標的の操作、弾痕及び点数の標示、弾痕表の記入等は教範「小火器射撃管理第2章射場勤務」参照のこと。

第4節 危害予防

1. 要 旨

火器を取り扱う際は、常に危害予防に留意しなければならない。特に射撃においては、このことが重要である。これがため、安全規則が規定されている。幹部は特に小火器射撃管理及

び各種教範等の危害予防に関する注意事項を熟知し、これを実行監督しなければならない。

2. 常時守るべき危害予防事項

銃を取り扱うにあたり、常時注意すべき事項のうち、おもなものをあげれば下記のとおりである。

- 火器を受領したときから、危害予防に注意しなければならない。
- 銃口を他人に向けてはならない。
- 薬室及び尾筒を点検して、実包の有無を確認するまでは、銃は装填されているものと考えよ。
- 特に定められた以外においては、銃は遊底を閉鎖して携行しなければならない。しかしライフルは射場においては遊底を開いておく。
- 特に定められた以外においては、銃口を上方に向けて携行せよ。
- 銃腔に異物を入れてはならない。射撃の前には常に銃腔を点検せよ。

3. 技術訓練における危害予防

技術訓練において各人が注意すべき事項のうち、おもなものをあげれば下記のとおりである。

- 薬室、尾筒を点検し、実包の有無を確かめる。
- 弾倉（自動銃）予備品箱等を点検し、実包の有無を確かめる。
- 擬製弾を使用する場合には、これが実包でないこと及び実包が混入していないかを点検する。
- 空薬箱を使用する場合は、雷管が突かれているかどうか

を点検する。

4. 射撃術訓練における危害予防

射撃術訓練において各人が注意すべき事項のうち、おもなものをあげれば下記のとおりである。

- a. 技術訓練の注意事項を確実に守ること。特にまず実弾の有無を点検する。
- b. 「射ち方待て」「射ち方やめ」の場合は、安全装置をかけ、指を引金からはずして指示を待つ。
- c. 射撃予習教育のため、実弾を使用しない場合でも、射場を使用するときは、銃口は必ず標的のほうに向けなければならない。

5. 基本及び応用射撃における危害予防

危害予防はいかなる訓練においても必要であるが、射撃においてはきわめて重要である。各人が注意すべき事項をあげれば下記のとおりである。

- a. 技術訓練及び射撃予習の注意事項を守らなければならないことはもちろんである。
- b. 射撃係幹部の命令があるまで、弾薬の分配等を行ってはならない。
- c. 危害予防処置が完全に行われるまで射撃開始をしてはならない。
 - (1) 危害予防に関する諸注意、又はその他の事項を隊員に説明すること。
 - (2) 所定の警戒配置の完了及び確認
 - (3) 監的係長が監的手を配置して、準備完了を報告するまでは監的の上方に赤旗を掲示しておかなければなら

い。

- (4) 射撃間、常に射場の所定位置に警戒旗（赤旗）をあげる。
- (5) 安全係幹部（陸曹）は準備線において射撃前に銃の点検を行わせ、実弾の有無あるいは銃の手入れの状態を調べさせる。
- d. 射撃間における危害予防
 - (1) 射撃位置以外で、銃の装填、弾抜けを行ってはならない。
 - (2) 命令があるまで装填してはならない。
 - (3) 「射ち方やめ」「射ち方待て」の場合は、安全装置をかけ、引金から指をはずして指示を待つ。
 - (4) 安全確保上必要と認めた場合は、だれでも「射ち方やめ」「射ち方待て」の号令を下すことができる。
 - (5) 自己の射撃が終了するか、又は「弾を抜け」の号令のあったときは、直ちに弾抜けを行う。
 - (6) 許可のないかぎり射撃位置の前方に出てはならない。
 - (7) 許可なく銃を射撃位置から持ち去ってはならない。銃を持ち去る場合には、安全係は必ず安全点検を行う。
 - (8) 応用射撃又は戦闘射撃以外では、装填した銃を携行してはならない。またこの場合には指示されたときのみ装填を行う。
 - (9) 射撃位置後方の示された位置以外において、射撃予習を行ってはならない。
 - (10) 弾薬の取扱い上の諸注意は、特に厳守しなければならない。

- (1) 事故が生じた場合には速かに報告する。
 - (2) 弾薬の紙箱を整理するときは、実包及び薬莢の有無を必ず点検する。
 - (3) 監的係長は許可なく監的勤務員を監的壕より出してはならない。許可を受け監的員を壕外に出す場合はまず赤旗をあげ、その者に赤旗を携行させなければならない。
- e. 射撃後

- (1) 射撃終了後は、から薬莢と実包とを確実に区別して返納する。この際から薬莢は不発雷管の有無を点検しなければならない。
- (2) 射場を去る前には再度銃の点検を行い、また各人が実包及びから薬莢を持っていないかを点検する。

f. 応用射撃における危害予防

- (1) 移動目標射撃の場合には射界の両端を明示しなければならない。この限界外に射撃してはならない。
- (2) 標的の修理やその他の理由で前方に出るときは、徒歩の場合と車両で行く場合とにかかわらず、必ず赤旗を携行しなければならない。

第2章 口径 30 M1918 A2型 BAR

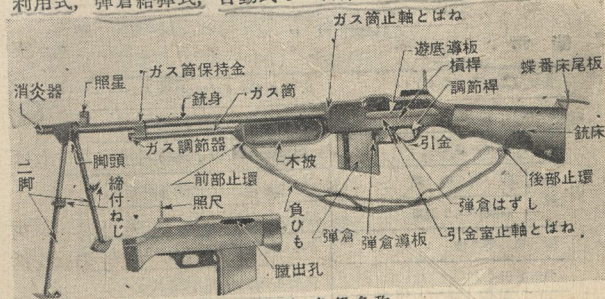
5月10日
ブローニング自動銃

第1. 技術訓練

第1節 要 則

1. 特性

口径 30 M1918 A2型ブローニング自動銃は、空冷式、ガス利用式、弾倉給弾式、自動式の二脚架つき肩射銃である。

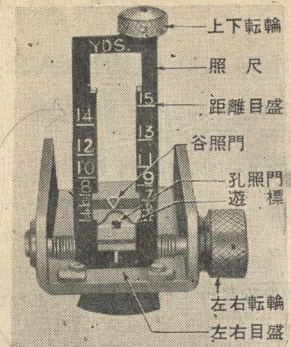


第113図 各部名称

(1) 照準具

自動銃の照準具は照星部と照尺部より成る。

- a. 照星部 照星部は照星と照星覆よりなり、銃身の前端付近に固定されている。
- b. 照尺部 遊標、照尺、上下転輪、左右転輪、照尺座などよりなる。



第114図 照尺部

2. 諸元

重量 (二脚架弾倉共)	8.8kg (19.4ポンド)
銃の全長	121.4cm (47.8インチ)
銃身の長さ	61.2cm (24.07インチ)
腔線の数	4
右旋……1回転	25.4cm (10インチ)
照準半径	79.1cm (31.125インチ)
引金を引く力	最大4.54kg, 最小2.72kg
弾倉の容量	20発
射撃速度 (A)	約 550発/分
射撃速度 (F)	約 350発/分
実用最大発射速度	毎分 120~150 発
持続発射速度	毎分 40~60 発
最大有効射距離 (対地上)	約 500メートル (500ヤード)
最大射程	2700メートル (3,000ヤード)

3. 各部名称

特性の項, 第113図参照。

第2節 分解・結合

1. 要 旨

(1) 分解区分

普通分解では, 日常の手入れに必要な範囲内で各機能部を取りはずすことをいい, 特別分解とは, 各機能部の構成部品を細部にわたって取りはずすことをいう。

(2) 分解上の注意

- 分解前に必ず銃腔および薬室の点検を行う。
- 適切に工具を利用し, 順序正しく分解する。
- むりな力を加えない。
- 分解した部品は, 分解図上に正しく置くこと, 分解図がない時は, ほこりがつかないきれいな平らな面上に左から順序正しく並べること。
- 結合はおおむね分解順の逆に行うこと。

2. 普通分解

(1) 分解前の準備

- 弾倉をはずす。
- 安全 (機能) 点検を行う。
- 負ひもをはずす。

(2) スライドを逆鉤にかけて次の部分はずしていく。

- ガス筒止軸とばね
- ガス筒と木被
- 引金室止軸とばね
- 引金室部

e. 復座ばねおよびばね軸

f. 撃鉄軸

g. 槓 桿

h. 撃 鉄

i. スライド

j. 遊底部

k. 消炎器

l. 二脚架, 座金, 照星覆

m. 分解した部品を正しい順序に整理する。

(3) 結 合

順序は分解の逆順に行う。

3. 特別分解

(1) 引金室部の分解

a. 駢子, 弾倉止ばね

b. 弾倉止

c. 弾倉はずし

d. 逆鉤ばね

e. 引金軸, 引金, 連結子

f. 逆鉤軸

g. 逆鉤, 逆鉤はずし止

h. 逆鉤保持棒, 復座緩衝ばね

i. 調節棒

j. 調節棒ばねと逆鉤はずし止ばね

k. 分解した部品を正しい順序に整理する。

(2) 結 合

結合にあたっては次のことに注意する。

a. 逆鉤はずし止ばねを折らぬこと。

b. 引金と連結子の結合状態

c. 連結子の先端は連結子止をくくらせて引金軸を入れる

d. 逆鉤ばねの中片は逆鉤はずし止前端の下側に入れること。

(3) 引金部結合後の点検

調節棒Sの場合, 調節棒Aの場合, 調節棒Fの場合等

4. その他の部分の分解・結合

(1) 遊底部

(2) 銃床部, 活動子部, 緩衝器部

(3) 弾 倉

(4) ガス調節器

第3節 構造機能

1. 序 論

発射薬の爆発によつて生じた火薬ガスは, 銃弾を発射させると共に, 一部はガス筒に入り, ピストンの頭部に当つて作動部(ピストン, スライド, 遊底部, 撃鉄を総称したもの)を後退させる。作動部が最後端に達した後, 余分の後退エネルギーは, 銃床内にある緩衝機構によつて吸収される。作動部の後退運動が終了すると, 圧縮された復座ばねの張力によつて前進運動が始まり, 作動部の閉鎖が完了したときに撃針が突出し, 実包の雷管を突いて再び発射薬が発火する。これらの運動は自動銃の各機能部によりたがいに関連し, 循環して行われる。

2. 後退および前進運動間の機能

(1) 機能の段階

後退運動と前進運動は次の各段階に分けられる。

a. 後退運動

- (a) ガスの作用 (e) 抽筒
 (b) スライドの後退 (f) 蹴出
 (c) 開放 (g) 後退運動の終了
 (d) 撃針の引き下げ

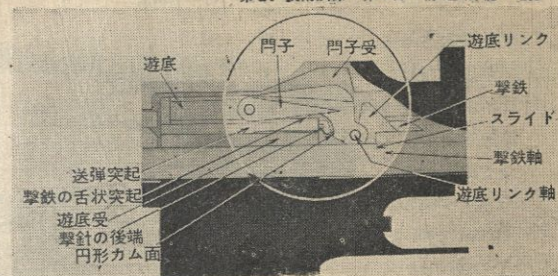
b. 前進運動

- (a) 復座ばねの作田 (d) 撃発
 (b) 送弾 (e) 前進運動の終了
 (c) 閉鎖

(2) 後退運動

発射薬が発火すれば、銃弾は膨脹する火薬ガスの圧力で前進する。スライドはピストンに連結しているのでピストンと共に復座バネを圧縮しながら後退する。作動部が最前方にある時、撃鉄軸は遊底リンク軸より、約0.5cm前方にあり、撃鉄の中央突起は撃針の後端よりやや後方にある。撃針の引き下げでは、スライドが最初に約0.5cm後退する間は、撃針の先端は遊底前面の撃針孔から突出したままで、その後端と撃鉄の中央突起はわずかに離れるだけであり撃針の引き下げは行われない。次の3cm後退の間に門子中央のカム面に作用して撃針を徐々に引き下げる。

開放の途中で門子が門子受からはずれる間に、スライドの後退運動は撃鉄軸、遊底リンク、門子を介して遊底を徐々に後退させる。スライドが後退して、その最後端の位置より、約0.6cm手前に達した時、薬莖の後端が蹴子に突き当たり、抽筒子を軸として右に回転し、尾筒右側の蹴出口から外に出る。作動部の後退運動はスライドの後端が緩衝筒内の逆鉤はずしに当り、次いで緩衝盤に当って終了する。



第115図 開放中の作用

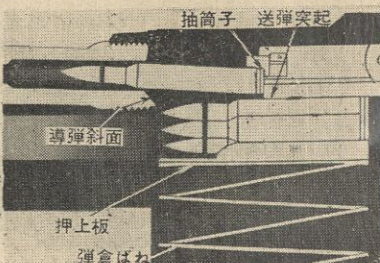
(3) 前進運動

後退運動中に圧縮された復座バネは、作動部の前進に必要なエネルギーを蓄えており、引金を再び引いた時または引金を引きつづけているときは、逆鉤の上部突起が下がり、スライドのクボミと関係なく復座バネの伸張力によってスライドが前進する。これに伴って全作動部が前進する。作動部の前進の途中で遊底下面の送弾突起が弾倉内第1弾の後端に当りこれを押し進める。スライドが最前端に達する位置から約5cm手前の位置で門子の下側にある円形カム面が遊底受後端の肩部に接する。門子は上り、撃鉄が遊底リンクの下方に来るまでの間に、遊底の前進速度は徐々にゆるめられる。撃針の舌状突起は、門子が門子受にはいつている時以外は、常に門子の中央付近にある溝に入ったままである。門子が門子受に完全に入ると、撃針の舌状突起は門子の溝からはなれて、撃針の後端は撃針の中央突起によって叩かれ得る状態となりスライドと撃鉄が更に0.5cm前進したとき、撃鉄の中央突起が撃針の後端を叩いて撃針を突出させ、その先端は実包の雷管を突いて発射

薬を発火させる。

前進運動は、スライドの前端ガス筒後端の肩部に当たって終了する。

注 前進運動は撃鉄が撃針を叩いた時終了するのではない。



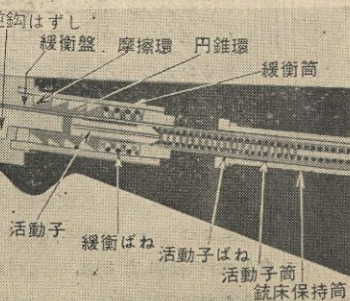
第116図 送弾機構

3. 緩衝機能および速度調節機能

(1) 緩衝機能

スライドの後端が逆鉤はすしに当り、次いで緩衝盤に当って作動部の後退運動が終了するとき、逆鉤はすしと緩衝盤はわずかに後退する。後退した緩衝盤は、まず摩擦環に突き当たり、これを凹錐環の上に押しつける。摩擦環は真鍮製であり、かつ環に切欠部があるので、凹錐環の上に押しつけられると次第に拡がり、緩衝筒の内壁に密着する。この作用は、他の3組逆鉤はすし

の摩擦環、凹錐環に次々と伝わる。摩擦環が凹錐環の上に拡がるときに摩擦を生じ、また緩衝筒の内壁に接するときにも摩擦を起す。この摩擦によつて、作動部の後退力の大部分を

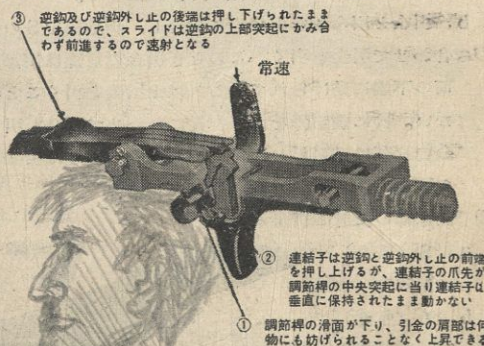


第117図 緩衝器部、活動子部の断面図

吸収する。摩擦環、凹錐環が後退すると緩衝ばねが圧縮され、余力の後退力はこれによつて吸収される。次に緩衝ばねは伸張し、摩擦環、凹錐環を元の位置に押し戻し、次いで緩衝盤を元の位置に戻す。

(2) 速度調節機能

引金室部にある調節桿を3つの位置、すなわちA(常速)F(緩速)S(安全)に切換えることにより、銃の発射速度を調節し、または安全装置にする。Fに切換えた場合、銃床内の活動子部の作用により、発射速度は緩速となる。



第118図 Aにおける機能

(3) 安全機能

調節桿をSに合わせると、銃は安全装置がかけられ撃発することができない。このSにおける機能を理解する為には、調節桿、ばねと逆鉤外し止ばね、調節桿、復座緩衝ばね、逆鉤保持棒、逆鉤、逆鉤外し、同軸、引金連結子、引金軸を引金室に結合し、調節桿をSに合わせて引金を引いてみる。

1. 引金室部の機能

1) 各部品の役割

速度調節装置の機能を理解するためには活動子部の構造とともに引金室部の構造を知らなければならない。

a. 調節棒ばねと、逆鉤はずし止ばね、及び調節棒を引金室に結合する。調節棒は調節棒ばねのみの作用によつて所望の位置に固定することができる。調節棒を動かしてみれば、調節棒ばねの作用を感じることができる。各位置における切欠部の状態及び調節棒の下側にある中央突起と、その両側にある滑面とに注意する。

b. 引金と引金軸を引金室に結合し、調節棒をSの位置に合わせて引金を引く。このとき引金の肩部は調節棒の滑面の下端に妨げられて、これ以上引金を引くことができない。次に調節棒をAの位置に合わせて引金を引くと引金の肩部は調節棒の滑面に接し、中央突起は引金の肩部の間にある。

(2) 調節棒の位置と引金と逆鉤

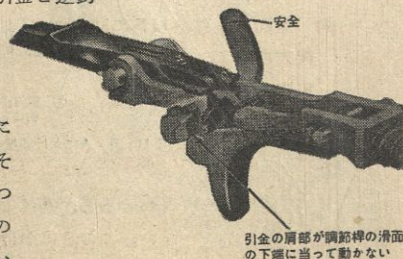
a. S (安全)

前項 (3) 参照

b. A (常速)

(a) 調節棒をAに合わせると、その滑面は下がって引金の肩部の上昇を妨げない位置にくる。調

節棒の中央突起は引金の肩部の間にあり、連結子のかかとに接し得る位置にくる。



第11図 Sにおける機能

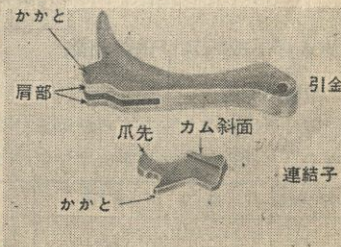
b) 引金を引けばその肩部が上昇して連結子を押し上げ、連結子は逆鉤と逆鉤はずし止の前端を押し上げるが、連結子のつまさきが調節棒の中央突起に当り、これ以上引金肩部は上昇せず連結子は垂直に保持される。



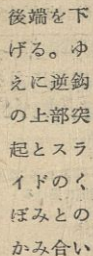
第120図 Fにおける機能

c. F (緩速)

(a) 調節棒をAからFに回すと、調節棒の切欠部は更に後方に動き、中央突起は連結子の上昇を妨げない位置に来る。引金を引くと、その肩部が上昇して調節棒の切欠部にはいり、連結子を押し上げ連結子は逆鉤および逆鉤はずし止の前端を押し上げ



第121図 引金室部の部品



第 122 図 統 一

スライドは復座ばねの伸張力によつて前進する。

(b) 引金を引きつづけると、連結子は更に上昇する。しかしながら連結子のつまさは調節棒の中央突起に接触しないので、連結子は垂直に保持されず、連結子のカム面と逆鉤保持棒のカム面とのカム作用により、連結子は上昇するに従い前方に倒れ、連結子止に当たって止まる。これにより連結子は逆鉤の前端よりはずれ、逆鉤は逆鉤ばねの外片の力により、元の位置に戻る。しかしその後端は下がったままである。

第4節 故障及び故障排除

1. 故障の原因

故障の原因のうち主なものは弾倉の不良である。また作動部の状態やガス孔の調節にも絶えず注意する。

故障の種類	通常の原因	排除処置
送弾不良	彈倉の汚れ又は凹凸 彈倉はねの過弱又は衰損 彈倉ノツチの摩損 彈倉止の摩損又は雲指 彈簧の腐蝕又は曲り	} 彈倉の交換 彈倉止の交換 彈簧の交換

	作動部の過度の摩擦	作動部の手入れ及び適当な塗油
抽筒不良	ガス孔の汚れ又は塞がり ガス筒体の調節不良 作動部の過度の摩擦 抽筒子と筒間又は継子の毀損若しくは紛失	ガス筒体の手入れ及び適当な調節 作動部の手入れ及び適当な塗油 毀損部品の交換もしくは再結合
撃発不良	部品の汚れ 塗油不足 撃発時の塗油過多 復座ばねの過弱 彈藥不良 (火薬の欠除又は不足) 警管不良、彈頭の不揃 撃針の磨滅もしくは折損	作動部の手入れ及び適当な塗油 復座ばねの交換 彈藥の交換 撃針の交換
作動の不円滑	部品の毀損又は摩擦 不正確又は不完全な結合 作動部の過度の摩擦	不完全な部品の交換 正確かつ完全に結合 作動部の手入れ適当な塗油

2. 故障排除

故障排除には「故障排除の第1段階（応急処置）」と「故障排除の第2段階」の二つの段階がある。

(1) 第1段階 (応急処置)

故障の原因を探究することなく直ちに応急処置を施せば大部分の故障は排除できる。故障が生じたならば、射手は直ちに「引く、押す、たたく、狙う、撃つ」の5つの動作を行う。これを「応急処置」という。

- a. 引く 槓桿を引いてスライドを逆鉤にかける。
- b. 押す 槓桿を押し戻す。
- c. たたく 弾倉の底を掌でたたき、弾倉を押しこんで最上部の薬筒を遊底の通路に確実に入れる。
- d. 狙う 正しく照準する。
- e. 撃つ 引金を引く。

(2) 第2段階

応急処置により故障がなお排除できないときは次の処置
——第2段階——「はずす、見る、引く、探す、排除」を

行。この段階によつてつきとめられる故障の状態は、大
体部分的給弾（給弾不良）、二重装填（給弾不良）、抽筒子
の不良、ガス不足、葉莖切れ、作動部の不円滑（不完全閉
鎖）である。

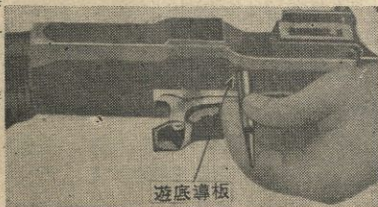
- a. はずす 銃を肩から下す。
- b. 見る 蹴出口を見る。
- c. 引く 槓桿を徐々に引く。
- d. 探す 及び葉室に何があるか、何が蹴出され
るかを観察して故障をつきとめる。
- e. 排除

3. 応急交換

遊底を取りはずすことなく撃針、抽筒子、抽筒子ばねなどを
交換することを「応急交換」という。

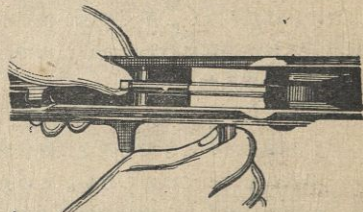
(1) 分解せずして行う撃針の交換

- a. 第1法 照準具を上にして銃をおく一槓桿を引いて
再び元の位置に戻す一葉莖起縁部を遊底導板にひっかけ
てこれを外方に引き出す一銃を回して照準具を下に向け
る一引金室止軸とばねを抜きとり、引金室部を取り出
す一遊底から撃
針を取り出す一
撃針を交換し、
槓桿を引いて遊
底の送弾突起を
押し下げ一引
金を引き作動部
を前進させる一
引金室部を結合し引金室止軸とばねを挿入する。



第124図 撃針の応急交換 第1法

- b. 第2法 引金室止軸とばねを抜き出し、引金室部を
取出す一槓桿を一杯後方に引き手のひらを下から回して
親指で遊底リンクを押え、他の指で槓桿を保持する一葉
莖の起縁部を遊底導板にひっかけこれを外方に引き出す
一カチリという音
とともに送弾突起
および撃針が上が
る一撃針を交換し
て右手で槓桿を後
方に引き、これを
保持したまま左手
で送弾突起を下に

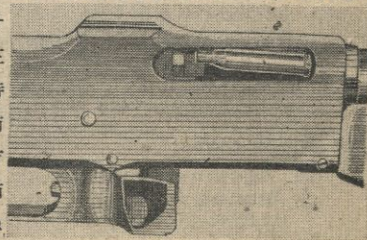


第124図 撃針の応急交換 第2法

押し槓桿を元の位置に戻す一引金室を取りつけ、引金室
止軸とばねを挿入する。

(2) 抽筒子の応急交換

- 蹴出口を上にして銃をおく一槓桿を約 6 cm 引き、から
葉莖の起縁部を前方にむけて蹴出口から尾筒に入れ槓桿を
静かに前進させる一左手の人差指を蹴出口に入れ、これを
抽筒子のつめにかけ
て抽筒子を外方に圧
し、右手に実包を持
ち、その弾頭を抽筒
子の肩にかけて前方
にこじり出す一抽筒
子または抽筒子ばね
を交換する一槓桿を
引き、から葉莖を取り出し槓桿を前進させる。



第125図 抽筒子の応急交換

第5節 保存・手入れ

1. 要 旨

銃を取り扱う者は銃、弾倉及び付属品の手入れ・保存に熟達しなければならない。多くの銃が使用不能になるのには、その保存手入れが適切に行われないためである。

2. 日常の手入れ

(1) 要 旨

射撃しないときでも銃を良好状態に保つためには日常の手入れを怠つてはならない。このためには手入れに必要な範囲の分解をし、作動部には適当に塗油する。

(2) 銃腔及び薬室

- 手入れ棒に裁断布をつけて銃口から挿入し、前後に数回反復する。更に新しい布と交換してこれを繰り返す、裁断布に汚れがつかなくなるまでつづける。
- 次いで裁断布に軽防錆潤滑油を浸ませ、薬室及び銃腔に通す。
- この手入れは射撃しないときでも、最小限5日に1回は行わなければならない。天候の状況によつては、更に回数を増す。
- 制式の裁断布のないときは、適当な布片を約 6 cm 平方に切つて用いる。

註 薬室や銃口内に布片を残さないように、特に注意しなければならない。銃口に栓をつめてはならない。湿気呼んで錆を生じ、また射撃時にこれを取り除くのを忘れることがあるからである。

(3) 尾筒・遊底部

少なくとも5日に1回は作動部を分解し、塗油しなければ

ばならない。

- ねじの頭や小さい溝等は、小さなけまたは小さい木の棒で手入れする。
 - 金属面は、まずかわいた布片でふいて、水分やほこりを除去したのち、軽防錆潤滑油を薄く塗る。
 - 外面は潤滑油をわずかにつけた布片でふき、次に柔らかな乾布でぬぐい、潤滑油を塗油する。凝固して付着した油を除去するには、銃腔洗浄油またはドライクリーニング溶剤を用いてふき取つたのち潤滑油を塗る。
- (4) 木被及び革製負ひも
- 木被はきれいな布片でふき、少なくとも月に1回、少量の亜麻仁油を手のひらですりこむ。革製負ひもは保革油を適度に塗る。
- (5) 弾 倉

弾倉は錆を生じやすい。この手入れは分解してきれいにふき、軽く塗油する。

3. 射撃前及び射撃間の手入れ

- 銃腔・薬室は軽くふき、きれいにする。著しくガスが付着しているときは軽く塗油したのち、きれいに油をふきとる。
- ガス調節器とピストン頭に付着しているカーボンを取り除く。

4. 射撃後の手入れ

(1) 要 旨

射撃後は直ちに完全に手入れする。銃腔内の水分、かす(雷管の塩分、火薬のくず、金属)等を完全に除去するため、射撃後3日間または水分が完全になくなるまで手入れ

射撃前・射撃間・射撃後の手入れ及び点検箇所

	射 撃 前	射 撃 間	射 撃 後
銃 腔	よく手入れする		よく手入れし、薄く塗油する
作動部	摩耗または破損部品の有無の点検及び塗油、摩擦の有無点検	作動部の塗油、機能の点検	スライドと遊撃部を分解し、よく手入れして塗油する
ガス筒	手入れしてガス孔を調節する	射撃間適宜ピストンの先端に数滴の油を注ぐ	よくふいて塗油する
引金室部	よく手入れし、常速・緩速・安全の各装置の機能の点検		よく手入れし、薄く塗油する
弾 倉	弾倉ばねの機能を点検	砂やゴミのつかないように注意し、よくふく	分解して手入れし、塗油する

をつづける。

(2) 銃腔洗浄油による銃腔の手入れ

- きれいな裁断布に銃腔洗浄油を浸し、銃腔に通す。毎回清浄な布に油を浸して、2, 3回通す。
- もし射撃後3日間手入れを行つたのち、次の24時間以内に射撃しないときは、洗浄油をふき取り軽防錆潤滑油を塗る。24時間以内に射撃するときは、洗浄油をふきとらずそのままにしておく。

(3) 銃腔洗浄油のない場合の銃腔手入れ

- ガス筒内に洗浄水のはいらないように照星を下側にし、ソーダ灰溶液、せつけん水または水を入れた容器に近づけ銃腔を1分間洗浄する。
- 銃腔を洗浄したならば、真鍮または青銅製のはけを銃腔に3, 4回通す。
- 手入れ棒に裁断布をつけ、真水で銃腔を通す。
- ふき取つて軽防錆潤滑油を塗油する。

(4) ガス調節器の手入れ

ガス調節器をガス筒から取りはずす。ガス調節器手入れ具を使用して付着しているガスを取り除き、次いで銃腔洗浄液（ないときは、温石けん水または温水）を浸ませた布片で完全にふいてきれいにする。かわかして薄く塗油する。ガス調節器手入れ具の使用法は次のとおりである。

- 手入れ具のなめらかな端を、ガス調節器（新式のガス調節器においては、ガス誘導ねじ）へさし込み、右へ回して徐々にガス筒頭部へこすりながら入れる。手入れ具を数回まわして、ガス調節器の底と内面からガスをかきとる。
- 凹部カッターでガス調節器前端の凹部を手入れする。
- 前部の刃でガスピストン表面を手入れする。
- ドリフトピンの先で銃身・ガス筒・ガス調節器（新式のガス調節器においては、調節子及びガス誘導ねじ）のガス孔を手入れし、かつ各ピストンリングの間にたまつたガスを除去する。

(5) 銃腔・ガス筒止以外の手入れ

- 小さな棒に布をつけて作動部、引金部等をきれいにふく。溝や孔、ばね等に付着したゴミや油を除去する。
- 布で全部品をふきとり、軽防錆潤滑油を塗る。

(6) 外部の手入れ

かわいた布片で外部をふき、水分及びごみを取り除く。そのあと軽防錆潤滑油を塗る。

第6節 弾 薬

1. 種類

自動銃に使用する各種弾薬を、用途に従つて大別すれば次のとおりである。

- (1) M2 普通実包——対人・一般射撃訓練用
- (2) M1 曳光実包——射弾視測および焼夷・信号用
- (3) M2 徹甲実包——対戦車・対防護掩蔽物・対人用
- (4) M1 焼夷実包——焼夷用
- (5) M14 焼夷徹甲実包——徹甲実包および焼夷実包の兼用
- (6) M1909 空包——演習・信号用
- (7) 擬製弾——訓練用

2. ロット

弾薬用途等を記録し、また弾薬の状態、機能、および事故等の報告用として必要なものである。各実包にロットを記入することは不可能なので、箱を開いたときには、ロットが不明にならないように十分注意しなければならない。取り出した実包のロットがわからなくなつたときは、その実包は第3級として取り扱い、射撃してはならない。

3. 識別法

箱の内容品は、箱の外側に記された標識により容易に識別することができる。弾薬箱から取り出した自動銃用弾薬の識別は次のとおりである。

- (1) 普通実包——塗装してない。
- (2) 曳光実包——弾頭が赤色。
- (3) 焼夷実包——弾頭が淡青色。
- (4) 徹甲実包——弾頭が黒色。
- (5) 焼夷徹甲実包——弾頭がアルミニウム塗装。
- (6) 空包——銃弾がなく薬莢頭部にひだがない。
- (7) 擬製弾——薬莢に縦ひだが6本あるものと、薬莢に孔が

3個あけてあるものと2種ある。

第2. 射撃術訓練

第1節 照準練習

1. 照 準

(1) 要 旨

照準は常に正確迅速でなければならない。このために絶えず演練を重ねることが必要である。不正な照準は、個癖となりやすく、この矯正は多大な努力を有するので演練は当初より綿密厳正を旨としなければならない。

(2) 正しい見出し

これは照星頂を照門の中心に、正しく見出すことであり、この見出した線を正しい照準線という。

(3) 正しい狙い

照星頂を黒点の中央下際に正しく導くこと。照星頂は黒点の中央下際にあり、かつ黒点がかろうじて接触して見えることが必要である。

(4) 正しい照準

正しい照準線を黒点の中央下際に正しく導くこと。すなわち正しい見出しによつて正しく狙うことである。最後に目の焦点を照星頂に合わせる。このため黒点はいくぶんぼやけて見える。

見出しと狙いはともに重要であるが、見出しは特に重要である。すなわち長距離において見出しが正しい場合、狙いに誤りがあつても、その狙いの誤差の範囲内に誤りを局限できるが、見出しの誤差は、距離の増大に従つて増加する。

2. 第1練習

本練習は、照準練習にあつて正しい照準の基礎的教育を学ぶ。照準練習具には銃の照星、照門を形どつたものがあり、照門は動くので照準像は自由に調節することができる。照準練習具には接眼板がついているが、実銃にはない。これは照準する者の眼の位置を表わしており、接眼板をのぞけば実銃と同じ照準の状態を見ることができる。



第126図 照準の第1練習

また可動標的が取り付けられており、細かい調節ができるようになっている。

3. 第2練習

本練習は第1練習において実施した事項を実銃を用いて学ぶ。その要領は次のようにして行う。

- (1) 1名はコーチとなり、体と手は銃に触れず伏せの姿勢をとる。
- (2) 習技者は銃の近くでコーチの動作を観察する。
- (3) 標示手は、照準鑑査的を持ち、銃から15mの所において照準鑑査箱のところに位置する。
- (4) コーチは照尺を300に測合して銃を托架の溝に入れる。次に銃の後に伏射ちの姿勢と同様に伏せ、両足は案にひらいて両かかとを地につける。両ひじを地につけ、あごは左手の上にのせ左のは及び目の位置は実際の射撃の場合と同じ関係位置におき、銃床に軽くのせ、照準間は息を止める。
- (5) コーチは右手で標示手に信号を送り、照準鑑査的を動か

させ正しい照準線に正しく中央下際を導いたとき「よし」と唱える。

- (6) 標示手は照準鑑査的をその場に保持する。
- (7) コーチは習技者にその姿勢をとらせ、正しい照準の状態を見せる。
- (8) 次にコーチは標示手に、照準鑑査的をわずかに移動させ、習技者と交代し習技者が正しい照準を行うまでこれを練習する。

4. 第3練習

この練習の目的は、三点群を作ることにより、照準の正確性と斉一性を学ぶ。その実施要領は次のとおりである。

- (1) 習技者は銃の後で第2練習と同じ姿勢をとる。そして第2練習(5)の如く照準を正す。
- (2) 標的手は照準鑑査的を三点鑑査用紙の上に保持する。
- (3) コーチは照門、照星を見通して正否を点検し、その状態を覚えておく。コーチは誤りについては何もいわず修正も行わせないで「標示」という。

- (4) 標示手は照準鑑査的を動かさず照準鑑査的の中央の孔に鉛筆を通して用紙上に黒点をしるし、その点に[1]を記入する。
- (5) 照準鑑査的を動かし、同じ要領で2回これを繰り返して各黒点に[2] [3]と記



第127図 照準の第3練習

入する。標示手は点を直線で結んで標示し、習技者の氏名を記入する。

- (6) コーチは全員に対し三点群の大きさと形を説明し、なお照準を点検したときに気のついた誤りを指摘する。
- (7) 三点群は、鉛筆の削ずつないほうでかくれる位の大きさ以下でなければならない。

第2節 姿勢練習

1. 要 旨

不安定な姿勢で連射すると、たとえ第1弾が目標に命中しても第2弾以下を同じ目標に命中させることは困難である。故に姿勢は常に堅確でなければならない。この姿勢は、各自の体格に適応しなければならない。自動銃の射撃姿勢には、伏射ち、ひざ射ち、すわり射ち、腰射ち、対空姿勢がある。伏射ちは最も安定した姿勢なので、できるだけこの姿勢を用いる。

2. 伏射ちの姿勢

伏射ちの姿勢をとらせるには、目標を示した後、「伏射ち」と号令する。

(1) 姿 勢

射手は「立て銃」の姿勢（脚を立てていない場合は立てる）より左手で銃把を右手で銃把の付近を握り、左足を1歩前に出し銃身軸を目標に向け、



第128図 両脚の開き方

照準具を上にして銃床が体の前方になるようにしておく。次に両手のこぶしを地（床尾の後方）につけ、ほほは銃床に押しつけ蝶番床尾板を起して肩にのせ照尺を起す。

この場合右肩は左肩より低くし、胸をできるだけ地面に近づけるようにして胸をそらす。銃身軸の延長線は右肩から右でん部を通るようにし両足を楽に開き、できるだけ両かとは地面につける。

左手は手のひらを下にし、親指を下から回して床尾の前方を確実につかみ、左下方に銃を引きつける。右手は人差指の第1関節の付近を引金にかけ他の指で銃把をしっかり握り肩を圧着する。ほほは銃床に押しつけ目の位置は常に同じ位置に保持する。正しく銃を保持したときはコーチが小指で銃口を持ち上げることは困難な状態にあるものである。

(2) コーチの点検要領

- a. （銃の後方5歩の所に立ち）射手の体の向きはよい。



第129図 肩とひじの位置



第130図 握り方の点検

b. (次に射手のそば寄り) 脚の開き方及び両かかとはよいか。ア

c. 肩の高さ、ひじの位置及び上体の姿勢はよいか。

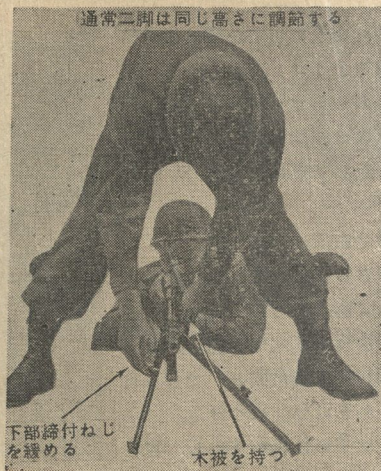
d. 銃の握り方は正しいか。

e. 負ひも、ガス調節器、二脚架及び消炎器は正しく調節されている

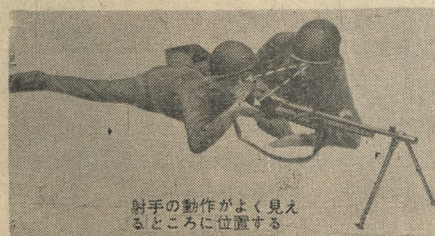
か。二脚架を調節するには、銃の木被を握り、銃口を射

手の望む高さ
に上げ、
脚を所望の長
さに伸
ばして
下部締
付ねじ

を締める。反対側の脚も同じ要領でする。



第131図 コーチの二脚架の調節



第132図 コーチの姿勢

f. コーチは元の位置に戻り再び射手の姿勢を点検したのち、射手の左側前方で、射手の動作がよく見える所に位置する。この場合コーチは左でん部と左ひじで体をささえ第132図のような姿勢をとる。

第3節 撃発練習

1. 要旨

(1) 目的

この練習の目的は正確な撃発の要領を訓練するにある。

(2) 連射及び短連射

「連射」とは2発以上の銃弾を連続して発射することをいう。この場合2〜3発を連続して発射することを「短連射」といい、2〜3発以上の射撃の場合は「何発連射」すなわち、たとえば「4発連射」「5発連射」という。

(3) 撃発

姿勢を完成した後息を吸い込み、その一部を吐き出して息を止め、見出しと同時に引金の第1段を一挙に押し、狙いつつ第2段を等齊なる力を加え自然に撃発し、所要弾数を撃発したら人差指を速に元に戻す。この際の着意点は

a. 「握る」 右手は右肩に向けて銃を引け。左手は左下にひつばれ。

b. 「呼吸」 普通の呼吸をしてその一部を吐き、のどをふさいでその残りを止める。

c. 「狙う」 正しく狙う。

d. 「圧する」 単発射撃は、作動部が前進しきらない前に引金を直ちにはなせ。連発するには所望の弾数を発射するまで引金を引きつづけよ。

- e. 「照準線の見送り」 作動部が前進する間、正しい照準と狙いを保持せよ。
- f. 「弾着予告」 作動部が前進したときに、狙いのついている点を告げることである。弾着呼唱ができれば発射した時の照準点を知らないのと同じである。

第4節 照準具測合練習

1. この練習の目的は、正確迅速に照準具の操法を学び、これを正確迅速に使用できるように訓練するにある。練習は照準器を300メートル左右零にして照尺を倒してから始める。射手とコーチは伏射ちの姿勢をとる。号令「400 右3」習技者はこの号令を復唱し次の要領を実施する。

2. 実施要領

- (1) 照尺を立て、上下目盛を400メートルに測合し、左右転輪を回して右3に合わせて「よし」という。
- (2) コーチは射手が正しく測合しているかを点検し、誤りがあればこれを指摘する。
- (3) 全員が正確迅速に照準具を測合できるまで練習を続ける

第5節 測合・照準・撃発練習

1. この練習の目的は正確迅速に照準具を測合し、目標を照準して、引金を引く要領を訓練するとある。

2. 実施要領 照尺を300、左右零にして照尺を倒し槓桿を後方に引き、再び槓桿を前進させ、遊底が後方位置にある状態からはじめる。伏射ちの姿勢で演練し、この姿勢で習熟したならば他の姿勢でも練習する。

- (1) 号令……「目標1的、500 右5」
- (2) 習技者は号令を復唱し、照尺を起し照準具を測合し第1的を照準し、引金を引く。

- (3) 射手は照準線の見送りをを行い、弾着予告を行う。

第6節 弾倉交換練習

1. この練習の目的は、迅速に弾倉を交換する要領を訓練するにある。一定時間内に発射しうる弾数は一に弾倉交換能力のいかにかかっている。

2. 実施要領

- (1) 弾倉装填 教官の「弾を込め」の号令で習技者は次の如く動作する。左手で槓桿を十分後方に引きスライドを逆鉤にかけ、槓桿を十分前に押す。弾倉を弾帯より取り出しこれを弾倉孔にはめ、弾倉底板を強くたたき装填を確実にする。

- 注 1. 弾倉は通常左側の弾帯にある手近の弾倉より先に取り出す。
2. 伏射ちの姿勢では右側の弾倉は右手で、左側の弾倉は左手で取り出す。しかしひざ射ちすわり射ちでは右手で弾倉を取り出す。この場合弾倉に泥砂等を付着させないように特に注意しなければならない。

- (2) 弾倉交換 教官の弾倉交換の号令で、習技者は次の如く動作する。伏射ちの姿勢においては右手の親指で弾倉はずしを押し、同時に左手で槓桿を後方に一杯引き前方に戻す。これにより弾倉は自体の重さで落ちる。もし落ちないときは左手で取りはずす。次に(1)の要領で弾倉を弾倉孔にはめ弾倉底板を強くたたき。ひざ射ち、すわり射ち等の姿勢においては銃を肩からはずし床尾をももの上におき右手の親指で弾倉はずしを押し(要すれば左手で弾倉を取りはずす)次に右手で槓桿を後方に一杯引き前方に戻す。

注. 空弾倉は射撃の間断を利用して弾帯に収納する。

- (3) 弾抜け 教官の「弾抜け」の号令で、習技者は次の如く動作する。弾倉交換の場合と同じ要領で、銃より弾倉

を取りはずし、銃床を肩からはずし、銃を左に傾け、蹴出口を見て残弾の有無を点検し、引金を引く。(此の場合安全装置をかけた方がよい)

註 自動銃の弾抜けをした後は、遊転は前進した状態になければならない。

- (3) 弾倉交換練習は、伏射ちの姿勢においては1弾倉の交換を2〜4秒でできるように訓練しなければならない。

第7節 総合練習

1. 目的

この練習の目的は正確迅速に銃を操作して、目標に正確な火力を指図できるように練習するとともに、あわせて限秒射撃の要領を習得するにある。

2. 限秒射撃

限秒射撃とは基本射撃において規定の時間内に弾倉交換を行ういつ、規定の弾数を射撃することをいう。これがため、第1練習として25メートル射場において、3発入り8弾倉を使用して1分45秒の制限時間内に射撃を行う要領を、第2練習としては基本射場において5発入り3弾倉を使用して40秒の制限時間内に射撃を行う要領を演練する。

3. 実施要領

教官は展示員のうち1名を習技者として伏射ちの姿勢をとらせ、他の1名をコーチとして銃の左側に伏せの姿勢をとらせて、次のように展示しながら説明を行つたのち、各グループに分けて実施させる。

(1) 第1練習

- a. 教官は、「安全装置」「3発入り弾倉」「弾を込め」と号令する。

- b. 習技者は、号令を復唱し銃を安全装置にして装填する。
c. 教官は、「目標5的より6的」(または7的より8的)「400 単発または短連射」と号令する。
d. 習技者はこの号令を復唱し、照準具を測合し、所命の的を照準して、「よし」という。
e. 教官は「射撃用意」と号令する。射手はこの号令で安全装置を解き、調節桿を撃発の場合はF(緩射)、短連射の場合はA(常速)にする。次に教官は「うて」という。
f. 習技者は、最初の的に対して短連射または単発で3発の射撃を行う。次いで弾倉を交換し、次の的に再び同じ要領で射撃を行う。同様にして全部の的に対して射撃を行う。

註 最初の数回の間においては、教官は習技者に時間の経過を知らせるため適宜秒読みを行つたりして指導することが必要である。

- g. 教官は、規定の時間が終つたならば、「射ち方やめ」、「弾を抜け」、「安全点検」を号令する。
h. 習技者は、弾抜けを行いかつ銃の安全を点検する。

(2) 第2練習

第2練習は下記のほか第1練習と同じ要領によつて実施する。

a. 教官の号令

「安全装置」「5発入り弾倉」「弾をこめ」……「200」(また300, 500「短連射」「射撃用意」「うて」……「うち方やめ」「弾を抜け」「安全点検」

- b. 習技者は短連射を2回行つて5発を射撃したのち、弾倉を交換して同じ的に対して短連射を行い、同じ要領で更に1回射撃動作をする。

第8節 照準具の修正

1. 照準具の修正

(1) 弾着を修正するには、射手は弾着を移動させたいと思う方へ照門を上下左右に移動させる。すなわち上下転輪で照門を上方に動かせば弾着を上げ、下方へ動かせば下げることができる。又照門を左へ動かせば弾着を左方へ、右へ動かせば弾着を右方へ動かすことができる。上下左右に照門を1クリック動かせば、銃口の向きは1ミル変化する。ゆえに25メートルでは約2.5cm、100メートルでは約10cm、200メートルでは約20cm、300メートルでは約30 cmである。

(2) 基本射場における射撃では、B標的(大黒点的)を用いる。この標的の各寸法を記憶していれば、照準具の移動量(クリック数)は前記法則を応用して簡単に求められる。

2. 風の影響と修正

500メートル以下の射距離で射撃する場合には弾道に影響するものは風速だけである。この場合には所要の修正を行わなければならない。風向の示し方等についてはM1型ライフルの項を参照されたい。

さて風向及び風速を決定した時修正の方法はどうか。

それは次の式を利用する。

$$\frac{R \times V}{20} = \text{全量修正風に対するクリック数}$$

R = 射距離の100メートル単位

V = 風速 (m/秒)

半量修正風に対してはこの値の半量を用いる。

3. 零点規正

(1) 自動銃の零点とは、任意の射距離において風のない普通

の日に標的の黒点の中央下際に命中するように調節した場合の照準具の上下、左右の目盛りの値である。

(2) 自動銃の零点規正の方法には二通りある。

a. 第1法 照準具の目盛を同一のままにし、同一照準点に対し3発発射しその弾痕群の中心を黒点の中央下際に導くよう所要の修正を加える。その要領を繰返し銃の零点を決定する。しかしもし風による修正を行った場合は、この修正量を加減したものが零点である。

b. 第2法 1発を先ず発射する。次発の弾着点を黒点の中央下際に導くように照準具に所要の修正を加え次に第2発を発射。この要領で銃弾が黒点の中央下際に命中するまで射撃を断続する。最後に照準具に得た目盛の値がその射距離におけるその銃の零点である。風による修正を行った場合はaと同様に修正する。

註 第1法第2法とも単発射撃を行う。第2法は熟練射手が行うこと。

4. 採点表の用法

(1) 射手は標的番号、射順、月日、時間、天候、光線の各欄を記入する。

(2) 次いで風速修正の欄を記入する。たとえば風向3時風速20マイル/時(10m/秒)と推定したならば風速「20マイル」または「10m」その下の時計文字板に風向を矢印で記入し計簿欄で風の公式による計算を記入する。

(3) 零点規正は通常9発を射撃するので番号欄の「1〜9」を使用する。まず最初の3発は照準具を200に測合して射撃するため、上下の欄の最初の三つの欄は前記(2)によつて得た左右転輪による風の修正量を記入する。

(4) 射手は照準具を測合して号令に応じて3発の射撃を行う

- (5) 各発射ごとに弾着予告を行つてこれを予告の欄に記入する。この場合予告は射撃のあつたと思われる点を番号を付して記入し、い縮、ガク引き等した場合にはその旨空欄に記入しなければならない。
- (6) 各弾着の正しい位置を弾痕の欄の標的図上に番号を付して採点し、得点の欄を記入する。
- (7) 照準具の修正量を判定する。
- (8) 射手は修正を行つたならば次の第3発を射撃し前記(5)~(7)の要領を2回行ない、第2、第3の弾痕群によつて銃の零点規正を行う。
- (9) 最後に得た上下、左右の零点を零点欄に記入する。

第J節 基本射撃

1. 基本射撃

- (1) 射撃予習で習得した基本的事項を、射撃により実地に体得することを基本射撃という。
- (2) 基本射撃には教習射撃と記録射撃がある。
- a. 「教習射撃」……教官の指導の下に行う実弾による演練
- b. 「記録射撃」……射撃術訓練の全段階を、射手がどの程度習得したかを知るための最終テストであり、その成績によって射手の資格を決定する。

2. 25メートル射撃の要旨

- (1) 25メートル射撃においては、姿勢、照準、撃発、弾倉交換の要領を完成し、発射音と反動に慣れることができる。また25メートルにおける零点規正は、実距離の零点規正を行う場合の基礎となる。即ち25メートル射撃は、監視手、電話手を必要とせず簡単に実施することができ、かつ射撃

訓練のすべての原則を習得することができる。

- (2) 25メートル射撃には、自動銃用25メートル標的を使用し基本射場における射撃においては、口径30、大黒点的(B標的)を使用する。
- (3) 零点規正を行う場合は、弾薬は1発ずつ装填し、単発で射撃する。その他の単発射撃では、規定の弾数を装填した弾倉を装填し、単発で射撃する。

3. 基本射撃習会表

基本射撃は下表のとおりである。

習会 順序	射距離 メートル	姿 勢	時 間	弾数	標 的	合格 基準	実施回数 数習記録	摘 要
1	25	伏射2脚	制限なし	9	25m A的		1	零点規正(単発装填)
2	〃	〃	〃	5	25mB AR的	6	1	5発入1弾倉 単発
3	〃	〃	1分45秒	24	25m 5~6	32	1	3発入8弾倉 短連射
4	〃	〃	1分	24	25m 7~8	32	1	12発入2弾倉 〃
5	〃	〃	20秒	15	4	11	1	15発入1弾倉 3~5 発連射
6	〃	坐 射	制限なし	5	2	6	1	5発入1弾倉 単発
7	〃	膝 射	〃	5	3	6	1	〃 〃
8	200	伏射2脚	〃	9	B的		1	零点規正
9	〃	〃	〃	5	〃	20	1 1	5発入1弾倉 単発
10	〃	〃	40秒	15	〃	54	1 1	5発入3弾倉 短連射
11	300	〃	制限なし	6	〃		1	零点規正
12	〃	〃	〃	5	〃	18	1 1	5発入1弾倉 単発
13	〃	〃	40秒	15	〃	48	1 1	5発入3弾倉 短連射

14	500	◇	制限なし	6	◇	1	※	零点規正
15	◇	◇	◇	5	◇	15	1	※1 5発入 1 弾倉 単発
16	◇	◇	40秒	10	◇	32	1	※1 10発入 1 弾倉 短連射

註 新隊員共通基本訓練 8～10習会 (※印射場ない場合実施せず)

第10節 危害予防

1. 常時守るべき危害予防事項

- (1) 火器を受領したときから、危害予防に注意しなければならない。
- (2) 銃口を他人に向けてはならない。
- (3) 薬室及び尾筒を点検して、実包の有無を確認するまでは銃は装填されているものとする。
- (4) 特に定められた以外においては、銃は遊底を閉鎖して携行しなければならない。
- (5) 特に定められた以外においては、銃口を上方に向けて携行せよ。
- (6) 銃腔に異物を入れてはならない。射撃の前には常に銃腔を点検せよ。

2. 技術訓練における危害予防

- (1) 薬室、尾筒を点検し、実包の有無を確認する。
- (2) 弾倉、予備品箱等を点検し、実包の有無を確認する。
- (3) 擬製弾を使用する場合には、これが実包でないこと、及び実包が混入していないかを点検する。
- (4) 空薬莢を使用する場合には、雷管が突かれているかどうかを点検する。

3. 射撃術訓練における危害予防

- (1) 技術訓練の注意事項を確実に守ること。特にまず実弾の有無を点検する。
- (2) 「射ち方待て」「射ち方やめ」の場合は、安全装置をかけ、指を引金からはずして指示を待つ。
- (3) 射撃予習教育のため、実弾を使用しない場合でも、射場を使用するときは、銃口は必ず標的の方に向けなければならない。

4. 基本及び応用射撃における危害予防

- (1) 技術訓練及び射撃予習の注意事項を守らなければならないことはもちろんである。
- (2) 射撃係幹部の命令があるまで、弾薬の分配等を行ってはならない。
- (3) 危害予防処置が完全に行われるまで射撃開始をしてはならない。
 - a. 危害予防に関する諸注意、またはその他の事項を隊員に説明すること。
 - b. 所定の警戒配置の完了及び確認。
 - c. 監的係長が監的手を配置して、準備完了を報告するまで監的壕の上方に赤旗を掲示しておかなければならない。この旗を降ろす時機は射場指揮官が命ずる。
 - d. 射撃間、常に射場の所定位置に警戒旗(赤旗)をあげる。
 - e. 安全係幹部(陸曹)は準備線において、射撃前に銃の点検を行い、実弾の有無或は銃の手入れの状態を調べる。

5. 射撃間における危害予防

- (1) 射撃位置以外で、銃の装填・弾抜きを行ってはならない。
- (2) 命令があるまで装填してはならない。

- (3) 「射ち方やめ」「射ち方待て」の場合は、安全装置をかけ、引金から指をはずして指示を待つ。
- (4) 安全確保上必要と認めた場合は、だれでも「射ち方やめ」「射ち方待て」の号令を下すことができる。
- (5) 自己の射撃が終了するか、または「弾を抜け」の号令のあったときは、直ちに弾抜けを行う。
- (6) 許可のないかぎり、射撃位置の前方に出てはならない。
- (7) 許可なく銃を射撃位置から持ち去ってはならない。銃を持ち去る場合には、安全係は必ず安全点検を行う。
- (8) 応用射撃または戦闘射撃以外では、装填された銃を携行してはならない。またこの場合には指示されたときのみ装填を行う。
- (9) 射撃位置後方の、示された位置以外においては、射撃練習を行ってはならない。
- (10) 弾薬取り扱い上の諸注意は特に厳守しなければならない。
- (11) 事故が生じた場合には、速かに報告する。
- (12) 弾薬の紙箱を整理するには、実包及び薬莢の有無を必ず点検する。
- (13) 監的係長は射撃指揮官の許可なく監的勤務員を監的壕より出してはならない。許可を受け監的勤務員を壕外に出す場合は、まず赤旗をあげ、その者に赤旗を携行させる。

6. 射撃後

- (1) 射撃終了後は、から薬莢と実包とを確実に区別して返納する。この際、から薬莢は不発雷管の有無を点検しなければならない。

- (9) 射場を去る前には再度銃の点検を行い、また各人が実包及びから薬莢を持っていないかを検査する。

第3章 手榴弾

5.30.月

第1. 技術訓練

第1節 要 則

1. 手榴弾の意義

手榴弾とは小さい爆弾である。石のような投擲武器であり、また小銃から投射して小銃分隊の火力を補う。防禦においては近づく敵に喰わせ、攻撃にはトーチカをやつつけ、砲陣地を叩きつぶすなど、専ら近接戦闘に用いる。

2. 用途による手榴弾の分類

- (1) 破片効果……破片手榴弾
- (2) ダイナマイトの効果……攻撃用手榴弾
- (3) 焼夷効果……焼夷手榴弾、黄磷発煙手榴弾
- (4) ガス効果……CN催涙ガス手榴弾、CN DM刺戟ガス手榴弾
- (5) 煙幕効果……着色発煙手榴弾、赤色発煙手榴弾

第2節 構造・機能

1. 手榴弾の3主要部分

弾体、信管、装填薬の三つ。

2. 弾 体

(1) 金属 (2) ガラス (3) 紙 (4) その他の材料 (プラスチック)

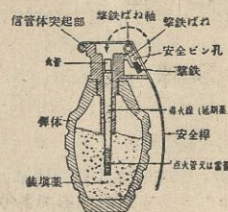
3. 信 管

- (1) 信管には火薬のひもに自動的に火をつける仕掛けがある。この火薬のひもは管に包まれ、ゆるいきまつた速度で燃える。このゆるく燃えることを信管の延期という。

延期のため手榴弾は投げて後 3～6 秒間は爆発しない。

- (2) 信管の自動式装置

信管体、撃鉄、安全桿、安全ピンの4つの部分からなる、



第133図 破片手榴弾主要部名称

装填薬としてTNTまたは他の化学薬剤がある。

(5) 信管の作動



第134図 投げると撃鉄は安全桿をはずし火管を撃つ

(3) 信管の種類

- a. 点火管式信管 点火管により装填薬を発火させ、燃焼手榴弾に使用。
- b. 雷管式信管 雷管または雷管により爆発させるもの。爆発型手榴弾に使う。

(4) 装填薬

- a. 安全ピンを抜くと、安全桿は自由になれるようになる。
- b. 安全桿を握っていた手を離すと撃鉄はばねの力で起され、安全桿は空中に飛ぶ。
- c. 撃鉄は急激に回転して火管をうち発火させる。

- d. 火管より導火線～雷管と移つて装填薬を爆発させるようになる。

第3節 各種手榴弾の性能

1. 破片手榴弾

- a. 弾体は鋳鉄で外面は十文字に深く溝がある。爆発すると小片に炸裂し、四散し、近くの人々を殺傷する。有効半径10メートルで時として破片は200メートルまで飛散

する。

b. 安全ピンを引き抜く力は10~15ポンドの力で、延期薬は約 $4\frac{1}{2}$ 秒である。投げてから4~5秒で爆発する。

c. 信管には有音型と無音型と二つある。安全桿を支えているT字型突起で識別する。

2. 攻撃用手榴弾

a. 小地域の対人効果を目的とする。破片型弾より約 $\frac{1}{2}$ ポンドTNTを多く有する。

b. 破片効果はないが、室内等にては有効である。

c. 弾体側面はファイバー製で上下面は金属板である。

3. 化学手榴弾

(1) WP, 黄磷手榴弾

a. 非常に多様な特殊作用をする。

b. 弾体紙はファイバー、軽金属、プラスチック等できている。

c. 殺傷、制圧、焼夷、煙幕及び信号等の目的に使用される。また訓練用として用いる。

(2) 燃燒型

a. 標準容器 円筒型鋼管で直径 $2\frac{3}{8}$ インチ、高さ $4\frac{3}{4}$ インチである。

b. 延期は2秒の短延期のものとMK 2型破片手榴弾と同一のもの。

c. 煙の放出孔が3カ所ある。

(3) TH (テルミット) 手榴弾

a. 人員殺傷、敵物資に火災を起さす。

b. 鋼製帯金の留金があり、燃やそうと思うものにひつかかたり、また転ぶのをふせぐ。

c. 性能 テルミットはアルミニウムの微粒粉と酸素に富む。他の化学薬品との混合物で白熱焰を生じ $F 4330^{\circ}$ となる。

(4) 着色発煙手榴弾

a. 赤、緑、紫及び黄色などを出し信号として用いる。

b. 約1分間濃煙を出す。

c. 装填薬は硫黄、塩素酸カリ、重炭酸ソーダと染料との混合である。

(5) 赤色発煙 (AW-M3型) 手榴弾

a. 救難及びその他の信号用として用いる。

b. 大きさが他より若干大きい。3インチ× $5\frac{1}{2}$ インチ 雲の背景ある時は煙は非常に遠距離からも見える。泥、雪、沼地に沈まないようにするため側面上部に金属性の翼が三つある。

(6) HC発煙手榴弾

白煙で信号及び煙幕用として用いる。

(7) M16着色発煙手榴弾

a. 空地間及び地上相互の信号目的に用いる。

b. 緑、黄、赤、スミレ色を出す。

c. 約2分間燃える。

(8) CN-DM手榴弾

a. 刺激効力を有し、暴徒鎮圧用である。

b. CNにDM (アダムサイト) を混ぜて作ったものである。

c. 延期は2~3秒、20~60秒燃える。

(9) CN催涙ガス手榴弾 (N25)

a. 催涙ガス (粉末) で主用途は暴動鎮圧に用いる。

b. プラスチック製の球型である。

4. 爆発型手榴弾

(1) 黄燐発煙 (WP) 手榴弾

a. 小部隊の行動をかくすため、また焼夷及び黄燐片をもつて傷害をあたえ、擾乱効果を得る。

b. 爆発により約25メートル半径に黄燐を飛散させ、濃白色煙を生じ危害を与える。

5. 訓練手榴弾 非爆発

6. 演習手榴弾 布製のチューブに入れた黒色薬を充填し、底部にはコルクの栓をする。

第4節 危害予防

1. 信管の取扱

弾薬係幹部の指示しないときはさわらない。

- (1) 熱をさけること。直射日光や温度(華氏)70°以上は避ける。
- (2) 落したり、叩いたりして衝撃を与えないこと。
- (3) 摩擦を与えない、雷管の反対を持たない。

2. 安全ピンをはずして落すか、誤って撃鉄を作動させた時の処置

- (1) 直ちに拾う。
- (2) 人のいない所に投げる。
- (3) 地面に伏せる。

第2. 訓練

第1節 要 則

1. 訓練の3段階

手榴弾訓練は主として投擲訓練である。

- (1) 投擲の方法
- (2) 投擲における正確さと距離の増加
- (3) 手榴弾の戦術的用法の訓練

2. 手榴弾の握り方

- (1) 安全棒を親指の指先と第1関節の間でおさえる。
- (2) 他の4本の指と掌で弾体を包むように握る。
- (3) 他の手の人差指を安全ピンにかける。



第135図 手榴弾の握り方

3. 投擲の法則

- (1) 一般に各自が得意とする方法を用い、かつ弾に回転をあたえるようにして投擲する。
- (2) 手首が柔軟でなければ横手投げがよい。
- (3) 投擲後は1歩前進するのがよい。
- (4) 投擲の目的は目標に命中させることである。従つて弾丸の経路を注意し、その後修正を行う。
- (5) 初期練習は腕を傷めないため約20メートルに限定し、練習により35メートルまで正確に投げられるまでにする。
- (6) 35メートル以上は、大ていの者は正確を欠く。
- (7) 投てき練習では跳弾は命中と見なす。

第2節 投擲姿勢

1. 投げ癖

投擲の第1は、よい投げ癖をつけることである。

2. 投擲要領

(1) 立ち投げ



- a. 「立て」の号令で半ば目標に向い、体重を等しく開いた両脚にかけ、手榴弾を胸の前で握る。
- b. 「ピンを抜け」の号令で安全ピンをねじりながら引き抜く。「投げ」で自由な動作で投げる。1歩前進する。
- c. 眼を手榴弾より離さず、弾着を点検し、じ後の修正を考える。
- d. 「元の姿勢」で不動の姿勢にかえる。

第136図 立ち投げ
伏せの姿勢より始める。手榴弾は頭の前方で握り顔は伏せる。

- a. 「ピンを抜け」
- b. 「折敷」で腕をすばやく引いて上体を起すと同時に後に引く。左膝は地につけたまま右脚を後方へ引く。
- c. 「投げ」で投擲後、弾着地点を確かめ身体を地上に伏す。

(3) 立った姿勢より折敷

- a. 「折敷」で半ば目標に向い左膝を立て折敷く。
- b. 「ピンを抜け」で安全ピンを抜く。
- c. 「投げ」で手榴弾を投げたら



(1)



(2)



(3)



(4)

両腕をついて身を支えて止め、その姿勢で当り具合を見る。

(5)



- d. 「元の姿勢」で立った姿勢にかえる。

第137図 膝をつけて投擲(伏せの姿勢から)

(4) 伏せ

- a. 「伏せ」で投げる方向に対して大体直角に仰向けに寝る。頭を脚よりも目標に近くする。
- b. 「ピンを抜け」でピンを抜き、右脚を膝を低くして曲げ、左手で手近の物体、革等をしっかりとつかむ。



第138図 伏せの姿勢よりの投擲

- c. 「投げ」で投げた後なお体を前方へ回転し伏せる。
- d. 「元の姿勢」で転がつて仰向けとなる。



(5) 下手投げ

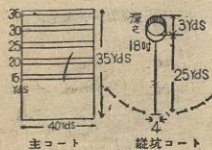
- a. 構造物、森林、密林等において正確に投げる必要のある時に用いる。
- b. 壁ごし地面に近い窓の口へ短い距離の投擲に用い、非常にコントロールがよい。
- c. 「起立」「折敷け」「かがんだ姿勢」で行う。



第139図 下手投げ

1. 練習場は種々の距離で、またいろいろな姿勢で投げるコート設ける。このコートで、初期は自分の防衛を考えずに専ら投げ方や正確さや距離に重点をおき、なお実弾の投擲をも行う。

2. 主コート



第140図 練習場

(3) 64人収容できる。

(4) 点目標に対する投擲を行う時は、各平均距離に1メートル平方の目標を標示して行う。

3. 縦坑コート

手榴弾を坑の中に投げ込む。地面に落ちて転がりこんだのは命中と見なさない。

4. 各個掩体コート

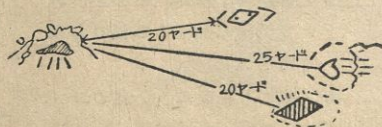
(1) 掩護物のかけからの投擲練習である。

(2) 縦坑コートは1つの漏斗孔と3つ

の浅い各個掩体を掘る。漏斗孔より投擲する。

(3) ころがりこんだものは命中と見なさない。

(4) この場合実践のつもりで投げたら直ちに掩護物にかく



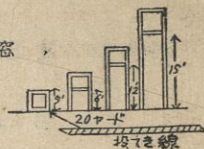
第141図 各個掩体コート

れ、助手は1弾毎に「命中」「外れ」を知らす。

5. 縦標のコート

(1) できるだけ少ない回数で4つの窓を通り抜けさせる。

(2) 通り抜けないのは命中と見なさない。



第142図 縦標のコート

6. 森林コート

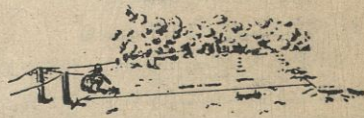
(1) 密生した低い叢林または低く垂れている樹の枝が投げる邪魔になるような状況をこしら

える。このコートでは折敷またはうずくまった姿勢から投げる。

(2) 下手投げのあたる距離は、せいぜい約12mである。標的はこの距離内で投擲点の前におく。

(3) 標的の位置と数は部隊の要求に応じて適当にきめる。

(4) 下手投げで達しうる距離は、実手榴弾の爆発有効半径より短いから危害予防には慎重を期さなければならない。



第143図 森林コート

第4章 3.5吋ロケット弾発射筒

第1. 技術訓練

第1節 要 則

1. 近代戦におけるRLの地位

近代戦における地上戦闘は、現在のところ戦車を除いては考えられない。このため対戦車攻撃用火器として、ロケットは攻撃防衛共に重要な地位をしめるものであり、第2次大戦以降におけるその発達の歴史が、まさにこのことを証明している。

2. 沿革

- (1) ロケット弾は古い火器である。1232年、支那人が蒙古の攻撃に対する防禦に使用した時は、まだ人目に立たぬ火器であつた。その後間もなくロケット弾は欧州に渡り、つづく50年間に、数カ所の戦闘に用いられたが、14世紀初頭、砲の発明によつてロケット弾は戦場から姿を消した。
- (2) 400年後、1799年南方インドの原住民部隊が英軍との戦闘にロケットを使用したとき、その軍事的重要性が再び認識された。そして英国はその当時秘密火器であつたロケット弾を考察し、1806年英軍はロケット弾によつてコペンハーゲンの街を焼き払つた。
- (3) アメリカでは1942年、2.36インチバズーカが陸軍において採用された。
- (4) 3.5インチロケットの研究は、第2次大戦終了の寸前より始められ、朝鮮事変初期の極東軍司令部の緊急な要求に

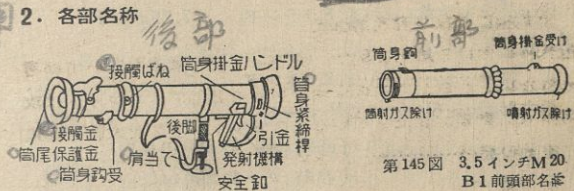
より誕生した。これは生産に入ってから4ヵ月後に戦場に現われ、ロケット弾7発で7台の戦車を撃滅するという劇的な成果をあげた。

第2節 構造機能

1. 制式名称および型式

3.5インチロケット弾発射筒にはM20型とM20B1型がある。

2. 各部名称



第 144 図 3.5 インチ M20B
1 後筒部各部名称

特性

- (1) 無反動 (2) 無腔線
(3) 筒尾裝填 (4) 電氣發火
(5) 肩擊ち (6) 空冷
(7) 輕量

4. 諸元

(1) 発射筒



筒の全長（発射時）	60.25インチ（約153cm）	60.25インチ（約153cm）
筒の重量	約15ポンド（約6.8kg）	約14ポンド（約6.4kg）
前部筒身の長さ	約30インチ（約76cm）	約30インチ（約76cm）
前部筒身の重量	6.1ポンド（約2.8kg）	5.75ポンド（約2.6kg）



第146図 3.5インチM20B1
照準装置各部名称
M20B1

後部筒身の重量	8.9ポンド	8.25ポンド
発射機構の型式	電気式	

(2) 2脚架または後脚架なしの発射筒

	M20	M20B 1
筒の全長	60.25インチ	
筒の重量	約12.5ポンド	約12.5ポンド
前部筒身の重量	4.1ポンド	3.75ポンド
後部筒身の重量	8.1ポンド	7.75ポンド

(3) 弾薬

重量.....約8.5ポンド

最大射程.....960ヤード

有効射程.....

{	固定目標	約300m以内
	移動 "	約200m以内

最高速度.....340フィート/秒

装甲貫徹量.....約28cm (同質装甲板)

発射速度.....最大8発/分 持続4発/分

5. 構造

- (1) 3.5インチロケット弾発射筒は長さ60.25インチの開口の筒身である。筒身の内側はなめらかでロケット弾は円滑に装填される。握りの中にある磁石発電機式発火装置はロケット弾に点火させる電流をあたえる。
- (2) 点火すると、ロケット弾は安定筒内にある噴進筒の噴進作用により、発射筒から推進される。筒身の後部は開いており、かつ推進は筒身内部に生ずるガス圧によるものではないので反動はない。
- (3) 筒内にガス圧が生じないので、筒身はそれを取扱う場合屈曲したりへこんだりしない程度に強ければよい。しかし

筒身は通常の発射速度で過熱しない程度の厚さがなければならない。

- (4) 推進薬に点火するとガス及び火炎は筒尾より噴出する。射手及び装填手は、この後方の爆風による傷害を受けないように、とくに注意しなければならない。
- (5) M20とM20B 1との差異は、M20は筒身にガス除け、筒身保護金・筒身結合装具等の部品をねじ付けしたアルミニウム製であるのに対して、M20B 1はアルミ鋳物であり、部品の大部分は筒身の一部として鋳造されている

6. 筒の分解・結合

- (1) 搬送上の目的から前筒部と後筒部に分解する。
- (2) 結合は前部筒身の筒身鉤と筒身掛金受とを、後部筒身の筒身鉤受と筒身掛金に結合することにより搬送用となる。

7. 発射機構の分解・結合

引金握り止ねじを抜き、引金握りを取る以外は分解してはならない。

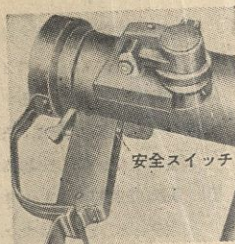
8. 単式撃発装置と複式撃発装置

- (1) M20型発射筒は殆どが複式であるが、そのあるもの及び2.36吋RLの全部は単式撃発装置である。引金を引いたりゆるめたりすると引金握り内の磁石発電機式発射装置の発電子が動く。複座及び発電子パネは発電子の作用にスナップをあたえる。磁石発電子の運動により、ロケット弾に点火させる電流が生ずる。引金をゆるめるとパネの作用によつて引金は通常的位置にもどる。
- (2) M20型の殆ど及びM20B 1型は複式である。パネの作用により引金は前方位置にかえる。しかしこの復座運動は電流を起さない。

9. 安全スイッチ

- (1) 複式発射装置の安全ボタンは握りの左側の孔の中にある。安全ボタンはアルミニウムである。
- (2) 安全ボタンに2つの位置がある。下方位置が安全位置であり、この位置においては引金の作動は引金の突起部の後方に作用する安全ボタンの上方位置が発射装置である。この装置においては安全予止めが引金の突起部から離れる。

註 発射しないときは安全スイッチは安全位置にしておかなければならない。



第147図① 撃発装置



第147図② つづき

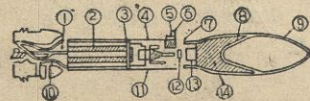
第3節 弾 薬

1. 種類・特性

	長さ	重量	最大速度	最大射程
対戦車榴弾	23.55吋	8.5ポンド	340フート/秒	960ヤード
演習弾	〃	〃	〃	〃

2. 各部名称

- ① 接触導線 ⑧ 円錐銅板
② 推進薬 ⑨ 中空弾頭
③ 電気雷管 ⑩ ノズル
④ 撃鉄 ⑪ 信管体
⑤ 撃針 ⑫ 雷管
⑥ 安全ピン ⑬ 伝爆薬
⑦ 安全帯 ⑭ 高性能爆薬



第148図 対戦車榴弾断面図

3. 構造

(1) 弾底信管M404 (T160E6)

a. 構造

弾着と同時に瞬発作用をする単一慣性型である。信管体及び完全帯は黄褐色であり、金属に信管名称・製造番号及び製造年月が書いてある。

安全帯は搬送間安全策として安全ピンの運動を防ぐためのものであり、装填の直前にははずす。

信管機構はプランジャー・撃針・撃鉄・後退ピン・止ピンよりなる。雷管、伝爆薬の順序で爆発する。

b. 機能

- (a) 安全体をはずした時安全ピンは約 $\frac{3}{8}$ インチ外部に引きだされるが信管は作動しない。装填する時は安全ピンを押さえて挿入する。
- (b) 弾丸が装填された時安全ピンは筒壁により押さえられるので、安全ピン段部と戻り筒との結合をとき、安全ピンは自由となる。
- (c) 発射された際の衝撃により、戻り筒は戻り筒バネを圧し、後方に下り止ピンで止められる。
- (d) ロケット弾が筒口より離れた場合安全ピンは飛びだして信管は作動可能となる。
- (e) 飛行中撃針バネは撃針を後方に止め、戻り筒バネは撃鉄を後方に止め、草、小枝等に当たっても作動しない。
- (f) 目標に当たると、その衝撃で撃鉄は撃針を打ち、装薬を爆発させる。
- (g) この信管はM404であつて、その他にも各種の形式

がある。

(2) 対戦車榴弾

a. 構造・機能

(a) 対戦車榴弾は薄壁の弾殻内に装甲目標を貫通するように作られた成型爆薬を有している。この成型爆薬は銅円錐板の後方に充填されている。

(b) 点火すると、この爆薬の熱と力が銅円錐板により集中されて小さいが威力ある高速の熱線を形成する（米ではモンロー効果、旧陸軍では夕弾と称した）。

(c) 中空の弾頭は最大の集中効果をうように成型爆薬を必要な距離に保持する。

(d) ロケット弾が戦車に命中すると熱線が装甲板の一部を白熱させ、とけた金属を半インチの穴を通して戦車内に吹きこむ。このとけた白熱金属の微粒子は円錐状になつて戦車内部に放射し、戦車乗員に当ればこれを殺傷し、弾薬に当ればこれを爆発させ、エンジンに当れば戦車を燃焼させる。

b. 対戦車榴弾は戦車に対して使用する。しかし掩体、トーチカ、人員等の二次的目標に対しても使用される。1フィートの石造物または木材を貫通する。その効力半径は105ミリ榴弾よりやや大きい。泥土、砂、水面に弾着しても爆発しないことがある。

(3) 演習弾

a. 演習弾はその口径、重量、形状、弾道が対戦車榴弾と同一であるが、これは不填実である。

b. 演習弾は種々の目標に対する射撃演習を行うのに用いられる。蓋をしている味方特車に本弾を射撃しても特車

及び搭乗員に危険はない。

(4) ロケット弾の識別法

ロケット弾はその色および標記によつてその型が識別され、また名称あるいはロット番号によつても識別される。

弾 筒	符 号	色 別	標 識
対戦車榴弾	HEAT	オリーブ褐色	黄色記号
演習弾	T P	青色	白色記号
発煙弾	W P	灰色	黄色記号
訓練弾		黒色	

4. 保存手入れ

(1) 日常手入れ（保管の場合を除く）

乾いた手入布で筒身内部がきれいに拭きとれるまで通す。きれいな乾いた手入布に保存潤滑油を浸みこませ、それをしぼり、筒腔を往復させて塗油する。

(2) 週手入れ

接触金軸ピンに油を施す。発射機構に復座バネ部の注油孔より約10滴の保存油を注入する。

(3) 射撃前

きれいな乾いた手入布で油膜のなくなるまで筒身を通す。

(4) 射撃後

a. 筒身内部を腔中油で手入れしたのち、筒身に腔中油膜を施して一晚中そのままにしておく。3日間この要領をくりかえす。24時間以内に射撃をすることになっている場合にはふきとつてはならない。射撃をしないならば筒身をふきとつて3日目後は保存油を塗油しておく。

b. 腔中油を使用できないときは、石鹼水で筒身の手入れを行つてもよい。その要領は4ガロンの水に1ポンドの石鹼を刻みこんで完全な溶液をつくる。できれば水をあ

たため、石鹼をとけやすくする。32°F 以下の温度で筒身手入れをするときは、教範9—4—3に述べてある型と量の防凍剤を加える。射撃直後及びそれ以後3日間は石鹼液でもって筒身を完全に手入れする。きれいな温湯ですすぎ、これをふきとって塗油する。

- c. 射撃後の緊急手段として、腔中油または石鹼水がないときは、筒身がまだ熱い間に熱湯で手入れしてもよい。そのあと完全にふきとり、錆を防ぐため油膜を施す。熱湯で手入れするときは雷管塩及び火薬の残りかす全部を取除くことができないかもしれないから、できる限り速かにa. b. の段階に従って手入れすることが必要。

(5) 外部

錆、凹凸またははげた部外金属面を乾布で手入れし、光沢のない緑褐色のエナメルを塗る。接触パネ及び尾翼部のまわりにあるアルミニウム帯に接触する接触金の接触面に塗装してはならない。

第2. 射撃術訓練

第1節 射撃予習

1. 射撃予習の目的

隊員に射撃術の基礎を教え、射場演習前に射撃の正確な習慣を養成することである。

2. 射撃予習の段階

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 照準 | (4) 装填及び応急処置 |
| (2) 引金の引き方 | (5) 移動目標の追隨 |
| (3) 射撃姿勢 | |

3. 照準

本火器は直接照準火器であり、対戦車火器で移動目標が主であるので、眼鏡にリード（未来修正量）が目盛られて未来修正量をとることができる。

照準器には同心円型（2.36吋）、隋円型、梯子型の3種があるが、3.5R Lは梯子型を使用している。

(1) 梯子型照準器

照準器の梯子型鏡目盛り（第149図）は断続せる垂直線・水平線からなり、縦の実線及びその空間は50ヤードの距離目盛りを示す。したがって射距離板上の測合変化を行わずに0から450ヤードまでの照準ができる。各水平線の間は100ヤードの射距離変化を示す。水平の各実線及び空間は時速5マイルのリードを示す。縦線の両側に3つの空間と3つの実線があるので、両側に対して各時速30マイルのリードをとることができる。

左ヨリ右へ移動スル目標 / 照準範囲
右ヨリ左へ移動スル目標 / 照準範囲

第149図 梯子型目盛り

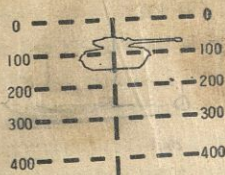
(2) 射撃距離のとり方

- 450ヤード以下の射撃では射距離板の零目盛に指標を合わせておき、鏡内目盛により射距離をとる。
- 450ヤード以上の射撃では、射距離板の相当目盛に指標を合わせ、鏡内垂直線最上端（零水平線）または基準線のうちのある点で照準する。

(3) 固定目標

- 正確に射距離を判定する。

- b. 射距離相当目盛に指標を合わせ、鏡内垂直線のうち射距離に相当する点に目標の中央に照準する。目標が至近距離にある場合には目標の薄弱部に照準する。(第150図)

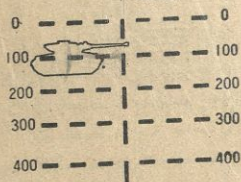


第150図 射距離100ヤードの固定目標

(4) 移動目標

- a. 射距離・速度・移動方向を判定し、指標を射距離板上の正しい目盛りに合わせる。

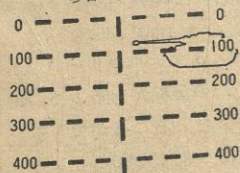
- b. 弾丸が発射されるとき目標の位置と、弾着時の目標の位置の間の方向及び射距離のリードを考えて鏡内目盛りに目標を照準する。



第151図 時速20マイル、射距離100ヤードで左から右へ移行する目標

(5) 射線に直角に横行する目標

- 射距離を判定し指標を射距離板上の正しい位置に合わせる。目標判定速度からリードを決定し選定射距離の水平線上の正しいリード目盛りが目標中央にくるよう照準する。

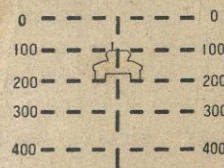


第152図 時速30マイル、射距離100ヤードで右から左へ移行する目標

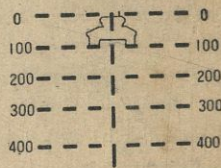
- 右より左へ横行→垂直線より右
左より右へ横行→垂直線より左
で照準
- (6) 直行(射線上を近接または退行する)目標
射距離を判定、指標を射距離板上の正しい目盛りに合わせ、次の点を照準する。

近接目標→中央下際

後退目標→中央上際

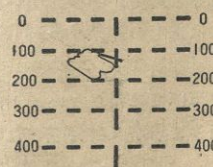


第153図 時速20マイル、射距離100ヤードでまっすぐに退行する目標

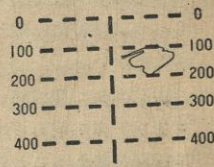


第154図 時速20マイル、射距離100ヤードでまっすぐに近接する目標

(7) 斜行目標(射線に対して)



第155図 射距離200ヤード、左前方より30度、時速20マイルで近接する移動目標



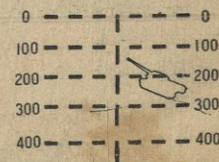
第156図 射距離200ヤード、右前方より45度、時速20マイルで近接する移動目標

- a. 射距離・速度・移動方向(角度)を判定、その移動方向に基いて水平線上の正しい目盛り上で照準する。

近接目標→中央下際

後退目標→中央上際

- b. 目標が射線に対して45



第157図 射距離200ヤード、右前方より60度、時速20マイルで退行する移動目標

度斜行の場合判定速度の約70%に相当するリード点で目標の中央下(上)際を照準する。

- c. 目標が射線に対して45度以下で斜行の場合、照準像は45度の場合よりも更に垂直線に近くおく。
- d. 目標が射線に対し45度以上で斜行しているならば、照準像は45°の場合よりも更に垂直線より遠く、しかも中央下(上)際よりも中心に近くもつていく。(230頁参照)

4. 引金の引き方

- (1) 右手の人差し指及び中指を引金におく。次に目標を狙う。正しい照準像が得られたら、なめらかに確実に後方圧力を加えて引金を引く。
- (2) 照準及び引金を引く間は息をとめる。引金を引いたのちも、弾が発射筒を離れるまでは正しい照準を保持しなければならない。
- (3) 射撃直後に発射筒の筒口を下げてはならない。下げるとロケット弾が前面の地上に当って射手及び付近の他の隊員に傷害を与えることがある。

5. 射撃姿勢の原則

- (1) 伏射ち、坐射ち、ひざ射ち及び立射ちの姿勢で射撃する。姿勢は各人の体格によって異なるが、楽で融通性のある、しかも

確実なものでなければならない。

- (2) 移動目標

射撃は 200メートルまで



第158図 伏射

有効である。対戦車射撃には最も融通性のある射撃姿勢をとる。腕及び体の上部が腰によつて自由に回転できるように融通性を持たねばならない。ひじはひざから離す。これによつて目標を追うときに、移動方向に自由に、かつ確実に動くことができる。伏射ちは移動目標の射撃には不適当である。

- (3) 固定点目標は300メートルまで有効である。この際できればひじと体を委託する。

6. 伏射ち

- (1) 射手

- a. 第158図のように伏姿をとり、かつ後方爆風による傷害をさけるため、筒身線に対して体が45°以下にならぬように伏せる。
- b. 背骨をまっすぐ保ち左脚は右腰・右肩と一線にする。
- c. 左脚はできる限り離して適宜の位置におき、両足のかかととは地面に接する。
- d. 左ひじを握りの下にして、両ひじを発射筒の下に十分かかえこむ。
- e. 頭は右眼で照準器をのぞき確実にかつつたりと保つ。
- f. 300メートル以上の距離では極度に射角が大きくなるので伏射ちは好ましくない。

- (2) 装填手

- a. 照準線に対し、射手の肩と対向して直角に伏し、少し後方を向く。
- b. 体を両ひじで支え、発射筒に装填できるよう十分射手に接近して位置する。
- c. 射手がその位置を変えるときは装填手とともに移動し

て後方爆風を避け、発射筒に装填できるようにする。

7. 坐射ちの姿勢

これには2つの姿勢がある。第1の姿勢は迅速容易に体の移動ができるので、移動目標射撃に適する。

(1) 射手

- a. 第1姿勢 射手は目標に対して半ば右を向き、第159図に示すように脚を組んで坐る。

- (a) 体は腰より上を若干前に倒し背は真直ぐのぼす。

- (b) ひじは筒の下に保持し、右ひじは肩当てに対してくぼみを作るようにし、ひじは離す。左上腕は胸に託してもよい。

- (c) 頭は右眼で照準器をのぞくように保持する。

- (d) 左ひじは握りの下におき、右手で握りをつかむ。

- (e) 移動目標の追随には腰から体を動かす。この姿勢では、その位置を変えることなく約90°の横行が可能である。

- b. 第2姿勢 (小銃の坐射姿勢と同じ)

- (a) 脚は組まずに離し、地中にかかとを踏みこんで足を支える。

- (b) 両ひじはひざ或は脚に託す。

- (c) 固定目標または横行量の少ない移動目標に好適。

- (2) 装填手 装填手は右脚を左脚の上に組んで射手に相対する姿勢をとればよい。



第159図 坐射ち第1姿勢

第1姿勢では射手は右ひざを装填手の右脚に託してはならないが、第2姿勢においては射手が右ひざを装填手の右脚に託し得るように十分射手に接近して位置をとる。



第160図 ひざ射ち第1姿勢

8. ひざ射ちの姿勢

これは2つの姿勢がある。

(1) 射手

- a. 第1姿勢

- (a) 右ひざをつき、右脚の上部を垂直にしてひざまづく。しりを右かかとにのせてはならない。

- (b) 左脚は目標に向け、地面に対して直角にまげる。右ひざは左足に対して直角にする。

- (c) ひざから上はまっすぐに伸ばし、左ひじは筒の真下にし、右手で握りをつかみ左手は下から用心金を支える。右ひじは高く保持して肩当てに対してくぼみをつける。

- b. 第2姿勢 小銃のひざ射ち姿勢と同じ。

- c. 両姿勢は固定、移動両目標の射撃に使用できる。しかし、第1姿勢の方がより一層移動目標射撃に適する。

(2) 装填手

- a. 射手の右肩に対向し、発射筒の後部を向いて、ひざをつけた姿勢をとる。

- b. 片ひざまたは両ひざとも地につける。

- c. 射手と連繫をとり、かつ装填するため十分に射手に接

- d. 追随間は射手とともに移動し、後方爆風を避け装填ができるようにしておく。

9. 立射ちの姿勢

(1) 射手

- a. 足は1フィート離し体は真直ぐにして体重を均等にか
け、目標に対して半ば右方をむいて立つ。
b. 左ひじは発射筒の下におく。
c. 右ひじは高く上げ、肩当に対してくぼみをつける。
d. 右手で握りを握り、左手でそれを支える。
e. 移動目標を追随するには、く
るぶしより上で体を動かす。



第161図 立射ち

(2) 装填手

- a. 射手の右肩に対向し、発射筒の後部に面して立姿をと
り、装填できるように十分射
手に接近する。両足は適度に
開く。
b. 追随間射手とともに移動し
て後方爆風をさけ、かつ装填ができるようにする。

10 装填

(1) 要旨

装填及び射撃動作の間、装填手は常に発射筒後端の側方、やや前方に位置する。射手はロケットチームの指揮をする。

(2) 射手

- a. 伏姿、坐姿、膝姿及び立姿の姿勢をとる。

- b. 発射筒を右肩にのせて目標地域に向ける。
c. 安全子を安全位置にする。
d. 右手を引金から離し左手で発射筒を支える。
e. 右手で装填手をたたき、「装填」と号令する。発射筒に装填する間引金を引いてはならない。訓練の初期には引金を引かないために右手を鉄帽の上におく。

(3) 装填手



第162図 クリップの取りはずし



第163図 長い導線の引き出し

- a. 発射筒の反対側に射手と同じ姿勢をとり、筒尾を向き、容易に手の届く所に位置する。

註 装填・照準及び射撃間、発射筒の後方に立つてはならない。

- b. 装填の号令を復唱する。
c. 位置を変えずに体重を左に移し、手のひらを上に向け、弾頭を目標に向け左手で弾薬を持つ。
d. 接触環部からクリップを取り



第164図 安全帯の取はずし

224 第4章 3.5吋ロケット弾発射筒

はずす(第162図)。

- e. 弾薬の向きを変えることなく、右手で尾翼部から長い接触導線を引出し、安全帯を取りはずす(第163図、第164図)。はずした安全帯は弾帯の中に入しめる。付近に捨てたりしてはいけない。これは、不発の時再び安全帯をかけるためである。



第165図 筒に挿入

- f. 右手の手のひらを下に向け、親指を筒身の下にし、他の指を接触金の前端に当てて、接触金を押下げ、接触金のくびきを上げて、弾薬が通るようにする。ロケット弾を発射筒にさしこむ(全部装填)。



第166図 導線の結着

- g. 左手を尾翼部に移動する。ただし噴進筒の開口部を越えてはならない。接触金をゆるめるとき、接触金のくびきがロケット弾尾翼部のアルミニウム接触環の後方の塗装してない溝にはまるまでロケット弾を発射筒内にさしこむ(第165図)。

- h. 接触導線の端末から絶縁管を取りはずす。
i. 長い接触導線の端末裸線を2個の接触パネのどちらかにはさむ(あまつた端を曲げないこと)(第166図)。
j. 接触導線の非絶縁部のどの部分も接触パネに接触する前に金属に接触してはいないかを点検する。

k. 後方爆風圏内に誰もいないか確かめる。

1. 射手をたたいて「よし」と唱える。

(4) 射手

鉄帽から手を下して握りを持つ。射距離測合を点検して安全子を発射位置に動かす。照準をして引金を引く。ロケット弾が筒身を離れてしまうまで照準を保持せよ。

11. 機能不良及び応急処置

(1) 装填不良

原因	処置
筒身の凹凸	発射筒を取りかえる
筒尾保護金の屈折	プライヤーで直す
弾薬の過大または屈曲	取りかえて新しい弾薬を装填する
接触金の屈曲または欠陥	接触金を直す。どうしても接触しない場合は接触金を取りかえる。

註 接触金の前端をくびきで締め上げてはならぬ。

(2) 発射不良

原因	処置
接触導線が確実に接触して いなかった	確実に取りつける
接触金とロケット弾尾翼部 の接触環間の不接触	ロケット弾を回転し、同時に接触金を押し下げて、接触金のくびきが確実にアルミニウム接触環にはまるようにする。

(3) 不発の応急処置

a. 射手

- (a) まず照準したまま引金を離す。引金を離すとき電流が起り、発射するかもしれないので、引金を離す前に筒口を下に向けてはならない。(2.36時の場合)
- (b) 安全子が発射位置にあるかを点検、安全位置にする。
- (c) 右手を引金から離す。
- (d) 装填手をたたき「不発」と呼唱する。

b. 装填手

- (a) 「不発」と復唱。不時発火に備えて15秒待つ。
- (b) 長い接触導線の不絶縁個所が接触パネ以外のところで発射筒に接触していないかを点検。
- (c) 長い接触導線を解く。
- (d) 接触金の後部を押し下げ、同時にロケット弾を回転して接触金くびきと尾翼部のアルミニウム接触環との電気接触を確実にする。
- (e) 長い接触導線を他の接触パネにさしこむ。
- (f) 発射筒に、接触導線が接触していないかを確かめる。
- (g) 射手をたたき「よし」と呼唱する。

c. 射手 発射を試みる。なお発射しない場合は不発の応急処置の要領をくりかえす。それでも発射しない場合は「弾抜け」と号令する。

d. 装填手 「弾抜け」と復唱する。15秒待つ。長い接触導線を取りはずし、安全ピンが見えるまでロケット弾を引きだす。安全帯を安全ピン上にかぶせる。次にロケット弾を発射筒から取り出して横におき、再梱包する

か、処置を受ける。

第2節 射場訓練

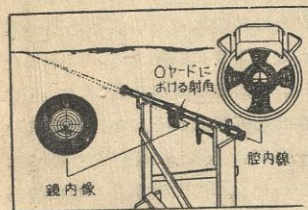
1. 要 則

射場訓練は射撃予習につづいて行う。射撃係幹部は全射撃間、射場において射撃の実施及び危害予防の責任を有する。

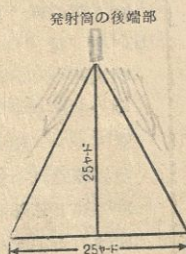
2. 危害予防

- (1) 射撃係幹部の許可なく射線から発射筒を動かしてはならない。
- (2) 射撃係幹部の許可なく射線へ出入をさせてはならない。
- (3) 後方爆風より防護するため、待機線は射線の後方30ヤードに設ける。
- (4) 射撃係幹部の許可なく射線と待機線の間を通行してはならない。
- (5) 装填及び抽出は、すべて発射筒が射手の肩にあるとき射線上で行われる。筒口は目標に向け、決して地上に向けてはならない。
- (6) 不発弾は射撃係幹部の号令でのみ抽出する。
- (7) 弾薬は待機線でのみ渡される。
- (8) 弾薬は後方爆風圏外におく。
- (9) 弾薬には日光の直射を防ぐため覆いをする。
- (10) 待機線にある間、各射手は射撃前の点検を行う。
- (11) 特殊の弾薬は、その安全温度以外の温度では射撃してはならない。
- (12) 発射時の後方爆風及び後部より吹き出るごく少量の未発火の推進薬に対し、目を防護するため、射手及び装填手は面覆いをする。

この方法では筒身軸および照準具は正確に平行とならないが、発射筒の照準規正には十分正確である。



第170図 無限大法



第171図 ロケット弾発射筒の後方危険区域

〔参考〕

走行角度	修正(リード)量
60°以上	横行と同一リード量
45°以上	横行リード量の $\frac{3}{4}$
30°以上	横行リード量の $\frac{2}{4}$
15°以上	横行リード量の $\frac{1}{4}$
以下	直行と同様にリードを要しない

第3編

野外編

第1章 野外勤務

第2章 情報・警備

第3章 野戦築城

第4章 地図の見方

第5章 通信

第6章 衛生

第7章 対化学

第1章 野 外 勤 務

第1節 要 則

1. 野外勤務の意義

- (1) 野外勤務とは、戦場における直接戦闘行動以外の諸行動、すなわち情報・警戒・部隊移動・行軍宿営等をいう。
- (2) 戦場においては、直接の戦闘行動よりも野外勤務に属する行動が大部分であり、その適否は戦勝に重大な影響を及ぼす。
- (3) 戦闘においては「敵を知る」ことが戦勝の要件である。全隊員は敵及び天候・地形に関する情報資料の収集及び迅速適切に報告する要領を習得し、また味方の行動企図等について敵に察知されないように十分注意して諸法規を守ることが大切である。
2. 野外勤務においては、とくに個人の能力・責任観念が大切である。

第2節 行 進

1. 要 旨

行進とは徒歩、自動車、またはその併用により昼夜いずれにおいても実施する。また所望の地点への到着を早めるため強行進（行進速度または行進時間の増大）を行うことがある。

2. 徒步行進

徒步行進を行う理由

- (1) 輸送力若しくは燃料が制限されている場合

- (2) 行進距離が短いとき
- (3) 戦況、地形等が車両の使用に適しないとき
- (4) 徒步行進の能力を向上、維持するため

3. 徒步行進の方法

(1) 行進隊形

通常の隊形は2列縦隊で道路の両側を1列ずつ行進するが、状況に応じ3列もしくは4列で行進することもある。

(2) 行進速度

行進速度とは小休止を含めた平均の時速である。

区 分	昼 間	夜 間
通常の道路	4 km	3.2km
路 外	2.4km	1.6km

(3) 荷 重

武器、弾薬、鉄帽、背のう、その他すべての装具を含んだ重さであり、行進に影響するところ大である。限度は極力体重の1/3以下に制限するのがよい。通常最大限 23kg 実用荷重は18kg またはそれ以下がよいことになっている。

(4) 歩幅及び歩度

a. 標準の歩幅は75cmである。

b. 歩度とは1分間に行進する歩数で105~120歩である。

c. 歩幅75cm, 1分間106歩の歩度で行進するとき1時間に4.8km 行進できる。1時間のうち小休止が10分あると、平均速度は4kmとなるが、各自の自由な歩度・歩幅で行進速度を維持する。

(5) 各人間の距離

各人間の距離の標準は1mであるが、長距離の行進にお

いては2~5mが適当である。各人はつとめて定められた距離を保持する。

(6) 部隊間隔

行進縦隊内の速度及び距離の変動を調節するため及び車両の通り抜けを可能にするため部隊間の間隔を設ける。

大隊間 100m 中隊間 50m 小隊間 20m

部隊間隔は常に厳密に維持する必要はない。行進速度の変動を調節するため適宜伸縮することができる。

(7) 1日の行程

1日の行進距離は通常24~32kmで、1日の行動時間は通常8時間以内が適当である。

(8) 休 止

休息し装具を調整することができるように一定の時間をおいて休止を行う。最初45分行進して15分休止し、その後50分行進、10分の休止を行う。行進再開の1分前に出発の合図がなされる。食事のための休止は通常30分以上を必要とされている。

4. 行進準備

(1) 準備命令が下達された後の準備

a. 身体とくに足部を清潔にすること。

b. 手足の爪、頭髪等を適度に切ること。

c. 飲食に注意し、とくに消化機能をさかんにすること。

d. 十分睡眠をとること。

e. 朝食はたとえ食欲がなくても適量をとること。もし食欲が進まず、あるいは食事の暇のないときはこれを携行し、途中時機を見て食べること。行進中における空腹と渴を予防することが大切である。

f. 身体の不具合な者は分隊長に届け出ること。

(2) 行進命令が下達された後の準備

a. 服装は指示されたとおり着用する。

b. 靴下は洗濯した中古品がよい。新品、不潔品、破れたもの、修理したものは用いない。やむを得ず新品を用いるときは手もみ洗いをしておく。靴下の大きさは適合したものをういよ。大きすぎるとしわができ、まめ、靴傷の原因になり、小さすぎると血行が悪くなる。

c. 靴は、はきなれた中古品で革質柔軟、底部の内面なめらかなものを用いる。その適合検査の方法は次のとおり。

(a) 足の凹みの適否を検査。しわのないこと。

(b) 親指のつけ根のふくらみは靴底革の広い部分にのせる。

(c) 靴の幅の適否を決定する。革が引締まつていても余分になつてもならぬ。

(d) 靴の長さの適否決定。親指の端から靴先までの間約1.2cm。

d. 背のうの組立方 背に密着する部分にシャツ、柔いものを入れ、重いものを下方につめる。携行糧食は汗や雨にぬれないように収容する。内容品は左右の平衡を保たせ動揺しないように配合する。天幕、雨衣、円ピ、飯盒、鉄帽の装着は堅確にして、どんな激動にも脱離しないようにする。

e. 靴のはき方 紐を解き靴下にしわをよせないようにはき、砂除革を正しく延ばし、紐をややゆるめて締める。

f. 弾帯はややゆるめに締める。

g. 背のうの負い方 体の中央高めになるように負う。

背のうは傾かないように、肩の上衣のしわができぬように、わき紐はねじれないよう注意する。

(3) 集合前の準備

a. 水筒に湯茶を満水する。

b. 用便をすませる。

c. 忘れものはないか点検する。

d. 雨天、雪の場合は銃にやや多量の油を塗る。

5. 行進実施上の注意

(1) 行進紀律とは

a. 部隊行進の状況に応じ行進を調節する。

b. 服装装具の着装を整え行進に適切にする。

c. 行進間の指示に直ちに従う。

d. 各自の職責を自覚し、これを遂行する。

e. 隊列内の各員の定位を保持し、分隊長、小隊長の許可なく隊列を離れぬこと。

f. 隠蔽・掩蔽に留意すること。対化学警報があつたときは直ちにガスマスクをつける。

(2) 休止間の注意

a. 速かに道路を開放する。

b. 直ちに用便し、終つたら埋める。

c. 靴をぬぎ、足を冷し、靴下のしわをのばす。

d. 被服・装具の不具合を直す。

e. 水の紀律、糧食の定量を守ること。

f. 部隊より離れて休憩しないこと。

g. 集合時刻に遅れないこと。

h. できれば水筒を満水しておく。

i. 武器の手入れ

(3) 行進終了時の注意

- 指定された位置に速かに分散する。
- 足を洗い足の傷を治療する。
- 武器の手入れをする。

第3節 行進間の警戒

1. 路上斥候

(1) 要旨

- 路上斥候とは、尖兵から警戒部隊として行動するため、所要の通信器材等を与えられて前方に出された1個分隊である。
- 路上斥候の前方には、通常車両化された偵察及び警戒部隊が先行する。
- 路上斥候に支援部隊の偵察機関が同行することがある。

部隊	勢力	平均長径	昼間における後続部隊との平均距離
路上斥候	分隊	約 50m	約 200m
尖兵主力	増強小銃小隊 (1個分隊欠)	約 65m	約 400m
尖兵中隊主力	増強小銃中隊 (1個小隊欠)	約 130m	約 600m

2. 路上斥候の任務

路上斥候は示された進路上を警戒しながら前進する。進路上に現われた敵に対しては積極的に行動して尖兵主力の行動を容易にしたりは掩護する。

3. 尖兵との距離

路上斥候と主力尖兵との距離は、尖兵主力を基準として、約200mの距離である。夜間または視界不良の状態においては相対短縮される。

4. 路上斥候の隊形

- 菱形または道路道路の両側に各1列の伸長した行進縦隊で行進する。

- 各隊員間の距離は最小限10歩とする。ただし先頭の2~3名の小銃手の各距離は約20歩とする。

- 斥候長は通常先頭の2~3名の直後を前進するが、必要の場合は現地をよく観察し得て部隊の指揮が容易な所に位置する。

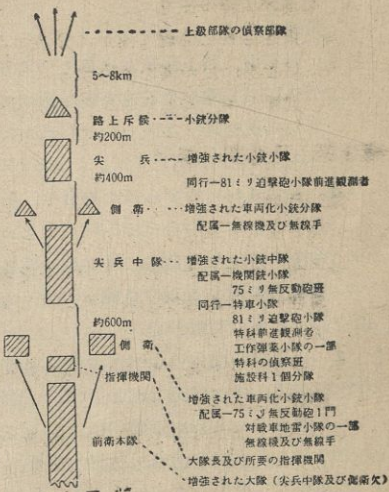
- 1名の組長(通常副分隊長)は路上斥候の後尾を行進する。

5. 路上斥候の行動

- 一般的行動

- 前方または側方を合せて警戒する。展望点における視察を適切にし地形上敵が現われそうな地点には特に注意する。

- 必要あるときは警戒員を近くの要点に派遣して前方を



第172図 徒歩行進の前衛隊形の1例



第173図 路上斥候の隊形の1例

警戒させる。

c. 行進中、路上斥候長は絶えず前方に注意し、地形・敵情に応じて隊形や前進要領を適切にえらび、偵察及び警戒の処置を講じながら命ぜられた行進方向を絶えず維持する。

d. 尖兵長から命ぜられた場合や、射撃を行う場合、或は視察停止する場合のほか停止しない。尖兵長から停止の命令があつた場合は、付近の展望点に監視員を立て、尖兵主力に対する敵の奇襲を防護する。

(2) 路上斥候の対敵行動

a. 有効射距離内のすべての敵を射撃する。小銃の有効射距離外に敵を発見したときは、「敵発見」の信号で直ちに報告し、有効射距離内に近迫して攻撃を開始する。

b. 路上斥候長は敵情・地形を観察して速かに攻撃方向を決定し、攻撃命令を伝達する。

c. 攻撃には損害をさけられる方向から迅速に前進し、敵の側面に対し攻撃或は奇襲することに努める。

6. 連絡員

(1) 要 旨

a. 行進間分隊は連絡員を配置するよう命ぜられることがある。この場合分隊長には連絡を維持すべき部隊、連絡員を配置する間隔等が示される。

b. 連絡員を配置する間隔は、地形・視度に応じて異なるが、昼間は通常 50~100m を基準とし、必要ある場合は適時変更を指示する。

c. 分隊長は連絡員によつて、示された部隊との連絡を確保するとともに、部隊間の距離の現状を把握して報告す

る。

(2) 連絡員の任務

連絡員の任務は、部隊間の連絡と距離の保持である。

(3) 連絡員の構成

連絡員は通常 2 名 1 組として、上級部隊より下級部隊に向つて配置される。

(4) 連絡員の行動

a. 連絡員は、前方の部隊または連絡員を基準として示された距離を絶えず保つて前進し、命令、伝達事項、及び信号を前後に伝ふる。

b. 前方の部隊或は連絡員が停止したときは停止する。2 名は互に連絡可能距離内に前後して位置し、1 名は前方を、他の 1 名は後方を注意して連絡に任ずる。

c. 連絡員は互に協力し、必要に応じて前後に移動して連絡の確実を期する。

第4節 集結間の警戒

1. 要 旨

集結間の警戒は、状況特に敵地上部隊との接触の可能性、敵航空勢力の状況、集結地付近における敵の遊撃活動、上級部隊の警戒部隊の勢力と配備、地形、明暗の度等を考慮して定める。

警戒の程度は、集結地の内部警戒、展望哨、及び各部隊の直接警戒の程度から、前哨部隊を設けるもの、更に主力が戦備を整えたおおむね防禦態勢に準ずるものに至るまで各種ある。

2. 前哨の設置意義及び任務

前哨は一般に敵の近接を適時警告し、かつ敵の行動を遅滞させることにより、主力の戦闘準備を完了させるのに必要な勢力

とし、これを適宜主力の支援距離内に配置する。

3. 前哨抵抗隊

前哨抵抗隊は、前哨の主要な抵抗部隊であり、外哨を配置し、かつ斥候・巡察を派遣して担任区域の警戒を行い敵襲に際しては前哨抵抗線で防禦する。

4. 外 哨

(1) 外哨の意義

外哨は前哨の監視線を構成し、敵の近接を警報し、敵の攻撃に際しては、火力をもって敵を遅滞させる。

(2) 外哨の指揮系統

外哨は前哨抵抗隊長の直轄指揮をうける。

(3) 外哨の任務

外哨長以下一体となり監視に任じ、敵の近接に際しては機を失せず警報を発し、敵襲に際しては、火力をもって敵を遅滞させる。また外哨は通常対空警戒・特殊武器警戒についても著意する必要がある。

(4) 勢力・番号

- a. 通常支援火器により増強された小銃一コ分隊以下。
- b. 前哨抵抗隊または中隊ごとに右から左に一連番号。

(5) 外哨の位置

- a. 前哨抵抗線より通常500メートル以内。
- b. 昼間は敵の接近径路を制する重要地点で、長距離の視界、射界が得られる場所に配置される。この場合、対機甲、対車両警戒を考慮して、その接近径路とくに道路等を開放するのは好ましくない。また障害等を有利に活用する著意が必要である。
- c. 夜間とはとくに敵の接近径路に直接配置される。

(6) 特別守則

- a. 特別守則は、外哨について示すべき事項が順序を追って網羅されており、外哨の任務達成の基礎となるものであり、外哨全員が承知していることが望ましい。
- b. 特別守則は前哨の外哨のみでなく、独立外哨、独立した歩哨等に対しても示される。
- c. 前哨の外哨に対しては、前哨抵抗隊長より示されるが、その他の歩哨等に対してはそれを派遣した指揮官が、前哨の外哨に準じてこれを定める。
- d. 特別守則に示す事項

- (1) 外哨の番号
- (2) 重要な地形・地物の名称
- (3) 敵の方向、位置、活動状況及び予想接近径路
- (4) 前方にある味方の部隊及び斥候の状況、斥候は特に帰来の地点及び時刻
- (5) 隣接外哨の位置及び番号とこれとの連絡法
- (6) 特に監視すべき要地又は方向
- (7) 歩哨の監視法、姿勢及び交代法
- (8) 敵襲に際しとるべき処置
- (9) 信号、警報及び合言葉
- (10) 前哨抵抗隊長の位置及びこれに至る径路

(7) 外哨陣地の編成の要領

a. 陣 地

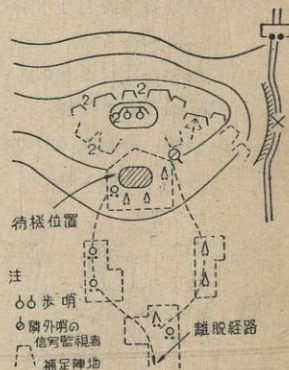
- (a) 視界、射界が良好である。
- (b) 四周に対し対応できなければならない。このため主陣地の外に補足の陣地を設ける場合が多い。

- (c) 地形・地物を利用する。しかし地形・地物の利用に腐心し、監視及び外哨の行動に必要な視界射界等に、支障を来すことがあってはならない。
- (d) 外哨陣地の秘匿 外哨陣地はとくにその行動、位置、施設等の秘匿につとめ、敵に発見されない事が必要である。このため隊員及び施設の偽装を完全に行ない、常に補備修正を行ない、また作業、交通等の痕跡等を残さない。
- b. 歩哨の位置 通常歩哨の位置即外哨の位置である。
- c. 待機位置 上空及び敵方に遮蔽し、迅速に陣地につけなければならない。要すれば待機位置においても自衛のため監視できること、及び隣接外哨との連絡のできることが望ましい。
- d. 外哨長の位置 外哨長は通常歩哨と待機位置の中間に位置する。
- e. 外哨陣地の設備
- (a) 設備の種類
- イ. 監視設備 監視のため視界の清掃、要すれば監視のための展望台
- ロ. 射撃設備 射界の清掃、掩体の構築、標示等
- ハ. 障害設備 敵機甲部隊に対し地雷の敷設、道路阻絶、対人障害等
- 外哨陣地の外哨にも、自衛のために障害物を設ける。これは敵の手榴弾投擲の範囲外（約40メートル以上）に設けるのがよい。この際対応行動あるいは連絡等のための通路を考慮する必要がある。
- ニ. 候敵設備 音響、光等の利用、このために軽易

- な資材を利用して創意工夫することが必要である。
- ホ. 連絡設備 電話機、無線機の設備、視号のための設備
- ヘ. 掩蔽設備 掩体の構築、待機位置の設備
- ト. その他の設備 交代、連絡等のための交通設備及び誰何のための設備等

(b) 設備の要領（順序）

監視のための歩哨位置を第一にかつ速やかに構築する。この際監視に任ずる人員以外のものをもって行なう。次いで外哨の陣地を構築する。この間状況により一部をもって障害、地雷の設置、阻絶を行なう。じ後待機位置を設け補足の陣地を構築する。



第174図 外哨陣地編成の1例(昼間)

(8) 夜間の陣地編成

夜間（視界不良の場合も同じ）における外哨の陣地編成は昼間の場合に準ずるが、夜間の特性上異なる点は次の通りである。

a. 夜間における外哨陣地の特性

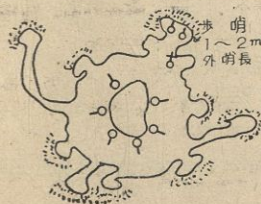
- (a) 外哨陣地全般の配置 指揮掌握が確実容易なように各員の間隔を縮め、四周に対し対応行動がとれるようにする。
- (b) 外哨の位置 敵の接近径路に直接配置する。一般

に敵を空際に透視出来るように、低所に設ける。状況により聴音容易な所に設ける。その位置は通常敵の予想される通路に近く配置する。

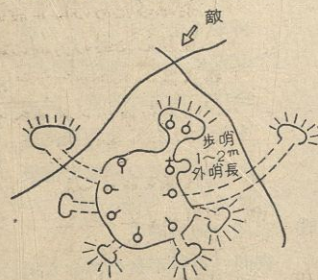
b. 夜間における外哨陣地編成上の著意事項

(a) 歩哨の位置 敵を空際に透視し、あるいは聴音容易な所で、できる限り道路に近く配置する。このため外哨位置に適当な歩哨の位置がなく、外哨位置から離すこともあるが、その位置は外哨長の統制の出来る範囲内でなければならない。

(b) 外哨長の位置 歩哨と待機人員との中間に位置するが、静粛に歩哨の報告を受け、かつ指揮できるように、つとめて歩哨に近く位置する。



第174図 夜間の外哨陣地編成の1例(その1)



第175図 (その2)

(c) 外哨員各員の陣地 待機位置より迅速かつ静粛に配置できるように、つとめて近くする。要すれば隠蔽して行動できるように、遮障を設け、交通壕を設ける。暗夜においても誤らぬように標示(紙片、布による標示、または浅い溝等を作る)を行なうことが必要である。

る。

(d) 夜間における障害の効果は昼間に比べて大である。ただし自己の設置した障害により、対応行動等に支障のないよう通路の開設、標示等に注意する必要がある。

c. 夜間における外哨の陣地設備

(a) 障害設備

(b) 候敵設備 とくに近接察知のため携行資材等をもって創意工夫し、あらゆる手段を講じる。(たとえば鳴子、仕掛照明、仕掛地雷、仕掛手榴弾、電気的発光または音響の施設等、この場合赤外線器材を使用できれば有利)

(c) 標定設備及び標示

イ. 射撃のための標定設備

ロ. 監視のための方向の標示 敵、隣接外哨、前哨抵抗隊の方向及びとくに監視すべき方向等。

ハ. 待機位置から陣地へつづくための標示 標示にあたっては、敵に発見されないように注意する。

(d) 誰何壕を設ける。

(e) 防音及び遮光装置 不用意な音響、火光等により外哨陣地を暴露しないように注意する。

(9) 外哨陣地昼夜の転移

外哨陣地は、昼夜間同一地にある場合と変更を命ぜられる場合とがある。別命ない限り、同一地にあるものとする。

a. 外哨位置が同一にある場合

(a) 外哨陣地全般が静粛に指揮でき、掌握容易のように陣地編成を変更する。

歩哨の位置 敵を空際に透視できるように、低い

所にするか、または聴音容易な所に移す。またつとめて予想される敵の通路に近く配置を変更することが多い。このため、外哨位置内に歩哨の適当な場所がなく、離すことがあるが、外哨長の統制できる範囲内にしなければならない。

夜間から昼間に移る際には、昼間の位置にかえる。

(b) 標示、近接察知等の設備を行なう。

b. 昼夜間位置を変更する場合

(a) 昼間から夜間に移る場合

イ. 夜間における外哨陣地編成の要領により、陣地編成を行なう。

ロ. 明るい間に偵察を行ない、所要の準備を完了し、夜暗に入るとともに、速やかに変更することが有利である。明るい間に標示ができれば有利である。

(b) 夜間から昼間に移る場合

イ. 昼間における外哨陣地の編成により陣地編成を行なう。

ロ. 暗い間に変更を行ない、すべてを完了するようになれば有利である。

(c) 昼夜の配備変更の際は、敵に、行動や外哨位置を発見されないように慎重に行動しなければならない。

5. 外哨の行動

外哨は全員一体となり四周の監視を行ない、敵の近接に際しては示された所に従い抵抗を行なう。このため通常外哨位置に歩哨を立てるが、その地の外哨員をしても監視を行なわせ、自隊の警戒を行なう。

6. 徴候判断

徴候は敵の動静を判断し、あるいは敵を発見する糸口となる。このため外哨長及び全外哨員はつねに全感覚を活動させ注意を周密にして、微細な徴候でもゆるがせにせず、これをとらえることが重要である。何かの徴候をとらえたら、まず外哨長に報告、監視等の注意を指向する。徴候は状況により変化し、それは敵の活動、兵力、地形、慣用戦法等、あるいはまた自己の遭遇した経験により各自が作り出すもので、いま白紙的な一例として挙げると次の如きものである。

(1) 銃(砲)声の程度多少

敵の兵力の大小、方向、地点等を察知できる。急に前方あるいは側方に急激な銃声がある場合は、敵襲の前徴であることが多い。

(2) 信号弾、灯火、火光等

敵の位置、前進方向、距離等を察知できる。

(3) 塵 煙

通常行進縦隊より起こるもので、その方向、濃淡、高低等は部隊の種別及び行進方向を察知できる。濃密で低いものは徒歩部隊、高く濃くかつ間断があり、移動迅速なものは自動車、戦車部隊である。これらは風向、風速、土質等により変化するため注意が必要である。

(4) 敵方部落での状況

一方から他方に順次灯火の明滅ある場合、あるいは時ならぬ火気は敵の移動の徴候。

(5) 人員、車両の音

これは部隊等の行動の徴候である。大部隊の行進は人声、靴音、その他の音響及び車両の音で、何か「ゴウゴウ」と聞える。発動機の音と行進の音の大きいのは戦車部隊である。

(6) 大声、家畜の騒声等

これは敵(味方)部隊が近くを行動している徴候である。
あるいは虫類、蛙声等の鳴き止むのも同一の徴候である。

(7) 住民の動静

敵の有無、行動を察知する徴候となる。住民が作業して
る時は敵はいない。物陰より我をうかがい、村落の入口等
で監視している時は敵がいる等。

(8) 木、草、葉等の色の变化

これは敵が存在していることであり、わずかの動きは敵
がいることである。

(9) 特殊武器

7. 対敵行動

敵または疑わしいもの(徴候を含む)を発見した場合の外哨
長以下の行動

(1) 外哨長の前哨抵抗隊長への報告

(2) 対応行動の準備

a. 外哨長は外哨全員に敵または疑わしいものの状況を知
らせ、対応行動の準備を行なわせる。

b. 注意すべき事項

(a) 発見した敵または疑わしいものに、監視を継続して、
これを見失わない。

(b) 外哨位置を暴露しない。

(c) 一部の敵に牽制され、他方面からの奇襲を受けない
ように四周に警戒する。

(3) 対応方法の決定

明暗の度、地形、彼我の相対的勢力、敵の行動及び我が外
哨位置の秘匿の度等により射撃、刺殺または捕獲の、どの方

法によるかを決定する。

(4) 射撃する場合

a. 有力な敵に対しては、通常長距離で射撃を開始し、敵
に最大の損害を与えこれを撃破また遅滞させる。

b. 状況により、近距離より急襲的に射撃するのが、有利
なことがある。

c. 射撃の要領

(a) 外哨長は所要事項を示し、射撃開始を命ずる。その
他、防禦の際の小銃分隊長の指揮の要領に準ずる。

(b) 外哨員は、自己の射撃区域内の明確な確認できる敵
を、あらかじめ示された射距離を装して、正確に射撃
する。

d. 射撃する場合の注意 射撃すれば外哨の位置を暴露
し、また我が後方の抵抗部隊の安静を害するので、少数
の敵に対して、みだりにこれを行なわないように注意す
る。

(5) 刺殺する場合

a. 夜間、敵が小兵力でかつ射撃による命中を期し難い場
合等には、刺殺することがある。

b. 刺殺の要領 外哨長は射撃に準じて各人に目標を示
し、至近距離に引き寄せ、不意に攻撃し全員刺殺につと
める。この場合敵の側背より包囲するに行なう。

c. 刺殺する場合の注意

(a) 刺殺準備のため移動等により敵にさとられないこ
と。

(b) 敵の後続部隊の有無に注意する。

(c) 状況が許したならば捕獲する事につとめる。

(6) 捕獲する場合の要領

- a. 敵が小兵力で外哨位置を秘匿するため可能な場合は捕獲につとめる。
- b. 捕獲準備 地形地物を利用し静粛に準備する。縄等を準備しておけば有利である。
- c. 捕獲する場合の注意
 - (a) 一部はいつでも射撃できるように準備する。
 - (b) 当面の敵以外に対しても監視を中絶しない。
 - (c) 敵の後続部隊または他方面の敵に対して注意する。
- d. 捕獲後の処置 捕虜に対する一般的処置をとり、一部の隊員をつけ、あるいは巡察等に托して前哨抵抗隊へ後送する。

(7) 外哨が敵に射撃された場合

- a. 敵の射撃をうけても敵は必ずしも我を発見しているとは限らない。敵はしばしば外哨位置を偵察するために射撃をする場合がある。したがってよく確めて行動することが必要である。
- b. 敵が偵察のため射撃していると判断（弾着の状況によって解る）したときは遮蔽して監視を続行し、こちらは射撃しない。
- c. 時として敵は射撃をもって牽制し、側面より奇襲してくる場合があるので、一方の敵にとらわれ、他の監視を怠らないように注意する。

(8) 敵の戦車が来た場合

- a. 速やかに警報を発する。
- b. 外哨はまず位置を秘匿して敵に発見されないよう注意し、近接したならばあらかじめ準備した障害及び近距離

からの対戦車小銃擲弾等で、奇襲的に射撃を加え撃破につとめる。

(9) 多数の敵の攻撃を受けた場合

外哨長は速やかに報告し、支援射撃を要求して、つとめて敵を遅滞させる。外哨がその位置を保持出来なくなった場合は、抵抗隊長に報告し、示された所に従い行動する。

8. 斥候・巡察に対する処置

(1) 味方部隊の斥候等に関しては通常その出発、帰来の予定時刻、場所を通報される。歩哨はよくそれを承知し、敵と誤らないようにしなければならない。

(2) 味方部隊の斥候または巡察であることを確認した後、外哨長（または歩哨）は次の処置を行なう。

- a. 出発する斥候に対しては、外哨の認めた敵の方向、または位置、障害の状況等を知らせ、斥候よりその予想進路、予定の帰来時刻・場所等を聞く。またそれらに関し、斥候より他の外哨等への連絡を依頼されることがある。
- b. 帰来した斥候に対しては、その収集した敵情、地形等に関して聞き、また外哨の承知している状況を連絡する。状況により外哨から前哨抵抗隊等への報告を依頼することがある。
- c. 巡察に対しては、外哨の承知している敵情、地形及び外哨の状況を連絡し、必要に応じ前哨抵抗隊長に対する報告及び隣外哨に対する連絡事項を聞く。

9. 軍使・投降者に対する処置

(1) 軍使に対する処置

白旗をかけた、軍使として来た者は外哨線の前方に停止させ、前哨抵抗隊長に報告してその指示を待つ。軍使が外

哨の指示に従わず、またはあやしい行動をした場合には、直ちに射撃、または刺殺できるように準備し、敵に欺かれないように注意する。

この間他方面の監視を怠ってはならない。

(2) 投降者に対する処置

投降者に対しては外哨線前方において停止させ、武器を放棄させる。速やかに前哨抵抗隊長に報告し、その指示により処置する。投降者は捕虜として取り扱い、各々分離して談話を禁ずる。

10. 通信連絡

- (1) 外哨から前哨抵抗隊に対しては主として有線、斥候・巡察（前哨抵抗隊より出される）、伝令。

緊急の場合には無線または視号、音響等を併用する。

- (2) 隣接外哨に対して

- a. 別命なければ左の外哨から右の外哨に対して連絡を行なう。
b. 通信連絡の手段は視号通信及び巡察による。

- (3) 歩哨と外哨長の間は音声の外、視号、網等の補助手段を設けて連絡を確実にする著意が必要である。

- (4) この際、通信施設とくに視号通信等においては、昼夜の使用を考えて別々にその位置を選定する必要がある。また通信手段の選定にあたっては、時機を失せず報告することが必要であるが、外哨位置の秘匿に注意する。

第5節 歩哨の任務

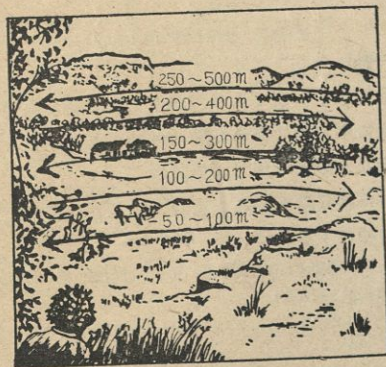
1. 要旨

- (1) 歩哨は敵情を監視し、その他とくに命ぜられた任務を遂

で示された全地域を監視し、終るまで繰り返す。(第178図) この場合疑わしい地点があったならば、その地点を監視し、更に綿密に監視する。

いま第178図について、その要領を細かく述べると、

まず右前方50mのコブから左に監視する。正面の原<注意(注視点)>牛のいる所<注意>左の森林の端<注意>右に移動、山のむこう<注意>一本杉の下<注意>左に移動、二軒屋の右端の道路<とくに注意>地隙の右端<とくに注意>地隙に沿って右に監視、地隙の右端<注意>そのむこう側丸い山の所<注意>左に移り、高い山からきた道路の切り通しの所<注意>左の森林<注意>



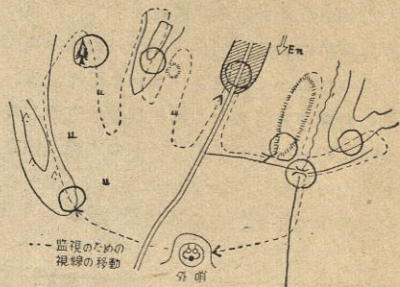
第178図 監視要領の例(その1)

以上の要領で、注視点から注視点へと移動しつつ、もれなく監視する。

地形等により上記のように距離ごとに行なわず、明瞭な

地形・地物による概略の線を数線仮定し、それに沿って監視すれば容易な場合が多い。

また縦に長い地形等の場合には縦の方向に上記に準じて視線を移動させるのが有利な場合がある。



第178図 監視要領の例(その2)

2. 対応行動

歩哨は監視が主任務であり、敵または異常を発見したらまず外哨長に報告する。以後の行動は外哨長が外哨員を指揮して対応行動を行なうのが本則である。

- (1) 敵または異常を認めた場合は、相互に告知、速やかに外哨長に報告する。

註 1. 此の際要すれば遮蔽をし、あるいは射撃位置へ移動する等対敵行動の準備を行なう。

2. 急に姿勢を変え、または移動して敵に発見されないこと。

- (2) 次に沈着に行動し、次の事を確かめる。

a. 敵かどうか、その様子はどうか

b. 敵ならば

(a) 人員数

(b) 車両・戦車の有無

(c) 何をしているかその行動

(d) 外哨を発見したかどうか

c. 確かめるため、夜間等では誰何を行なう。

- (3) 他の一名の歩哨は、依然として全般の監視を続行する。この際一部の欺へん、または牽制にとられ、その後方の敵の監視を怠り、または側方からの奇襲等に対して注意する必要がある。

- (4) 歩哨は以後外哨長の指示に基づき、監視の継続または敵の捕獲あるいは刺(射)殺等の任務を行なう。

7. 誰何及び合言葉

夜間外哨位置に誰か近づいたら、最初はすべて敵とみなして対応する。歩哨はその位置または示された位置から相手を確かめる。誰何する位置はなるべく低地で、相手を空際にすかしてみえる所がよい。このため誰何の位置はあらかじめ選定し、要すれば必要な隠蔽、掩蔽、交通等の設備をした誰何壕を作っておくと有利である。この位置は、予想する相手側の側方または後方に数箇準備してあればなお有利である。

- (1) 夜間目視等で相手を確かめることは困難であるため、彼我不明の時は誰何を行ない、更に合言葉を使用し、あるいは他の識別法で確認する。合言葉、識別法は通常毎日変更されるので、最新のものを知っておくことが大切である。

- (2) 誰何の距離は、相手の人数の多少、明暗の度、地形外哨配備等によって異なるが、相手を制止し、対応の処置ができること、従って敵が少数の時は近くても良いが、多数の場合は遠い方が良い。

- (3) 誰何及び合言葉使用の要領は、通常次のとおりであるが、適用して敵に逆用されない様注意する。このため要領を上

級指揮官より定められることがある。またわずかに変えるときがある。たとえば合言葉を先に相手方にいわせたり、識別のため信号を定めたりする等である。

- a. 接近したり、物音がしたら→銃の安全装置を解き、すぐ射撃できるように構えて彼我不明のとき「止れ」という
 - b. 相手が停止したら→「誰か」と質問する。これらの誰何の声は、相手に聞える程度の、低い底力のある声で行なう。相手は味方だったらたとえば「第〇小隊、〇〇2曹」と答える。それが斥候・巡察だったら、このほかにそれが斥候・巡察であることを告げる。
 - c. 次にたとえば「〇〇2曹前へ」といって前進させる。この際、単独かどうか人員数を聞く。通常多数の場合はその指揮官のみ前進させる。
 - d. この間、誰何し確認するまでは常に銃は構えている。
 - e. 相手が5～10メートル位近づいて来たら→再び「止れ」と示し停止させる。そこで合言葉を用いて確認する。たとえば「鳩」と呼びかける。相手は合言葉を知っていれば「桜」と答える。それでも彼我不明の時は他の標識、あるいは同じ部隊でなければ知らぬことを質問して確かめる。
 - f. 味方であることが判明したら→はじめて外哨位置を通過させる。この者が部下をつれていたら、この者に部下を引率させ、全員通過するまで歩哨に代って確認させる。
- (4) 誰何しても相手が制止に従わなかったら
相手が歩哨等の制止等に従わず、外哨の方向に向って来たり、あるいは逃げ、また隠れたりしたら敵と考え、いたづらに3度誰何するなどせず、直ちに對敵行動を。

た最初の誰何に答えない時、3度まで誰何し、なお応答しないときは一般守則にしたがって行動する。

ただし、この際といえども友軍相撃をしないよう、十分沈着して行動することが必要である。

(5) 誰何の要領

通常誰何は3度行なう。「誰か」と誰何する間隔は、相手に返事の出来る時間的余裕を与える。ただし、3回目には、2回目に追いかぶせる感で行なうのがよい。

8. 報告

歩哨が外哨長に報告する手段は、外哨長より示される。その距離、明暗の度等により異なるが、連絡縄等を使用することが多い。このため簡単な記号を定める。その他身振り信号、口頭による連絡、または笛等を使用することがある。

9. 交代要領

交代は命令で示されるが、通常1～2時間ごととする。この場合通常外哨長の立会のもとに行なう。寒冷地等では短時間で交代することが多い。交代要領は外哨長が示す。そしてこの間といえども監視は中絶せず、所要の申し送り事項を、次の歩哨に伝える。この際その位置を暴露しない様とくに注意を要する。

(1) 申し送り要領

通常歩哨の一名が監視を行ないつつ行ない、他の歩哨は監視を継続する。

(2) 申し送り事項

外哨長より命ぜられた任務、前よりの申し送り事項、自分の見聞した事項及び前方に出ている味方斥候等の径路、帰来時刻等のうち必要な事項。

第6節 斥 候

1. 要 旨

各級指揮官は、部隊に直接必要な敵、地形等に関しての細部、捕虜を獲得するため、自ら斥候を使用して情報資料を収集する。また警戒等の目的のためにも斥候を使用する。すなわち斥候とは、以上の目的を達成するために派遣される小部隊をいう。斥候員はその任務の重要性から、次の要件を具備していることが必要である。すなわち

- (1) 責任観念が旺盛なこと。
- (2) 積極性に富み、かつ最も勇気があること。
- (3) 行動が機敏で沉着剛胆であること。

このほか、とくに斥候長は統御力にひいで、豊富な常識の持主であることが必要である。

2. 斥候の種類

斥候の種類は任務より次のように区分される。

(1) 偵察斥候

偵察を主任務とする斥候である。偵察とは敵及び作戦地域に関する情報資料を収集するため、必要部隊によって実施する各種の戦場活動をいう。

(2) その他の斥候

偵察以外の警戒、捕虜の獲得、連絡または破壊等を主任務とする斥候等。

また移動手段によって徒歩斥候、車両斥候、行動要領によって潜伏斥候、駐止斥候等に区分される。

3. 斥候の編成、装備

(1) 編 成

編成の大小はその任務によって異なる。小なる斥候は、掌握容易で静粛かつ迅速な行動が可能だが、敵情任務等により大きい勢力を必要とすることもある。任務によっては、特別に訓練した要員を含ませる。またその土地出身の隊員等、味方に好意をもっている住民等を、道案内として使用すれば有利なことがある。

(2) 装備品

通常個人装備火器を携行し、その他、地図、コンパス、眼鏡、小網、手榴弾、夜光テープ等をもつ。その他必要な火器、通信器材、破壊爆薬器材及び車両、あるいは方向維持のための器材、視号等を必要とする時もある。

4. 行動一般の要領

(1) 任務を受けたら→斥候長は出発準備を行なう。この際関係幕僚より敵情、地形、味方部隊とくに第一線部隊の現況をきく。

(2) 準備完了→命ぜられた所に従い出発前進。連絡点において定められた報告を行なう。偵察目標において所命の事項を偵察し帰来する。この間要すれば所要の報告を行なう。その行動は適切に、帰来時刻に間に合うことが特に必要である。

(3) 帰来したら→速やかに報告を行ない所要の質問に対し、その見聞した事項をそのまま報告し任務を完了する。

5. 斥候の行動基準

- (1) 行動は隠密であること。
- (2) 通常逐次所要の地点に躍進して任務を遂行する。任務状況等によっては、一地点に停止して、連続監視する方法を

とすることもある。

(3) 捕虜の獲得、資材の^ろ獲にもつとめる。とくに有能な捕虜の獲得、暗号書類等の^ろ獲は全部隊の作戦遂行に寄与するところが大きい。

(4) 任務に示されなくても、次の事項については通常速やかに報告する。

- a. 未知の道路網や渡河適地、地雷原、道路阻絶等の障害の状況、地図と現地と著しい相違を発見したとき。
- b. 初めて敵を発見したとき。
- c. 有力な敵歩兵、機甲部隊等を発見したとき。
- d. 初めて敵の特殊武器の使用に際会したとき。
- e. 既知の状況と著しく相違した状況を発見したとき。
- f. 状況の激変を認めたとき。
- g. ある目的、または一任務を達成したとき。

その他ある地点を通過したことの報告が、きわめて重要な意義をもつことがある。

6. 出発準備

斥候には準備が必要であり、あらかじめ十分な時間を与えて行動させるため、斥候長はなるべく速やかに斥候員に準備に関する命令を与えることが必要である。

(1) その内容は、斥候の行動に関係ある敵及び味方の状況、斥候の任務、各隊員の準備する事項、弾薬、糧食、水等の補給、資材等の受領、副斥候長の任命及び斥候長との連絡に関する事項、斥候長の行動予定、命令を示す時刻、地点等。

(2) とくに各隊員の準備する事項、すなわち着用する被服、偽装、携行武器及びその点検、交付された各種資材の携行

区分、偵察に関する一部隊員への指示等については、当初から示してやる必要がある。

(3) 地形の偵察

斥候の準備段階で最も重要なことは地形偵察である。

- a. つとめて現地について行なうが、時間の余裕のない場合には図上研究に止めることがある。
- b. 地形偵察は全般的な地形が偵察できる地点を選ぶが、その行動によって我方の企図を発見されてはならない。とくに夜間出発する場合には、十分に地形を記憶しておくことが必要である。

c. 地形偵察においては次のような点に著意する。

(a) 前進を妨害する地形はどれか。前進に適する地形はどれか。目的を達成するにはどこへ行けばよいか（たとえば台地、高地、森林、水流等）。

(b) 展望点はどこか。敵の監視下にある進路はどれか。敵の火器の射界はどうか。

(c) 斥候の活動を阻害する自然障害はどうか（たとえば水流、沼、断崖等）。人工障害はないか（たとえば地雷原、鉄条網等）。それらを処理して行動するにはどうすればよいか。それらを避けて行動する径路はあるか。

(d) 最もよく隠蔽され、掩蔽された進路はどれか。行動中の集合点はどこが適当か。

(e) よく遮蔽され、かつ隊員の掌握が容易で、行動を妨害されない進路はどれか。前進路のほか帰路についても偵察する。前進路と帰路は通常同一径路ではない。

7. 隊員の準備

隊員は食糧、水、弾薬その他特殊器材の交付を受け、定めら

れた被服を着用する。この際証拠品を後方に残す。顔にカモフラージュし、装備品にいたる迄完全に偽装する。武器を点検し最上の状態に手入しておく。以上が終ったら出発時刻がくる迄十分の休養をとることが特に必要である。

註 隊員の準備の完成には、直接指揮者として隊員内の先任者を選び、自分達で十分準備をさせるとよい。

8. 斥候員の点検

点検事項は次のとおりである。

- (1) 健康状態。
- (2) 衣服・装具の携行及び装着状況。
- (3) 武器・通信機等の携行器材は十分その機能を発揮するか。ただちに使用できる状態にあるか。
- (4) 対情報のため証拠となる品を持っていないか。たとえば手帳、日記、手紙その他のいかなる書類をも後方に残し、身につけないことが必要である。
- (5) 偽装等の点検。

9. 隊形

斥候の隊形を決定するには、全周に対する警戒ができること、状況に応じ直ちに対応行動がとれること、チームワークを強化することの三点に著意する。

- (1) 斥候長は状況・地形に応じて適切な隊形を選択し、状況に応じてその後の隊形を変化する。
- (2) 隊形選定にあたり考慮する要素は次のとおりである。
 - a. 任務 目的とする任務（強行手段によるか、隠密手段によるか）
 - b. 地形 森林、開濶地、隘路、道路、河川等
 - c. 視度 視界の良否、掌握の可否

- d. 気象
- e. 敵の状況 位置（敵との距離）、伏兵の有無
- f. 掌握の便否
- g. 速度 目標到達時刻、帰来時刻
- h. 警戒 敵の攻撃のおそれある方向全周警戒の良否
- i. 分散 斥候の散開度、敵の一弾による被害と掌握
- j. 隠密行動
- k. 斥候の大小

(3) 斥候の隊形には、菱形隊形、縦隊隊形、横隊隊形、V形隊形等がある。斥候長は通常先頭またはその近くを行動し、副斥候長は通常後尾に近く位置する。夜間は一列縦隊となることが多い。

10. 警戒

- (1) 斥候は常に自隊の警戒につとめなければならない。このため隊形の選択、各員の警戒の担任、進路の選定、対応の手段の考慮等が必要である。
- (2) 適切な隊形を選択し、前、後、側面、上空に対する不断の警戒を行なうよう隊員にその担任区分を明示し、対応の手段をあらかじめ計画しておく。
- (3) 径路は隠蔽掩蔽したところで、とくに敵の待伏等の顕露の少ない所を選定する。行動は通常走ることなく迅速に行なうが状況により早駆けを用い或は匍匐することがある。
- (4) 自隊警戒のため敵の伏兵に常に注意することが必要である。敵のいた痕跡のある地点は絶対に避けること、もしこのような地点に入ったならば一たん停止させ、付近を偵察しなければならない。また、味方斥候の通過したと思われる径路も避ける。

- (5) 住民に対して警戒を行ない、敵意の認められる場合は敵に対すると同様の考慮を払うことが必要である。

11. 各種地形等の通過要領

斥候長は、斥候が各種の地形・地物、危険な地域に到達した場合を事前に考え、その要領を部下に示しておく。各種地域等の通過要領の一例は次のとおりである。

- (1) 道路を横切るには、まず最も隠蔽掩蔽された地点を選び、これに沿って近距離に両方向に隊員を出して偵察させる。隊員が道路近傍を偵察している間、主力は敵情を監視し、異常のない旨の報告があって始めて主力を道路の手前の掩蔽された地点に近づける。この際先行の隊員は、道路の向う側で前方及び側方を偵察する。“異常なし”の信号で、残余の斥候は一斉に道路を横断する、という手順をとる。
- (2) 大開豁地は先行者を派遣することなく、全員が一斉に迅速に移動する。
- (3) 道路の交差する点では、一たん斥候を停止せしめ、横断を掩蔽する地点に誘導し、隊員を偵察のため派遣する。異常が認められなくとも、多少左右に移動して、横断を始める著意がなければならない。
- (4) 地雷原や他の障害地帯は、通常火器で掩護されているので、まず警戒のための人員を先行させて、障害を制する火器を偵察させ、次に全斥候の掩護の下に一部の人員を送って障害物を点検させる。鉄条網、地雷原で敵の使用する通路を利用してはならない。通路が開かれたならばまず先行者を通過させ、続いて主力を迅速に誘導して通過させる。
- (5) 都市や村落は敵の有力な拠点と考えて行動し、任務とし

- て与えられない限り立入らないが、侵入する際は斥候を近くの掩蔽された地点に停止させ、数名の警戒のための人員を都市の入口付近に派遣し、“異常なし”の信号があってから主力を誘導する。
- (6) 橋梁の通過に際しては、できる限り遮蔽して堤防に沿って近接し、橋梁を目前にしたら斥候を停止させ、斥候長または一部の人員をもってこれを偵察、他のものはこれを掩護する。ついで先行者を渡らせ、続いて斥候主力は早駆けで通過する。
 - (7) 河川をわたるには、まず敵側の堤防を偵察させ、続いてこちら側の敵より掩護された地点に斥候を誘導する。河川が狭くかつ渡渉容易なときは、対岸に警戒のための人員を送って、偵察終了後迅速に斥候主力をわたらせる。流れが深く直ちにわたれないときには、対岸を偵察する必要がある。斥候の主力が渡渉、渡泳をしている間あとの斥候員はこれを掩護する。渡渉、渡泳をとわず火器は濡らさないようにし、渡泳の場合は急造筏を作って運ぶ。
 - (8) 森林等の隠蔽されたところへ入るときは、一部の人員を先行させ、異常なしの連絡により誘導する。隠蔽地より出る場合も斥候を一たん停止し、一部を先行して偵察させる。
 - (9) 隘路を通過する場合は、通常その手前で停止し、その状況を確認してから速やかに通過する。短い隘路の場合は一部を先に出しその到着を確認した後、主力は通過する。長い場合は状況により途中において一時停止して、前方を確認しつつ通過する。一方が高く、他が通過困難な所等では、高地に一部の人員を出し警戒させる著意が必要である。

(10) 台地、峠道等高い所を通過しなければならないときは、稜線上とくに最高所を避け、その近くの遮蔽地を利用して通過する。夜間においてはとくに透視されやすいので注意を要する。山岳地帯においてもやや低い所を通過するにつとめるが、谷地のみを通行して、じ後の行動に困難なことのないよう注意する。

(11) 谷地、凹地等の通過にあたっては、斥候長は方向を維持しかつ、警戒に便な位置を行動し、斥候主力は遮蔽下を前進させる。

(12) 渡河用折疊式舟艇を使用したときは、敵に侵入を知られ、帰途の待伏せの危険をさけるため、斥候員か他部隊の隊員に舟艇を味方の河岸に戻させ、帰途の際同地点から再び渡河してはならない。同一地点を渡河して帰る必要のある場合は、あらかじめ信号を定めておき、信号があったら河岸に近づき隊員を収容する。

12. 味方外哨線通過の要領

(1) 味方部隊の前線を通過するときは、斥候を味方部隊の近傍に停止せしめ、一名を派遣して味方外哨と接触させる。この際当日の味方の誰何要領および合言葉をかわして、味方外哨であることを確認しなければならない。確認した上で外哨長から敵情、方向、位置その他障害物に関する状況を聞き、斥候の概略の進路、予定帰来時刻を告げて、斥候の行動について、歩哨等の交代員に連絡してくれるように依頼する。

(2) 任務を終了し、味方外哨線にたどりついたら斥候を停止させ一、名を前方に派遣し、誰何と合言葉を明確に行ない、誤解をうけないようにし、歩哨の確認を受けたら、残余の

隊員をこれに続行させる。この際確実に人員を把握するため、一列で通過すれば、最後尾の到着も明瞭に味方歩哨に知らせることが出来る。落伍者が判明すれば歩哨に後事を托しておく。とくに敵が斥候に追尾して潜入することがあるので注意を要する。

(3) 誰何要領、合言葉は外哨の歩哨と同じである。

13. 夜間の行進要領

斥候の夜間における行進は一般に昼間に準ずる。暗夜において特に昼間と異なる点は次のとおりである。

(1) 夜間は敵の目視に対し有利であるが、音響により発見され易いので、静粛な行動を必要とする。また掌握困難になるので、方向維持に努力しなければならない。

(2) 隊形は昼間に準ずるが、距離間隔を短縮し、状況により一列にて行動をする場合が多い。

(3) 行進中斥候長が指示を与える場合、通常一応停止して行なう。隊員は相互にそれを伝達する。斥候長に対する報告等も同じである。指示にあたっては低声で口伝えする方法、音響、身振り信号等を使用する。

(4) 夜間の警戒は困難となるので、疑わしい場所では1~2名を先行させ偵察し、しかる後斥候主力を前進させる。要すれば赤外線器材等を携行し、敵の赤外線器材等の発見、及び地形の特徴を見つけて、安全な地域を前進する。

(5) 夜間は不意に敵と遭遇することが多いが、奇襲、欺騙、離脱等が容易なので、沈着に行動し機宜に応ずる処置をとるようにつとめる。

(6) 夜間停止した後出発する際は、落伍者及び装具等を忘れぬようとくに注意し、副斥候長等をその任にあたらせる。

14. 停止間の警戒

- (1) 斥候の行動の本質は、敵に察知されないことである。このため停止する場合は同一地点に長い間止ってはいけない。また通常の休憩のように、距離的または時間的に計画して停止してもいけない。
- (2) 停止する地点は、常に必ず良好な隠蔽・掩蔽が得られかつ自衛のための防護に適しておらねばならない。この地点はつとめて著明な地形・地物を避ける著意が必要である。
- (3) 停止地点において、斥候長はまず四周に対する警戒を行なうため、警戒の担任区域を示して警戒員を配置する。この際前方・後方・側方・上空に対して警戒する。その他の人員はその位置において警戒をさせつつ休憩させ、その間に装備、装着の点検を行なわせる。斥候長は休憩ごとに人員等を点検し、現在までに入手した情報資料を、斥候員に記憶させる。
- (4) 停止地点を出発する際、とくに斥候の停止した痕跡を残さないよう、注意しなければならない。
- (5) 夜間においては更に次の点に著意する。
 - a. 空際に透視されないようなるべく低い所を選ぶ。
 - b. 警戒は通常全員をもって四周に対して行なう。なお視察の他に耳による聴音にも注意すべきである。
 - c. とくに夜間、斥候長は人員点検のほか、斥候員の配置及び調整を行ないかつ破認する。とくに出発する時は、落伍者がいないか、装備品を残していないかを確認する。このため副斥候長にこれらの指導確認を援助させる。

15. 目標地点における行動

- (1) 目標を偵察するための、最後の集合点に近接したなら

ば、1～数組（各組は1～2名）をもって、更に目標に近接して偵察を行なう。状況により斥候長単身で偵察を行なう。この間副斥候長は残余の人員を指揮して、偵察に任ずる人員の掩護のため配置する。副斥候長は、もし斥候長以下偵察に行った者が失敗するか、帰ってこないときは斥候を指揮し、さらに任務にまい進する。

- (2) 斥候長は偵察が成功し、任務を完了したならば、斥候主力の位置に引きかえし、残余の人員にその情報を知らせ任務を完了して帰路につく。
- (3) 状況により、一地に潜伏して敵の状況を偵察するのが有利な場合がある。とくに夜間等は、そこで出来る限りの情報を取る場合が多くなる。
- (4) 斥候はその位置、行動等を秘匿し、敵に発見されないことが重要である。偵察に任ずる斥候長以下の行動は、とくに慎重に行なう必要がある。良好な視察点は、敵からも視察されるので、偵察は、一つの場所のみでは完全な成果は期待できないことが多い。そのため一地から一地へ移動して偵察することが多くなる。
- (5) 偵察にあたっては、たとえば霧、薄暮（明）時等を利用して、近迫する等気象状況を利用すれば、容易なことがある。

16. 夜間における行動

- (1) 昼間の行動と同様であるが、目標に近接するのに、背後から迂回することが容易なことがある。
- (2) 目標に近接すれば、自隊の警戒に適した地点を選んで斥候を停止させ、速やかに配置する。これを最後の集合点とし、敵の行動により、集合点を移動しなければならぬ場合

は予備の集合点を指示する。

- (3) 1〜数組をもって偵察を行ない、斥候長は、そのうち重要な組をつれ偵察を行なう。要すれば単身偵察を行なう。副斥候長に対しては、通常昼間におけるより詳細な指示を行なう。

- (4) 夜間は、視察によることが困難であるので、耳目を働かせ敵の動きを待って目的を達成する。また敵前至近の距離に近づくので、慎重な行動をしなければならない。とくに忍耐力が要請される。

- (5) 赤外線器材を使用する場合には、敵から発見されるのを防ぐため、敵が使用しているか、どうかを確認してから赤外線を発射することが必要である。

- (6) 敵は、マイクロホン等により、近接を察知することが多いので注意を要する。

- (7) 電波兵器の進歩に伴い、夜間においても、発見される場合が多いので、斥候の行動はよく隠蔽し、低い姿勢で行なわなければならない。

17. 各種目標に対する偵察要領

斥候員は、全てを見ることは出来ないで、一部により全般の状況を判断し、次の偵察の目を誘導することが必要である。斥候長の判断力はとくに重視される。

- (1) 行進中の敵に対する偵察は、正面からでは、縦深にわたり視察することは困難で、つとめて側方より偵察する。連絡員、伝令等の行動により、後続または隣接部隊の存在を知ることができる。行進の時間長径を測定して、部隊の大きさを判定することができる。

- (2) 敵の前哨等の偵察は、地形を判断し外哨等を予想される

地点を偵察し、また一つの外哨等を発見すればこれを基準として偵察し、外哨線等を発見できることがある。外哨発見のため、その交代時機、巡察等の行動に注意する。外哨線を発見出来れば、地形・敵の行動等より集結地等を発見することが可能なことがある。外哨線の潜入時、その間より行なえば容易に潜入出来、とくに夜間を利用すれば有利である。

- (3) 陣地を占領している敵は視察困難なことが多いので、地形をよく判断し、これにより徴候の発見につとめる。陣地による敵でも、連絡兵、監視兵、工事の補修、煙草の煙等による徴候がある。とくに偽装した草等の色の变化にも注意する。徴候発見後は、これを基準として細部を偵察する。敵の行なう偽工事等による欺騙に注意することも必要である。

- (4) 後退する敵に対しては、後退方向を見失わないことが重要である。陣地により、遅延に任じている敵は避けて行動する。敵の收容陣地、道路、橋梁等の破壊等の発見、または道路の分岐点等で、敵の後退方向を誤るおそれあるときは、速やかに報告する。

- (5) 敵と接触して行なう偵察では、任務を達成するまでは接触を中断しないことが必要である。行進中の敵と接触するには、敵の進路と平行して行動すれば有利である。この際にも連続行進するのではなく、要所要所で敵を見ながら行動するため、展望点に進出し、躍進して行動する。躍進の場合は相互に支援することが必要である。後退中の敵に対しても同様であるが、できれば展望良好な敵の背後の要点に先行し偵察する。停止している敵に接触して偵察する場合

合、陣地を占領している敵に対し、屋間は視界良好であればやや離れたところで連続偵察すると有利であるが、夜間には敵の陣地付近または内部に潜入しなければならぬことが多い。集結している敵に対しては、その前哨等警戒部隊の線を潜入して直接集結部隊に接触するのがよい。

(6) 進路偵察に任ずる場合は、地図、空中写真等入手できる資料により偵察すべき地点を選定し、つとめて短時間に偵察する。測定のための所要器材(巻尺、傾斜計等)を携行する。偵察事項は目的により異なる。その他の任務を有する斥候においても、通常必要な道路等に対する情報資料を報告する。道路は地図と違う点が多いので、次の事項について偵察を行ない、情報資料を収集することが必要である。

- a. 道路に関する最新かつ詳細な情報資料
- b. 通行整理を必要とする場所及び時期並びにその要領
- c. 行進を安全かつ容易にするため、施設作業を必要とする場所及び作業量
- d. とくに警戒を必要とする場所

また不良な部分があれば、小迂回路の有無を偵察する。

(7) 渡河戦闘では、河川の詳細な偵察が戦闘の重要な基礎になる。河川偵察は実地に踏査することが必要である。偵察にあたっては斥候長自から徒渉を行ない実地に偵察する。

(8) 橋梁はその全長、有効幅員、橋台、橋脚、縦桁、橋床等について詳細に偵察し、できうるかぎり橋梁等級を判定する。また補修等の必要箇所を偵察し報告する。

(9) 障害の偵察にあたっては、敵の火力を予想されるので、まず、敵の配備等を偵察してから障害の偵察にかかるという順序が必要である。偵察すべき事項は、障害の種類(地

雷、鉄条網、壕等)、正面幅、縦深及び程度(鉄条網の型式、地雷密度及び組成等)である。これらの偵察にあたっては、特殊の器材を携行し、要すれば特技者をつけられる。障害には通常敵の通路があるので、この発見につとめる。

18. 報 告

報告の時機を失った情報資料は無価値である。獲得した情報資料は時間に間に合うよう適時に報告することが必要である。斥候がある情報資料を得た場合、ただちに報告するか、あるいは後の偵察の結果をまって報告するかはその任務によって異なるが、要は指揮官の意図に合致させることが必要である。

(1) 報告の時機

斥候の報告の時機は、連絡点通過及び敵情等に関する報告等、通常出発前の命令により明確に示される。また任務終了後、通常斥候は報告を行なうことは当然である。

命ぜられた時機に遅れた報告は、その内容がいかに良くても全然価値のない場合がある。状況により命ぜられた時機まで所命の事項を入手出来ない時、あるいはその事が予想される場合には、その旨指揮官に報告することも必要である。この処置はとかく忘れられがちであるので著意すべきである。

(2) その他斥候は示された時機以外においても、通常次の場合には報告を行なう。

- a. 初めて敵を発見したとき
- b. 有力な部隊とくに機甲部隊等と遭遇したとき
- c. 状況激変を認めたとき
- d. 敵の特殊武器の使用の徴候を発見したとき

任務に示されなくても、地形等に関して報告するが、そ

れら及びその他の恒例の報告は通常帰還時に行なう。

(3) 報告の要領

a. 報告は、通常口頭または文書により、有線、無線、伝令その他の手段をもって行なう。これらの手段に関しては通常命令によって示される。

b. 報告すべき内容は、任務により異なるが、通常次の事項のうち必要な事項を報告する。

(a) 斥候名（秘匿名を用いることもある）

(b) 報告の一連番号

(c) 事件の起った日時及び継続期間

(d) 観察した事件の内容

(e) 場所（地名、座標等で示す）

(f) 斥候の位置及び行動

(g) その他

これらのうち、とくに「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「いかに」の要素が必要である。

c. 報告の伝達にあたっては、とくに保全注意にすることが必要である。有線・無線の送信等においてとくに注意し、伝令を使用する場合には、保全のための処置を明示しておく。つとめて暗号等を用いる等である。

d. 文書による報告は、出来るだけ要図、写景図またはオーバーレイ等を利用し、斥候の位置、方向、距離、その地点の状況時刻等を簡明に記載することが必要である。

e. 任務に支障のないかぎり、地形等に関しても偵察し、報告する。報告の際は斥候自からが偵察した事項と他人の見聞した事とを区別して報告する。

斥候報告の様式の一例は次のとおりである。

報告 No.

報告時刻

地図

報告場所

1. 斥候の名称及び編成

2. 任務

3. 時間及び径路

a. 出発時刻 b. 帰来時刻 c. 径路

4. 入手した情報資料

a. 地形 斥候の行動した地域の状況——乾燥地、湿地、森林、山地等、橋梁の状況、車両等に対する影響等

b. 敵情 兵力、配置、装備、武器、士気、敵の移動又は配備の変更及びそれらを観察した時間適宜細項を設けて記述する。

5. 敵部隊との遭遇の結果

遭遇した位置、捕虜、敵の死傷者、獲得した文書又は装備品

6. 斥候の状態

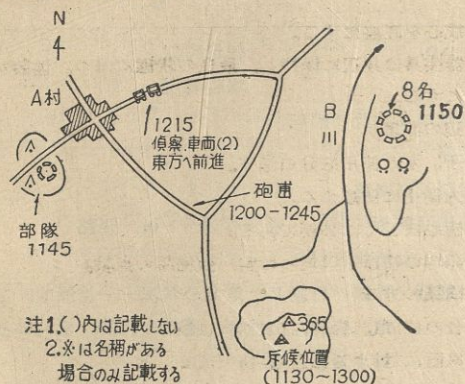
7. 任務遂行の程度

与えられた任務をどの程度遂行できたかということ

8. 参考意見

斥候の装備及び戦法に関する意見

9. 指揮官（又は幕僚）は斥候長等に質問し、その結果及び所見を記入する



第180図 報告の要領の1例

第7節 露 営

1. 宿営の種類と意義

宿營業務は、人員、司令部、諸機関、補給品等を含む全部隊に必要な宿営を計画し、統制する管理業務である。

(1) 露営とは、無蓋、急造掩体、または携帯及び大型天幕を使用する宿営をいう。

(2) 舍営とは、建物を使用する宿営であつて、一時的なものと借上げその他の手続による恒久的なものがある。

宿営の種類及び場所の選定は、部隊の任務、指揮官の方針、利用可能な地積及び建物の状況、分散、警戒、衛生上の見地、訓練上の適否、付帯設備の状況、部隊の休養等を考慮して決定する。

2. 露営間隊員の守るべき規律

露営において大切なことは紀律の維持である。

(1) 指揮官の許可なく露営地をはなれてはならぬ。

- (2) 警戒心を旺盛にする。
- (3) 武器装具は身辺に保持し、最良の状態に保つ。偽装を完全にする。
- (4) 身辺の整理。
- (5) 便所、水の使用区分の厳守。
- (6) 個人衛生に留意する。
- (7) 公德心はとくに必要である。
- (8) 出発時の清掃・消火の確実、装備品の点検。

3. 幕舎構築の方法

(1) 幕舎の位置選定上着意すべき事項

- a. 風雨に対して防護が容易であること。
- b. 土地が乾燥していること。
- c. 堅い芝生のある地域。
- d. 炎暑の時は日蔭地域。
- e. 水域の近くの場合は増水時を考慮する。
- f. 自然防護、地上観測に有利であること。

(2) 携帯天幕の基本的構築法

幕舎構築は、通常2名(1番、2番)1組で実施し、その要領は次の順序による。

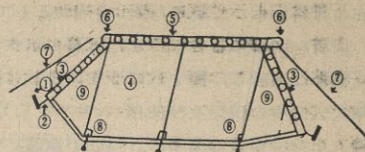
- a. 1番は自己幕舎予定位置に予定口を背にして立ち、左かかとの位置に、前支柱の位置を決定標示する。
- b. 2番は1番の左約3歩のところに、1番と同一方向に面して位置する。
- c. 1番、2番とも、右足を1歩斜め右に出し、銃を地上におき(銃口を前方に、銃身を左足に、銃床を右足の親指の近くにおく)、更に約1歩前方に背のうをおろし、縛着物を解く。

- d. 1番は旧標示位置に、標示の補助として控抗を立てる。
- e. 1番, 2番は幕舎位置に、天幕のボタンが中央になるよう広げる。この際1枚は表を、1枚は裏側を表とする(ボタンとボタンのつづり合わせのため)。その後、棟の部分をつづり合わせる。
- f. 1番は天幕の前部のはと目に前支柱を通し、標示用に用いた控抗の位置に支柱を垂直に立てて保持する。
- g. 2番は、前棲を一直線になるように抗止めしたのち前支柱の前方(前支柱の長さとはほぼ同一の距離)に、前張網抗を打ち入れ、張網の蛇口を前張網抗にかけて、他端を天幕の蛇口に通し、これを緊張して支柱が垂直になるようにして止める。ついで天幕後部のはと目に後支柱を通し、植立して保持する。
- h. 1番は後棲を抗止めし、後張網抗を天幕の後方(後支柱の位置より大体支柱の長さ)に打ち入れ、後張網を調節緊定する。
- i. ついで1番は幕舎の右側、2番は左側に位置して残余の控抗を打ちこみ、後方扉部のボタンをつづり裾止めボタンを緊定する。
- j. 構築完成後、要すれば幕舎外側に排水窓を張る。
- (3) 幕舎の撤収
幕舎を撤収するには、まずおもなボタンをはずし、支柱をつかみ、それを左側または右側に倒壊する。天幕が地上に倒れたのち、柱を抜き、ボタンを外して巻く。

(4) 携帯天幕各部名称

- | | |
|-----------|-------|
| ① 控抗 (木製) | ② 裾止網 |
| ③ 扉 | ④ 天幕 |

- ⑤ ボタン
⑥ 蛇口
⑦ 張網
⑧ 棲
⑨ V型部



第185図 携帯天幕各部名称

4. 便所の構築法

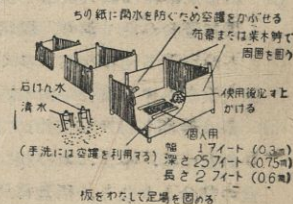
(1) 要 旨

便所の型式は一週間以内の露営では浅溝式(またぎ塚式)

を用い、それ以上のときは深穴式及び小便溜を使用する。

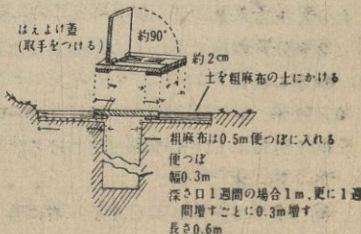
(2) 浅溝式(またぎ塚式) 便所の構築及び使用

- a. 幅約0.3m, 深さ約0.75m, 長さ0.6mの塚を掘る。隊員100名に対し上記の塚8個を設ける。



第186図 浅溝式便所(またぎ塚式)

- b. 横板を塚の両側に渡し、足場を固定する。
- c. 掘土は塚の一端あるいは両端に積み上げる。
- d. 排出物を土で覆うためシャベル等を用意する。
- e. 手洗には石けん水の容器と清水の容器を準備する。
- f. 雨水を防ぐために、木枠を施すかまたはあき缶を用いる。



第187図 深穴式便所

g. 目隠しとして所

c. 托架式

各炊事壕の一例は第177図、第178図、第179図のとおりである。

- 註 1. 壕の幅は1列にかける飯盒の数に応じ異なる。4(5)個の場合は0.5(0.6)m
 2. 壕の長さは1列のため0.2m(第177図)であり、同時にかける列の数に應ずる。ただし2mを越えない。
 3. 壕の深さ 木炭の場合0.4m まき 1.5m 携帯燃料の場合 0.4m

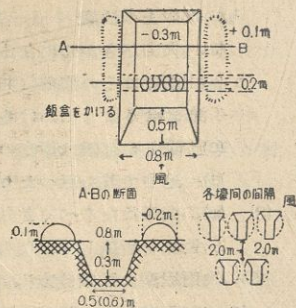
6. 露営衛生

(1) 幕舎における注意

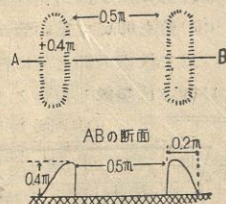
- a. 天幕内で炭火をたくときは、一酸化炭素が発生するから注意しなければならない。
 b. 昼間はできるだけ出入幕を開放して通風をはかり、夜間においても気温、湿気の許すかぎり開放に留意する。
 c. 敷わら、むしろ、幕布等の幕舎内の使用物は適時日光乾燥に留意する。

(2) 便所使用上の注意

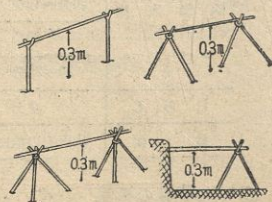
- a. 浅溝式便所の使用後は、必ず土で排出物をおおつてお



第189図 堀開式炊事壕



第190図 築場式炊事壕



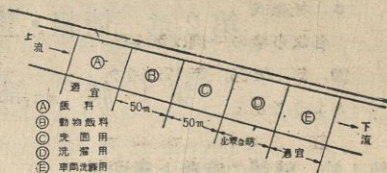
第191図 托架式炊事壕

かねばならない。

- b. 用便後は手洗を確実に励行すること。

(3) 食事に関する注意

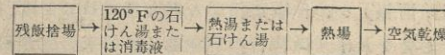
第192図 河川の水の使用区分1例



- a. 残飯類やごみは必ず指定された場所に捨てること。
 b. 食器は使用の前後、確実に洗浄すること。その要領は次のとおり。

(a) 使用前に全食器(水筒を除く)を熱湯に30秒以上浸す。

(b) 使用後



洗浄 ゆすぎ(数回) 消毒(30秒以上)

(4) 身体、被服の清潔

- a. 不潔な身体及び被服は病菌の侵入、しらみ等の繁殖を招来しやすく、かつ保温の効果を減少する。顔、手、わきの下、及び足等はとくに注意してふき、下着類は少なくとも1週2回は取りかえねばならない。水がない場合には、衣類をもんでよくふるい、少なくとも2時間日光にさらす。
 b. 足によく合った靴と靴下を使用し、靴下はたびたび交換すること。また足の湿気やよごれをふきとり、血液の循環をよくすること。

第2章 情報・警備

第1. 情報

第1節 情報の意義と重要性

1. 情報の意義

情報とは、国防並びに作戦上必要な諸外国、予想あるいは実在の敵と気象・地形等に関する情報資料（予想あるいは実在の敵または作戦地域の解明に役だつすべてのもの）を処理して得た知識である。

情報は、国防責任者に対しては関係諸外国・連合国の国力特に戦争遂行能力、弱点、予想される軍事行動等の推定に関する知識（戦略情報）を、作戦に任ずる指揮官に対しては、その任務達成に影響を及ぼす敵情特に現在並びに将来の敵の可能行動弱点の推定及び作戦地域の特性に関する知識（作戦情報）を提供する。すなわち情報は、諸見積、状況判断、決心等の貴重な資料であって、戦争や作戦の遂行に不可欠の要素である。

2. 情報の重要性

情報は、作戦を成功に導くためきわめて重要な知識を指揮官に与えて未知の要素を減じ、その状況判断を適切・容易にする。いかに卓越した指揮官であっても、適切な情報がなければ的確な決心はできない。すなわち情報の適否はその部隊の運命を左右する。また対情報は、敵のあらゆる情報活動に対して作戦部隊の安全を確保するとともにその企図を秘匿して奇襲を可能にする等作戦の遂行に多大の寄与をする。

3. 隊員の情報責任

各隊員は情報資料の有力な収集機関である。ゆえに隊員は、敵並びに作戦地域に関する情報資料を集めて報告する義務がある。特に第一線に勤務する隊員の責任は重い。また各隊員は敵にとっては好個の資料源となるものであるから、対情報及び心理戦についての諸規定を確実に履行しなければならない。

4. 対情報

対情報とは、平戦両時を問わず、安全の脅威を構成する敵性情報活動の効力を破砕し、諜報及び偵察に対して情報資料を、謀略（妨害及び転覆活動）に対して、施設、資材、人員、組織及び業務を保全するための各種の活動をいう。

5. 対情報に関する責任

対情報の責任は、主として各級指揮官が負い、特定のものについてはそれぞれ専門機関が負うものである。またすべての個人には対情報に関する一般的な責任がある。

各級部隊における完全な対情報処置と各個人の警戒意識とは、対情報活動上欠くことのできない要件である。

第2節 情報の対象

1. 敵

情報活動において最も努力を集中する対象は敵である。敵を考察するには、通常敵の活動と勢力組成に区分して行う。

(1) 敵の活動 敵の活動とは、敵の実際の動き及びこれに関連した各種の動的な現象をいう。

（たとえば敵の火砲の射撃、偵察部隊の行動、車両の行動部隊の集結状態、補給状況等、通信状況、砲弾、航空機等陣地の構築状況、破壊、阻絶、地雷源等の障害物及びその

(他各種の施設等)

- (2) 勢力組成 敵軍隊の編組及び配置の状態をいう。
- (3) 兵力 兵力の判定は、部隊、人員、及び兵器により行う。
 - a. 部隊 兵種別及び部隊の大きさ。
 - b. 人員 兵種別、階級別、志願と召集別、年令別、国籍別(必要に応じて)、既教育と未教育別等。
 - c. 兵器 戦車、火砲、迫撃砲、対戦車砲、ロケット発射筒、機関銃等主要兵器の種類型式。必要に応じては航空機・誘導兵器についても検討する。
- (4) 部隊識別 敵部隊の大きさ、種類、番号等、及びその命名法及び番号付与法等。
- (5) 配置 各々識別された部隊本部及びその全部隊の展開した正確な位置。
- (6) 指揮組織 部隊相互間の指揮関係。
- (7) その他の勢力組成の要素 部隊歴、個人歴、編制装備戦法、その他敵の戦闘能力、移動能力、兵站能力、士気、補充の状況、死傷者、その他の特性。

2. 作戦地域

作戦地域とは、作戦が予想されるかあるいは現に行われている地域をいい、通常気象、地形、水路、政治、経済、社会等に区分して検討する。特に気象・地形は重要である。

- (1) 気象 気象とは、大気の状態とその中に起る雨、風等の諸現象を総括したものをいい、気候(その土地について1年を週期とした気象の平均かつ総合された状態)、天候(ある短期間の気象の総合状態)をも含めた意味に使用する。

- (2) 地形 地貌と地物とを合したものをいい、狭義の場合には地貌を指して地形という。地貌は地形の主要部分であって、地表面の形状すなわち高低、起伏、斜面の状態等をいう。地物とは地上に現存する不動性の物体、たとえば、樹木、家屋、道路、鉄道等をいう。

地形は、稜線及び水系、植物、地表面土質、人工物の4つの要素に分析して考察し、戦術上いかなる価値があるかを緊要地形、視界及び射界、障害、隠蔽及び掩蔽、近接経路について検討する。

- (3) その他 気象地形のほか、必要に応じ水路、政治、経済、社会、心理等の事項について考察する。これは戦略情報・対情報面における価値が大であるが、戦務活動のためにも特に重要な場合がある。

第3節 収集機関

1. 意義

収集機関とは、各種の手段によって資料源を開拓、探究して情報資料を獲得する人並びに部隊をいう。

すべての部隊は情報資料を収集する責任を有しているので、広い意味においては収集機関といえることができる。

2. 種類

収集機関には、情報員、情報専門部隊、戦闘職種部隊、及び特定の情報資料を提供する部隊がある。

第4節 各部隊の情報責任

1. 戦闘職種部隊

- (1) 偵察部隊 一般に作戦部隊にある偵察部隊には、管区

隊及び混成団の偵察中隊、特車大隊の偵察小隊、及び臨時に編成した偵察部隊がある。

- (2) 普通科部隊 普通科部隊は、敵と近接して戦闘を実施するので、各種の手段で情報資料を収集する好機会を有している。情報資料を収集するためには戦闘するほか、敵斥候、巡察、空地よりの観察、捕虜や部外者の尋問あるいは獲文書や資材の審査等の手段を使用する。
- (3) 特車部隊 通常乗車行動により情報資料を収集する。
- (4) 野戦特科部隊 野戦特科部隊は、その使命達成上敵の目標を確認することが重要であって、その収集活動の重点は敵目標の標定・分析評価にある。
- (5) 高射特科部隊 敵の航空活動の情報資料すなわち敵機の数、型、活動の状況、攻撃を受けたわが目標並びに破壊あるいは損傷した敵機の数等を情報幕僚に提供する。
- (6) 施設科部隊 施設科部隊の基本的な役割は、技術的な知識と熟練とを要する事項に関する情報任務を遂行することにある。
- (7) 航空科部隊 主として目視偵察、必要なときは小範囲の写真偵察を行って情報資料を収集する。

第5節 資料源の意義と種類

1. 意義

資料源とは、敵及び作戦地域に関する情報資料が得られる人・物・行為をいう。

2. 種類

資料源には、敵、部外者、気象、勢力組成簿、警備地誌、気象や地形等の研究書等多種多様なものがある。

- (1) 人 敵の軍人、部外者、脱出者
- (2) 物 文書（敵の文書、われの文書）、ろ獲資材、写真地図及び地形模型、気象、地形等。
- (3) 行為

第6節 各種資料源の取扱い

1. 人

敵の軍人・脱出者・部外者等からは、尋問、態度・服装の状態、携行品の検査等によって幾多の重要な情報資料を獲得することができる。

捕虜の取扱いの適否は、入手する情報資料の質と量とに密接な関連がある。このため各級指揮官は、一隊員にいたるまで捕虜の適切な取扱いについて事前に十分な訓練を実施する責任がある。

2. 文書

敵文書の私有は一切許さない。したがって敵文書を発見したものは、まず直ちに所属指揮官に提出しなければならない。

3. 物

個人及び部隊は、資材をろ獲したならば届け出る義務がある。また情報価値あるろ獲資材は、情報系統を通じ速かに後送する責任をも有する。

第2. 警備訓練関係法規

第1節 自衛隊法(抜萃)

(自衛隊の任務)

第3条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

(命令による治安出動)

第78条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議し、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に招集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、又は出動の必要がなくなったときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(治安出動待機命令)

第79条 長官は、事態が緊迫し、前条第1項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

2 前項の場合においては、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(要請による治安出動)

第81条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があった場合又は部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

5 都道府県知事は、第1項に規定する要請をした場合には、事態が収まった後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならない。

6 第1項及び第3項に規定する要請の手続は、政令で定める。
(武器の保有)

第87条 自衛隊は、その任務の遂行に必要な武器を保有するこ

とができる。

(治安出動時の権限)

第89条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)の規定は第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第4条第2項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により自衛官が武器を使用するには、刑法(明治40年法律第45号)第36条又は第37条に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第90条 第78条第1項又は第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の1に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

- (1) 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを排除する適当な手段がない場合
- (2) 多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(武器等の防護のための武器の使用)

第95条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに当り、人又は武器、弾薬、

火薬、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第36条又は第37条に該当する場合の外、人に危害を与えてはならない。

第118条 左の各号の1に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第59条第1項又は第2項の規定に違反して秘密を洩らした者
 - (2) 第62条第1項又は第2項の規定に違反した者
 - (3) 正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した者
- 2 前項第1号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第119条 左の各号の1に該当する者は、3年以下の懲役又は禁じに処する。

- (1) 第61条第1項の規定に違反した者
- (2) 第64条第1項の規定に違反して組合その他の団体を結成した者
- (3) 第64条第1項の規定に違反した者
- (4) 第70条第1項の規定による防衛招集命令を受けた予備自衛官で、正当な理由がなくて指定された日から3日を過ぎてなお指定された場所に出頭しないもの
- (5) 第77条又は第79条第1項の規定による出動待機命令を受けた者で、正当な理由がなくて職務の場所を離れ7日を過ぎたもの又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなくて7日を過ぎてなお職務の場所につかない

もの

(6) 第78条第1項又は第81条第2項の規定する治安出動命令を受けた者で、上官の職務上の命令に反抗し、又はこれに服従しないもの

(7) 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

(8) 正当な権限がなく又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第2号若しくは第4号から第6号までに規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第3号、第7号若しくは第8号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第120条 第78条第1項又は第81条第2項に規定する治安出動命令を受けた者で、左の各号の1に該当するものは、5年以下の懲役又は禁錮に処する。

(1) 第64条第2項の規定に違反した者

(2) 正当な理由がなく職務の場所を離れ3日を過ぎた者又は職務の場所につくように命ぜられた日から正当な理由がなく3日を過ぎてなお職務の場所につかない者

(3) 上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者

(4) 正当な権限がなく又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者

2 前項第2号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者は同項第1号、第3号若しくは第4号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。

第2節 警察官職務執行法 (抜萃)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、警察官が警察法(昭和29年法律第162号)に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最少の限度において用いるべきものであって、いやしくもその濫用にわたるようなことがあってはならない。

(質問)

第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者

については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

(保護)

第3条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の1に該当することが明らかであり、且つ、応急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

(1) 精神錯乱又は酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

(2) 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2 前項の措置をとった場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3 第1項の規定による警察の保護は、24時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて5日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

5 警察官は、第1項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

(避難等の措置)

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

(犯罪の予防及び制止)

第5条 警察官は、犯罪がまきに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第6条 警察官は、前条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 警察官は、前2項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第1項又は第2項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

(武器の使用)

第7条 警察官は、(1部略)自己若しくは他人に対する防護

又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法(明治40年法律第45号)第36条(正当防衛)若しくは同法第37条(緊急避難)に該当する場合又は左の各号の1に該当する場合を除いては、人に危害を与えてならない。

(他の法令による職権職務)

第8条 警察官は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

第5節 刑法(抜萃)

(正当防衛・過剰防衛)

第36条 急迫不正の侵害に対し、自己又は他人の権利を防衛するため已むことを得ざるに出でたる行為はこれを罰せず。

2 防衛の程度を超えたる行為は、情状によりその刑を減輕又は免除することを得。

(緊急避難)

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由若しくは財産に対する現在の危難を避くるため已むことを得ざるに出でたる行為は、その行為より生じたる害、その避けんとしたる害の程度を超えざる場合に限りこれを罰せず。但し、その程度を超えたる行為は情状に因りその刑を減輕又は免除することを得。

2 前項の規定は業務上特別の義務ある者には之を適用せず。

第3章 野戦築城

第1節 定義

1. 定義

築城とは、わが部隊の戦闘力を保持増進し、または敵の行動を阻害し、わが部隊の運用を容易にするため、土地に施す作業及び各種構築物の総称である。

第2節 器具の操法

1. 携帯用円び

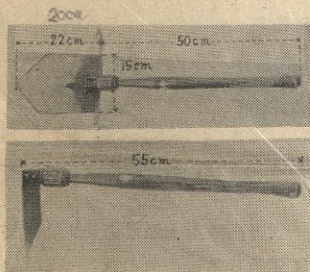
(1) 寸法 (右図参照)

(2) 携行法 運動中、速かに使用すると予想される場合には、あらかじめ背のうから取りはずし、弾帯につけるか、背中にひもをもつて背負うようにする。また更に緊急に使用すると予想される場合には、円びを組立て弾帯に差して前進する。

(3) 使用法 円びは折りたたみ式であり円びとして使用する場合はまっすぐに伸ばして結合し、くわとして使用する場合は柄と本体を直角に結合して使用する。

(4) 掘土及び投土姿勢

a. 第1挙動 右(左)足裏をシャベルの肩の上にあげ体重を利用して一挙に踏みこむ。踏込み角度は 60° ぐらい



第195図 携帯用円びの寸法

で土質の硬軟により変える。

b. 第2挙動 右(左)手を柄の下端にすべらせ、右(左)手を支点として左(右)腕をのばしたまま一挙に強く下方におし掘土する。

c. 第3挙動 第2挙動の掘土においてシャベルが僅か前方に推進する反動を利用して、両腕をのばしたまま上体を左(右)上方にまわしつつ、シャベルを投土方向と同一垂直面内に凹弧を描くように、おおむね柄が垂直になるまで後方に引く。

d. 第4挙動 第3挙動の反動を利用して両腕を伸ばしたまま前の凹弧を経るように、水平投土にあつては前方に、垂直投土によつては下方よりやや上方に右(左)手を左(右)手許によらせつつ振出し投土する。

(5) 掩体・壕の開 経始線に沿って小みぞを刻み、上部の土くれや芝生をあらかじめ取って外側におく。

(3) 胸土の構築 まづ胸土を構築すること。厚さ15センチ・幅1メートル。

(4) 掩蓋 資材・時間の許す限りできるだけ設ける。材料がないか余裕のないときは掩体の一部に横穴をつくる。

(5) 対戦車防護 壕底にうずくまった場合人員と壕の上縁の間に60センチあれば安全。

(6) 対手榴弾防護 対手榴弾孔(排水孔)・天蓋や遮障(天幕や木の枝)

(7) 対特殊武器防護 小断面、大深度、横穴、覆の設置や除毒(対ガス雨下)

(8) 排水・掩体の補強

ツルハシの寸法は全長91.5cm、重量は3.0kgである。

(2) 携行姿勢

停止間はシャベルの携行姿勢に準じて刃部を前方にして持つ。行進する場合は「になえ(前へ)」の号令で、上体を屈し左手をもつて柄の中央部付近を握る。ついで体を起こしつづ両手をもつて刃部を下にして右肩にのせる。ついで左手を下して「気をつけ」の姿勢に復する。

近距離移動の場合は右手で柄の鉄部近くを握り、柄を水平にして右腕にかかえ持つ。またシャベルとツルハシを同時に携行する場合は、右肩にシャベルをになつたのち、上記の要領によりツルハシを左腕にかかえ持つ。「おろせ(止れ)」の号令で、反対の動作で「気をつけ」の姿勢に復する。

る場合には、あらかじめ

背のうから取りはずし、

弾帯につけるか、背中に

ひをもつて背負うよう

第195図 携帯用円びの寸法

にする。また更に緊急に使用すると予想される場合には、円びを組立て弾帯に差して前進する。

- (3) 使用法 円びは折りたたみ式であり円びとして使用する場合はまつすぐに伸ばして結合し、くわとして使用する場合は柄と本体を直角に結合して使用する。

(4) 掘土及び投土姿勢

- a. 第1拳動 右(左)足裏をシャベルの肩の上にあげ体重を利用して一挙に踏みこむ。踏込み角度は60°ぐらい

第3節 掩 体

1. 掩体の構築要領

a. 掩体の構築にあたり具備すべき条件

- (1) 与えられた射撃、観察、その他の任務が達成できること
- (2) 構造が簡単かつ容易なこと。
- (3) 良好な隠蔽及び掩蔽が得られること。
- (4) なるべく全周に対する射撃及び掩蔽ができること。
- (5) 戦車、特殊武器等に対する防護が良好なこと。

b. 掩体の構築要領

- (1) 経始 主線及び基準点を標示する。
- (2) 掩体の堀開 経始線に沿って小みぞを刻み、上部の土くれや芝生をあらかじめ取って外側におく。
- (3) 胸土の構築 まづ胸土を構築すること。厚さ15センチ・幅1メートル。
- (4) 掩蓋 資材・時間の許す限りできるだけ設ける。材料がないか余裕のないときは掩体の一部に横穴をつくる。
- (5) 対戦車防護 壕底にうずくまった場合人員と壕の上縁の間に60センチあれば安全。
- (6) 対手榴弾防護 対手榴弾孔(排水孔)・天蓋や遮障(天幕や木の枝)
- (7) 対特殊武器防護 小断面、大深度、横穴、覆の設置や除毒(対ガス雨下)
- (8) 排水・掩体の補強

2. 小銃及びBAR掩体の構築

(1) 工具に対する考慮

工具は有効に使用しなければならない。工具は携帯シャベル、斧、ツルハシ、鋸、大槌、かなてこ、横引き鋸などがある。これらの工具は常にみがき、鋭利にして湿気を避け覆をする。

(2) 掘土の処置

陣地構築にあつては、多量の堀土が出るので、その土は胸土に利用する。堀りとする際は上部の土や草をはぎ取り一側におく。ついで高さ15 cm、幅1 mの胸土をつくり、最初はぎとつた表土および草で被覆する。残余の土は、土のう、または携帯天幕に入れて、やぶの中や近くの川に捨てる。

3. 各個掩体の構築

(1) 一般的構築の手順

- a. 位置の選定
- b. 主線（射撃及び監視観測の主方向）及び基準点の決定
と射撃準備
- c. 経始
- d. 掘開
- e. 仕上げ
- f. 点検（完成のみでなく作業中も要部、偽装の適否に着
意する《要部》とは掩体の中で任務達成上重要部分）
- g. 交通壕の作業開始（作業開始より、終始偽装に着意し
て工事する。射界の清掃をふくむ）

(2) 各掩体間の間隔

開濶地 1人用10m 2人用20m

錯雜地 1 人用 5 m 2 人用 10 m

部隊火器とは大体25m離して構築する。

(4) 1人用小銃掩体（立射ち）

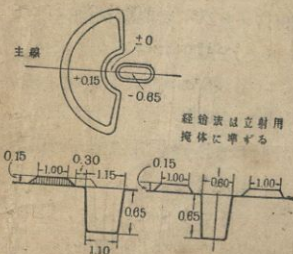
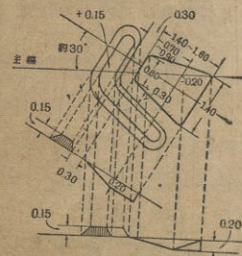
- a. 主線 XX' 上に基準点Aを定めAより55cm後方にBを定める。

- b. Aより直角に線を引き, Aを中心とする半径 30cm の半円CDFCとの交点をC, Fとする。

- c. Bより直角に線を引きBを中心とする半径30cmの半円

GHIとの交点をG, Iとする。第197図 1人用小銃掩体(立射ち)

- d. FとG, CとIをそれぞれ結ぶ。
e. 掘開が所要の深さに達したならばFC線より30cm離れかつこれに平行に線JKを引く。



③ しつ射用小銃弾体

(5) 伏射用掩体

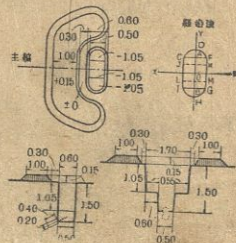
伏射用掩体は小銃手の応急的な掩体で通常一人用。

(6) しつ射用小銃掩体

しつ射用掩体は任務、敵情、地形等により構築。

(7) 2人用小銃掩体（立射ち）

- a. 主線 XX' 上の基準点 O を通り直角に YY' を引く。
- b. YY' 上に O よりそれぞれ55 cmの点を A , B とする。
- c. AB を中心とし半径の30 cm 半円 C , D , F , G , H , I を描き, F と G 及び C と I をそれぞれ結ぶ。



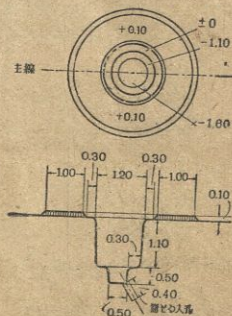
第198回 2人用小銃掩体

- d. 掘開が所要の深さに達したならばXX'より25cm離れ、かつこれに平行な線JK及びLMを引く。

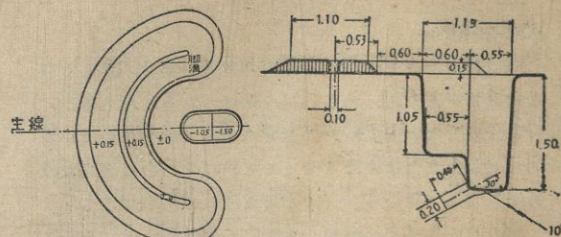
(8) 自動銃掩体

(9) ロケット弾発射筒掩体

- a. 主線上に中心点を求め
半径55cmの円を経始する。
- b. 掘開が深さ1.1mに達し
たならば半径25cmの円を
経始する。



第199図 ロケット弾発射筒挿体



第200図 立射用自動銃掩体(胸土つき)

第4節 障 害 物

1. 障害物の目的

障害物の目的は敵の前進を阻止し、あるいは遅滞させ、火力と相まって敵の攻撃を破砕し、あるいは奇襲を防ぐにある。

2. 障害物の種類

(1) 天然障害物

天然障害物として利用しうるものには急坂、河川、溝、峡谷、湖水、沼沢、森林、深雪その他建物や壁等の人工物がある。障害物の構築に当ってはできる限り天然障害物を活用しなければならぬ。

(2) 人工障害物

人工障害物は天然障害物の不足不備を補うために人工的に構築する障害物である。

(3) 对人障害物

各種鉄条網、わな、対人地雷、鹿砦、拒馬等がある。

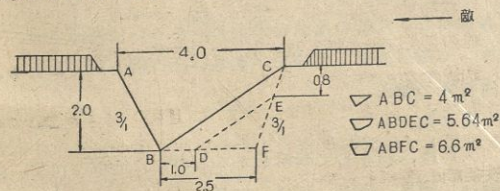
(4) 对戦車障害物

対戦車地雷、対戦車壕、コンクリート製構築物、丸太、軌条等がある。

＜対戦車壕＞

壕は秘匿困難で構築に多くの作業力を要し、敵に有利な掩護物をあたえ、わが通視を妨げるおそれがあるが、材料を要しない上に断面の選定によって敵戦車の大小を問わず阻止または遅滞させることができるので適当な位置を選定して用いる。なお水壕とすれば有利である。

壕の断面は戦車の種類、地形、土質等によって異なるが応急の場合は、まず三角断面に構築し、ついで逐次梯形に掘り広げる。



第201図 対戦車壕

壕の断面に必要な寸度はおおむね次表に示すとおり。

区 分	軽 戦 車		中 戦 車		重 戦 車	
	阻 止	遅 延	阻 止	遅 延	阻 止	遅 延
上 巾 (米)	3.0	2.5	4.0	3.5	5.0以上	4.0
深 さ (米)	1.5	1.0	2.0	1.5	2.0以上	2.0
備 考	壕壁の傾斜は中戦車以下にあつては約1/3、重戦車 あつては約1/2を基準とする					

(5) 対空挺障害物

(6) 対舟挺障害物

(7) 地 雷

地雷については第5節に詳述。

3. 鉄条網の目的

鉄条網は敵の徒歩部隊の前進をおくらせ、または阻止するために構築される。

4. 鉄条網の具備すべき要件

- (1) 火器による掩護があること。
- (2) 監視警報器等で守られている。
- (3) 幾何学的画一配置をせぬ。
- (4) 自然物件（垣、小さな林）と融合さす。
- (5) 他の防禦力と調整されている（地雷、火砲）。
- (6) 鉄線をなるべく多くする。
- (7) 朝鮮での体験では10m前方、網目張、高さが2mのものを設置して鉄眼防護用に用いて効果があった。

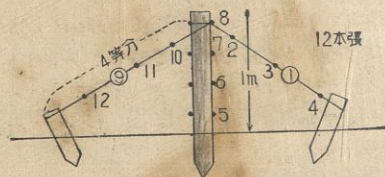
5. 鉄条網の種類と分類

(1) 戦術目的による分類

- a. 戦術鉄条網 最終防禦等の味方の射撃と併用して、敵の攻撃を阻止する。通常屋根型。
- b. 自衛鉄条網 奇襲を防ぐ。観測可能な（30～100ヤード）ところに設ける。4重、低鉄条網。
- c. 補助鉄条網 戦術鉄条網と併用して陣地の前線を誤認せしめたり、攻撃方向を誤まらせる。陣地に弾力性をあたえる。柵型。

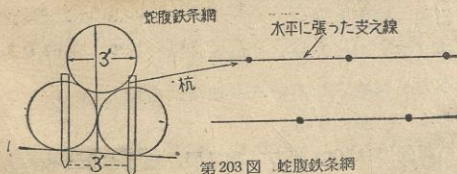
(2) 種 類

- a. 屋根型鉄条網



第202図 屑根型鉄条網

b. 蛇腹鉄条網



第203図 蛇腹鉄条網

5. 側防火器に應ずる鉄条網の経始は通常射線に沿う。

第5節 地雷 5.9.月

1. 地雷使用の目的

- (1) 敵の接近径路を閉塞してその移動を遅滞させる。
- (2) 敵をわが欲する方向または地区に遊致する。
- (3) 敵を混乱させ、その志気を低下させる。
- (4) 開放翼や側面等を警戒掩護する。
- (5) 他の障害及び火器の効果を増大する。
- (6) 敵の要点使用を妨害する。

2. 地雷作業の要則

- (1) 地雷作業は、とくに綿密周到な準備をもって確實機敏に実施しなければならない。

(2) 地雷作業においてはとくに危害予防に万全を期さねばならない。このために地雷に関する識能を十分体得するとともに、恐れずあなどらず、地雷作業の基礎的事項を確実にり行する等、地雷規律を厳守し、つねに適切な監督のもとに整然と実施しなければならない。

3. 地雷の定義 5.9.月

地雷とは、車両等の破壊、人員の殺傷、地域及び装備品の汚染、あるいは警戒及び照明用として、地上もしくは地表面下に設置できるように、爆薬または他の物質を容器につめたものである。

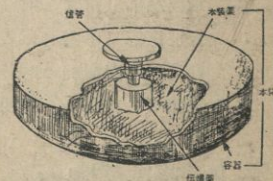
4. 地雷の構造

地雷は、通常信管及び本体（本装薬、容器）からなる。

(1) 信管

発火具（発火装置と撃発雷管からなる）と雷管を組み合わせ、地雷を爆発させるための火炎または衝撃を生じさせる。

- (2) 本装薬には比較的鈍感な爆薬または化学剤が使用される。この場合は、雷管と本装薬の間に伝爆薬を使用する。（第204図）



第204図 地雷の構造

- (3) 信管には、不慮の爆発を防ぐため、通常安全装置がとりつけてある。

5. 作動原理

地雷は初動（外力）により、信管が作動し通常一連の発火順序をへて爆発する。



第204/1図 安全装置1例

信管の種類 2.複合式 3.引張り解放 4.圧力解放

294 第3章 野戦築城

(1) 信管は通常次の初動の一つ、もしくはその組み合わせにより作動する。

- 圧力式(人員の足、車輪及び履帯等の踏力)
- 引張り式(信管にある小さな線の引張り)
- 引張り解放(信管につけてある引張りの除去)
- 圧力解放(信管が作動するのを止めている張力の除去)

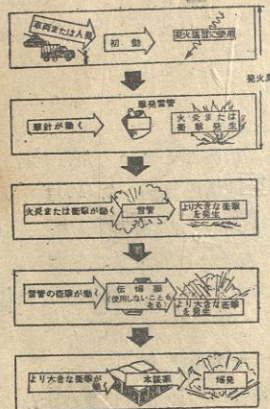
e. 震動(水、空気、地面建物の震動)

- 磁気感应(トラック等大きな金属性物体による感应)
- 電波感应(信管と同じ振動数の電波による感应)
- 音波感应(車両等の音波による感应)
- 遅発(時限爆発の時計仕掛、物質侵蝕作用等の作動)
- 電気(スイッチ、照明遮光等の操作により電気回路を閉じる)

(2) 信管の発火型式

上記の初動を得た信管は、次のような作動方法により発火する(作動方法は、この一つもしくはその組合せによる)

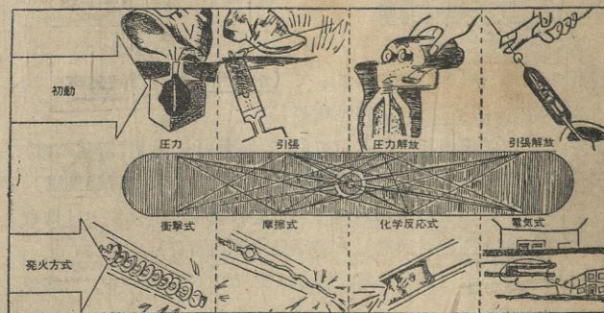
- 衝撃式(ばねの力で撃針が前進し撃発雷管をたたく)
- 化学式(酸入りの小さなガラス管がこわれ、酸が撃針を止めている張線を浸蝕、切断することにより撃針が撃



第204ノ2図 発火順序の1例

発雷管をたたく)

- 摩擦式(信管内の物質が摩擦により発火し、雷管に点火する火炎を発生)
- 電気式(初動が回路を閉じ、電気雷管を発火させる)



第204ノ3図 初動と発火型式の組み合わせ

③ 発火順序

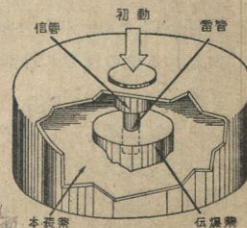
- 初動(外力)→火炎・衝撃→雷管爆発
- 雷管爆発→本装薬爆発(または雷管→伝爆薬爆発→衝撃→本装薬爆発)

6. 地雷の種類

(1) 対戦車地雷

戦車の破壊またはかく座に用いる。(M6型、M15型、非磁性、M7型等薬量1.4~10kg程度)。

(2) 対人地雷



第204ノ4図 発火機構の1例

a. 衝撃式対人地雷<APB> (M14型等)

b. 破片式対人地雷<APF>

(a) 跳躍破片式 (M2型)

(b) 固定破片式 (M3型)

c. 化学式対人地雷

(3) その他

a. 使用場所、対象によって (水際用地雷、浮遊地雷、対空挺用地雷、鉄道用地雷等)

b. 本装薬の種類によって (化学地雷、火災地雷、照明地雷)

c. 発火型式によって (接触地雷、感応地雷、視発地雷)

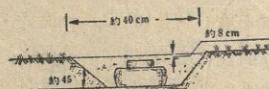
d. 特殊信管の使用によって (針付地雷、アンテナ付地雷、一定車両数が通過した際爆発する地雷等)

e. その他 (制式地雷、急造地雷、真地雷、偽地雷、訓練用地雷)

7. 地雷の設置

(1) 対戦車地雷

a. 一般法 直径約40cmの円形の穴を掘り地雷の頭部が約8cmの土でおおわれる位の深さに埋設する。



第204ノ5図 一般法

b. コの字型法 約40×50cmの長方形の芝生を、長辺の両側と短辺の一端を切り、基準線の反対側に巻取り、その下に埋設し、あとをもとどおりに隠蔽する。



第204ノ6図 コ字型法

c. H型法 コの字型の長辺と中央部を切取る。

d. 十字型法 直角に交わる対角線約60cmを切る。



第204ノ7図 H型法

○(2) 対人地雷

a. わな線式 信管頭部の下際が地面すれすれになるように、穴を掘って設置し、土で固め、その頭部にわな線を結び一方の端を抗等に結びつける。偽装に注意する。



第204ノ8図 十字型法

b. 圧力式 絶対安全ピンが地面とすれすれになるように埋設し、信管頭部の下際まで土で固める。



第204ノ9図 わな線式地雷設置の1例

8. 地雷の活性化

活性化地雷とは、たとえ主信管が取り除かれても、地雷を取り上げたり、動揺させたりすると、爆発するような除去防止装置を施した地雷である。

活性化の方法は、通常引張式または圧力解放式が用いられ、地雷を動かしたり持ち上げたりすると爆発するように設置する。

9. 仕掛地雷の設置

(1) 何も知らない人が外見上無害なものを動かしたり、安全と思われる動作をした時爆発するように仕掛けたもので、通常は発火具、雷管、及び本装薬からなる。

(2) 設置法 発火のための仕掛と装薬の位置をあまり離さない。装薬を装着し、湿気におかされない。爆薬は紙か布で包む。仕掛の点検。本装薬と発火具を導爆線で接続。偽装を慎重にし、安全装置を取り除き発火準備する。

10. 地雷の探知

(1) 探知棒による探知

a. 器具 制式の地雷探針、銃剣または鉄線等による急造の器具

b. 探知の要領 まず視察し、手でさぐり、次いで探知棒をさしながら逐次前進する。手さぐりは、わな線や地上に出ている触針をさがすために行なうもので、腕のわな線接触感度を増すため通常袖をめくりあげて実施する。探知員は上方（高いわな線を探すため）及び前方を探しながら少しずつ前進する。各探知員は、約1メートル正面を担当し、通常4~15cmの間隔で探索する。

探知棒は地面に対し約30°~45°の角度で静かに押し込む。強く突き刺したり、直角に差込むと圧力型式の地雷を爆発させる危険がある。何かに触れたならば探知を中止し、慎重に被土を除き、地雷だったらその型式と、埋設位置を知るため細心の注意をもって土を取り除く。探知棒にはつぎたし用の柄がついていて、立ったままでも使用できる。

(2) 探知器による探知

a. 器具 磁性用及び非磁性用の二型式

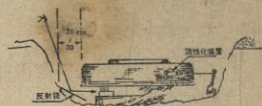
b. 要領 探知員がきく音響の変化、計器の指針の振れ等により地雷位置を知らされるが、立姿、膝姿または伏姿のいずれでも操作できる。

11. 地雷の除去

通常発見した地雷の処置について、あらかじめ指示される。偶然に発見したら被害をうけないよう適切な処置をとり、その地点を標示し、ただちに指揮官に報告する。

(1) 手による除去

a. 探知棒で正確な位置を確かめ、指で慎重に被土を除き、頂部を露出させて安全化する。



第204/11図 活性化地雷の除去

b. 活性化装置等に注意し指で周囲を掘下げ、これがあったら安全化する。

c. 底面の活性化装置を鉄線等でさがし、発見したら慎重に安全化する。（この際反射鏡があれば便利である）

e. 処理のため、所定の指示に従う。

(2) ロープによる除去（主として活性化された地雷に使用）

a. 探知棒で地雷の正確な位置を確かめ、被土を除く。

b. ロープを引く方向と反対側の地雷の底面に鉤を引っかけ、そのための穴を掘る。

c. 他の人は安全地域に待避し、作業員は掩蔽しているところから地雷を引張る。

d. 危害予防上30秒以上経過した後地雷の所へ行く。

e. よく点検した後、信管を除き、わな線や活性化装置があるかどうかを確かめる。

f. もし適當の材料がある場合には、二又を使用して上部に引き上げてもよい。（おおむね30cm程度）



第204/10図 ロープによる除去

(3) 爆破による除去

地雷の上またはその近くに爆薬を装着して、安全な距離から爆発させる。

(4) 仕掛地雷の除去

安全化するか、注意標識をして指揮官に報告する。

5. 偽装規律を厳守す

297/3 第3章 野戦築城



第6節 偽装

1. 要説

a. 目的と意義 人員・装備・陣地等に関し、敵に発見されるのを防止する。

- (1) 隠す。
- (2) 周囲の状態と融和する。
- (3) 他のものにみせかける。

b. 偽装にあたって注意すべき事項

- (1) 敵眼にさらされるものは、身体ばかりでなくすべて偽装すること。特に重要なもの、移動するものについては完全・確実に。
- (2) できる限り自然の隠蔽物を利用すること。
- (3) 自然物に似た色、形にし、自然物に近づけること。
- (4) 特有の形・色を変えたとともにその影をなくすること。

2. 偽装材料

人工材料 偽装網・偽装服・偽装用塗料

作業服に塗料を塗ることは、上級指揮官の指示が必要である。



現用偽装網



現用偽装服



手製偽装網



同左背面

第204/11図

偽装=地上の視察直射火力の防護である

3. 各人の偽装

a. 装備品・装具類の偽装

- (1) 鉄帽 形をぼかし、光沢をけすこと。
- (2) 小銃・銃剣 光の反射を防ぐこと。
- (3) 布製装具 草や木でおおうか、泥、木炭草汁等をつける。布に塗料を塗る場合は、上級指揮官の許可が必要。



第204/12図 鉄帽の偽装

b. 人体の偽装

- (1) 皮膚の偽装 明るい色を消す。
- (2) 体の偽装上の注意事項
 - (a) 最もひんばんに露出する所から行うこと。
 - (b) 体の線、とくに肩の線をぼかすこと。
 - (c) 草や葉をつけすぎないこと
 - (d) 戦闘行動に支障をきたさないこと。
 - (e) 周囲の状況に調和した偽装をすること。



一色同調



しま模様

第204/13図 顔の偽装

4. 陣地の偽装

自然の隠蔽を利用することが、最も効果的である。

対地上視察には、空際、背景に投

入る得る限り自然の隠れ子を利用せよ

偽装=空地の視察火力の防護である

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

偽装服は自然の材料から作る

偽装用塗料は自然の材料から作る

偽装網は自然の材料から作る

影しないこと。

対空中視察には、樹木の木陰を利用し、あるいは木や草で編んだ天蓋等でおおう。

a. 陣地構築作業秘匿のための偽装

- (1) 敵方に遮障を設けること。
- (2) 頭上に偽装網展張すること。

b. 工事作業中の偽装

- (1) 工事地域の上芝をはぎ、偽装に利用できるよう準備すること。
- (2) 堀土を逐次偽装すること。
- (3) 余分な土はかくれた場所へ運ぶこと。
- (4) 胸土等は、芝生・樹の枝等をもって周囲と調和させること。

c. 工事完了後

- (1) 装備装具等を壕内に入れる。
- (2) 自ら敵側から観察して不備を修正する。
- (3) 分隊長等の点検をうける。

d. 工事実施中の陣地秘匿のための注意

- (1) 警戒を厳にし対空警告に注意すること。
- (2) 必要以上の騒音を発したり、許可なく上衣を脱し、白シャツを露出して陣地を敵に暴露しないこと。

偽装規律

a. 偽装規律の重要性と心構え

- (1) 偽装の方法をよく理解すること。
- (2) つねに現状に即した完全な偽装を行うこと。
- (3) 上司の命令に忠実にしたがうこと。

(4) すべての行動を慎重にすること。

(5) 隊員一人の不注意な行動により、部隊全体の偽装効果を無効にしてはならないこと。

b. 偽装規律維持のため隊員として留意すべき事項

- (1) 命ぜられなくとも、つねに完全な偽装をすること。
- (2) 命ぜられなくとも、隊員は自己の偽装、陣地の偽装について点検、補修修正すること。
- (3) 部隊全般の偽装のため、とくに上司より示された統制事項を積極的に守ること。
(偽装材料の採取場所の制限、通行、行動の制限等)
- (4) 偽装の作業間、土地自然の外観を変化させないこと。
- (5) 偽装の作業間、過度の音響、光の反射、夜間許可なく灯火を使用する等の行動をつつしむこと。

6. 夜間の偽装

a. 要旨

暗夜においても偽装の価値は大きい、偽装したために音が出ないように注意する。

b. 色彩

皮膚、装具、被服の色はねずみ、または黒色にすることが有利。ただし背景の色との適合に注意する。

c. 偽装網の利用

頭、肩の輪画をくずすこと。

第4章 地図の見方

第1節 要 則

1. 地図の定義

地図とは地球表面のある地域をある尺度に合せて描いたものである。それは慣習上の記号で、対象物及び地勢を表わしている。地図は縮尺によって描かれているが、地図は平面であるのに反し地球表面は彎曲しているから絶対に正確とはいえない。地図の正確度はこれを作る際使用した方法如何によって定まる。

2. 地図の記号

(1) 記号の必要性

地上の広い地形・地物を1枚の小さい紙に書き表わすことは、記号のたすけがなければ不可能である。地図は記号の集まりといえる。だから記号を理解することがなければ地図は1枚の白紙に等しい。

重印 (2) 色による地形の識別 <参考>

一部の自衛隊地図は、地図の見方を容易にするために黒、青、茶、緑、赤の5色によつて色別されている。

● 黒……人工物（家屋、鉄橋、橋梁、トンネル）

● 青……水に関するもの（河川、湖沼、海、水田、湿地など）

● 茶……等高線、切り通し、盛土部、埋立地

● 緑……植物にかんすもの（森林、草木など）

● 赤……良道（舗装道路）、市街地など

● 出 3. 欄外資料

地図は水平に保ちコンパスの毛線が地図の垂直座標線に

地図の欄外に、地図を見るために必要な資料がたくさんある。これが欄外資料である。

(1) 標 題

地図の上の中央に「岩見沢」と書いてあるが、これが標題である。これは諸君の姓名と同じで、この地図の代名詞である。

(2) 縮 尺

地図の中央下に5万分の1尺と書いてあるのが縮尺である。縮尺はこの地図の倍率を表わしており、この地図は実物の5万分の1の地図である。図上1cmは実距離の500mとなる。またこの縮尺の下に2種類の縮尺図が書いてある。上がm、下が町・里となつている。

(3) 地図作成資料

地図の左側に書いてあるのは、この地図の作成年月日等の地図作成資料である。

(4) 位置図

左上に書いてあるのが位置図であるが、この図は岩見沢の地図の周囲8枚の地図がどこの地図であるかを示したものである。

(5) 座 標

地図の中に垂直及び水平の線がたくさん格子状にあるがこの線が座標である。座標は地図上の位置を知るためにある。使用法は「位置の判定」で説明する。

(6) 偏角図

地図の右側にある線の先に半矢印、GN、星状のついているのが偏角図である。これについても地図の標定のところで説明する。

4. 各種記号による地形の識別

□ 神社	===== 国道	内田
□ 寺(靖国)	===== 府県道	水田
○ 町役場	----- 町村道(道幅2m以上)	灌田
文 字 校	----- 町村道(道幅1m以上)	桑畑
田 病院	----- 小径(道幅1m未満)	茶畑
〒 郵便局	===== 鉄道	果園
↑ 墓地	===== 二線以上 停車場 駅	草地
□ 記念碑	===== 特殊鉄道(電車線)	灌葉樹林
□ 煙突		針葉樹林
Q 木 独立樹		竹林
(樹葉) (針葉)		

第205図

5. 地図の取扱い

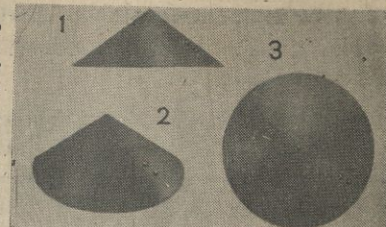
我々が任務遂行のため未知の土地で行動する場合、我々の案内人は地図である。地図はまた高価なものであり、支給には限度があるので、以下述べるように十分注意して取扱わなければならない。

- (1) できれば地図を図版に張りセルロイド状の透明なもので覆う。こうすればしわと湿気をふせぎ、油鉛筆で印をつけることもできる。
- (2) 野外で携行する場合は手風琴状に折りたたみ、ポケットに入れておく。
- (3) 容易に消せるように鉛筆で軽く書く。
- (4) 地図を棄てなければならぬ非常の場合は、焼却するか、または細かくちぎって広くまきちらすか、小さく折りたたんで土のなかに埋める。

第2節 高さの判定

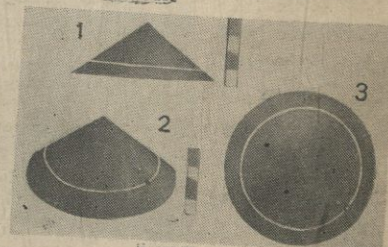
1. 高さ

第206図 円錐体の側面に2個の玉がある。真上からこの円錐体を見ただけでは(③)、どちらの玉が高いか、また2個の玉が円錐体のどの高さにあるかわからない。



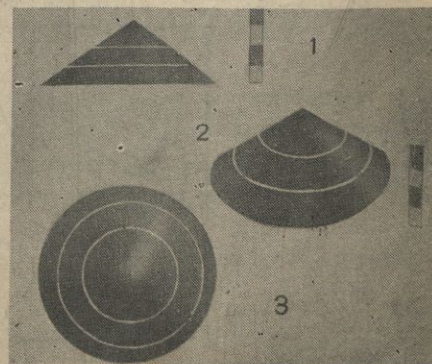
第206図

第207図 次に下から10mの高さまで登る。10mの高さで円錐体のまわりを一周した跡をたどると図のような白線ができる。つまりこの白線は10mの高さを示す。線の外は10mより低く、線の内側は10mより高いことがわかる。



第207図

第208図 さらに10m高いところまで登り同じように円錐体を1周すれば、第2の白線ができる。この線上のものは、すべて20mの高さである。即ちもう一つの



第208図

玉は二つの線のほぼ中央にあるから、高度は15mであると判断できる。このようにして我々は目的物の高さを知ることができる。

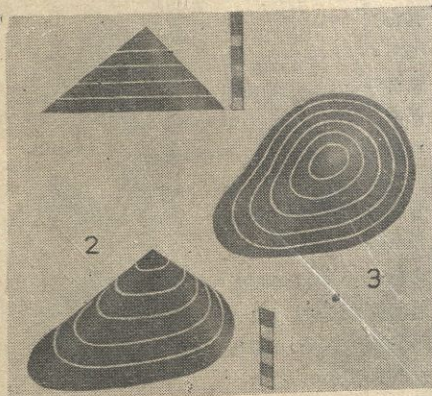
2. 等高線とは何か

円錐体でないもの、たとえば第209図のようなかたちのもについても高さを示す線は直上から見れば③のように見え、これによって、そのどの側面がふくれているかわかる。したがって高さと形を知ることができる。これらの線を等高線という。

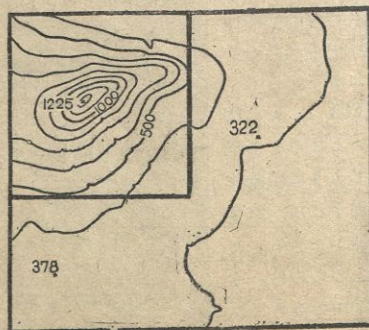
3. 等高線の種類

主曲線……細い実線で示され、普通の地図では1番線が多い。高さは記入されていない。

計曲線……主曲線は5本目ごとに



第209図 等高線



第210図 等高線の種類

太い実線で書かれる。これを計曲線といい、高さが記入されている。

③ 補助曲線……緩傾斜または平地等で等高線間隔が非常に広い場合に、主曲線の間に細い点線で示される。高さが記入されている場合もある。

4. 等高線の間隔

(1) 主曲線の間隔

縮尺5万分の1……20m

縮尺2万5千分の1……10m

(2) 補助曲線

各縮尺とも主曲線の間隔の2分の1m或は4分の1m

5. 山の高さ

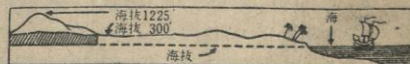
丘の最高点が等高線の上に位置しないときは、その高さを記してある。

6. 道路の高さ

また、たとえば多数の道路交差点があり、その一つに特に名をつけようとするときは、その交差点をR J 124と呼ぶ(124mの高さの地点にあることを示す)。

7. 高さの基準

地図では常に土地の高さの基準を海の中等海水面におく。高さ1,225mの山は山の底部からでなく海面から1,225mであり、山の基底は300mである。



第211図

8. 等高線の性質(地形)

(1) 同一等高線上のすべての点は、同じ高さにある。

(2) 等高線は絶対に途中で切れない。地図の枠内では、また

は地図の枠外で必ず連結する。

- (3) 等高線は決して相互に交叉しない。ただし量などでは非常に近くなり、くつつくように見えることもある(第212図)。

- (4) 接近している等高線は急勾配の斜面や登坂などを表わし、等高線が遠く離れている場合はゆるやかな傾斜を表わす。



第212図

- (5) 等高線が等間隔のときは傾斜が一樣であることを示す。

- (6) 等高線が目鏡状をなしているときは、一つの丘が鞍形につらなっていることを示す(第213図)。



第213図

- (7) 等間隔の等高線がV字形をしているときは谷をあらわし、V字ののがつた方は上流をさす(第214図)。反対に尾根はU型である。



第214図

- (8) 小さな閉鎖した等高線は通常丘の頂上を示す。しかし、もしそこに第215図のような池や窪地が盆地にある場合は、土地の降下を示すため小点を付した等高線を用いる。すなわち、その線の内側は等高線よりも低いことを示す。



第215図

右えとえ、6桁で読む
至累A読み

第3節 距離の判定

1. 縮尺

どんな世界地図でも、簡単にポケットのなかにはいつてしまふ。これはもちろん、世界全図が一定の割合で縮めて書かれているからである。

ここに5万分の1の地図がある。地図の下中央に五万分の1尺と書いてある。これは陸地を5万分の1の割合で縮小して地図に書きあらわしたものである。この1/50,000 または1:50,000を縮尺という。

2. 縮尺の大小

1/25,000の地図と1/50,000の地図とどちらが大きい縮尺かを理解していなければならない。ある数の1/2の方が1/4より大きい。常に分数の分子が同じ時、分母の数が大きければ大きいほど、小さくなる。すなわち縮尺1/25,000の方が1/50,000より大きいことは明らかである。

3. 換算表

縮尺1:50,000の地図上の1cmの距離は、実際の距離になおせば何cmになるか。5万cmである。しかし、これは通常最も使いやすい単位に直さなくてはならない。これを換算という。

5万cmを換算すれば

$$50,000\text{cm}=500\text{m}=0.5\text{km}=1/2\text{km}$$

諸単位の換算は、換算表によつて、ひととおり覚えておかなくてはならない。

$$1\text{マイル}=1,760\text{ヤード}=1,609\text{km}=1,609\text{m}$$

$$1\text{km}=1,094\text{ヤード}=0.62\text{マイル}$$

$$1\text{m}=1.094\text{ヤード}=39.47\text{インチ}$$

1 ヤード=0.91メートル=36インチ=3 フィート

1 フィート=12インチ=30.3cm

4. 距離の測定

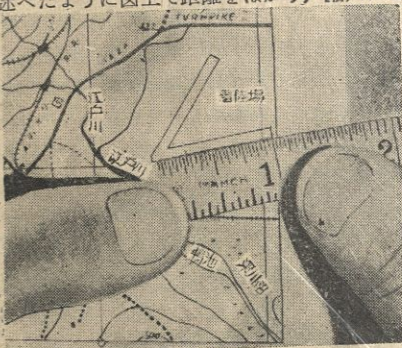
距離の測定には次の2方法がある。

- (1) 一つは前に述べたように図上で距離をはかり、縮尺によ

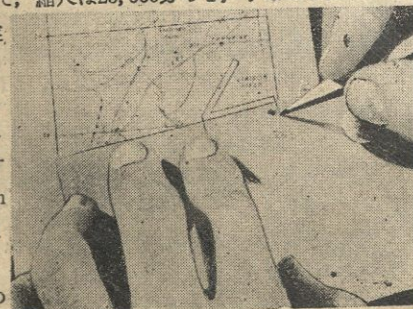
り、実際の距離を知る方法である。たとえば第216図において飛行場の滑走路の長さを知るには、まずふつうの物差しを滑走路にあてて測る。ちょうど

4 cm あつて、縮尺は25,000分の1、すなわち図上4 cm の飛行場は実際には 100,000 cm あることになる。これをmに直すと1000m, km になおすと1 kmになる。

- (2) 他の一つの方法は地図用



第216図



第217図

縮尺の利用によるもので、上記の方法より容易である。すなわち地図の中央下にある物差しを使用する。

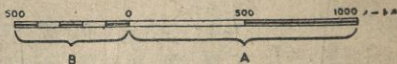
まずまずすぐな紙片を飛行場に沿つて地図の上におく(第217図)。次に紙片に飛行場の西端を記す。これを図上の縮尺にあてて飛行場の実際の長さを知る

(第218図)。この際注意すべきことはこの縮尺には二つの部分があり(第219図)、零から右の方A部は大きい数が500メートル間隔で入っている。零から左側B部はこの大きい距離を更に正確に読むために100メートルごとの小さな距離に分けてある。

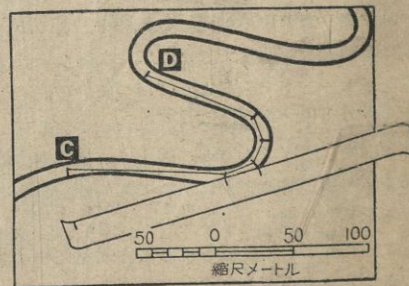
第220図の道路のような曲線または不規則な線を測るには、図のように、CD間の曲つた道をいくつかの小さな直



第218図



第219図



第220図

線部分に分け、紙片の端から逐次印をつけていつて、さいごにその全長を縮尺に当てて測る。以上の距離の判定ができれば、今度は逆に、自分は地上を何m歩いたから、現在はどこを歩いてどこにいるということが地図上でわかつてくる。このことは将来重要な役割を果たすから、よく覚えておくこと。

第4節 位置の判定

自分の町では、たとえば郵便局や市役所の位置などを人に聞かれた場合、それはこの方向、A街道とB通りの交差点とはつきり教えることができる。しかしわれわれは、大きな野原の中の独立樹、森の中の機関銃や狙撃手、あるいは流れのそばの歩哨などの位置を明示できなくてはならない。地図では、その地点を示すことができるようになっていく。

1. グリッド座標

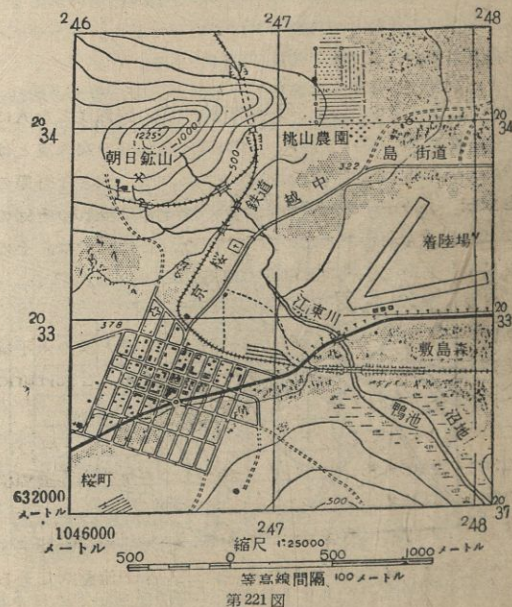
地図をひろげてみると、図上に、縦の垂直線と横の水平線が正方形の網の目のように引いてあるのがわかる。これは町における道路の区画のようなものである。

この線によつて位置を求める方式をグリッド方式と呼び、そのごぼんの目をグリッドという。最もふつうなのが「国際横メルカトル式グリッド」である。

各グリッド線には番号がつけてある。図上の地点を標定するため、これらの番号を使用するとき、グリッド値をあたえるという。

- (1) 10番目ごとのグリッド線は、他のものよりも太くして求める線を容易に見出せるようにしてある。
- (2) 各グリッド線はそれぞれ番号を有し、この番号は一般に

線の両端の地図の余白に書いてあるが、また地図内で線の上に書いてあることもある。それは第221図のように²⁰33または²⁴7のように小さな数字と大きい数字から成つており、ふつう小さい数字は使用上必要でなく、33または47のように大きい数字のみを用いる。



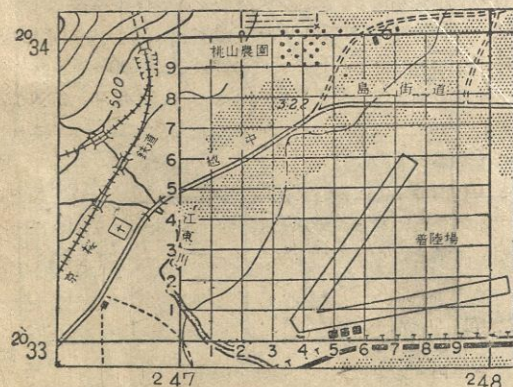
2. グリッドの読み方

地図上の1桁(たとえば垂直線47・48、水平線33・34との間)について考えてみよう(第222図)。47と48の間、33と34の間

それぞれ頭の中で10等分する。今、着陸場と書いてあるところの着という字の地点を求めると、まず垂直線の値を求めて47.8次に水平線の値33.3を得る。

このグリッドは47.8と書き(ヨン・ナナ・ハチ)及び33.3(サン・サン・サン)と小数点をのけて読む。諸君の眼がいかによくても小数点以下1位まで判読すればよいのである。そこでさつきのあたえられたグリッド値は478333である。

グリッド値はこのように連続した数字で、常に数字の個数が偶数となつていなければならない(たとえば江東川の江の字の地点は470334)。



第222図

註. 通常1000単位のグリッドに基いて参照値を示すには6桁数字を用いる。たとえば916091は、91はその地点のすぐ左の垂直グリッド線の10000及び1000単位の値、6は垂直グリッド線

から見積った $1/10$ 線までの値(1000または100単位)09はその地点のすぐ下の水平グリッド線の10000及び1000の単位の値、1は水平グリッド線からの見積った $1/10$ 線までの値(1000または100の単位)を示す。

このグリッドは、このようにまず横に読む。すなわち垂直線の数字を読む。次に水平線の数字を読むのである。すなわち左から右へ読んで、次に下から上に読んでいく。

3. グリッドの単位

グリッドの単位は隊用地図ではメートル、ヤードの2種類ある。またグリッド間隔は、地図の縮尺により1,000単位と10,000単位の2種類がある。1:25,000及び1:50,000の地図では1,000単位、1:100,000及び1:250,000の地図では10,000単位のグリッド間隔を用いてある。たとえば第221図は1,000メートルのグリッドを用いてある。この際図上の町の中心の広場は着陸場の滑走路わきにある第1番目の建物から約1,000メートル離れていることがわかる。なんとなれば、その距離は二つのグリッド間隔と大体同じであるからであり、これは図上で距離を読む一便法である。地図の余白の注には、いかなる測定単位及び間隔が使用してあるかを示してある。ゆえにグリッドを使用に当つては、まずこの注を読む。

第5節 方向の判定

1. 方位角・逆方位角

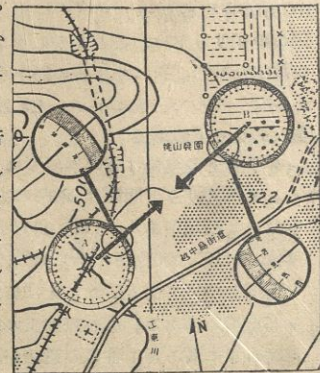
円周は360°からなり、中心からの方向を方位角で表わす。方位角は常に0°(北)から時計廻りにはかる。

方位角には前方方位角(単に方位角という)と逆方位角がある。逆方位角は、方位角が180°より小であるときは、方位角に

グリッド偏差 = 真北とグリッド北とのなす角である
これは地帯によって相違がある

180°加えればよい。方位角が180°より大であるときは方位角から180°を減じて算定する。方位角と逆方位角の關係は、もしここに2点A、Bがあつた場合、B点がA点から方位角60°であつたとすればA点はB点から方位角240°であることがわかる。逆にいつてA点はB点に対して逆方位角240°となる。

逆方位角は重要であり、暗夜または未知の地点で行動しても、この理くつさえ知つていれば簡単にもの出発地点に到着することができる。これは後に述べる磁石の使用法によつて達成することができる。その前に北とは何かから説明しよう。

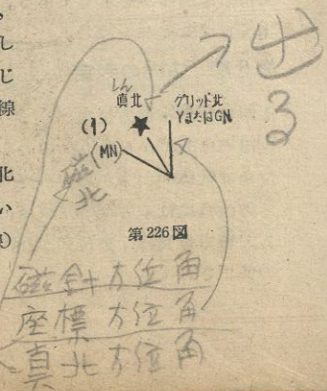


第225図 方位角と逆方位角

2. 方向基線

1点から他点へ方向は常に基線とのなす角で表わす。そこで北を示す線を方向基線という。ところで諸君は今まで北は一つしかないと思つていただろうが、じつは三つの北……つまり方向基線があるのである。

- (1) 真北……★で表わされ、北極の方向。野外では通常用いない。地図上の子午線(経線)は真北の方向を表わす。



第226図

② 地図の標定方法 →
① 観測による方法 ② 磁石による方法

- (2) 磁北……イで表わされ、磁石の指す北をいう。MNで示し、通常野外作業で用いる。
- (3) グリッド北……YまたはGNで表わされ、図上グリッド線の垂直線の示す方向である。

3. 偏角図

以上のように3つの北は、それぞれ異なつた方向を示している。そしてそのなす角……2つの角がどのようなちがい方を示しているかは、その土地によつて異つてゐる。その異なり方を示すのが地図の右方の偏向図表である。

4. GM角

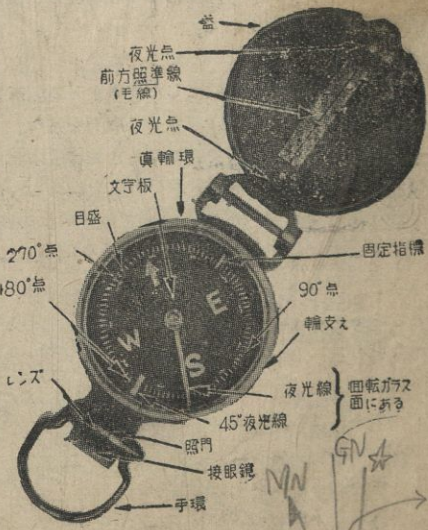
磁北の示す北とグリッド北とのなす角をあらわしている。

地図を現地の方向に合わせる場合ぜひとも必要になつてくる。

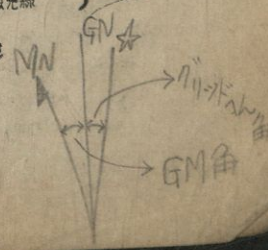
第6節 磁石の使用法

1. 磁石の種類

- (1) レンザタイプ磁石……自衛隊で最も多く使用されて



第227図



磁針の差 → 真北と磁北とのなす角で磁北が
真北の東(西)を指す 場所では磁針へん差は東(西)
にある

- (2) 腕巻磁石(腕時計型磁石)
- (3) 時計式磁石(懐中時計型磁石)
- (4) プリズム磁石
- (5) M2型磁石……特科、普通科の迫撃砲隊等がもっている。

2. レンザティック磁石の各部名称(前頁、第227図)

3. 磁石の携行法

レンザティック磁石は布製ケースに入れ、弾帯に付して携行する。腕巻磁石は時計と同じように左腕へ服の上から巻く。磁石は紛失しやすいので、携行する場合完全に装着してあるかどうか点検する必要がある。

4. 使用上の注意

- (1) 体を安定させ、固定した姿勢をとる。両足を楽にひろげ両うでは両わきに密着させて磁石を持つ。
- (2) 磁石を水平に保つ。このとき矢は常に北を指す。この際注意すべきことは磁針及び目盛を振動させないことである
- (3) 磁石に影響を及ぼす鉄塊や電磁場は避けなければならない。鉄帽、小銃、トラック、鉄条網から離れているかどうか確かめる

離隔すべき最小限の距離

高圧線	55m	自動車	} 20m
砲	20m	特車	
鉄条網	10m	電信線	10m
鉄帽、小銃	1m	機関銃	3m

- (4) 磁石を所望の方向に合わせる。第228図は磁石の保持法を示す。接眼鏡を目の近くに保持していることに注意しよう。

グリッド偏差 = 真北と磁北とのなす角で磁北が真北の東

方向の決定

第229図は木をねらつてるところを示し、接眼鏡の切り孔(照門)と毛線(前方照準線)とをねらつて正しく木に向ける。接眼鏡レンズは盤面の方位角を読むためにのみ用いる。この関係は第230図のとおりで、いま方位角は60°になっている。



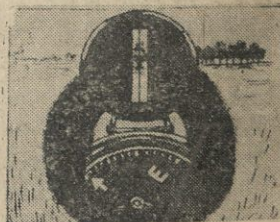
第228図

この方位角にも真方位角、グリッド方位角、磁針方位角の三種あるが、磁針方位角は磁北より時計廻りに測つた角である。これを表わすには「度」と「ミリー」があるが通常「度」を使用する。1°は60', 1'は60''である。



第229図

磁石によつて逆方位角を求めることは極めて簡単で、いま測つた方向の正反対の数を讀むか、また、あるところまで前進した場合には、最初の出発点を振り返つてねらえばよい。



第230図

5. 夜間の使用法

- (1) 磁石には2つのガラス面があり、一方は他の面の下にある。上部のガラスは回転し下部のは回転しない。上部のガラスはガリガリという音をたてて回転するが、そのガリガリという音の1つ1つが回転したことを意味する。上部のガラスにはまた夜間でも見るこことできる2つの線がはい

座標方位角 = 磁針方位角 - GM角

磁針方位角 = 座標方位角 + GM角

っている。1本は他の線よりも4倍ぐらい長い。これら2つの線は互に45°をなしている。下図の、すなわち固定したガラス面には3つの小さい点と1本の線がはいっており、各点の間はそれぞれ90°であり、全周の4分の1に当る。方位盤自体にはW、E、S及びNを指す矢印が書いてあり夜間見ることができる。蓋の内部には、毛髪線に重なり合いもつと発光の強い2つの点がある。夜間われわれは方位盤の上の数字を見ることはできないが、これらの点と線とは磁石を読むのに十分である。

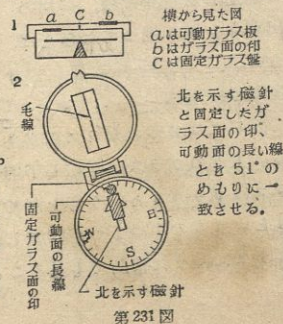
(2) 夜間における方位区分

ある方位に向って出かけるときに最初になすべきことは夜間でも方位が見えるように磁石を整えておくことである。昼間歩いて行つた方位51°(橋)の所に行きたい場合あまり暗すぎて磁石上の数字が読めずかつ燈火を利用することを禁ぜられていたならば、次の4段階で磁石を準備する。

a. 行こうとしている大体の方向に向ける。

b. 北を示す矢印と固定したガラス面の短い印と可動面の長い線とを合わせる。磁石はちょうど第231図の2のようになる。

c. 一方の手でギザギザのついた真鍮環をしかりと握つて可動ガラス盤を動かないように保持する。その下にある磁石を17回カチカチいうまで右に回す。1つのカチカチが3°を意味するので3°×17回



第231図

=51°になる。その際磁石はちょうど第232図の3に示すようになる。

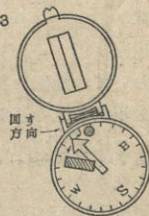
d. 北を指す矢印が長い線と重なる様磁石全体を回す。第232図の4のようになる。求める方位は蓋の内側にある2点と固定ガラスの上の短い線によつて構成される線である。その線に沿つて進めばよい。もし燈火が使用できる状況にあれば磁石を次のように調整する。

(a) 盤上の51°の印が下部固定ガラス上の短い発光線の真下になるまで磁石全体を回転させる。

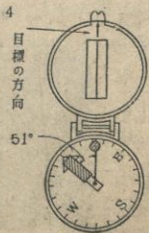
(b) 磁石をその位置に保ちつつ長い発光線が盤上の北を指す針の上にくるまで上部可動ガラスを回す。磁石は51°の方位に固定される。暗い所でこの方位に進むため、磁石を開いて北を指す矢印が長い発光線の真下にくるまで回転する。下部固定ガラスの短い線と蓋の上の2点によつて構成される線に沿つて進めばよい

(3) 夜間磁石の示す方向に進んでゆく方法

夜間、方位に沿つて進むには、昼間と同様に前方に向い、目標地点をとる。夜間は、昼間よりも多くの目標物をとらねばならない。非常に暗くて目標地点を見



可動ガラス板を固定してその磁石を17クリック(51°)右に回す



北を示す磁針と可動面の長い線とを一致させ、蓋に記されてある毛線と固定ガラス面の印とを重なる線の方角が目標である

第232図

つけられない時は別の一人を少し前方に歩かせ、観測している線上来るまで右か左に動くように指示し、観測者がその位置に行くまでとどまらせる。前方のどこかに目標を見つけるまで何度も繰り返す。夜間は何回も磁石を見なければならぬので金属性装備のうち、取扱いの容易なものだけを傍に置く。しかし急いだり、物音をたててはならぬときに、金属性装備をつけて磁石をみるときは、小銃を左肩に吊下げて磁石は右手で身体の前側に保ち、なるべく小銃から離す。行こうとする方向に磁石を向け、その後立ち、磁石の上の3つの発光点をもつ線上の目標物と自分を一線上に置く。そして目標地点に進む

第7節 地図と磁石の用法

1. 地図の標定

(1) 地図の標定

現地において、地図を正しい方向に向ける。すなわち地図上の北と現地の北を正しく合わせることを標定という。これには観測による方法、磁石を用いる方法の二つがある。

(2) 観測による方法

単に地図を手にして前方を見る方法をいい、あらかじめ図上でその位置を知り、かつ更に現地で実際に地形を見ることができる。たとえば下図の如く、給水塔、工場及び道路に目をとめて地上の道路と平行にして、塔の図上の位置を一致せさる。こうすれば工場、樹



第233図

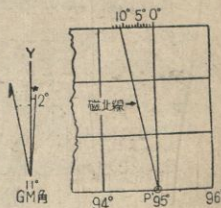
木その他すべてが正しい位置に合致して、地図は正しく標定されたのである。

(3) 磁石による方法

磁石を使用して地図を標定するためにはGM角を用いる。この方法には2種ある。

a. 地図上にP点のあるとき

地図の上縁に角度目盛が記入してあり、下縁に枢軸点と呼ばれるP印のついた小円が記入してある。ついで偏向図のGM角の数を読み、縮尺上に取り、P点と結ぶ。この線が



磁北線である。次に磁石を開

第234図 磁石による方法

き、蓋の中の毛線が磁北線に重なるように地図の上におき、磁針が磁北線と一致するように地図を廻す。これで地図は完全に標定された。

b. 地図上にP点のないとき まず地図を水平におき、磁石の毛線が地図の垂直座標線に一致するように磁石をおく。次に地図の偏向図によつてGM角の度数及び磁北線が垂直座標線の右か左かを確かめたのち、磁針がGM角の大きさだけ垂直座標線の右かあるいは左を指すまで地図をまわす。これで地図の標定が終る。

2. 交會法

(1) 磁石及び分度器による法

遠距離または近づき難い地点は既知の2点から相交わる線で図上に標定することができる。たとえば第235図に示す砲の位置を求めるには、十字路685及び573 T字路か

ら角 46° 及び 333° を求め、これをグリッド方位角に換算し分度器で図上に標定する。第235図③のように、交点はその砲の位置である。

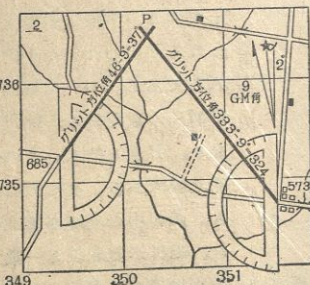
(2) 地図による交會法

砲の位置はまた第236図のように視視によって位置を決めることができる。573 T字路の所で、観測者は磁石または目視によって地図を標定し、これを平らにおき573 T字路の位置に針をさす。針の所に物差を当て、C点をねらってこれを動かし、一致すれば図上に線を引く。685 T字路からも同様に線をひく。2線の交点は求める砲の位置となる。

3 後方交會法(逆)

自己位置を図上で判定する方法

- (1) 磁石により地上を標定。
- (2) 前方に見え、地図上にも出ている著明な二点を求める。
- (3) 目標の方位を読む。
- (4) コンパスを図上におき目標の方位角と合致するまでコンパスをゆつくりまわす。図上に印をつけて2点を結ぶ。



第235図 磁石及び分度器による交會法



第236図 交會法による遠い地点の決定

- (5) 上記の逆方位角を求め線を延長する。
- (6) 上記の手段を繰り返してその交点を求める。

4 磁石によらないで北を求める方法

(1) 昼間(時計と太陽による方法)

これは太陽が照つていて、しかも正確な時計さえあればできるのである。

北温帯地方……時計の短針を太陽に向ける。短針と12時とのちょうどまん中にあたる方向が正しい南で、その正反対が北である。ただし常に標準時によるべきであり、正確に短針を太陽に向けることが必要である。そこで小さな竹や木の枝の影を利用して太陽の方向をはつきりさせることである。



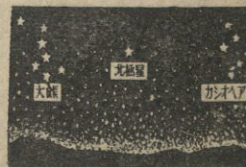
第237図

(2) 夜間(北極星による法)

原野における夜間の案内者は北極星である。これは北斗七星を見つければ容易に発見できる。今北斗七星の柄の方から一番遠いコップの端にある二つの星から、その二つの星の間の距離の約5倍のところに輝いた星が北極星であり、正しく北極の真上にある。指をちょうど2星の間にあてはまるように指を眼から



第238図

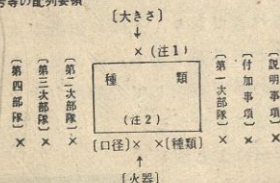


第239図

離してゆき、他の指でそれから5本だけの間隔を測ると一番外側の指がちょうど北極星の位置にくる。

- (3) 北斗七星が見えない場合はカシオペアを利用する。この星は北極星をはさんで北斗七星と正反対の位置にあり、W型の真中の星は北極星の方向を指している。また北極星との距離は北極星と北斗七星間の距離とほとんど同じである。

【参考】 部隊、観測(監視)所、施設等を表示するための基本符号、数字、記号等の配列要領



- (注1) 本図は〔部隊〕の符号を示す。観測(監視)所は△・連絡整備関係の施設は○を用いる。
(注2) 種別は部隊に対してのみ使用される。
(例) Mor/HW/2 (8 Coに配属) この符号の読み方は第3普通科連隊第2大隊重火器中隊(81ミリ)迫撃砲小隊(第8中隊に配属)

II. 部隊及びその職種(または組織)を表示する符号

(表示内容)	(記号)	(符号)	(表示内容)	(記号)	(符号)
普通科部隊	i	×	輸送科部隊	Tran	⊗
機甲科部隊	Armd	×	警務科部隊	MP	MP
野戦特科部隊	FA	○	会計科部隊	Fin	Fin
高射特科部隊	AAA	△	音楽科部隊	Band	Band
施設科部隊	E	×	空挺普通科部隊	空挺普通科部隊	空挺普通科部隊
航空科部隊	Avn	×	空挺特科部隊	空挺特科部隊	空挺特科部隊
通信科部隊	Sig	×	空挺衛生科部隊	空挺衛生科部隊	空挺衛生科部隊
化学科部隊	Cml	×	機甲偵察部隊	機甲偵察部隊	機甲偵察部隊
衛生科部隊	Med	×	機甲普通科部隊	機甲普通科部隊	機甲普通科部隊
糧食科部隊	QM	×	機甲特科部隊	機甲特科部隊	機甲特科部隊
武器科部隊	Ord	×	機甲施設科部隊	機甲施設科部隊	機甲施設科部隊

第5章 通信

第1節 通信一般

1. 通信の重要性

通信は部隊指揮の命脈であり、情報、警告、射撃の要求等を速達し、命令、報告、通報等を伝達して、有効かつ適切な指揮の実行を可能にし、また部隊相互の協同を調整する手段である。

2. 通信手段の種類

電気的通信手段には有線及び無線が、非電気的通信手段には伝令、視号、音響、鳩、通信筒等があり、有線、無線及び伝令は地上通信組織における主要な通信手段であり、他の手段は通常これを補足するのに使用される。

3. 3要素

正確(安全)迅速 確実

4. 各種通信手段とその特性

(1) 有線通信(電話)

有線は通信の主要手段の一つであり、野外用通信線構成及び搬収器材、ケーブル、電話機、交換機、テレタイプ並べて秘匿性があるが、構成に労力、資材及び時間を要する。

(2) 無線通信(無線電)

無線は有線にくらべ敵火による損害が少なく、路線の構成等の労働時間を要しないが、空電、敵の妨害、混信等のため妨害を受けやすく、また敵から容易に傍受されるといふ欠点がある。

(3) 伝令通信

伝令通信は、科学機械の著しい進歩にかかわらず、やはり主要な通信手段であり、とくに戦闘間における第一線通信として、とくに重要である。

(4) 視号通信

視号通信は補助通信手段の一つであつて、すべての部隊で利用され、とくに短距離間において迅速に約束信号を伝達するのに適している。

a. 特 性

- (a) 天候気象、地形の影響を受けやすい。
- (b) 敵から窃取妨害を受けやすい。
- (c) 誤解を生じやすい。
- (d) 下級部隊において簡単に使用することができる。

b. 器材と方法 旗・発光器・信号弾・布板・身振信号・航空機の動作等、定められた合図または符号によつて行う。

(5) 音響通信

通信の補助手段の一つで、すべての部隊に利用され、短距離間の迅速な通信に適する。

a. 器材及び方法 笛・ラッパ・警笛・鐘・クラクション・火器によつて伝達する。

b. 使用上の注意

- (a) 誤解を生じないような簡単なものにする。
- (b) 戦場の騒音によつて通達距離が減少することに留意する。
- (c) 傍受されやすいので十分に注意する。

第2節 伝 令

1. 一般的特性

伝令通信は、²秘密性、³融通性、⁴確実性に富みしかる多量の通信文を送達することができるが、地形、距離、気象、明暗の度等の影響を受けやすく前線においては火力より損害をうけやすい等の欠点がある。

2. 種類及び用法

伝令はその用法により定期伝令、特別伝令、及び局地伝令に区分される。また移動の手段により徒歩、車両、航空機伝令に区分される。

(1) 定期伝令 必要な部隊の間に定期的に派遣されるもので、それら各部隊の位置が固定しており、毎日の通信量が定期的伝令を必要とする場合に用いられる。定期伝令を派遣する経路及び時刻はあらかじめ計画される。

(2) 特別伝令 緊急な通信文を送達する場合、定期伝令によりがたい場合に用いられる。

(3) 局地伝令 指揮所等の内部において使用する。

(4) 徒歩伝令 送達に最も時間を要するが、気象及び地形の影響が最も少く、通常短距離または地形上車両の使用が不適な場合に使用される。

(5) 車両伝令 地形とくに適当な道路の有無によつてその使用が制限されるが、送達が比較的迅速で、通常約4時間以内の距離に使用される。

(6) 航空機伝令 気象の影響をうけやすいが、地形・距離



を克服して最も迅速に送達することができるので、送達
他の手段をもってしては間に合わない場合、あるいは不可
可能場合等に使用される。通信文の授受は通常航空機の着地
によって行うが時として無線通信、通信筒、対空布板等によ
って行うこともある。

- (7) 任務遂行に非常な危険が伴う場合あるいはとくに重要な
通信文を送達する場合は、複伝令または二重伝令を派遣す
ることがある。

5. 伝令の装備

地図、コンパス、火器、通信帳、懐中電燈等を準備し、状況
によつては車両とか航空機を使用する。

その他通信文が敵の手に渡る危険を考へてマッチ等を携行す
る。

6. 伝令の資質

- (1) 機敏であり、体力強健、耐久力に富むこと。
- (2) 才智に富み、進取、積極的であること。
- (3) 口頭文を正確に理解し、暗唱できる能力を有すること。
- (4) 不屈の精神を有すること。
- (5) 特殊任務の遂行に特別の熟練性を有すること。

7. 伝令の行動要領

(1) 出発前の行動

a. 出発に当つて心得べき事項

- (a) 通信文を送達すべき先方指揮所または宛名人の姓名
と位置
- (b) 通過すべき道路
- (c) 避くべき危険地点

複伝令(2重伝令) = 重要な場合
危険な場合

(d) 所要時間

(e) 返答の有無

(f) 通報不可能な場合の処置及びその連絡法

(g) 非常の場合の緊急特別処置

(h) 伝令勤務に対する衿持を自覚

b. 事前の準備指示

- (a) 所持すべき装備の準備
- (b) 行動要領に対する計画を立てる。
- (c) 通信文を暗記するか、上衣の左胸部ポケットまたは
シャツのポケットに入れる。

- c. 送達簿の様式とその記載要領 送達簿は上級部隊に
おいては帳簿形式のものを使用する。とくに定期伝令の
時は信務班の記録として必要である。小部隊または特別
伝令のような場合には通信文を入れた封筒にサインをし
てもらう。

(2) 途中の行動

a. 進路の維持要領

- (a) とるべき進路は、担当の幹部または随曹によつて、
あらかじめ選定されるのが普通であるが、実際にその
進路の維持が不可能になったときは、予定進路を変更
しなければならない。
- (b) 難路を予想される場合のため地図要図を用意してお
く。
- (c) 信号、道標等を利用する。
- (d) 途中で出会う味方部隊または住民等に進路を確かめ
る着意が必要である。
- (e) できれば有線路をたどつてもよい(夜間)。

(f) 地形地物の特徴(河川、稜線、柵、道路等)を利用する。

b. 途中で事故が起きた場合

(a) 伝達が不可能な場合でも、とるべき方法を講じて使命達成につくす。最善の方法は最も近くにある部隊本部をさがし、この旨報告して協力と指示を受けることである。

(b) 万策つきたときは、同部隊のしかるべき幹部にその旨を証明してもらい、帰隊する。そのさい、当時の状況、時間、場所等を書いてもらうこと。

(c) 帰隊後は直ちに下令者に報告する。

c. 敵と遭遇した場合

(a) そのおそれのあるときは、掩蔽または遮蔽道路を通過する。

(b) 遭遇した場合には戦闘を避け、迂回し、やむをえない場合のみ戦闘する。敵の手に通信文が渡りそうな時は焼却するか、細かくさいてまき散らすか、または土中に埋める。

(3) 到着の際の行動要領

a. 宛名人の位置の確かめ方

(a) 定期伝令の場合には部隊信務班に伝達する。

(b) 特別伝令の場合には信務班か付近の隊員に所在をたずねる。この時、敵に対して指揮所の位置を暴露するような行動をとってはならぬ。

b. 送達要領

(a) 口頭の時は、記憶した通信文をそのまま報告する。「誰が」「何時」「何処で」「何を」「どうする」の形式で記憶

し何の原則

しておくといふ。文書の時は文書を宛名人に渡し、受領証かサインをもらう。

(b) 定期伝令の時は信務班に伝達する。

(c) 特別伝令の時は、直接本人かまたは確実な代理者に手渡す。

(4) 帰還の際の行動

a. 帰還につく時は原隊に対する用件の有無をたずね、また信務班等に立寄り、有効に行動する。帰路上における要領は途中の行動と同じ。

b. 帰隊後は必ず、そのむねを下命者に報告。

第3節 通信保全

1. 保全とは何か

通信保全とは、通信連絡において、価値の高い情報を、敵或は第三者に入手されないよう講じられるあらゆる防止手段をいう。

適当な保全のない通信連絡とは、たとえば封筒を破せず、その中に現金を入れて郵送するようなものである。ずさんな保全は敵側に、友軍の計画・人員及び器械等にかんする情報を容易にあたえてしまうものである。

2. 保全の3要素

(1) 保管保全

秘密書類(通信文の原本、カーボン紙等をふくむ)または器材を、捕かくされたり、破損紛失しないように保護することをいう。この保全は金庫、武装警備或はその他の手段によつて行う。

全自衛隊員は、これら秘密文書及び器材の防護に対して

責任がある。

(2) 暗号保全

通信内容を暗号等によつて秘匿することをいい、暗号書類の確実な使用及び関係書類規定の敵守によつて達成される。

(3) 伝送保全

敵がわが伝送を傍受盗聴することがないようにし、かつ敵が偽信・妨信・通信調査等を行うことを防止することという。これは通信連絡の手段によりさまざまである。たとえば、ある種の伝令は高度の秘密文書または器材を運搬する場合には武装し、かつ武装護衛をつける。電話機或は音声無線通信の利用者は、通話中に重要な情報が漏洩しないよう注意しなければならない。敵が常に盗聴しているということを想起して、通信文は簡単に、通話は明瞭に行い、所定の運用規定を遵守しなければならない。

3. 秘密文書・器機の処分方法

用済み秘密文書—たとえば通信運用規定及び一般通信指令の通常処分方法と、秘密文書が敵手に落ちるのを防止するために必要な非常処分方法とがある。

もし指示された場合には、機密、極秘、秘のあらゆる秘密文書または器材を、痕跡を止めないように破棄、焼却しなければならない。部外秘の文書または器機は修理不可能、または第三者の使用に適しないように破壊、焼却、埋没しなければならない。

4. 捕獲文書の保全

捕獲した敵の文書または器機は、複写または破損してはいけない。指揮官にその捕獲を報告し、それに触れてはいけない。

捕獲器機にはトリックが施してあることがあるから、このような器機取扱いは担当者にまかせることである。敵の器機は、まず危険であるということを念頭におけ。

第4節 通信機材

有線の保護
2. 短絡
3. 接点

1. 有線機材 JEE-8

(1) 構成

本電話機は磁石及び共電式のいずれにも使用でき、ケースの中に納まり電話機本体、送受話機及び1個1.5Vの乾電池2個からなる。ケースは皮革またはスック製で、適当に長さを変えられる背負いバンドがつけてある。

(2) 電池の入れ方

a. JBA-30 電池2個をレバースイッチの下の電池室に入れる。電池の底はコイルスプリングの上に、上部は室の上の接点に正しく置く。訓練または作戦に持ち出すときは、乾電池の点検を忘れないようにすべきである。

b. 外部電池の利用 3V外部電池をJBA-30電池の代用として用いることができる。この電池を用いる場合には内部の電池を取り除き、ジャック上部端子「T&BAT+」に「+」を、「BAT-」に「-」を接続する。この際外部電池の圧力は3Vを越えないように注意。

(3) 野外導線の接続法 野外導線をJEE-8に接続するには次のようにして取りつける。

a. 導線の端より約10cmの点から約5cmほど端末のほうへその絶縁被を除去する。

b. 絶縁被を除去した部分の撚線をよくみかく。

c. こうして裸の部分2つ折りにし2本をそれぞれL/L'に

の端子に接続し、締めつける。

(4) 通話上の注意

部隊電話機の使用法は民間電話機の使用法とその趣きを異にする。雑談を行つてはならない。通信文は簡単で明瞭でなければいけない。なぜならば他の隊員もその有線回線を使用せねばならぬために、通話のすむのを持つている場合があるからである。明瞭に通話をしなければならぬ。電話をかける前に、通信文をよく考える。長い通信文、命令あるいは報告等は、他の連絡手段のある場合には電話を使用してはならない。長い通信文にはテレタイプライターあるいは伝令を使用する。

(5) 応答する場合

各戦術用電話機及び電話交換所は、識別のためにそれぞれ電話局名及び番号を持つている。電話で応答する場合には「もしもし」をいつてはいけない。その電話局名、電話番号及び自己の名称をいう。たとえば「山の30番中隊先任陸曹です」、あるいは「こちらは準の94番S-3の宮園3曹です」等である。

(6) 呼び出す場合

相手呼び出すときは、交換手に相手の電話局名及び番号をいう。電話局名は明瞭に発音し、若干の間隔置いて、番号をゆつくりと明瞭に、相手に伝える。

(7) 操 作

磁石式として使用する場合次のように操作する。

- a. 呼出番号 呼出信号を送るには、発電機を数回急速に回転する。
- b. 送受話 送話する時は送受話器の蝶形スイッチを親

指で押え送話器に直接話す。聴取の際は、この蝶形スイッチを放す。これによつて電池の寿命を保ち、電話機付近の雑音を減殺し通話の電氣的損失を最小限にとどめることができる。

- c. 終話信号 終話信号を発するには転把を数回急速に回転する。これは交換手に通話の終了または新しい接続の要求を通知するものである。新しい接続の必要のないときは、終話信号ののち、送受話器をケースに戻す。コードは外にたらししておく。

2. 野外有線結線法

(1) 結線の必要

断線の適切な修理は、効果的な通信連絡にとつて非常に必要である。不良な結線は伝導を弱くし、障害を起させ、通話を不能にする場合がある。良好な結線は注意深く行わなければならない、それにより結線は機械的にじょうぶであり、電氣的に効率的である。

(2) JWD-1/TTの結線法

- a. 一方の導線をブライヤ(JIL-13-A)の長さ(約15cm)だけ切断する。
- b. 長い導線の端から約15cmの所からナイロン外被を約1cmはぐ。短い導線も同様にする。
- c. ブライヤの太い孔に長い導線をさし込む。注意してブライヤを締め、約5cmずつナイロン外被と絶縁被を除去する。撚線を縛るために、あとの約5cmだけを撚線の端に引いて残しておく。短いほうの線にもこの方法を繰り返す。

d. 他の1対の線に対してもこの方法を繰り返す。(図①)

e. こま結び(図②)で一方の長いほうの導線を他の一方の短いほうの導線に結び、結び目をしっかりと結ぶ。

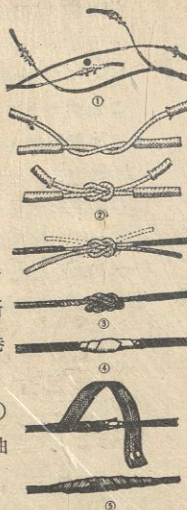
f. 熱線の端から、前に残した絶縁被を除き、銅線を取り出し曲げ返す。

g. 銅線を絶縁被のところで切断するこま結びの上へ銅線の左方の端末を曲げ、右手の導線の裸の部分と切断された銅線の上に数回しつかり巻き、余分の銅線を切断する(図③JWD-1/TT線の完成した結び目)

h. 右の一端を再びこま結びの上へ曲げ左手の線に巻きつける。

i. 他の線も同じ方法で行う。

j. 接続部に(図④)ゴムテープを巻き、その上に同じ方法で図⑤のようにブラックテープを巻く。この場合接着部は約10cmほどの長さとなる。



4. 25 3. 野外携帯無線機 JSCR-536

(1) 諸元

a. 無線送受信機 JBC-611-F

(MC)

(MC)

サイクル
周波数範囲.....3.5 メガサイクル~6 メガサイ
クル (50チャンネルの中の1
チャンネル)

送信方法.....水晶制御電力増幅方式

受信方式.....水晶制

御スー

パーヘ

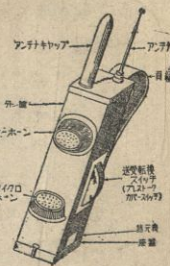
トロダ

イン方

式

発信型式.....A₃ (音
声)

受信型式.....A₂ A₃



第240図

受信機中間周波数.....455kc (キロサイクル)

通達距離.....約1.6km 海上4.8km

変調方式.....AM (振幅変調)

使用真空管.....5球 (送信時4球)

アンテナ.....40吋 (伸縮式)

重量 (コイル, 水晶, 真空管を含み, 電池を除く)

.....3.85ポンド

* これらは大体の値である。即ち、森林、地形、空中状態、湿気、電池の寿命或いは保守の不行届等から内部の塵埃や湿気があること等のために、これらの値は減少する。

b. 電源

電池 JBA-37または JBA-30 2個(ヒラメント用)
.....1.5V

電池 JBA-38(プレート電源)103.5V

電池の寿命.....19時間 (1日)*

(2) 通話要領

a. 始動方法 アンテナを引出す。アンテナキャップを固定する。

b. 受信

(a) プレストークカバー・スイッチを押さぬ時は、受信機として働く。

(b) セットを支える時はケースの重さを手の親指と掌で支え、手の甲をピンと張った負紐に押しつける。

(c) 長く操作する時は左肩に吊す（呼出はイヤホンから耳が数時はなれていても聞くことができる）。

c. 送信

(a) 送信する時はプレストークカバー・スイッチを押し、直接マイクに向って話す。

(b) スイッチは話しを始める前に押す。

(c) 会話が終わったら直に元に戻す。

(d) 送話は他のセットの通信状況を確認した後行う。

d. 停止方法

(a) アンテナをケース内に納める。

(b) スナップスイッチ（アンテナの根本のスイッチ）のカチンという音をきく。

(c) アンテナキャップをアンテナの上にかぶせる。

(d) セットを長く使用せぬ時は電池を取除く。

4. JSCR-300の概要

(1) 諸元

変調方式

周波数変調

通達距離

約5km

型式

携帯用

送受信

音声

電源

乾電池

用途

普通科中隊以上

周波数 = 40Mc - 48Mc

乾電池18本

通達距離 = 21km - 30km

(2) 操作図

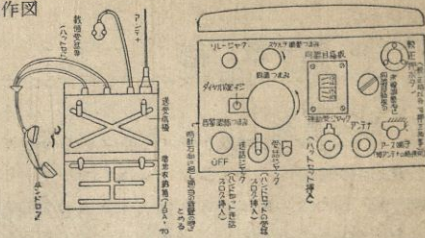


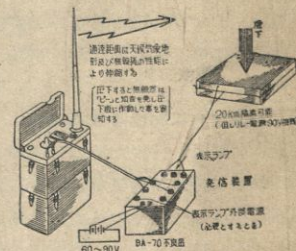
図241図 JSCR-300操作図

《参考》 近接察知設備 (247頁参照)

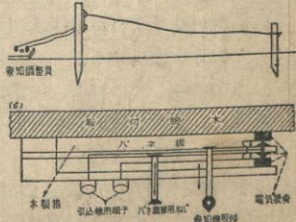
用法目的 限られた警戒部隊の勢力で広範囲の区域を担任する場合、また夜暗、濃霧等の悪条件の場合警戒員を節約し、警戒を補足する。

利点 (1)歩哨等の監視範囲外の遠距離から敵の近接を察知出来る。(2)このため時宜に敵した対応手段を講じ得る。(3)警戒兵力の劣勢を補う。(4)夜暗、濃霧等の気象（天候）による制限を受けない。

図説明(1)圧下板は敵の近接しそうな所に埋設する。(2)夜暗道路等に張る。



(1) 圧下式無線行動察知装置



(2) 夜間近接察知機

第6章 衛 生

第1節 個人衛生

1. 個人衛生の意義

個人衛生とは、ひとりひとりの個人が、自分の健康及び完全な肉体的条件を保持することを第1の目的として行うべき各種の手段及び注意事項をいう。自衛隊員は使命達成のために健康の保持増進に努めるとともに、公衆衛生活動に協力し、疾病予防に留意しなければならない。病気がかかった場合には速かに診断及び治療を受ける。早期受診、早期治療は個人衛生上重要である。

2. 集団生活における個人衛生

各人が健康維持のための各種の方法を守るとは、団体としての健康維持及び病気を予防するための基礎である。すなわち個人衛生は部隊衛生の基礎である。

(1) 入 浴

身体を不潔にしていると病毒をたくわえ、伝染病、皮膚病にかかりやすいから、入浴を怠つてはならない。入浴はまた疲労を恢復する。

入浴に際しては肛門、陰部、足及び足指をよく洗つてから入る。また手拭いを浴槽に入れたり、浴槽の中で顔を洗つたりしてはならない。

演習等で、もし完全な入浴設備のないときは、少なくともきれいな布で石けんを用いて顔面、腋下、股間、手足等をとくに注意してふくことが必要である。

(2) 洗 濯

被服を清潔に保つことは、身体を清潔にすることである。とくにシャツ、サルマタ、靴下等は汚れやすいので夏期では毎日、冬期では5日に1回着がえなければならない。

(3) 手

清潔な手は個人衛生の第1歩である。食前、用便後及び作業終了後必ず石けんで洗う。爪垢には種々の病毒が含まれているので、爪は短かく切る。

(4) 口 腔

口腔の清潔を保つことは虫歯と口腔の疾病を予防する。歯は毎日朝晩2回磨くべきである。とくに就寝前は必ず実行すべきである。虫歯は早期に発見、治療しなければならない。

(5) 足

足は、行軍、訓練、演習等を遂行するために、とくに大切にしなければならない。よく洗い完全に乾燥させることが必要である。水虫は足指間の湿気と汗から生ずるから、足指間はよく拭いておく。水が無いときはタオル、布等で拭く。靴下は度々交換し、時々靴を脱いで風を入れるとよい。

3. 疾病とくに伝染病、性病予防

(1) 伝染病予防の方法

a. 水の使用 水は人間の生活に欠くことのできないものであり、従つて水によつて伝染する率は非常に多い。自衛隊では許可された水以外は決して飲むてはならない。生水を飲まないで必ず湯茶を飲むこと。

b. 食事の衛生 食事の際はよく手洗いを励行し、食器もよく消毒したものを使用する。また食事当番に当たった者は、とくに衛生に注意しなければならない。

c. 廃物の処理 廃物とくに排泄物や残飯類は放置しておくと虫や昆虫、はえ等がついて病原菌を運ぶ原因となるから、いつも速やかに処置し、露出しないで蓋のある容器に入れておく。また必ず所定の場所に捨てるようにしなければならない。

d. 蚊及びねずみの駆除 蚊はマラリヤを媒介し、ねずみはペストを媒介する。ねずみが食糧を荒すことは非常に多い。DDTなどを用い、環境を清潔にし、食糧の保管にも十分注意する。

e. 患者の隔離 伝染病患者には決して接触してはならない。法定伝染病患者は必ず隔離する。

(2) 法定伝染病 / 2

腸チフス・パラチフス・赤痢・コレラ・ペスト・ジフテリア・流脳・発疹チフス・痘瘡・猩紅熱・日本脳炎

(3) 性病と予防

性病には梅毒・淋病・軟性下疳・そけいりんば肉芽しゅ症等あり、その予防には十分注意すれば完全に防止できるもので、多くは性病保菌者との性交によつてかかり、その他接吻、混浴などから伝染する。その予防としては、まず健全な娯楽、スポーツ、競技等によつて、エネルギーを健全な運動で消化し、精神的にも抑制することが必要である。次に必ず予防具を正しく使用することにより防止できる。最近では薬物を使用する方法もある。飲酒したときほどその措置を忘れたりするので厳に注意しなければならない

い。

第2節 救急法

4月6日水

1. 意義

衛生隊員は一般隊員と一緒に戦線に進出するが、衛生隊員が、いつ、どこでも直ちに來てくれるとは限らない。衛生隊員がくるまで、自分自身或は隊友の傷の応急手当法を知っておかねばならない。ただし一般隊員の主任務は戦闘であるから「停止して隊友の手当をするのは、自分の任務を完了した時か、または激しく戦闘していない時に限る」ということを忘れてはならない。

2. 応急手当の3段階とその措置

(1) 止血……第1段階

まず第一にしなければならないことは止血である。血液の $\frac{1}{3}$ (2 l) を失えば生命に危険であり、 $\frac{1}{2}$ (3 l) を失えば死ぬ。止血はどんな傷に対しても行う。

a. 圧迫止血 止血の第一手段は傷口に包帯をしっかりと当て、圧迫することである。

救急包帯または消毒ガーゼを傷におしこみ、その上手拭いを重ね、しばらく、てのひらでおして更にたたく、三角布でしっかりとおさえる。この際粗暴な行動はショック死を起すことがあるので、負傷者は静かにねかせ必要がある。出血個所が手足であれば、その部位を心臓より高くする。そうすると出血を少なくすることができる。

b. 指圧止血 動脈を切り出血が止まらない時は、傷の上部で血管を骨に向かって圧迫する。この方法は極めて

つかれやすいので、力の入れ方は体重を利用し、掌を密着して行う。眼は出血部位に向け、指圧が適切かどうか検脈する。

c. 緊縛止血 圧迫しても止血しなければ、止血帯を使用する。これを使用したら15~20分毎にゆるめ、もし出血が止まらぬときはふたたびしめる。

(2) 傷口の保護……第2段階

応急手当の第2段階は傷口の保護である。まず負傷個所の被服を切開いて、ゴミや塵などを完全に除去して包帯を使用する。これに使用する救急包帯は汚物やばい菌が傷口に侵入するのをふせぐ。この際包帯の傷口に当る部分には手をふれないことが肝要である。包帯はできる限り迅速に実施しなければならない。

(3) ショックの防止……第3段階

どんな負傷でも、出血が多いとか、ひどい火傷を伴う場合にはショックを起しやすい。ショックの症状は、負傷の程度によつて差異があるが、意識の衰弱、ふるえ、不安状態、顔面蒼白、発汗、気絶等である。処置が適切でなければ死を招くこともある。

ショックを防止するには、身体につけている装具を取りはずし、バンドや衣類をゆるめて身体を楽にしてやることである。必要以上に動かさないことはもちろんだが、曲げた身体を伸ばす前に、骨折の有無を確かめなければならない。

3. 日常遭遇する緊急事故

(1) 小さな負傷及び火傷

切り傷は通常ガーゼで止血する。傷口を清潔にし傷口に

ふれてはならない。そしてガーゼで完全に傷を保護する。

火傷は細菌に感染しやすいので、どんな小さな火傷でも正しく処置しないと危険である。できればワセリンをぬり、その上からガーゼで覆う。ワセリンがないときはガーゼで覆う。

(2) 目にゴミが入った場合

静かに目をして涙をためる。目をしてじたままで上まぶたの睫毛をつまみ、静かに持ち上げてまぶたを離し、眼球を上下に動かす。

この方法で取れないときは、上まぶたをひつくりかえし、マッチの軸木の先につけた綿または軟かい布でゴミを取除く。ゴミの入った眼をこすつてはならない。

(3) 耳、鼻、咽喉に異物が入った場合

耳に異物が入った場合は必ず医官に取り出してもらうこと。

鼻の中に入った異物を出すには静かに鼻をかむ。

咽喉に入った異物に指が届く場合は、頭を下げてつまみ出しどうしても取れない時は速かに医官に処置してもらう。

(4) 人事不省

呼吸の停止、中毒の徴候、出血及び日射病等について調べ、直ちにこれらに対する特別な手当を加える。

原因不明の時は頭と肩を少し高くして上向きに寝かす。冷した布で頭を冷し、絶対安静を保つ。患者を暖かくするため十分覆をする。そして直ちに医官を呼ぶ。

(5) 暑熱の影響

a. 暑熱による疲労 この症状は体内の水分及び塩分を

過度に消耗することによつて起る。主として発汗のためである。症状は多量の発汗、顔面蒼白、めまい、失神等である。

処置……患者を日蔭に休ませ、被服をゆるめ、食塩水を与える。食塩水（水筒1本に対し食塩錠2個または茶匙 $\frac{1}{4}$ の食塩を入れたもの）は患者が正気の時にのみ与える。

b. 日射病 この病気は発汗作用の停止によつて起る。病症は高熱と意識不明である。

処置……患者を日蔭に休ませ、被服を脱がせ、水を身体に注ぎ、または冷い布を身体にかける。速かに医官の手当を求める。

c. 熱けいれん これは発汗が多いにも拘らず、発汗を補うのに十分な水及び塩分を摂取しないことによる。筋肉のけいれん、とくに腸部、脚、腕の筋肉けいれんを起しやすい。しばしば嘔吐を伴い衰弱する。患者には塩分の多い水を多量に与えること。

(6) 凍 傷

a. 予防手段 身体を暖かく乾燥させておき、発汗を避ける。バンドは締めすぎることなく、被服は小さ過ぎないこと。血液の循環をよくすること。金属品に接触しないこと。

b. 手当法 だんだんに暖めること。しかしあまり暑くしてはならない。できれば適度の温度の部屋に入れ毛布で包み、温い飲物を与える。

(7) 感 電

直ちに電線（器具）から、接触している人を引きはな

す。この作業は危険であるから絶縁処置を施してから行う。厚いゴムか乾燥した板の上に立ち、手には厚いゴム手袋をはめ、乾いた布か不導体を使つて行う。気絶している時は人工呼吸を行う。

(8) 一酸化炭素中毒

一酸化炭素は無臭であるが、危険でしばしば中毒死を招く。車両の排気、換気不十分な室内のストーブ等によつて発生する。症状は目まい、衰弱、頭痛、嘔吐後人事不省を呈し、速かに死に至る。患者は新鮮な空気の中に運び、人工呼吸を施し、安静にしておく。

(9) 蛇咬傷

毒蛇の咬傷は直ちに手当しなければならない。もし腕か脚を咬まれたら止血器を急造して肘か膝関節の上部に装着し、咬傷と心臓との間で有毒な血液が心臓に帰るのを阻止できるよう強くしめつける。直ちに傷口から毒素を吸い出すこと。もちろん絶対に飲みこまぬよう、その都度唾をはかなければならない。

4. 人工呼吸法

(1) 通 則

人工呼吸を始める前に清浄な空気がよく流通するようにしておく。溺死者は腰部を高くして口から水が流れ出るようにしておくこと。口の中をよく調べて義歯、濃い唾液、汚物及び異物を除去すること。舌を外側に引出して止め、後にはねかえつて気管を塞がないようにしておくこと。人工呼吸は最小限2時間はつづけること。蘇生したならば暖かくしてやり、また温かい飲み物を与えて体温を上げる。

(2) 実施要領

a. ニールセン法 この方法は五つの動作からなっている。まず仮死者をうつむけにねかせ、肘をまげ両手を重ね、その上に片頬をのせる。顔は横にむけ、重ねた指先に口をむけ、眼は中指の上、鼻と口は地面からややはなれ首は真直。実施者は仮死者の顔の向いてる方の膝を（患者の腕との間隔は握りこぶし一つ位）つき他の膝は立てる。目は仮死者のかかとにむけ、手の置き方は掌のつけ根が仮死者のわきの下を結ぶ線の上にくるよ



第242図①ニールセン法

うにし、脊柱の上で両親指の先を軽くふれ合す。こうして十分に空気を入れるために圧迫し(b)腕を上げる(e)動作を3秒、残りを2秒とし1動作5秒1分間12回行う。

動作	1	2	3	4	5
時間秒	0.7	1.5	0.6	0.7	1.5

d. 前屈圧迫法(シェファード氏法)

腹ばいにして口を開け舌を引き出し口内異物を取りさる。実施者の膝は溺者の腰からはなし下肋骨を圧

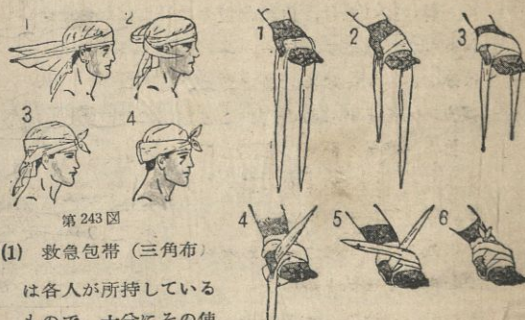


第242図② シェファード氏法

迫するに邪魔にならぬ様にする。指は下位肋骨に当るようにし、先端は丁度側胸部を廻つて見えない位置となる。手掌の付根は溺者の脊椎から滑り落ちない範囲で、できるだけ離す。実施にあたっては、約2秒間位で体をまげずに腕を直すぐ伸ばし腰を立てる。そしてすぐ体を後方

にもどし、押えた圧力を突然になくする。この際押えた手ははなさない。この方法を圧迫と弛緩で合計4秒間、1分間に12~15回繰り返して中止せず2時間以上続ける。

5. 救急包帯の使用法



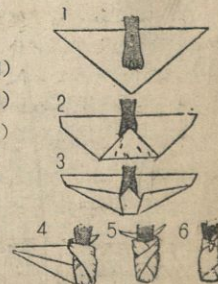
第243図

(1) 救急包帯(三角布)

は各人が所持しているもので、十分にその使用法を知らなければならぬ。負傷者がある場合は、まずその負傷者の救急包帯を使用して、自分のものは足りない場合のみ使用する。

第244図

- (2) 頭の包帯の使用法(第243図)
- (3) 手の包帯の使用法(第244図)
- (4) 足の包帯の使用法(第245図)
- (5) 包帯は後でゆるまないよう確実にまかななければならない。



第245図

● 第3節 野外衛生

4.21 1. 野外衛生の意義

野外においては衛生事項を厳守す

ることが、ますます必要である。すなわち野外戦闘においては衛生不備のため病気が発生しやすく、病気が発生すれば戦力に影響を及ぼすだけでなく、医療保護が不十分なため、直ちに衰弱して死亡する事実が多いからである。このため野外においては、各人は、とくに次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 日常の衛生事項を守る。(露営衛生274頁参照)
- (2) 部隊行動をしているという意識を十分持つ。
- (3) 上官の指揮に従う。自分勝手な行動は禁物である。

2. 野外における給水

- (1) 指定された水以外には飲まない。
- (2) 指定された水以外の水を飲まざるをえない場合は必ず煮沸して飲む。日380L=バケツ20個
- (3) リスターバック(水の消毒用袋)を使用する場合、晒粉または浄水錠で消毒するが、消毒は幹部または陸曹が行う。晒粉を入れた後30分は使用してはならない。

- (4) 水筒法 水筒1杯の水に浄水錠2錠を入れ、十分かき廻して30分後に飲用に供する。水筒1杯=約20L

3. 汚物処理

- (1) 人体排泄物

- a. 便所の作り方(「野外勤務」第271頁参照)

- b. 便所の位置と数

100名につき8個

炊事場より90~100m離れた位置

泉、井戸より30m

道路の端より27m

まわりは藁、むしろ、テントで覆い、手洗設備とし

て、石鹼水と水を用意する。

(2) 野 芥

- a. 処理 主として調理、給食の際生ずるもので、一日最少一回は集め処分する。必ず残飯入の中に入れ蓋をしておくこと。
- b. 焼却 処理法の他の一つは焼却であるが、残存物のないよう、残り火の始末を十分に行う。

4. 伝染病予防

- (1) 蠅の駆除

- a. 産卵個所の駆逐
- b. DDT使用

- (2) 蚊の駆除

蚊はマラリア、テング、黄熱病を伝染する。とくにマラリアの集団発生は野外衛生において最も留意しなければならぬ。

蚊は卵、幼虫、蛹、成虫と4段階を経て成長する。卵は約3日間、幼虫は約10日間、蛹は約3日間である。産卵地は市街の水溜りであるが、マラリアを伝播するアソフェレス蚊は主として人家を離れた池、小川、沼などに産卵する。

<駆除要領> 産卵個所の絶滅 DDT撒布

- (3) 虱の駆除

- a. DDTを体にまく。DDTでは親は死んでも卵は死なない。卵がかえる期間は一週間であるから少なくとも一週に2度行うべきである。
- b. 熱湯消毒 これは親も卵も一挙に死滅させる。

(-100)3.8L



第7章 対(化学)特殊兵器

第1節 要 則

1. 科学の発達と戦闘様式の変化

約500年前火薬が発明されてから、それまでの接近格闘による戦闘様式は一変し、近代科学戦への第1歩を踏み出した。それ以来戦争のたびごとに科学は驚異の発展をとげ、科学の発展はまた戦闘様式を一日一日かえている。

第1次欧州大戦における航空機の出現は、一躍戦闘様式を立体化し、毒ガスの使用また戦闘様式を一変させた。とくに第2次大戦における電探、航空機の超スピートの発達は完全にこれまでの戦闘方法を無力化し、一発の原爆の使用だけでも、無傷の陸軍を持っていた日本を降伏させる力を持つたのであつた。しかも戦後航空機はジェットとなり、原爆は水爆となり、大陸間誘導弾、人工衛星の研究等、将来の戦闘はどんな形で行われるか予断もゆるされない現状である。いずれにしても、近代戦における特殊科学剤の使用は常識であり、これに対する防護知識は戦闘遂行上欠くべからざるものとなつている。

2. 特殊科学剤の概要と防護の一般的要領

(1) 特殊科学剤の定義

a. 化学剤 化学剤とは、化学作用によつて致死、傷害、刺激効果を生ずる物質(火薬類を除く)並びに発煙作用及び焼夷作用をなすものをいう。すなわち戦用ガス、発煙剤、及び焼夷剤の総称である。

b. 生物剤 生物剤とは、人員、動物、及び植物に対し

て傷害、疾病、及び致死効果を及ぼす細菌等の病原微生物または毒素をいい、植物を枯死させるために使用される化学薬品は特に生物剤に包含する。

c. 放射能剤 放射能剤とは、放射線を放出して、人員殺傷または地域等の汚染を生じさせる物質をいう。

(2) 特殊化学防護の心構え(要則)

特殊化学防護のためには準備を周到にし、特殊科学防護の規律を厳守するとともに、確實、機敏に対応の処置を講ずることが必要である。ゆえに特殊科学剤の特性、とくにその使用法に通じようして、つねに情報資料を収集し警戒を厳重に行うとともに各種防護資材の取扱い並びに防護法に習熟して、恐れず、あなどらず、機宜に適した処置を講じて防護の目的を達成することが肝要である。



第2節 化学剤

1. 特性

(1) 戦用ガスの特性

- 戦用ガスは広範囲に拡散、低速(滞留)流動するとともに、特車、一般構造物等の内部にも浸透し、かつ持久性を有するので持続的に人畜に効力を及ぼす。
- 汚毒地域の偵察、特にその実効力の判定は困難であつて、無意識の間に傷害を受け、あるいは行動を鈍重にする。
- 戦用ガスは破壊効力がなく、また集中使用しなければ殺傷効力が少ない。
- 戦用ガスは防護の処置により、ほとんどその傷害を免れることができる。しかしこのため行動の自由をさまた

2. 戦用ガスの種類と性状

分類	名称	記号	20°C における状態	におい	作用の速度	眼に及ぼす影響	皮膚に及ぼす影響
1 びらんガス	精製マスタード	HD	無色または淡黄色の液体	からし臭	数時間から数日間、比較的緩慢	刺激・傷害・失明	刺激発泡
	窒素マスタード	HN	暗褐色の液体	・	・	・	・
	ルイサイスト	L	暗褐色の液体	刺激性くぐみ臭	刺激性は迅速	・	・
2 神経ガス	タブン	GA	無色～褐色の液体	一般に無臭である	きわめて迅速	瞳孔収縮	皮膚吸収・傷害～致死
	サリン	GB	無色の液体	・	・	・	・
	ソマン	GD	・	・	・	・	・
3 窒息ガス	ホスゲン	CG	無色の気体	腐敗リンゴ臭(腐敗推肥臭)	一般に緩慢である	なし	なし
	塩素	CL	緑がかった黄色の気体	刺激臭	・	わずかに催涙	刺激臭
4 血液ガス	青酸	AC	無色の気体または液体	青葉臭	きわめて迅速	なし	皮膚吸収
	塩化シアン	CK	無色の気体	・	迅速であるが青酸より遅い	緩慢な催涙	なし
5 くしゃみやみガス	ジフェニルクロルアルシン	DA	白色～褐色の固体	刺激性青葉臭	迅速	催涙	・
	アダマサイト	DM	黄色～緑色の固体	・	・	・	・
6 催涙ガス	塩化アセノ	CN	黄褐色の固体	芳香性刺激臭	・	一時的に眼に激しい刺激	刺激だけ

生理的作用	野外持久度	水との作用	金属に対する腐蝕作用	半数致死量 1g/min/m ³	備考
眼及び皮膚の傷害、肺傷害、致死	持久(1～20日)	わずかに加水分解	少ない	吸入 1,500 皮膚暴露(推定) 10,000	三、一、二、 神経時ガスの種類は、 神経ガスの種類により、 サリン、ソマン、 持久性のものがある。 Gガスの滞留する ことがあ る。
・	持久(1日～数時間)	・	・	吸入 1,500 皮膚暴露(推定) 20,000	
・	持久(1～10日)	急速に加水分解、 元素が残る	金属の腐蝕性あり(水分あるとき大)	吸入 1,200～1500 皮膚暴露(推定) 100,000	
神経系統に作用して致死	一時	きわめて徐々に加水分解	なし	400	ソマンにより、 サリン、 持久性のものがある。 Gガスの滞留する ことがあ る。
・	・	・	鉄をわずかに におかす	100	
・	・	・	・	400	
肺傷害致死	・	急速に加水分解	水分のあるとき金属に腐蝕作用をなす	3,200	ソマンにより、 サリン、 持久性のものがある。 Gガスの滞留する ことがあ る。
咽喉・気管を刺激、窒息致死	・	水に作用して塩素酸を作る	・	3,200	
血液系統に作用して致死	・	徐々に加水分解	少ない	約2,600	
・	・	きわめて徐々に加水分解	・	11,000	主として気管刺激・嘔吐
・	・	ほとんど溶解しない	少ない	15,000 (推定)	
・	・	・	・	30,000	
刺激・催涙	・	耐水	水分あるときは腐蝕性あり	約11,000 (推定)	

半数致死量とは…1立方メートルの中に占めるガス(単位 mg)を1分間呼吸して、10人のうち5人まで死ぬ量。

戦用ガスの六種類

354 第7章 対化学

げかつ指揮及び連絡を困難にする。

- e. ガスによる傷害はこれを受けたのちただちに現われるものと、あるいは時間経過したのち現われるものとがある。

(2) 発煙剤の特性

煙は可視光線及び熱線を散乱、吸収して遮蔽効力を有し、また熱線効力を減少させる。レーダーに対しては遮蔽効力はないが、赤外線写真に対しては相当な遮蔽効力を有する。

煙は一般に高濃度のものを長時間吸入しなければ人畜に対しては無害であるが、六塩化エタン等のように有害のものもある。

(3) 焼夷剤の特性

焼夷剤は燃焼作用により焼夷の効力を有し、人畜に対して傷害及び恐怖心を与え、また照明、信号の効果もある。

註 化学剤の効力は気象及び地形の影響を受けることが大である。

3. 戦用ガスの分類

(1) 生理的作用による分類

- a. びらんガス 眼を損傷し皮膚を発赤、発泡させかつびらんさせる。吸入すれば呼吸器系を侵す。
- b. 神経ガス 身体の内外より容易に吸収され、迅速に神経組織の機能を破壊し、呼吸麻ひ全身けいれんを起す。
- c. 窒息ガス おもな生理的作用は呼吸器系に限られ、気管を刺激し、肺臓を損傷する。
- d. 血液ガス 体内に吸収されたのち、血液に作用して呼吸の変調をきたし、こん睡と全身けいれんを起す。
- e. くしやみガス 呼吸器系に強い刺激を与える。鼻、咽喉及び眼に疼痛を起し、咳と嘔吐をとまらう。

- f. 催涙ガス 眼を激しく刺激して多量の涙が出る。

(2) 持久度による分類

- a. 一時ガス 通常野外における持久度がおおむね10分以下のガスをいう。
- b. 持久ガス 通常野外における持久度がおおむね10分以上のガスをいう。

4. 化学剤の効力とその手当法

分類	生理的効果	個人手当	救急処置
びらんガス	(1) 低濃度でも眼に傷害を起す。 (2) 疼痛を起し眼から涙が出、光に対して敏感になりまぶたがふくれる。効果は液体の傷害でも最初は徐々である。	(1) 眼にはいつたらず少なくとも30秒間水洗し、もし痛みを感じたらバル眼軟膏を眼に注入し1分間すり込む。	(1) 個人手当に同じ。 (2) 被害者を安静にし暖かく保つてアルコールの無い興奮飲料を与えショックに対する手当をする。
神経ガス	(3) 液体及び濃厚な蒸気で汚毒したあとは皮膚が赤くなる(ルイサイトのときは灰色になり後に水泡を生ずる)。蒸気によつて皮膚が赤くなり次いで水ぶくれができる。	(2) 顔、耳、及び首の除毒を行う。 (3) 液滴を皮膚からつまんでぬぐい取る。 (4) 防護軟膏をすり込む。	→ <u>ビランガス</u> (5) 汚毒被服を除毒するか汚毒部を切り取り廃棄する。
窒息ガス	(4) せきを催し咽喉と気管に炎症を起し、窒息させる。 (5) 吐き気を催し、嘔吐する。 (6) マスタードは刺激性少なく、知らぬ間に傷害を受けやすいが、ルイサイトは気状ガスの場合、眼及び鼻粘膜を強く刺激し液滴は皮膚等に疼痛を感じ体内吸収砒素中毒を生ずる。		

神経ガス	(1) 瞳孔が縮小して視覚が不明瞭になり、眼に痛みを感じる。 (2) 胸部の圧迫を感じる。 (3) 呼吸困難をきたす。 (4) 原因不明の鼻汁が流れる。 (5) よだれを流す。 (6) 過度の発汗がある。 (7) 吐き気、嘔吐を催し、腹痛を起し、無意識の放尿または排便がある。 (8) 主に顔部筋肉がビクビク動き、全身けいれんを起す。 (9) 頭痛、錯乱、ねむけ、けいれん、こん睡、致死	(1) すべての処置は迅速に行う。 (2) 眼にはいつた液滴は水で洗い流す。 (3) 顔、耳、及び首の除毒を行う。 (4) 液滴を水で皮膚から洗い取る。かまたは水が利用できなければつまみとる。 (5) 症状が左の1ないし4を現わす場合にはアトロピン注射を1回行う。 (6) 汚毒被服は除毒するかまたは廃棄する。	(1) 個人手当に同じ。 (2) 呼吸が非常に困難になったり、不整になったり、停止したりする場合に人工呼吸を施す。 (3) 症状が重くてアトロピン注射を2回以上実施するときには医官の指示に従う。
	(1) せきが起る。 (2) 鼻及び咽喉を刺激し炎症を起す。 (3) 呼吸困難と胸部の痛みを起す。 (4) 吐き気を催し嘔吐することがある。 (5) 涙が出る。 (6) 疲労を感じ、くちびるが青くなる。 (7) 症状は遅れがちで、すぐには現われない。	(1) 暖く保つて被服をゆるめる。	(1) 被服をゆるめ被害者を安静にし暖くしてやる。 (2) アルコール気のない興奮飲料を与える。 (3) 一般に人工呼吸は行わないが呼吸が停止する場合に行う。
血液	(1) 息詰り及び胸部の圧迫を感じる。 (2) 稀薄な場合は眼を刺激し涙が出る。 (3) 頭痛を起す。	(1) 亜硝酸アルミ2個を砕き面体の内腔に入れ、その蒸気を吸い込む。これを3	(1) 個人手当と同じであるに人工呼吸を施す。

ガス	(4) めまいを起す。 (5) 吐き気を催し嘔吐を起す。 (6) 呼吸が激しくなる。 (7) 呼吸困難を起す。 (8) さむけがする。	3分ないし4分間隔で回繰り返す。 (2) 汚毒被服を脱いでこれを空気にさらす。	(2) 被害者を新鮮な空気中に移し、安静に保つ。
	(1) 鼻及び咽喉を刺激し、せきとくしゃみが出る。 (2) 咽喉と気管にかなり激しい痛みを感じる。 (3) 吐き気・嘔吐を催す。	(1) せきやくしゃみがでて防護マスクを着けている。 (2) 嘔吐するときはマスクをわずかに取りはずして行う。	(1) 個人手当に同じ。 (2) 点眼、点鼻薬を用いる。
催涙ガス	(1) 眼を刺激し涙がでる。 (2) 皮膚や鼻を刺激する。 (3) 効果の持続は短時間である。	(1) 風にあたる。 (2) 眼を水洗する。 (3) 石けん水で皮膚を洗い流す。	(1) 個人手当に同じ。 (2) 点眼、点鼻薬を使用
煙幕	(1) 通常の野外濃度では無毒である。 (2) 高濃度では鼻、及びのどを刺激する。 (3) 黄燐に関しては焼夷剤参照。	(1) 眼及び皮膚を水洗する。 (2) 液体発煙剤(FS等)は水で洗い落とす。 (3) 黄燐に関しては焼夷剤参照。	(1) 個人手当に同じ。
焼夷剤	(1) 燃焼により火傷を起す。 (2) 黄燐は激しい火傷を起し、かつ燐傷害を起す。	(1) 火傷部分を救急包帯でおおう。 (2) 速かに油類を塗る。 (3) 黄燐の粒子は速かに取り除く。	(1) 個人手当に同じ。 (2) 被害者は安静にして特にショック防止に留意する。 (3) 黄燐火傷に対しては硫酸銅液を使用する。



第3節 生物剤

1. 特性

- (1) 生物剤の存在は感覚または検知器により発見することはきわめて困難である。
- (2) 微生物を被り、発病するまでには通常数日を要する。
- (3) 微生物は、湿気、栄養、及び温度が適当であればおう盛な繁殖力を持ち、条件が悪い場合は短時間で死滅する。
- (4) 伝ば性により、個人の発病が集団発病の誘因となる。
- (5) 生物剤の効力は気象、地形の影響を受けることが大。

2. 分類

- (1) 生物剤は一般に微生物、毒素、及び対植物化学薬品に分けられる。
- a. 微生物の種類はきわめて多く、通常細菌、ウイルスリケツチャ、かび、及び原虫に分けられる。これらのうち動植物の病原となるもの及び戦用に適するものは少ない。
- b. 毒素は種々の微生物の生活過程において生ずるもので、強力な毒素は少量で傷害致死効果を現わす。
- c. 対植物化学薬品は微生物と異なり、化学合成剤であるため貯蔵使用上に安定性がある。ただし増殖性、伝染性はない。化学薬品は作物の枯死、発育の抑制、または落葉効力のあるものに分けられる。
- (2) 生物剤は更に使用対象により、対人剤、対動物剤、及び対植物剤に分類される。

3. 生物剤による生理的影響

生物剤による人体の生理的影響は、一定の潜伏期間を経て発病し、発熱、発疹、下痢、嘔吐、無気力等種々な症状をもつて現われる。動物においては衰弱、無気力、食欲不振が顕著であ

る。特に意志表示が不能であるため発見が遅延しがちであるから注意を要する。植物においては葉枯、い縮、及び色彩変化等を呈する。

5. 生物剤に対する防護

健康の維持増進、予防接種による免疫の保持。生物剤使用の徴候、形跡を発見したらすぐ指揮官に報告すること。防護マスク、防護被服等を使用し装着はとくに確實に行う。えりをたてそで口のボタンをかけ、手袋をはめることは有効処置である。

第4節 放射能剤

1. 特性

- (1) 放射能剤は一般の武器に比し持久効果が大きく運動性であり、かつ遮蔽下に浸透する。
- (2) 放射能剤より放出される放射線の影響は五感で検知できないが、測定器材によつては容易にこれがわかる。
- (3) 放射能剤は気象・地形の影響を受けることが大である。
- (4) 原子爆発では放射線効果のほか、熱、爆風効果が加わりその範囲はきわめて大きく、一時に多大の被害を生ずる。

2. 原子武器爆発現象

(1) 原子爆発の3効果

- a. 爆風 原子爆発における全エネルギーの大半は爆風になる。爆風の効果は爆発地点の圧力が猛烈に変化することに起因する。これによる被害55%。
- b. 熱(30%)爆発によつて生じた膨大な熱は火の玉を形成する。その温度は太陽の表面より高い。この火の玉は3秒ほどで消え去る。しかし皮膚の露出部分は数千フィート(爆心より)の地域まで火ぶくれや、やけどを生ずる。

代表的な生物剤

種類	区分	感染経路	媒介物	対象	潜伏期間
赤痢	細菌	経口	飲食物、水	対人	1~7日
コレラ	"	"	"	"	1~5日
腸チフス	"	"	"	"	7~14日
ペスト	"	経皮・経口・ 経気道	のみ	"	2~7日
鼻疽	"	経皮・経気道	うみ汁	対人・ 対動物	3~5日
炭疽	"	経皮・経口・ 経気道		"	1~3日
野兎病	"	経口・経皮	だに・しら み・刺ばえ	"	2~3日
波状熱	"	経気道	乳汁・排 泄物	"	16~21日
黄熱病	ウイルス	経皮	蚊	対人	3~6日
発疹チフス	リケツ チア	経皮・経気道	しらみ	"	10~14日
Q熱	"	経気道・経皮	だに	"	14~26日
ロッキーマ ン山病	"	経皮	"	"	2~21日
ボツリヌス 毒	毒素	経口	ソーサー ジ・罐詰	"	数時間
白色ブドウ 球菌毒素	"	"	飲食物	"	"
細菌熱病	かび			稲	4~6日
2, 4-D	化学 薬品			葉の広 い植物	1~24時間

(註) 対植物剤の菌類には、その他黒穂病、馬鈴薯、疫病、

ワクチン または血清	死亡率 %	主要症状
	5~10	血便
ワクチンあり	30~40	激しい下痢、衰弱
"	12~20	悪感、戦りつを伴う、発熱、バラ疹、 激烈な頭痛
"	肺ベスト 100 腺ベスト 50	突然の高熱、悪感、戦りつ、リンパ 節腫、呼吸困難、意識混濁
	90~100	局部、おもに鼻と皮膚に結節を生じ、 関節痛、発熱、意識混濁
血清あり	20	膿疱、発熱
	2~3	発熱、悪感、発汗、衰弱、リンパ節 がはれる
ワクチンあり	2~10	発熱、けん怠、悪感、頭痛、衰弱、 不眠、及び関節痛
"	25~30	発熱、脱力、頭痛、及び粘膜充血
"	6~12	高熱、頭痛、及び全身痛にはじまり、 出血性の発疹、はなはだしい脳症
	死亡例ほと んどなし	高熱、食欲不振、激しい頭痛、筋痛、 不眠
	平均 30	高熱、発疹、筋痛、関節痛、及び意 識混濁
	相当高度	急激な不痢、発熱、全身衰弱
	低い	"
		稲の根・茎に病果を生じ枯死する。
		茎や葉がねじれ乾燥する。

ゴマ葉病等がある。

- c. 放射能 3 効果中最も小さいもの (15%) であるが、これを爆発よりの時間で分類すると、

(a) 初期放射能——1 分以内に放出される放射線
全放射能の 98% はこれである。主としてガンマー線及び中性子よりなる。

(b) 残留放射能——1 分後でも残留する放射線
これには、放射性物質の分裂により放出されるものと未分裂片より放出されるものとが考えられる。

(2) 原子武器の爆発型式とその効果

型式	効果	初期放射線	残留放射線	熱	爆 風
空 中	広 範 囲	ほとんどない	広 範 囲	広 範 囲	広 範 囲
地上(水上)	少 な い	多 い	局部に集中	局部に集中	局部に集中
地中(水中)	ほとんどない	非常に多い	ほとんどない	局部に集中	局部に集中

〔備考〕 空中とは爆心が空中であり、かつ火の球が地(水)上に接触しない場合で、接触する場合は地上とみなす。
地中とは爆心が地(水)表面下の場合である。

3. 防護の手段

(1) 爆発前の処置

- 停止したなら必ず掩壕を掘る。
- つとめて掩蓋を設ける(爆圧でつぶれないようにする)。
- 熱線反射のため、白色の紙、白布等を使用する。(この際偽装に注意する)。
- 皮膚の露出部をつとめて少なくする。

(2) 爆発時の処置

- 壕その他地形地物を利用して直ちに遮蔽し、よるべき

地形がないときはその場に伏せる。

- 家屋の近く、大木の付近等爆風による二次傷害を受けやすいところを避ける。

- 露出部を少なくして体をおおう。

- 飛散物がおさまるまでは静止する。

(3) 爆発後の処置

- 爆発後は放射性物質の吸入、または身体への付着を避けるため防護マスク・防護被・防護被服をつけ速かに退避する。

- 防護装備品のない場合は、ビニール、雨衣等の応用材料を使用する。

- 不必要に汚染地域にとどまつたり、許可なく糧食・水を使用してはならない。

- 原子武器の爆発は、通常その瞬間には爆発型式が判明しないので、一応残留放射線の危険があるものと考えて処置する。

4. 放射線測定器材

検知のための測定器材には放射線の強度を知りうるものと線量を知りうるものがあり、野外において一般に使用されるものは次のとおりである。

強度測定用——GM 式 1

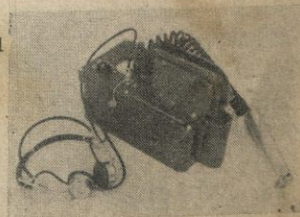
型、IC 式 1 型

線量測定器——線量計、

フィルムバッチ

(1) GM 式 1 型

GM 式 1 型は主として人員、資材、糧食等の検



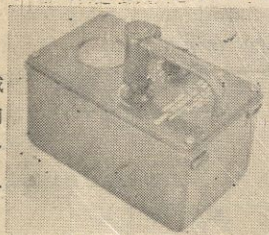
第246図 GM 式 1 型

知及び測定に使用する。一般に使用されているものは毎時500 ミリレントゲンまでの低い値の γ 線に対して測定が可能であり、また低い値の β 線の検知も可能である。

註 レントゲンとは放射線中の x 線 r 線を測定する単位であり R または r の記号を用いる。

(2) IC式1型

IC式1型は主として地域測定に使用する。一般に使用されているものは毎時50レントゲンまでの高い値の γ 線に対して測定が可能である。



第247図 IC式1型

(3) 携帯線量計

携帯線量計は身体に付して人員の受けた線量を調べるのに使用する。一般に使用されているものは200 ミリレントゲンまで

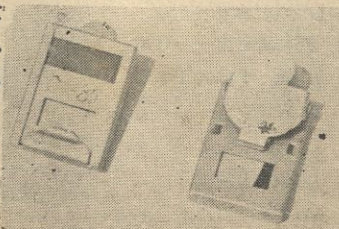
の範囲の γ 線に対して測定が可能なものもある。なおこれには付属品として荷電器がある

(4) フィルムパッチ

フィルムパッチは身体に対して人員の受けた線量を調べるのに使



第248図 携帯線量計



第249図 フィルムパッチ

用し、個人携行である。測定の範囲はフィルムの種類によつて異なるが γ 線の測定及び β 線の検知が可能である。

第5節 特殊科学剤の使用手段

1. 化学剤

化学剤を使用する手段はおおむね次のとおりである。

化学剤	使用手段										〔注〕 使用手段のうちで主要なものを◎で示す。
	雨下(航空機)	雨下爆弾	爆弾	砲弾(迫撃砲・ロケット)	地雷	器散	手榴弾・小筒	ガス放射	放射機	発煙機	
びらんガス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
神経ガス	◎	◎	◎	◎	◎			◎			
窒息ガス			◎	◎				◎			
血液ガス			◎	◎	◎			◎			
くしゃみガス				◎				◎			
催涙ガス				◎				◎			
発煙剤	◎		◎	◎				◎		◎	
焼夷剤		◎	◎	◎	◎			◎		◎	

2. 生物剤

生物剤は、砲弾(誘導弾、ロケット弾を含む)、爆弾、散布器、噴霧器、気球等の手段を使用するほか、特に生物剤の特性を助長活用する装置を施した特異なものを使用し、また裸者に

よって散布する可能性が多い。

3. 放射能剤

放射能剤の使用手段として放射性微粉散布があるほか、原子武器は種類・大小等によりそれぞれ各種の手段方法がありそのおもなものは次のとおりである。

原子武器の エネルギー (TNT相当)	爆発型式	使用手段					〔注〕 ○は主として利用される方法でその他については不明
		高低地	地	砲	誘導	航空	
	空空上中			ロケット	武器	地雷	
(A) 2KT	○ ○			○		○	
(B) 10KT	○ ○			○	○	○	
(C) 標準 20KT	○ ○ ○ ○			○	○	○ ○	
(D) 50KT	○ ○				○	○	
(E) 75KT	○ ○				○	○	
(F) 100KT	○ ○				○	○	
(G) 200KT	○ ○					○ ○	
(H) 500KT	○ ○					○ ○	
(I) 1MT	○					○ ○	
(J) 5MT	○					○ ○	

第6節 各個防護資材の概要

各個防護は特殊科学剤に対してその存在を検知し、防護資材の使用または除毒等の処置により人体及び装具を各個に防護するものであり、その確実な実施は特殊科学防護の重点である。

防護マスク

(1) 防護マスクの種類と用途



425

防護マスクは、眼、鼻、口及び顔面をおおい、化学剤生物剤、及び放射能の体内への侵入を防ぐ。

これには防護マスクⅠ型のほか、観測用、伝声用、及び戦闘用（直結式）があり、一酸化炭素に対しては特別な吸収罐を用いる。

(2) 構造機能

a. 3主要部と機能

(a) 覆面 各部の名称

及び機構は右図の如し

ア. 三叉管 面体と

一体をなしこの中を

吸入された空気が流

れることにより、隔

障とあいまってメガ

ネの曇を防ぐ。

イ. 呼吸室 空気の

逆流防止として作用

する。

ウ. 隔障 呼吸がメガネに当って曇を生じないようにする。

(b) 吸収罐 空気を浄化するためのもの。その中には濾層及び化学充填剤が封入されている。

ア. 濾層 刺激性ガスまたは煙の中にある微細な粉末または液体を除去するにたる微小なすき間を存する物質でつくられる。化学充填剤の外側の罐に巻きつけられる。

イ. 化学充填剤 空気中の有毒または刺激性ガスを



第250図 防護マスク

吸収する。ABC 滲質を施した活性炭を入れてある。

(c) 携帯袋

ア. メガネ曇止め 呼吸による曇を防ぐ。すなわち蒸気の水滴となるのを防ぐ。マスク清掃時または使用時、曇止布に少量つけ眼ガラスをふく。

イ. 防護軟膏 液状びらんガスが身体に付着した際に、各人の局部的除毒に使用し、通常2〜3回くり返す。量が少ないので、主として身体の除毒用として使用する。

ウ. 防護（被）おおい。

エ. 手入布。

(3) 点検及び取扱

防護マスクの機能を維持し、確実に装面できるためには、常に点検を行うことが必要であり、そのおもな事項は次のとおりである。

- 面体 眼ガラスがき裂していないか、眼枠とゴムの間に破れがないか、呼吸弁が正しく施されているか、面体の内部にほこりがないか、締ひもの緊度は強すぎないか。
- 連結管 き裂や孔がないか、ねじれていないか。
- 吸収罐 吸収罐体に孔または大きなへこみがないか。
- 携帯袋 破れていないか、ちり等がはいっていないか。

e. 不良個所は直ちに修理または交換して常に良好な機能を保持する。

f. 防護マスクは手入布でよくふき、衛生的見地から定期的に消毒を行い、常に乾燥状態にして保管する。また使用しないときは底蓋をはめる等吸収罐の吸湿防止に注意



する。

(4) 携行法

防護マスクの携行法は、通常携帯姿勢と待機姿勢とにわけられる。しかし状況、職種、任務、武装等の関係によつては、常に待機姿勢とした特にやむをえないときは速かに装面できるように身辺におく等適宜の方法によることができる。

a. 携帯姿勢 通常装具の上に負ひをもつて、右肩から左脇下にかけて直ちに待機姿勢に移り得るようにする。したがつて負ひものは待機姿勢に移つたとき、適当な長さを有するようあらかじめ規正しておき、また胴ひものは腰部に軽く結着する。



第251図 携帯姿勢

b. 待機姿勢 待機姿勢は必要に応じて直ちにマスクを装着できるように通常負ひものを肩にかけ、つり環によりその長さを短縮して携帯袋を胸前におき、かつ胴ひものを

370 第7章 対化学

腹部に結着し携帯袋の高さはおおむねその下際を弾帯付近におき、装面の際頭部の運動を妨害しないようにする。鉄帽・防寒帽は容易にその締ひもをゆるめ得るように結着する必要があり、作業帽にはあらかじめあごひもを付しておくと便利である。

- c. 携行上の注意 防護マスクを携行する場合は、通常吸収罐の底蓋を脱し寒冷時には眼ガラスの曇止めの処置をする。河川を徒渉する場合等には吸収罐の底蓋を装し連結管ばさみを用いて吸収罐の湿潤を防ぐ。伏姿等には面体の眼ガラスに注意。付属品は所定の場所に入れて携行する。



第252図 待機の姿勢

- d. 装面 装面は通常停止して行い、呼吸中止間に終ることが必要である。待機姿勢から装面するには通常次の順序による。

- 呼吸を止め、眼を閉じる。
- 帽を脱する。鉄帽の場合は通常締ひもをゆるめたのち、防寒帽はあごひもをかけたまま後方に脱する。
- 携帯袋の蓋を開き面体を取り出す。この際左手をもつて携帯袋の蓋をあけ、右手で面体を取り出す。
- 両手をもつて締ひもを握り、面体を広げて装する。
- 片手を呼気室にあて強く呼気を行い、面体内のガスを排出し、直ちに両手で連結管（なるべく吸収罐に近い

部分）を強く握り、これを閉塞したのち吸気を行い、面体の気密を点検する。



第253図 装面状態

- (f) 次いで装面点検を行う。

- (g) 帽をかぶり、携帯袋の蓋をする。

携帯姿勢から装面する場合は、前記の要領により装面したのち携帯袋を待機姿勢の位置におく。

執銃の際に装面するには、通常立姿においては銃をまたの間にはさんだのち、ひざ射ち、しゃがみ射ちの姿勢においては銃をももに託したのち、伏射ちの姿勢においては左脇腹を地につけるように左方に伏すか、若しくはおおむけになつて銃を腹に託したのち行う。負え銃においては銃を下したのち、または負え銃のまま装面する。

- e. 装面点検 装面時には顔面に対する面体の密着度が特に重要であるので、装面後直ちに下記のような順序で点検、規正することが必要である。

- (a) 締ひも・つむじ板・面体・連結管の順序に上から下

に向つて点検する。

- (b) 装面点検は装面に引き続いて確實迅速にできるように習性とする。

f. 脱面

- (a) 帽をぬいだのち、携帯袋の蓋を開く。
 (b) 右手で呼吸室付近を握り、あごから脱し面をとる。
 (c) 吸収罐を上から面体で包むようにして携帯袋に収納し蓋を閉じる。
 (d) 帽をかぶる。

g. 脱面時の注意

- (a) 面体を携帯袋に収納するにあつては、面体の変形を起さないように注意する。湿気が付着している場合は乾いた布片をもつてその内部、特に呼吸室等をよくふく。極寒時にあつては特にこの処置が必要である。
 (b) 呼吸室覆を開いてふく場合は、呼吸弁を損傷しないように注意しなければならない。
 (c) 脱面後防護マスクの風乾を行う場合には、吸収罐は携帯袋入にれたまま連結管を肩にかけ面体を背中の方のほうにたらしして実施する。

2. 防護(被) おおい

防護被は人体に対する特殊科学剤の付着を防止するものである。すなわち化学剤、生物剤及び放射能剤の雨下または落下に対して人体を防護する。

(1) 携行法

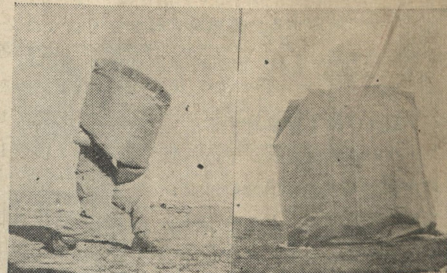
防護被は防護マスク携帯袋に入れて携行する。必要に応じて封かんテープを取り除き、収納袋の蓋を除去して被を即座に引き出せるようにする。急な状況が予想される場合

には首に掛ける待機時の姿勢で携行する。



赤テープを握つたところ

ひろげたとこ



かぶるところ

かぶつたところ

第254図 防護被の装着要領

(2) 点検及び取扱い

点検は、収納袋・防護被のき裂、衰損汚毒状態について行う。防護被は常に湿気を防ぎ、取扱いを慎重にし、折りたたみをていねいに実施することが大切である。

(3) 装脱

防護被を装するときには上記図の示す要領により行う。防護被を脱するときには他に汚毒を及ぼさないように注意する。

3. 防護被服

防護処理被服は化学薬品で浸漬処理した作業服、下着、綿製手袋、靴下及び防護頭巾よりなり、戦用ガスに対する防護のため用いる。

(1) 点検及び取扱い

完全防護被服は少しでも孔があると機能を失うから綿ゴムの割れ目、穴、硬直、粘着、き裂等の有無について綿密に点検する必要がある。

防護処置服で、漂白剤、アルコール、ガソリン及びその他の溶剤に触れてはいけな。また貯蔵には乾燥した通風のよい場所に貯蔵する。格納時には少く折りたたまないように注意する。

(2) 装脱

a. 下着及び靴下を装着する

シャツの下部はズボン下の内側に入れて、ズボン下の前ボタンを完全にかける。また靴下はズボン下のすその上に被せる。

b. 作業服を装着する 作業服の上衣はズボンの内側に差し込み、ズボンのバンドで締める。またそで口やズボンのすそは、ボタンあるいはひもでしばることが大切である。

c. 靴を装着する 靴防護脂油を塗布した靴を使用する。

d. 防護マスクを装着する



第255図 完全被服装着状態

時間濃厚なびらんガス蒸気に暴露するような状況では、首と顔に防護軟膏を使用して表面する。

e. 頭巾を装着する 上衣のえりを立て、頭巾の縁が防護マスクの眼ガラスの枠に接するように注意する。

f. 防護処理手袋を装着 綿製手袋の上に防護処理手袋をはめ作業服のそでの上にかぶせる。

4. その他の防護資材

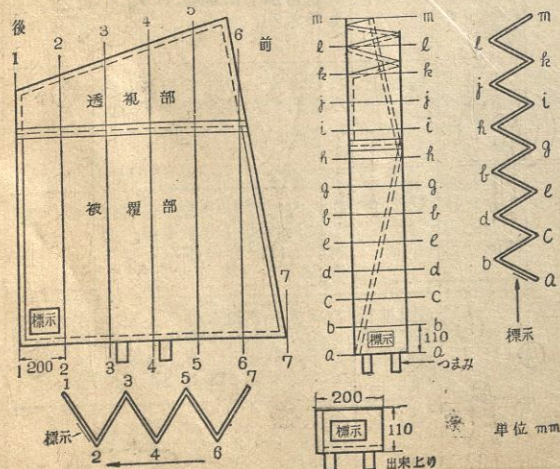
その他の防護資材の種類、用途、携行方法及び使用法は次の通りである。

種類	用途	携行法	使用法	備考
防護軟膏	びらんガスに対する眼以外の皮膚の防護	防護マスクの携帯袋に収納	びらんガスで汚毒した皮膚に塗布する。また予防のためあらかじめ塗布することもできる。	防護軟膏用具並にガス救急用具入組品
バル眼軟膏	びらんガスに対する眼の除毒に用いる	同上	びらんガスで眼を汚毒し痛みを感じたとき塗布する。	同上
アトロピン	Gガスによる傷害に用いる	同上	筋肉内に注射する。各自は1本だけ使用できるが、2本以上は医官の指示を受ける。	同上
亜硝酸アルミ	血液ガス傷害に用いる	部隊携行必要に応じて個人携行	アンプル2個を砕き防護マスクの面体内に挿入し、その蒸気を吸入する。8個まで使用することができる。	ガス救急用具入組品
靴防護脂油	靴に対するびらんガスの浸透防止	同上	びらんガスの汚毒地域を通過するときまたは汚毒が予想されるときに靴に塗油する。	

フィルムパッチ	放射線量測定	個人携行	フィルムの感光により放射線量を測定する。
線量計	同上	部隊携行 必要に応じて個人携行	線量計の目盛または変色によつて放射線量を測定する

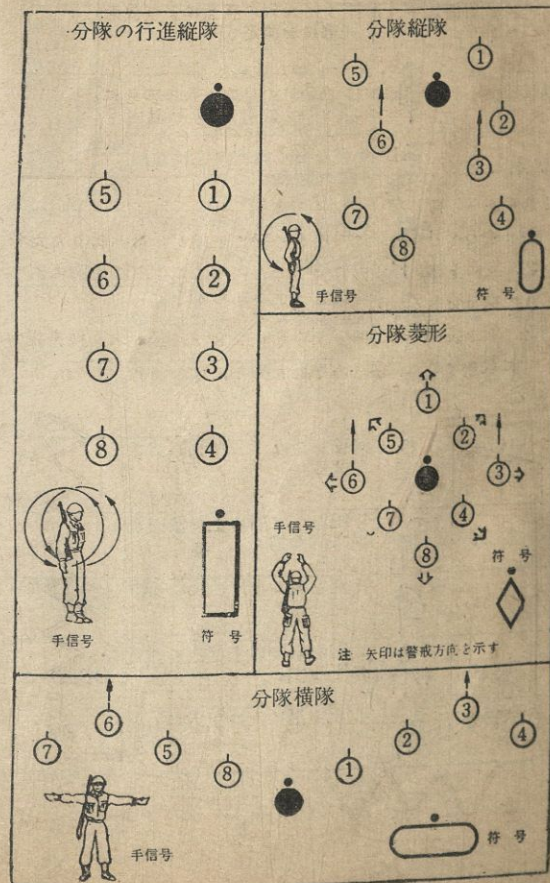
《参考》 防護被のたたみ方要領

- (1) 被元への号令で元の折目に沿つて端から端へ折りたたむ
- (2) 次に上部から下部に向つてたたみ、この際被を胸にあてて空気を押し出しながたたむ。
- (3) 被を袋の中に収め、その収めた袋を防護マスク携帯袋中に収納する。(註 防護被は訓練期間だけ元にもどしてたたむ。)



単位 mm

付録 1. 小銃分隊の戦闘 (行進を含む) 隊形



付録 2. 手 信 号

番号	信号名	図 示	説 明	信号の適用
1	気を付け		片腕を高く垂直に上げる。	準備よしか 準備よし注意せよ指揮官にならえ 指揮官にならうに及ばず
2	休 め		片腕を高く垂直に上げ数回左右に振る。	
3	乗 車		片腕を（手のひらを上にして）水平に横に延ばし、数回垂直に上げる。	
4	下 車		片腕を（手のひらを下にして）水平に横に延ばし、数回下げる。	
5	運転始め		始め片腕を握り、体の前方で大きく円を描く。	
6	運転やめ		両腕を体の下方で数回交ささせる。	
7	集 合		片腕を上げ頭の上で数回水平に円を描く。	
8	進 め		片腕を高く上げ、次に前方に数回振る。	（前進） 異常なし
9	止 れ		片腕を水平に上げ次に斜下に下ろす。	（停止）
10	速度を増せ		片腕を肩に上げ上方に数回屈伸する。	

番号	信 号	図 示	説 明	信号の適用
11	速度を落せ		片腕を水平に横に伸ばし、数回斜下まで動かす。	
12	右(左)に方向変え		片腕を高く垂直に上げ、曲る方向に水平に倒す。	
13	後え進め		手のひらを前に向け、胸の所で数回外側に動かす。	
14	右(左)に寄れ		片腕を手のひらを外側にし、肩にあげ、数回外側に動かす。	
15	縦隊作れ		片腕を伸ばし体の側方で大きく円を描く。	
16	横隊作れ		両腕を水平に横に伸ばす。	
17	並列縦隊作れ		両腕を垂直に上げる。	
18	開 け		両腕を（手のひらを外にして）垂直に上げ、次に腕を水平まで降す。	
19	つ め		両腕を（手のひらを上に向け）水平に伸ばし次に腕を手のひらが合うまで上げる	
20	異常なきや		両腕を交互に上下に振る。	

番号	信 号	図 示	説 明	信号の適用
21	異常あり		片腕を垂直に上げ大きく上下に振る。警報器連続短音と併用事故あらば赤旗使用	後方続行せず事故あり
22	追越せ		片腕を横に出し手を前後に振って追越を促す。	
23	その場に止れ		「異常あり」21の信号をした後止れの信号をする。(緊急停止の場合は赤旗使用)	
24	了解		受けた信号を繰り返す。	
25	ライトをつけよ		「気をつけ」(1)の後、相手の方に片手を伸ばし数回指を開閉する。	
26	ライトを消せ		「気をつけ」(1)の後、片手の手のひらで眼をおおう。	
27	飛行機警報 車警報		「事故あり」21赤旗と警報器三長音の反復併用。	
28	化学警報		「事故あり」21赤旗と警報器の連続長音の併用。	

- 註 1. 手信号は手旗をもってもよい。
 2. 赤手旗は「警報」「事故あり」のみ使用し、その他の一般信号には赤以外の旗を使用する。

付録3. 教範漢字と読み方

あ 隘路(あいり)	黄磷弾(おうりんだん)	う)
垢(あか)	ん)	緩衝(かんしょう)
脚(あし)	負え銃(おえつつ)	灌木(かんぼく)
宛名(あてな)	覆い(おおい)	き 詭計(きけい)
安全桿(あんぜんかん)	大槌(おおづち)	毀損(きそん)
ん)	斧(おの)	偽贖(ぎまん)
い 萎縮(いしゆく)	か 開濶地(かいかつち)	技倆(ぎりょう)
依托(いたく)	つち)	脚架(きゃくが)
咽喉(いんこう)	開豁地(かいかつち)	逆鉤(ぎゃくこう)
隠蔽(いんぺい)	外哨(がいしょう)	吸収罐(きゅうしゅかん)
う 迂回(うかい)	外貌(がいぼう)	うかん)
烏合(うごう)	躍(かかと)	矯正(きょうせい)
運搬(うんぱん)	鉤(かぎ)	橋梁(きょうりょう)
え 曳光弾(えいこうだん)	崖(がけ)	据銃(きょじゅう)
うだん)	掛盒(かけごう)	拒馬(きよば)
掩蓋(えんがい)	頭右(中)(左)	衿持(きんじ)
掩護(えんご)	(かしらみぎ(なく	屑(くず)
掩壕(えんごう)	か)(ひだり))	靴(くつ)
円錐(えんすい)	褐色(かつしよく)	屈臂(くつび)
掩体(えんたい)	構え銃(かまえつつ)	窪地(くぼち)
掩蔽(えんぺい)	間隙(かんげき)	組め銃(くめつつ)
お 嘔吐(おうと)	監視哨(かんししや)	鞍形(くらがた)

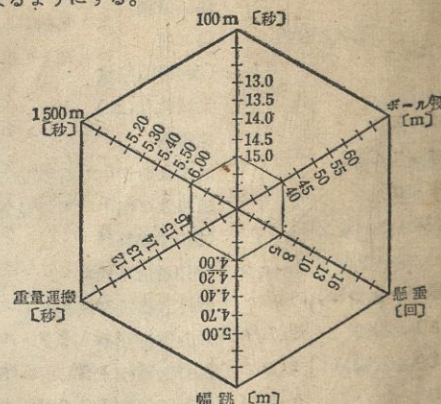
け 頸部(けいぶ)	捧げ銃(ささげつつ)	銃口線(じゅうこう)
撃鉄鉤(げきてつこう)	匙(さじ)	せん
う)	又銃(さじゅう)	蹴子(しゅうし)
肩胛(けんこう)	又状部(さじょうぶ)	蹴出(しゅうしつ)
懸垂(けんすい)	蛹(さなぎ)	充填(じゅうてん)
牽制(けんせい)	鎗(さび)	充填剤(じゅうてんざい)
劍尖(けんせん)	晒粉(さらしこ)	ざい
こ 壕(こう)	斬撃(ざんげき)	銃把(じゅうは)
槓桿(こうかん)	塹壕(ざんこう)	燒夷(しょうい)
槓桿鉤(こうかんこう)	斬突(ざんとつ)	猩紅熱(しょうこう)
う)	撒布(さんぷ)	ねつ
口腔(こうこう)	し 下顎(したあご)	哨所(しょうしよ)
交叉(こうさ)	膝姿(しっし)	照星覆(しょうせい)
腔線(こうせん)	示点桿(してんかん)	おおい
腔中油(こうちゅう)	蛇口(じゃぐち)	擾乱(じょうらん)
ゆ)	蛇咬傷(じゃこうし)	塵煙(じんえん)
勾配(こうばい)	よう)	浸漬(しんし)
痕跡(こんせき)	遮障(しゃしょう)	す 炊煙(すいえん)
さ 遮ざる	惹起(じゃっき)	誰何(すいか)
(さえざる)	蛇腹(じゃばら)	炊飯(すいはん)
竿(さお)	遮蔽(しゃへい)	据える(すえる)
柵型(さくがた)	遮幕(しゃまく)	隙(すき)
炸裂(さくれつ)	充溢(じゅういつ)	せ 斉一(せいいつ)
下げ銃(さげつつ)	銃腔(じゅうこう)	整頓(せいとん)

咳(せき)	立て銃(たてつつ)	擲弾(てきだん)
脊髄(せきずい)	溜(ため)	手榴弾(てりゅうだ)
斥候(せっこう)	彈殼(だんかく)	ん)
窃取(せっしゅ)	彈痕(だんこん)	視視(てんし)
閃光(せんこう)	彈痕痕(だんこんび)	転把(てんば)
詮索(せんさく)	よう)	展望哨(てんぼうし)
門子(せんし)	単哨(たんしょう)	よう)
前哨(ぜんしょう)	炭疽(たんそ)	と 簡架(とうが)
尖端(せんたん)	ち 地敵(ちすう)	筒腔(とうこう)
前膊(ぜんぱく)	厨芥(ちゅうかい)	等齊(とうせい)
尖兵(せんべい)	蝶形(ちょうがた)	痘瘡(とうそう)
そ 挿弾子(そうだ)	調節桿(ちょうせつ)	疼痛(とうつう)
んし)	かん)	投擲(とうてき)
装填(そうてん)	課者(ちょうじゃ)	解け銃(とけつつ)
挿入(そうにゅう)	蝶番(ちょうつがい)	泥(どろ)
蒼白(そうはく)	つ 唾(つば)	な 軟性下疳(なん)
叢林(そうりん)	棲(つま)	せいげかん)
阻害(そがい)	吊る(つる)	に になえ銃
狙撃(そげき)	吊れ銃(つれつつ)	(になえつつ)
蘇生(そせい)	て 偵察(ていさつ)	ね 伏射ち(ねうち)
阻絶(そぜつ)	梯次(ていじ)	撚線(ねんせん)
沮喪(そそう)	通伝(ていでん)	の 鋸(のこぎり)
た 托架(たくが)	泥土(でいど)	は 把握(はあく)
托す(たくす)	溺死(できし)	排泄(はいせつ)

縛着物(ばくちやく)	う)	腿(もも)
ぶつ)	塞がり(ふさがり)	や 葉莢(やつきよ)
剥げる(はげる)	不揃(ふぞろい)	う)
梯子(はしご)	蓋(ふた)	よ 浴槽(よくそう)
把手(はしゅ、とつ)	不填実(ふてんじつ)	り 陸曹(りくそう)
て)	不撓不屈(ふとうふ)	榴弾(りゅうだん)
飯盒(はんごう)	くつ)	両脚(りょうきやく)
斑点(はんでん)	へ 閉塞(へいそく)	両肢(りょうし)
鞍馬(ばんば)	ほ 防禦(ぼうえい)	稜線(りょうせん)
ひ 控枕(ひかえぐ)	防護軟膏(ぼうごな)	梁部(りょうぶ)
い)	んこう)	鱗型(りんけい)
控え銃(ひかえつつ)	防錆(ぼうせい)	淋病(りんびょう)
膝(ひざ)	頬(ほお)	れ 黎明(れいめい)
肘(ひじ)	埃(ほこり)	連繫(れんけい)
菱形(ひしがた)	保持棒(ほじわく)	ろ 漏洩(ろうえい)
砒素(ひそ)	歩哨(ほしょう)	鹿砦(ろくさい)
鼻疽(びそ)	本盒(ほんごう)	濾層(ろそう)
標的棒(ひょうてき)	ま 睫毛(まつげ)	肋骨(ろっこつ)
わく)	抹消(まつしょう)	わ 棒(わく)
臂力(ひりよく)	め 眼棒(めわく)	薬(わら)
敏捷(びんしょう)	も 元え銃(もとえ)	彎曲(わんきよく)
ふ 複哨(ふくしょう)	つつ)	

付録4 体力測定判定グラフ

◎ 各種目の線上に記録してそれを線で結び、大きい正六角形になるようにする。



1回 赤実線 2回 青実線 3回 黒実線
4回 赤点線 5回 青点線

種目	100m 疾走	ソフト ボール 投げ	懸垂 くつび 屈臂	走幅跳	50kg土のう 50m運搬	1500m 駆走
1級	13.0秒	60m	16回	5.00m	12 秒	5分20秒
2級	13.5〃	55〃	13〃	4.70〃	13 〃	5〃30〃
3級	14.0〃	50〃	10〃	4.40〃	14 〃	5〃40〃
4級	14.5〃	45〃	8〃	4.20〃	15 〃	5〃50〃
5級	15.0〃	40〃	5〃	4.00〃	16 〃	6〃00〃

の
一
例

- 1 その場駆け足のみ八呼間で行い他は十六呼間で行う。
- 2 二回以上連続して行う場合には二十番の運動後二番の運動から始める。
- 3 整理体操は○印をしたものを用いる。
- 4 時間に余裕のないときは整理体操は省略する。

基本教練
基本教練の注解
隊員各個の戦闘訓練と偵察
(案)小銃中隊
小銃中隊の解説
(案)銃劍格闘
銃劍格闘訓練の参考
(案)体育教範
(案)口径30M1型ライフル
口径30M1918A2型ブローニング
自動銃
ロケット弾発射筒
手榴弾及び小銃擲弾
火器教程
火器訓練の参考
(案)情報教範
訓練必携
(案)普通科操典
行軍及び宿営
(案)野外令第2部
小火器射撃管理
外哨及び斥候

天幕と幕舎構築
偽装原則
偽装
(案)野戦築城
築城教程(改)
地雷戦
地図及び空中写真の見方(1)
地図及び空中写真の見方(2)
(案)部隊符号
(案)通信科操典
野外無線電話機JEE—8
野外有線技術
携帯無線機JSCR—536
携帯無線機JSCR—300
通信教程
応急手当
繃帯法及び福木法
衛生法・救急法
(案)化学防護
(案)各個の戦闘訓練
小火器射撃訓練
地雷作業

このほか陸幕の取材許可に基づく、各学校、部隊、機関等の正式訓練の取材（撮影を含む）事項及び関係訓練教書・チャート等が引用されてある。



脚

二回以上を繰り返して行い、合計二十番の運動を二番の運動から始める。

準備運動は○印のものを多用する。
二回以上を繰り返して行い、合計二十番の運動を二番の運動から始める。

昭和35年3月1日 改訂第8版 自衛隊 第1刷発行 価 格 ￥200

新 隊 員 教 程 (改訂版)

(電略セノ)

編 者 教 範 研 究 会
発 行 者 堀 内 孝 義
印 刷 者 文 化 堂 印 刷 所

発行所 株式会社 文 化 堂

東京都千代田区神田松住町4番地
電話神田 (251) 3183 振替東京148966

